

箴、銘、頌、贊、碑文、記、序、書、說、題跋、雜著、策問、啓、上梁文、祝文、祭文、哀辭、諡議、行狀、墓誌銘、墓碣、墓表、神道碑、傳。

◎文章辨體五十卷外集五卷

〔作者、題名〕 明の吳訥撰す、訥字は敏德、思菴と號す、常熟の人、永樂中、知醫を以て薦めらる、仁宗位に即くに及び、監察御史に擢んでられ、後右都御史に至る、著す所刑刑要覽あり、(明史本)此書は文體を辨明して輯撰せる者なるを以て、辨體といふ。

〔編旨、體裁、傳來〕 此書は、編旨文章正宗を宗とし、之を左の四十類に分てり。

古歌謠辭、古賦、樂府、古詩、歌行、論告、聖書、批答、詔、冊、制、誥、制策、表、附露論、奏疏、議、彈文、檄、書、記序、論、說、解、辯、原、戒、題跋、雜著、箴、銘、頌、贊、七體、問對、傳、行狀、諡、諡議。

而して卷首には、凡例及び總論總目あり、總論は諸家の詩文に關する意見を集めたり、而して類毎に解題し、一文毎に題意、音訓を注せり、外集は四六

對偶及び律詩歌曲を集め之を

連珠、判、律賦、律詩、排律、絕句、聯句詩、近代詞曲。

の八類に分ち、類毎に解題あるも、毎文、題意、音訓を注せず、此書一たび出で、より、程敏政は明文衡を作りて、特に其叙録諸體を録し、意願る之を重んじ、陸深は溪山餘話に於て、稱して精博と爲し、眞德秀の文章正宗以後未だ之に過ぐる者有らずといひ、徐師曾は之に本づきて文體明辨を撰し、賀復徵は之を廣めて文章辨體彙選を撰せり、かく明代は之を重んじたれども、(清)に至り乾隆帝の四庫提要を編する、之を存目に收め、舛誤あり剽擷あり、且つ漫にして別裁なしといひて刺れり。

◎中州名賢文表三十卷

〔作者、題名、體裁〕 明の劉昌編す、昌字は欽謨、長洲の人、正統十年の進士、河南提學副使より、廣東參政に至る、著す所河南志、姑蘇志あり、(萬姓統)是書は即ち其河南に官する時、蒐輯する所にして中州の義は中州集の條に出づ、首に成化七年三月朔旦の

自序あり、次に宋華が康熙五年の序、又汪立名の識語あり、凡そ

許衡六卷、姚燧八卷、馬祖常五卷、許有壬三卷、王惲六卷、富珠哩本書には李元魯二卷。

とす、各々本集の體に依り、末に碑志銘傳附録を載す、哩哩のみは附録有りて碑銘なし、六人中從來許衡の集は刊板あれども、馬、王、王三氏の集は寫本を以て傳はるのみにして且つ誤舛甚だしく、姚、富二氏の集は全く散佚せしが、獨り此書の存するによりて、其文を知り其詩賦を見ることを得るなり、每集の末に昌の跋語數則を添ふ、俱に考證あり、此本は康熙刊行のものなれども(我國)傳本絶えて少し。

◎明文衡九十八卷補二卷

〔作者、題名、體裁〕 明の程敏政編す、敏政の傳は、宋遺民錄の條に出づ、此書選ぶ所は明文の權衡たる者といふ意より名づく、凡て四十類に分ち、悉く玉臺新詠の例に倣ひ、作者の姓名を題せり、たゞ方孝孺のみ字を書するは、是時靖難の文禁、稍弛めども、尙未だ全く解けざるを以て、其文を存して其名

を隠すなり、其中目ありて文なきもの數十首あり、四庫提要に「多きを貧り得るを務めたるを以て、少しく難雜に涉るを免れず、然れども洪武以後、成化以前、先正の流風、猶未だ盡く混びず、錄する所皆典型あり、七子末流の摹擬諸風の偽體無し、明初の文を稽ふる者は書を以て正軌となすべし」といへり、其言頗る當を得たり、今四十類の目を擧ぐれば左の如し。

檄、詔、制、誥、冊、遺祭文、賦、騷、樂府、琴操、表箋、奏議、議、論、說、解、辯、原、箴、銘、頌、贊、七、策問、問對、書、記、序、題跋、雜著、傳、行狀、碑、神道碑、墓碣、墓誌、墓表、哀誄、祭文、字說。

補二卷は補遺にして別に類を別たす。

◎文體明辨八十四卷

〔題名、作者〕 文の體裁を明に辨別するといふ意より名づく、明の徐師曾撰す、師曾字は伯魯、吳興の人、嘉靖二十六年の進士、官左給事中に至る、後辭して出でず、家に卒せり。(吳江縣志)

〔體裁、編旨、傳來〕 此書は吳訥が文章辨體を取りて、之を損益したる者なり、分ちて文章綱領一卷、詩文六十七卷(内六卷目錄)、附錄十六卷(内二卷目錄)とす、詩文は之を、

古歌謠辭、四言古詩、楚辭、賦、樂府、五言古詩、七言古詩、近體歌行、近體律詩、絕句詩、六言詩、和韻詩、聯句詩、集句詩、命、諭告、詔、勅、聖書、制、詔、冊、批答、御札、赦文、鐵券文、諭祭文、國書、誓、令、教、上書、章、表、箋、奏疏、盟、符、檄、露布、公移、判、書記、約、策問、策、論、說、原、議、辯、解、釋、問對、序、引、題跋、文、雜著、七、書、連珠、義、說書、箴、規、戒、銘、頌、贊、評、碑文、記、志、紀事、題名、字說、行狀、述、墓誌銘、墓碑文、墓碣文、墓表、諡議、傳、哀辭、誄、祭文、弔文、文。

に分ち、附録は之を、

雜句詩、雜言詩、雜體詩、雜韻詩、雜數詩、雜名詩、諧謔詩、詩餘、玉牒文、符命、表本、口宣、宣答、致辭、祝辭、貼子詞、上梁文、樂語、右語、道場榜、道場疏、表、青詞、募緣疏、法堂疏。

の二十五類に分つ、一類また各體に分てり、然れども體例甚だ蕪雜にして編旨の何れにあるかを求むべき無し、(四庫提要)然れども徳川氏の初世(我國)に傳はり、寛文十三年之を翻刻し、後嘉永五年復刊し、大に行はれたり。

漢魏六朝七十二家集三百四十七卷

〔作者、傳來〕 明の張燮撰す、燮の傳は東西洋考の條に出づ、此書一たび出てより、張燮は之を本として漢魏六朝百三家集を撰せり、然れども傳本少なき者と見え、四庫に著録せず、(我國)には徳川氏の初世傳はり、今に内閣文庫に之を藏せり、故に容易に觀ることを得べし。

〔編旨、體裁〕 此書は漢魏六朝の詩文を彙輯したる者にして、經、史、子部に入る可き者は之を載せず、集中の體に似たる者のみを録せり、録する所は完製を主とし、完篇ならざるも裁割して諸書に引用せらるる者は皆之を取り、且つ同題にして引用書に此に引きて彼になく、彼にありて此になきものは其脈絡を尋ねて之を増入し、上下接せざる者は又字を題し

て別に附せり、而して每人二卷以上に滿たざる者は取らず、首に賦、次に詩、次に文を列し、(1)本傳、遺事、(2)後人の其人に關する詩文、(3)同時の贈答諸草にして集中の本文已に失するも、他人の語獨り存する者を、附録として後に載す、其目左の如し。

- 周 宋大夫集三卷 宋玉
- 漢 賈長沙集三卷 賈誼
- 司馬文園集二卷 司馬相如董膠西集二卷 董仲舒
- 東方大中集二卷 東方朔 王諫議集二卷 王褒
- 揚侍郎集五卷 揚雄 馮曲陽集二卷 馮衍
- 班固臺集四卷 班固 張河間集六卷 張衡
- 蔡中郎集十二卷 蔡邕 孔少府集二卷 孔融
- 諸葛丞相集二卷 諸葛亮
- 魏 魏武帝集五卷 曹操
- 魏文帝集十卷 曹丕 陳思王集十卷 曹植
- 王侍郎集三卷 王粲 陳記室集二卷 陳琳
- 阮步兵集五卷 阮籍 嵇中散集六卷 嵇康
- 晉 傅蕩鴈集六卷 傅玄
- 孫馮翊集二卷 孫楚 夏侯常侍集二卷 夏侯湛
- 潘黃門集六卷 潘岳 傅中丞集四卷 傅咸
- 潘太常集二卷 潘尼 陸平原集八卷 陸機

- 陸清河集八卷 陸雲 郭弘農集六卷 郭璞
- 孫廷尉集二卷 孫綽 陶彭澤集五卷 陶潛
- 宋 顏光祿集五卷 顏延之 鮑參軍集六卷 鮑照
- 謝法曹集二卷 謝靈運 謝光祿集四卷 謝莊
- 齊 謝宣城集六卷 謝朓
- 王寧朔集四卷 王融
- 梁 梁武帝集十二卷 蕭衍
- 梁昭明太子集五卷 蕭統 梁管文帝集十六卷 蕭綱
- 梁元帝集十卷 蕭繹 江醴陵集十四卷 江淹
- 沈隱侯集十六卷 沈約 陶隱居集四卷 陶弘景
- 任中丞集六卷 任昉 王左丞集三卷 王僧孺
- 陸太常集二卷 陸倕 劉戶曹集二卷 劉孝標
- 王詹事集二卷 王筠 劉秘書集二卷 劉孝綽
- 劉豫章集二卷 劉潛 劉中庶集二卷 劉孝威
- 庾度支集三卷 庾肩吾 何記室集三卷 何遜
- 陳 吳朝請集四卷 吳均
- 陳後主集三卷 陳叔寶
- 徐僕射集十卷 徐陵 沈侍中集三卷 沈炯
- 江令君集五卷 江總 張散騎集二卷 張正見
- 北魏 高令公集二卷 高允

- 溫侍讀集二卷 溫子昇
- 北齊 邢特進集二卷 邢邵
- 魏特進集三卷 魏收
- 北周 庾開府集十六卷 庾信
- 王司空集三卷 王褒
- 隋 隋煬帝集八卷 楊廣
- 盧武陽集三卷 盧思道 李懷州集二卷 李德林
- 牛奇章集三卷 牛弘 薛司隸集二卷 薛道衡

卷首には別に凡例總目あり。

漢魏六朝百二名家集百八十卷

〔作者、編者、體裁〕 明の張溥編す、溥字は天如、太倉の人、崇禎四年の進士、郷里に住し、古學を唱ふ、同十四年(二三〇一)歿す、詩經注疏大全の著あり、
(明史文苑傳參考) 是より先き、馮惟訥詩紀を輯めてより、漢魏六朝の詩一編に匯し、梅鼎祚文紀を輯めてより、漢魏六朝の文一編に匯し、張燮七十二家集を輯めてより、漢魏六朝の遺集一編に匯す、溥、張氏の書を以て根柢と爲し、馮氏梅氏の書中、其人の著作稍多きを者を取り排比して之を附益し、以て是集を爲せり、

卷帙既に繁く、得るを務め多きを貪り、限副に失するものあり、編録亦往々法無く、考證亦往々未だ明ならず、もと經說に係り、或は史類に係り、或は子書に係る者を以て、之を集に入るゝが如き、雜駁なる者甚だ多し、然れども詩紀、七十二家集は、間々世に出づるあるも極めて稀にして、文紀の如きは絶えて傳來なきに反し、此書は普ねく世に行はれたるを以て、世人の漢魏六朝の詩文を知らんと欲するもの、先づ此書によりて檢尋するを常とす、また雜駁を以て廢す可からざるなり、左に其目を擧ぐ。

- 漢 賈長沙集一卷 賈誼
- 司馬文園集一卷 司馬相如董膠西集一卷 董仲舒
- 東方大中集一卷 東方朔 褚先生集一卷 褚先生
- 王諫議集一卷 王褒 劉子政集一卷 劉向
- 揚侍郎集一卷 揚雄 劉子駿集一卷 劉歆
- 東漢 馮曲陽集一卷 馮衍
- 班蘭臺集一卷 班固 崔亭伯集一卷 崔駰
- 張河間集一卷 張衡 李蘭臺集一卷 李尤
- 馬季長集一卷 馬融 荀侍中集一卷 荀爽
- 蔡中郎集二卷 蔡邕 王叔師集一卷 王逸
- 孔少府集一卷 孔融 諸葛丞相集一卷 諸葛亮

- 魏 魏武帝集一卷 曹操
- 陳思王集二卷 曹植
- 陳記室集一卷 陳琳 王侍中集一卷 王粲
- 阮元瑜集一卷 阮瑀 劉公幹集一卷 劉楨
- 應德璉集一卷 應瑒 應休璉集一卷 應璩
- 阮步兵集一卷 阮籍 嵇中散集一卷 嵇康
- 鍾司徒集一卷 鍾會
- 晉 杜征南集一卷 杜預
- 荀公會集一卷 荀勗 傅鶴舩集一卷 傅玄
- 張司空茂先集一卷 張華 孫馮翊集一卷 孫楚
- 摯太常集一卷 摯虞 東廣徵集一卷 東晉
- 夏侯常侍集一卷 夏侯湛 潘黃門集一卷 潘岳
- 傅中丞集一卷 傅咸 潘太常集一卷 潘尼
- 陸平原集二卷 陸機 陸清河集二卷 陸雲
- 成公子安集一卷 成公綏 張孟陽集一卷 張載
- 張景陽集一卷 張協 劉越石集一卷 劉琨
- 郭宏農集二卷 郭璞 王右軍集二卷 王羲之
- 王大令集一卷 王獻之 孫廷尉集一卷 孫綽
- 陶彭澤集一卷 陶潛
- 宋 何衡陽集一卷 何承天
- 傅光祿集一卷 傅亮 謝康樂集二卷 謝靈運

- 顏光祿集一卷 顏延之 鮑參軍集二卷 鮑照
- 袁陽源集一卷 袁淑 謝法曹集一卷 謝靈運
- 齊 竟陵王集二卷 蕭子良
- 王文憲集一卷 王儉 王寧朔集一卷 王融
- 謝宣城集一卷 謝朓 張長史集一卷 張融
- 孔詹事集一卷 孔稚圭
- 梁 梁武帝集一卷 蕭衍
- 梁昭明集一卷 蕭統 梁簡文帝集二卷 蕭綱
- 梁元帝集一卷 蕭繹 江醴陵集二卷 江海
- 沈隱侯集二卷 沈約 陶隱居集一卷 陶宏景
- 丘司空集一卷 丘遲 任中丞集一卷 任昉
- 王左丞集一卷 王僧孺 陸太常集一卷 陸倕
- 劉戶曹集一卷 劉孝標 王詹事集一卷 王筠
- 劉秘書集一卷 劉孝綽 劉豫章集一卷 劉潛
- 劉中庶集一卷 劉孝威 庾度支集一卷 庾肩吾
- 何記室集一卷 何遜 吳朝請集一卷 吳均
- 陳 陳後主集一卷 陳叔寶
- 徐僕射集一卷 徐陵 沈侍中集一卷 沈炯
- 江令君集一卷 江總 張散騎集一卷 張正見
- 北魏 高令公集 高允

溫侍讀集一卷	溫子昇	邢特進集一卷	邢邵
○北齊			
魏特進集一卷	魏收	庾開府集二卷	庾信
○北周			
王司空集一卷	王褒	隋煬帝集一卷	楊廣
○隋			
盧武陽集一卷	盧思道	李懷州集一卷	李德林
牛奇章集一卷	牛弘	薛司隸集一卷	薛道衡

寧都三魏文集八十二卷

〔作者、題名〕 清の林時益の編する所にして、魏際瑞、魏禧、魏禮兄弟三人の詩文集なり、皆寧都の人、故に寧都三魏集といふ、三人皆文名あり、長を伯子、仲を叔子、季を季子といふ、就中叔子最も著る、時益字は確齋、南昌の人、叔子の弟子なり、著す所詩集五卷あり、附録に收むる所の敬士名は世儼、昭士名は世儼、共に季子の子、興士名は世傑、伯子の子なり。〔先正事略、國朝〕
〔體裁〕 首に時益の序、總目、楊文彩の魏徵君傳あり、其目左の如し。

魏伯子文集十卷	魏叔子詩集八卷
魏叔子文集二十二卷	魏叔子日錄二卷
魏季子文集十六卷	附魏敬士文集八卷
魏興士文集六卷	魏昭士文集十卷

續古文苑二十卷

〔作者、編目、體裁〕 清の孫星衍撰す、星衍の傳は孔子集語の條に出づ、此書は古文苑の續篇にして、收むる所は漢魏六朝を主とし、隋唐以下は其佳なる者を選び、宋元は其人潛德あり文亦關係ある者を取れり、而して明に及ばず、就中金石文は最も考證に資あるを以て大抵之を載せたり、其撰擇の標準は前と同じ、又正史、文選、唐文粹、文苑英華、宋文鑑、元文類、漢魏六朝百三名家集、古詩紀、及び各家專集に載する者は皆取らず、其遺篇のみを輯めたり、每文出處を注し異同を校し、又難解の章句を解せり、凡て三十五類に分つ左の如し。
鐘鼎文、賦、詩、詔、冊、勅、賜書、令、表、疏、奏、對策、啓、牋、狀、議、書、奏記、書、檄、對、論、說、記、序、頌、贊、箴、銘、碑志、誄、弔文、哀詞、祭文、雜文。

政法

小序

政は正なり、法は則なり、國を建つる宜しく職を設け以て不正を正し、國を治むる宜しく律を定め以て不則を則る可し、故に政法は建國の大憲なり、昔者伏羲易を作り官に名づけしと云ふと雖、未だ必ず官位を具へず、黃帝氏雲瑞有り雲を以て官に命じてより、或は火を以てし、或は水を以てし、或は龍鳥を以てす、唐虞夏殷を経て、周に至り大に備はる、是より政法の書、前後相繼ぎて出づ、今之を左の四類に分つ。

- (1) 職官 官吏の職責、爵位等の記録、沿革をいふ。
 - (2) 政書 歴代の朝章故典律令等より外國との交渉に關する記録をいふ。
 - (3) 奏議 臣下の奏議を輯めたる書をいふ。
 - (4) 時令 四時の氣候を述べ、農民日用の寶典と爲し、旁ら閭里の風俗を記せる書類をいふ。
- 〔附記〕 政法に關する書は、隋書經籍志史部には舊事、職官、儀注、刑法の四篇有り、唐志史部は、隋志に増すに詔令を以てし、鄭樵の通志藝文略は、故事、職官、刑法(制、令、格、式、敕、總類、古)有り、宋志及び文獻通考は奏議を集に收め、史部に時令を別出せり、元明兩志史部は隋志に同じく、清の四庫全書史部には職官(官制)政書(通制、典制、邦)詔令奏議、時令を收めたり、以上の如く歴代の書目は、皆史部に偏歸せるも、今は特に政法類として新に目を設くといふ。

職官

●唐六典三十卷

〔作者〕唐の玄宗皇帝撰し、李林甫勅を奉じて註す、玄宗諱は隆基、睿宗の第三子なり、精勵治を圖り、四夷賓服して萬里寸兵を持たず、世に開元の治と稱す、後漸く侈心を生じ、楊貴妃に迷ひ、遂に祿山の反を觀るに至れり、在位四十五年、寶應元年(一四二二)崩す年七十八。(唐書本紀參考)

〔題名、體裁、傳來〕六典とは、三師、三公、三省、九寺、五監、十二衛を云ふ、其體例は先づ此六典の職司を列し、官佐は其品秩を叙す、其目左の如し。
 三師、三公、尙書省、吏部、戶部、禮部、兵部、刑部、工部、門下省、中書省、秘書省、殿中省、內官、宮官、內侍省、御史臺、太常寺、光祿寺、衛尉寺、宗正寺、太僕寺、大理寺、鴻臚寺、司農寺、大府寺、國子監、少府監、將作監、百工監、就谷監、庫谷監、太陰監、都水監、左右衛、左右驍衛、左右武衛、左右威衛、左右領軍衛、左右金吾衛、左右監門衛、左右千牛衛、左右羽林軍、諸

衛折衝都尉府、太子三師、太子三少、太子詹事府、太子家令寺、太子率更寺、太子僕寺、太子左右衛率府、左右率府親府勳府、翊府太子左右司禦率府、太子左右清道率府、太子左右監門率府、太子左右內率府、親王府、親事府帳內府、親王國、公主邑司、三府督護州縣官吏。

〔我國〕には宇多帝の朝已に渡來したるものにして、見在書目に著録せり、享保九年に至りて版行せり。

●翰林志一卷

〔題名、作者〕唐の時、翰林院は銀臺門内麟德殿の西、重廊の後に在りて、藝術を爲す者の待詔の地たりしが、玄宗に至り、翰林待詔供奉を置き、集賢院學士と制誥を分掌せしめてより、其職始めて重く、後、専ら儒官の定職と爲る、是書は即ち翰林院に於ける一代詞臣の職掌を記載せしものなれば翰林志と名づく、唐の李肇の撰する所なり、肇は字號鄉貫を詳にせず、元和中翰林學士より中書舍人と爲り、事に坐して左遷せらる、晩年尙書左司郎中と爲る、開元より長慶に至る迄の事蹟を撫して唐國史補三卷を著せり。

(本書、唐國史補、新唐書藝文志、撰言等參考)

〔體裁、傳來〕是書は元和十四年に成りしものにして、今記す所は百川學海本なり、凡て十餘條、唐初より元和までの官職の變遷を割記せる者にして首に序言あり、次に唐太宗始めて秦王府に於て、文學館を置き、房玄齡杜如晦等十八人を擢で、皆本官を以て學士を兼ねしに始まり元和十三年、睿宗皇帝が海岱十二州を裂き三道と爲し、歳、李肇翰苑に居りしことに終る。

●麟臺故事五卷

〔題名、作者〕麟臺は翰林院の在る所にして、是書は猶翰林院故事と謂ふが如し、宋の程俱撰す、俱字は致道、衢州開化の人なり、官徽猷閣待制を歴て、新安縣伯に封せらる。(宋史文苑傳參考)

〔傳來、體裁〕(宋)の元祐中、宋匪躬は館閣録を作り、紹興元年、程俱此書を上り、淳熙四年、陳騫も亦館閣録を爲れり、蓋し宋一代の翰林故事は、是三書に具はれり、而して今宋録已に亡び、陳騫僅に存して譌闕あり、唯、此書(明)より以來說鄂に載せらるゝのみ

にして傳本なかりしが、(清)朝に至り、永樂大典より徵引し、以て五卷と爲し、武英殿聚珍版書に收む、是現行本なり、凡て
 沿革、省舍、儲藏、脩纂、職掌、選任、官聯、恩榮、祿廩。
 の九篇に分つ、而して舊十二篇なりしが、中三篇は佚せりといふ。

●宋宰輔編年錄二十卷(未見)

〔作者〕宋の徐自明撰す、自明字は誠甫、永嘉の人、官太常博士を歴て、零陵郡守に至る。(四庫提要參考)

〔體裁〕是書宋の建隆三年より、嘉定八年に至る、二百五十有餘年間に於ける、宰輔の除罷黜陟を年に編み日に系けたるものにして、陳繹の拜罷圖樞府、拜罷録各、一卷及び司馬光の百官公卿拜罷年表十五卷等の闕略せる所を補綴せしものなりといふ。

●翰林記二十卷

〔題名、作者〕翰林記は、猶翰林志の如し、其義は翰

林志の條を見るべし、是書撰人の名氏を著さざれば、明史藝文志に黄佐の翰林記二十卷を載せ、又廖道南の殿閣詞林記の序に、秦泉黄佐翰林雜記六冊を纂すと云ふ語あれば、則ち黄佐の著作なること疑なかるべし、黄佐字は才伯、秦泉は其號なり、香山の人にして正徳十六年の進士、仕へて少詹事に至り嘉靖四十五年(二二二六)卒す年七十有七。(明史文苑傳參考)

〔體裁〕 明の洪武より正徳嘉靖間に至る翰林掌故を紀ししものにして、毎事各標目あり、凡て二百二十六條、本末貫串して首尾相應し、以て一代人材升降の概畧を見るべし。

◎ 禮部志彙 一百十卷

〔題名、作者〕 是書草創初て成り、尙未だ定名せざるを以て禮部志彙と命ず、明の泰昌元年の官撰なれども、其實は俞汝楫の手に成りしものにして、明史藝文志に、俞汝楫の禮儀志一百卷とあるは、當に此書なるべし、俞汝楫の傳は萬姓統譜、列朝詩集、題名碑錄、明史、明詩綜其他の諸書概皆之を記せず、猶考を俟つ。

〔體裁〕 凡て十六類に分てり、左の如し。
 聖訓、建官建署、總職掌、儀司職掌、祠司職掌、客司職掌、膳司職掌、司務職掌、歷官表、奏疏、列傳、儀司事例、祠司事例、客司事例、膳司事例、總事例。
 首に凡例三則を列して是書を編むに、條理貫通を主として、蒼卒に急ならざることを記せり、以て其意の在る所を知る可し。

◎ 欽定國子監志 六十二卷(未見)

〔題名、作者〕 國子監は我帝國大學に相當すべきものなり、清の乾隆三十四年、戶部尙書梁國治等敕を奉じて撰す、國治字は階平、浙江會稽の人、乾隆十三年の進士、歷官して東閣大學士より、戶部尙書に至る、乾隆五十一年(二四四六)卒す、年六十有四、謚を文定公と賜ふ。(國朝書目考類傳、先正事略參考)

〔體裁〕 凡て十六類に分てり、其目左の如し。
 聖諭、御製詩文、詣學、廟制、祀位、禮、樂、監制、官師、生徒、經費、金石、經籍、藝文、紀事、綴聞。

〔參考〕 ○ 欽定國子監則例四十 卷首六卷恩詔一卷 劉塘等奉勅撰

◎ 欽定歷代職官表 六卷

〔作者〕 清の乾隆四十五年紀昀等敕を奉じて撰す、紀昀の傳は四庫全書提要の條に出づ。
 〔體裁〕 一曹司毎に一表と爲し、清朝を綱として歷代の官制を其下に列し、後、詳に其建置を述べ、今有りて古無く、古有りて今無き者、及び名同じくして實異り、實同じくして名異なる者は、皆一一舊文を引據して參訂に備ふ、予が見たる者は黄本驥の校訂本にして三長物齋叢書中に収めたり。

政書

◎ 漢官舊儀 二卷 補遺 一卷

〔作者〕 後漢衛宏撰す、宏字は敬仲、東海の人、謝曼卿、杜林に従ひ、大に古學を興す、光武帝召して議郎と爲せり、著す所此外賦頌詠七首あり。(後漢書備林傳參考)

〔傳來、題名、體裁〕 後漢書本傳に、宏漢舊儀四篇を作り以て西京の雜事を載すとあり、隋唐志皆著錄して漢舊儀四卷と爲す、宋史藝文志は三卷に作る、文獻通考は卷目宋志と同じくして、別に漢官舊儀と題す、陳振孫の書錄解題遂に其漢官の目あるを以て、疑ひて宏の本書に非すと爲し、或は又以て胡廣の作所と爲せり、其後亦佚して世に傳はらず、たゞ永樂大典中に載せらるゝのみして序次錯糅、文字脱誤等頗る多し、由りて(清)初史臣に命じ、史文に據りて覆勘し、旁ら舊書に徴し、同異を參析して、各句の下方に疏し、其原注ある者は、略、劉昭續漢志を註するの例に仿ひ、通じて大書と爲し、本注と稱して之を別てり、釐めて二卷と爲し、又前後漢志注及び唐宋類書中引く所の此書の佚文を輯め、補遺一卷と爲し、武英殿に刻せり、此即ち今本なり、漢は西漢にして、舊儀は舊儀式の意なり、宮中より地方官に至るまでの制度、格式等を記せり、(我國)にては見在書目に著録すれば、其傳來の古きを知るべく、文政十三年今本を官刊せり。

◎群書治要五十卷

〔作者、題名、體裁〕 唐の魏徵等勅を奉じて撰す(貞觀五年)、徵の傳は隋書の條に出づ、此書は群書中より治政の要に關するものを抜きて編せる者なるが故に名づく、凡て引く所の書順に列せり、其書左の如し。

周易、尚書、毛詩、春秋左氏傳、禮記、周禮、周書、國語、韓詩外傳、孝經、論語、孔子家語、史記、吳越春秋、漢書、後漢書、魏志、蜀志、吳志、晉書、六韜、陰謀、鬪子、管子、晏子、司馬法、孫子、老子、鶡冠子、列子、墨子、文子、曾子、吳子、商君子、尸子、申子、孟子、慎子、尹文子、并子、尉繚子、孫卿子、呂氏春秋、韓子、三略、新語、賈子、淮南子、新序、說苑、鹽鐵論、桓子新論、潛夫論、崔寔政論、昌言、申監、中論、典論、劉廣政論、蔣子政要論、體論、時務論、典語、傅子、袁子書、抱朴子。

故に分ちて之を言へば周易治要、尚書治要等にして合して之をいへば群書治要なり、卷首には徵の奏表あり、就中第四、第十三、第二十の三卷を缺く。

〔傳來〕 唐の諸帝最も此書を重んぜり、天寶十三載、

玄宗十數本を寫し太子以下に分賜せられたるが如き、其一斑を知る可し、然れども(宋)初既に散佚して崇文總目に著録せず、王伯厚の玉海にも亦中興書目を引きて、秘閣所録唐人墨蹟乾道七年寫副本、藏之、起第十一止二十卷(餘不存といへり、其後全く亡佚して存せず、故に文獻通考以下皆著録せず、(我國)には此書編纂後間も無く渡來したる者ならん、續日本後記に仁明天皇、承和五年六月、天皇御清涼殿、令助教直道宿禰廣公讀群書治要第一卷といひ、又三代實錄、扶桑略記、新儀式等によれば、歴代の天皇皆之を尊崇せられたるを知る、其後たゞ第四、第十三、第二十の三卷のみ闕佚せるのみにして他は完全に傳はれり、徳川氏に至り、將軍秀忠、元和二年之を開板せり、後天明五年尾張藩にて亦開板あり、此書支那に傳はり、阮元は四庫未收書目に著録し、千餘年來亡佚の書を得るに至れるを喜び、次で道光二十七年、楊靈石は之を刊行して連筠篔簹書中に収めたり。

◎唐律疏義三十卷

〔題名、作者〕 是書唐の律令を記し、解義を施したるを以て名づく、唐の長孫無忌等、敕を奉じて撰す、無忌字は輔機、始め高祖に長春宮に謁し、秦王に従ひ征討して功あり、比部郎中上黨縣公に擢でられ、後累進して齊國公と爲る、皇后の兄なるを以て、眷倚日に厚く、開府儀同三司を授けられ、房玄齡、杜如晦等と共に唐代の元勳たり、後高宗の時に至り、

反逆を謀り、官爵封戸を削られ、遂に黔州に流され、縲に投じて卒す、實に顯慶四年(二二一九)なり。(唐書本傳)

〔體裁〕 是書篇を分つこと十二、條を列すること五百、今其總目を左に掲ぐ。

名例五十七條、衛禁三十三條、職制五十八條、戶婚四十六條、厩庫二十八條、擅興二十四條、盜賊五十四條、鬪訟五十九條、詐僞二十七條、雜律六十二條、捕亡十八條、斷獄三十四條。

〔傳來〕 以上十二篇は、唐始て是制有るに非ず、(魏)の文侯李悝を以て師と爲し、法經六篇を作りてより、(漢)に至り蕭何は三篇を加へて、九章律と爲し、

〔曹魏)に至り新律十八篇を作り、(晉)の賈充は漢魏を増損して二十篇と爲し、(北齊)(後周)皆其制に依り、唐に至りて十二篇を裁定せしなり、(明)も亦此制に仿ひ十二律を造りて改補する所あり、(我國)には早くより傳來し大寶令を制定するや一に之に擬せり、文化年間に至り元の王元亮が釋文一卷を添へ之を刊行せり。

◎大唐開元禮百五十卷

〔題名、作者〕 是書は唐の開元中、太子太師蕭嵩等、敕を奉じて編次せしものなるを以て開元禮と名づく、嵩は滄州の長史璿の子にして、神龍の初、洛州參軍に調せられてより、累遷して太子太師に進み、年八十にして卒す、開府儀同三司を贈らる。(唐書本傳)

〔體裁〕 凡て左の六類に分てり。

序列、吉禮、賓禮、軍禮、嘉禮、凶禮。凶禮は古第二に在りしが、退けて第五に置きしは、貞觀顯慶の舊制に據りしなり。

〔傳來〕 唐の貞元中、此書を以て學官に建て、之によりて士を取り、習ふ者は先づ太常官を授けて講討に

備へしことあり、新舊唐書の禮志を作るに、皆材料を此書に採り、又杜佑が通典を撰し別に開元禮纂類三十五卷を載す亦此に本づく、而して皆此書の詳該に及ばず、此書(我國)には字多帝以前に渡來せることは藤原佐世か日本國現在書目録に唐開元禮三十卷を著録せるに徴して明なり、然れども後世に至り亡佚して傳本頗る稀なり、故に岡本保孝が況齋叢書に稱す、此書人間希有のものにして昌平坂の御書庫にも無し、五十年ばかり前に賣物ありたれど、林家にて之を買れざるよし掖齋翁の話にて知りぬ、今は其本何方にあるか惜きことなり云云といへり、然れども今は則ち帝國圖書館にも之を藏すれば緝閱に便なり。

● 通典二百卷

〔題名、作者〕 通は歷代を通する意にして、典は猶書と云ふが如し、此書は唐虞より唐の天寶に至る歷代政教の記録を部門に分ち、列載したる者なるを以て名づく、唐の杜佑撰す、佑字は君卿、京兆萬年の人、官檢校司徒同中書門下平章事に至り、太保を加へら

る、元和七年(一四七二)卒す、年七十有八、安簡と諡す。(唐傳本傳參考)

〔體裁、傳來〕 是書八部門に分つ、左の如し。
 食貨、選舉、職官、禮、樂、兵刑、州郡、邊防。
 是より先、劉秩と云ふ者あり、周官の法に倣ひ、百家を撫拾し、分門詮次して政典三十五卷を作りしが、未だ備はらざる所あるを以て、佑乃ち此書を作れり、其自序にいふ「既に富みて而して教ふ、故に食貨を先にす、教化を行ふは官を設くるに在り、官に任ずるは才を審にするに在り、才を審にするは選舉を精くするに在り、故に選舉職官之に次ぐ、人才得て治むるに理を以てすれば、乃ち禮樂興る、故に禮を以て次ぎ樂を以て次ぐ、教化墜ちて刑罰用ひらる、故に兵を以て次ぎ刑を以て次ぐ、州郡を設けて領を分つ、故に州郡を以て次ぐ、而して之を終るに邊防を以てす」と、以て其分門排比の整然として秩序あるを知る可し、然れども其記載する所を見るに躰例猶未だ純一ならざるものあり、即ち肅宗代宗以後、間、沿革あるものは、註中に附載し、又食貨門の賦税の如き、周官貢賦を載せられたれども、太宰掌る所の九貢の法を載せず、錢幣中に、陳の永定元年の制に係る四柱錢法

を載せず、選舉門に、齊の明帝の時士人の品第に九名の科あり、小人の官に五等の法あるを載せざるが如き、其他職官門兵刑門等、皆間、脱誤あるを免れず、然れども博く五經、羣史、及び漢魏六朝人の文集奏疏の考據に裨ある者を撫拾し、每事類を以て相從ひ門を分ちて區別したれば、凡て歷代政法の沿革を知らんと欲する者、皆此書を祖とせざる可からず、故に(宋)鄭樵通志を作り、馬端臨文獻通考を編するにも、皆悉く是書を以て藍本と爲せり。

● 唐會要一百卷

〔題名、作者〕 會は統ぶるなり、聚むるなり、是書唐代の政要を聚めたる者なるを以て名づく、宋の王溥撰す、溥字は齊物、并州祁の人なり、漢の乾祐中、進士第一に登り、周の廣順の初、端明殿學士を拜し、恭帝位を嗣ぎしとき、右僕射に官す、宋に入りて司空同平章事に進み、國史を監修し太子太師を加へられ、祁國公に封せらる、太平興國七年(一六四二)年六十一にして卒す、著す所、五代會要あり竝に世に行はる。(宋史本傳參考)

〔傳來、體裁〕 此書後代に至りて竄入闕脱多し、試に其一例を擧ぐれば、第八卷に郊儀と題すれども、載する所は乃ち南唐の事に係り、第九卷雜郊儀と題すれども、載する所は唐初の奏疏にして、皆目錄と相符せず、七卷十卷亦他文を錯入すること多し、蓋し原本脱闕し後人妄に竄入して卷帙を滿せしものならん、(清)に至り乾隆帝の時四庫館員に命じ諸書載する所の唐事を探撫し原目の編類に依りて補綴せり、之を今本とす、溥の舊本に合はずと雖、而も宏綱細目、粗、具はれり、其目左の如し。
 輿服、官號、省號、尙書省諸司、御史臺、史館、選部、貢舉、諸使。
 以上凡て七十卷、皆細目に分たる、卷首三十卷は皇帝に關する事にして帝號、皇妃、封禪、祭祀等の事を網羅せり、子目合して五百十四なり。

● 五代會要三十卷

〔題名、作者〕 是書は五代の政要を輯められたれば五代會要と名づく、宋の王溥撰す、溥の傳は唐會要の條に出づ。

〔體裁〕大抵唐會要と同じく、帝號を首とし皇后諸王之に次ぎ、間、排比を異にし、又彼に在りて此に無きものあり、此に在りて彼に無きものあり、凡て二百八十有二目あり、綱領なくして細目のみなり。

④ 諡法四卷

〔作者、傳來、體裁〕宋の蘇洵撰す、洵の傳は、蘇老泉先生集の條に出づ、古、周公が諡法を作りてより以來、歷代諡法を言ふ者には、劉熙、來興、沈約、賀瓌、王彥威、蘇冕等各書あり、然れども皆雜糅にして典要と爲すに足らず、洵に至り詔を奉じ、以上諸家の書に本づき史志を參酌して此書を編定せり、會鞏が作りし洵の墓志に、三卷と爲し、而して今本四卷なるは、恐らくは後人の分析せしものならん、凡て一百六十八諡、三百十一條、其中新に改めし者二十三條、新に補ひし者十七條、又別に七去八類あり。

⑤ 太常因革禮一百卷

〔作者、題名〕舊本宋の歐陽修等勅を奉じて撰すと題すれども、修は盤修に止り、體裁編纂は蘇洵の手に出づ、修の傳は文忠公全集の條に、洵の傳は蘇老泉先生集の條に出づ、太常因革禮の名は英宗の賜ふ所なり、太常は太常寺にして禮樂郊廟社稷の事を掌る所なり。

〔傳來、體裁〕初め宋の太祖、儒臣に命じ唐の舊禮に本づき開寶通禮を撰せしむ、仁宗の初年に至り、禮官王卬復た太宗眞宗兩朝の事を論次し、名づけて禮閣新編といふ、天禧五年に止れり、其後眞宗朝等復た加へて編定し、名づけて太常新禮といふ、慶曆三年に止れり、嘉祐中洵等勅を奉じて此書を重定し、治平中之を朝に上れり、即ち名を太常因革禮と賜ふ、其後間もなく亡佚せしと見え、郡齋讀書志、直齋書錄解題、文獻通考、四庫提要皆載せず、儲藏家亦絶えて著録する者なし、(清)の嘉慶中阮元之を得、四庫未收書目に著録せり、其言に據るに、五十一より六十七に至る十七卷を闕き、書中亦闕文多しとあり、予が見たる者は光緒年間の刻本なり。

總禮、吉禮、嘉禮、軍禮、凶禮、廢禮、新禮、廟議。

八門に分ち、毎門數十目に分たる、合して百八十五目あり。就中、卷五十一吉禮の終、卷五十二より六十に至る嘉禮、卷六十一より六十三に至る軍禮、卷六十四より六十六に至る凶禮、卷六十七の廢禮は目ありて書なく、其他本文中にも時々闕文あれば、阮氏の著録本と同じきこと明なり。

⑥ 政和五禮新儀二百二十卷(未見)

〔題名、作者〕宋の鄭居中等敕を奉じて撰す、徽宗御製序文に、政和新元三月一日と題せり、政和新元は、政和改元の年にして、茲年此書成りしを以て、政和の二字を冠せしなり、居中字は達夫、開封の人なり、官太保に至り、崇寧燕三國公と爲り、卒する年六十五、太師を贈らる。(宋史本傳參考)

〔體裁〕首に局官隨時酌議科條及逐事御筆指揮を列し、次に御製冠禮を列せり、以上十卷なり、蓋し此十卷は、當時已に頒ちて格式と爲ししものなるを以て諸篇に冠せしなり、次に目錄六卷あり、凡て左の六門に分てりといふ。

序例、吉禮、賓禮、軍禮、嘉禮、凶禮。

⑦ 救荒活民書三卷拾遺一卷

〔作者〕宋の董煟撰す、煟字は李興、鄱陽の人なり、紹熙五年の進士、官知瑞安縣に至る。(四庫提要參考)

〔體裁、傳來〕上卷は古書より古人救荒に處する法を引き、毎條論斷を加ふ、中卷は自己の救荒策を條陳し、下卷は本朝名臣賢士の議論する所、施行して法戒と爲すべき者を列舉せり、而して論斷を加へず、拾遺一卷は上、中、下三卷に論ずる所相交れ

〔傳來〕是書、朱子の取らざる所と爲り、又中興禮書既に出で、より、遂に行はれず、故に流傳絶えて少なく、今本第七十四卷と、第八十八卷より九十卷に至る、第一百八卷より一百十二卷に至る、第一百二十八卷より一百三十七卷に至る迄と、第二百卷と凡て二十卷は皆録ありて書なく、第七十五、九十一、九十二の三卷は、亦其半を佚せりといふ、然れども北宋一代の典章、開寶禮、禮閣新儀の如きは、今俱に存せず、中興禮書は永樂大典中に散見すれども、亦完本無し、たゞ是書僅に傳はりて、北宋の掌故を論せんと欲する者の、圭臬とはなれり。(四庫提要參考)

り、是書初め凡て二百七十八條ありしが、王炳翻刊するに至り二百十四條と爲す、(元)の朱熊又續補して三百三十八條に益し、亦附するに己れの論斷を以てせり、而して爛の篇する所と、區別判然せり、後王崇慶亦之を釋斷(注釋)せり、此は凡て十二卷あり故に今本は、原本と朱氏の續補本との二つあり、予が見たる者は、原本は青照書叢書本にして、續補本は清の道光十六年の單行本なり。

◎ 宋朝事實二十卷

〔題名、作者〕 宋の李攸が北宋一代の典制を輯めたるものなれば、宋朝事實とは名づけしなり、李攸、文獻通考に李攸に作れるは誤なり、書録解題に其官承議郎たりしと稱すれども、未だ其郷里を詳にせず。〔傳來、體裁〕 此書初六十卷有り、上建隆に起り下宣和に迄べり、然るに後の三十卷は秦檜に觸るゝ語ありしに由りて傳はらず、故に晁公武の讀書志、陳振孫の書録解題但、三十卷のみを載す、而して趙希辨の讀書附志、宋史藝文志には俱に三十五卷に作る、蓋し後人の附益せしもの歟、原本久しく佚せしが、(清)

◎ 歷代兵制八卷

〔作者、體裁〕 宋の陳傅良撰す、傅良の傳は止齋文集の條に出づ、是書は周、西漢、東漢、南朝、北朝、唐、五代、宋の八代に分ちて其兵制を説ける者にして、宋代に於て特に詳なり。

◎ 建炎以來朝野雜記四十卷

〔作者、體裁、傳來〕 宋の李心傳撰す、心傳の傳は、建炎以來繫年要錄の條に出づ、是書は宋の南渡以後の制度を採集せしものにして、甲乙の二集に分ちて編類せり、各、二十卷、甲集は十三門に分つ、其目左の如し。

上德、郊廟、典禮、制作、朝事、時事、故事、雜事、官制、取士、財賦、兵馬、邊防。

乙集は郊廟一門を缺き、末卷別に邊事一門あり、凡て十三門と爲す、兩集とも毎門、各、子目を分ち、其體例實に會要と同じ、雜記の名、其實に適はざるが如し、是書は實に建炎以來繫年要錄と相經緯するものにして、宋史諸志の未だ載せざる典故を記載しあるを以て、馬端臨は、南渡以來野史の最も詳かなるものとなせり、又王士禛の居易錄にも、其大綱細目粲然として具備し、史家の巨擘たり、宋事を言ふ者當に必ず是に於て微ありとて稱賛せり。

可からざる者は、亦雜錄として之に附記す、凡て十有五門に分ち、共に三百六十七事なり、其目左の如し。
帝系、禮、樂、輿服、學校、運曆、祥異、職官、選舉、民政、食貨、兵、刑法、方域、蕃夷。

◎ 東漢會要四十卷

〔作者〕 宋の徐天麟撰す、天麟の傳は、西漢會要の條に出づ。

〔傳來、體裁〕 東漢光武中興してより、明帝章帝相嗣で立ち、皆汲々として廢墜を修むるを以て事と爲ししかば、典章文物西京に比するに盛なり、而るに當時載筆の士、華嶠、司馬彪、袁宏の徒の著す所、遺編斷簡、亦間、留傳あり、他の漢官儀、漢雜事、漢舊儀諸書の如き、亦頗る整然として考ふ可し、故に東漢一代の故事、西漢に較ぶるに差、詳備たり、天麟は漢書に據りて旁諸家に探り、悉く衰次を加ふ、其分門區目、排比整齊として實に深く考證に裨あり、世傳ふる所の者は、皆宋本の傳鈔に據る、其第三十七、三十八の兩卷は全く闕け、三十六、三十九の兩卷は、亦各、其半を佚せり、其目左の如し。

◎ 西漢會要七十卷

〔作者〕 宋の徐天麟撰す、天麟字は仲祥、臨江の人なり、開禧元年の進士、歴官して英德府に知たり、其著す所、此の外、東漢會要、漢兵本末、西漢地理疏、山經あり。(宋史本傳參考) 〔傳來、體裁〕 是書は、唐會要の體に仿ひ、漢書載する所の制度典章及び紀志表傳に見ゆる者を取り、類を以て相從ひ、門を分ちて編載せり、其中何門にも隸す、

帝系、禮、樂、輿服、文學、曆數、封建、職官、選舉、民政、食貨、兵、刑法、方域、蕃夷。

其體例前書と大差無し、惟、西漢會要は論斷を加へざりしが、此書は則ち間、附するに案語を以てし、他人の論説を雜引するときは、亦蘇冕の駁議の例に仿へり。

漢制考四卷

〔作者〕 宋の王應麟撰す、應麟の傳は、困學紀聞の條に出づ。

〔體裁〕 是書は題名の如く、漢の制度を紀したるものにして、漢書、後漢書の諸志は、當日の制度に於て、大端に詳にして細目に略なるに因り、乃ち周禮、儀禮、禮記、詩、書、論語、孟子、國語、公羊春秋の諸家の經註及び説文に載する所を探り、以て其遺漏を補ひし者なり、又賈公彥、孔穎達等の諸疏は、古を去ること已に遠くして、方言土俗は時に名を異にし、殊に某物は如今の某物、某事は如今の某事等の類は、往々文に循ひて箋釋し、舊文に於て必ず悉く符せず、故に是書一博く諸書を考へ、疏通辨證して頗る眩

洽たり。

文獻通考三百四十八卷

〔作者、題名〕 宋の馬端臨撰す、端臨字は貴興、江西樂平の人なり、宋の咸淳中、進士第一たり、會、父の廷鸞、賈似道に忤ひて國を去る、端臨因て留まり侍養す、元初起て柯山書院山長と爲り、後臺州儒學教授に終る、著す所此書の外大學集傳、多識錄あり、(尙友錄四) 自序に謂く、古の經史を引くを文と謂ひ、(庫提要參考) 參ふるに唐宋以來諸臣の奏疏諸儒の議論を以てす、之を獻と云ふ、故に名づけて文獻通考と曰ふと。

〔體裁〕 是書は、杜佑の通典に據りて之を廣めしものなり、通典の八門を析きて一十有九門と爲し、又増すに五門を以てし、凡て二十四門を作る、即ち其目左の如し。

田賦考、錢幣考、戶口考、職役考、征權考、市糴考、土貢考、國用考、選舉考、學校考、職官考、郊社考、宗廟考、王禮考、樂考、兵考、刑考、經籍考、帝系考、封建考、象緯考、物異考、輿地考、四裔考。

每門亦數子目に分る、就中經籍、帝系、封建、象緯、物異の五考は、則ち通典の未だ有らざりし所なり、而して其述ぶる所の事迹は、上通典を承け、下南宋の寧宗開禧三年に至り、其分條排纂は、通典の剪裁なるが如くならずと雖、又鄭樵の通志に比するに、決して其下に立たざるべし、然れども亦時に脱略誤謬無き能はず、四庫提要に之を指摘していへり、田賦考に、唐の租庸調の制を載せられたれども、唐會要に據れば、開元十六年より以後其法は屢改まれり、又五代田賦の制を載せられたれども、五代會要に據れば、天成四年に、戶部奏して三京諸府の夏秋税法を定めし事あり、又楊炎が兩税法を定めて奏疏せしは、最も沿革に關せり、これ亦佚して載せず、職役考に、口算の制を載せられたれども、漢書永建四年の詔書を載せず、征權考に、鹽鐵を詳載したれども、五代會要にある後唐長興四年諸道の鹽鐵轉運使が奏定せし鹽鐵條例を載せず、選舉考に、詳に兩漢の選舉を載せられたれども、漢書にある元封四年茂才を擧ぐるの詔及び始元元年賢良を擧ぐることに等俱に載せず、其他學校考、郊社考、樂考、輿地考等の如き、各門一二の誤脱を免れずと、今之を檢するに實に然り、然れども其載

する所、宋制最も詳博にして、宋史各志の未だ備はらざる所多く、又其案語も能く古今を貫穿して折衷至當なり、故に後世制度を學ばんと欲するものは、是書を措きて他に多く求む可からず。

三事忠告四卷

〔作者、題名〕 元の張養浩撰す、養浩字は希孟、濟南の人なり、官禮部尙書參議中書省事に至り、天曆中、陝西行臺中丞を拜して卒す、文忠と諡す。(元史本) 養浩、縣令と爲りしとき、牧民忠告二卷を作り、凡て十綱七十二子目に分つ、又御史たりし時、風憲忠告一卷を著す、凡て十篇、後中書に入りて廟堂忠告一卷を爲る、亦十篇なり、故に之を三事忠告と云ふ、書中皆切實理に近く爲政の規矩なるを以て、一に之を爲政忠告とも名づく。

〔傳來、體裁〕 是書有位者の良箴なるを以て、(明)(清)及び(我國)に於ても之を玩びしもの多し、明の張綸の林泉隨筆に曰く、其守令に在りしときを觀るに守令の式あり、臺憲に居りしときは臺憲の箴あり、宰相たりしときは則ち宰相の諫あり、醇深明粹にし

て直に有徳者の言なり云云と、其推搢至れりと謂ふ可し、洪武二十二年、廣西按察司僉事、揚州の黃士宏、合して一卷と爲し、之を刻して爲政忠告と云ふ、後、宣德六年、河南府知府、李驥之を重刻し、改名して三事忠告と云ふ、今記す所は我天保五年の官版にして其目錄左の如し。

- 牧民忠告二卷。拜命、上任、聽訟、御下、宣化、慎獄、救荒、事長、受代、居閑、凡十篇。
- 風憲忠告一卷。自律、示教、詢訪、按行、審錄、薦舉、糾彈、奏對、臨難、全節、凡十篇。
- 廟堂忠告一卷。修身、用賢、重民、遠慮、調變、任怨、分謗、應變、獻納、退休、凡十篇。

◎大明律三十卷

〔作者、題名〕 明の刑部尙書劉惟謙、敕を奉じて撰す、稿を洪武六年十一月に起し、明年二月に至りて成る、實に四閱月なり、惟謙は何許の人たるを詳にせず、洪武の初、刑部尙書に至り、後、事に坐して免せらる、(明史周樹) 是書は、明朝の法令を記したるを以て、之を尊びて大明律といふ。

〔體裁、傳來〕 一に唐律に擬せり、其目左の如し。

名例律四十七條、吏律三十三條、戶律九十五條、禮律二十六條、兵律七十五條、刑律一百七十一條、工律十三條。

此書(我國)に渡來し、徳川氏の初より、學者の攻究する所となり、高瀬學山、荻生徂徠以下各、注解議論あり、從ひて我律令にも應用せられたるもの少からず。

〔注解〕 ○大明律例詳解三十卷、大明律例譯義十二卷、首末二卷日本高瀬 ○大明律例詳解三十卷神原玄 ○明律國字解十六卷荻生 ○明律譯三十卷荻生 ○明律譯注九卷補遺一卷岡白

◎大明集禮五十三卷

〔作者〕 明の徐一夔等、敕を奉じて撰す、洪武二年八月に始まり三年九月に至りて成れり、一夔字は大章、天台の人、杭州の教授と爲り、召されて大明日曆を修め、書成りて將に翰林院官を授けられんとせしが、疾を以て辭せりといふ。(明史文苑) 〔傳來、體裁〕 明史藝文志及び昭代典則には、俱に五

十卷に作れり、而して今本は五十三卷にして之と合はず、今考ふるに、明典彙に嘉靖八年、禮部尙書李時請ひて大明集禮を刊し、九年六月梓成る、禮部言ふ是書舊善錄無し、故に殘闕多し、臣等次を以て詮補して因て傳注と爲す、乞ふ史臣をして編入して以て全書と成さしめん云々とあり、然らば五十卷とは或は原本にして、今存する所の五十三卷は乃ち嘉靖中の刊本にして、諸臣の傳注及び詮補する所の者を取りて原書に竄入せしならん、故に三卷を増益せり、首に世宗の御序有り、其目左の如し。

- 吉禮、嘉禮、賓禮、軍禮、凶禮、冠服、冠服圖、乘輿、車輅、儀仗、鹵簿、字學、樂。

◎明會典一百八十卷

〔題名、作者〕 明代の政典を會聚せるを以て名づく、明の徐溥等敕を奉じて撰す、溥字は時用、宜興の人、景泰五年、進士に及第し、成化十五年、禮部右侍郎を拜し進みて禮部尙書と爲り、弘治五年首輔に官し、同十二年(二一五九)卒す、年七十有餘。(明史本) 〔傳來、體裁〕 此書は宏治十年に起稿し、十五年に至

りて成る、正徳四年重校して刊行す、故に今本卷首に孝宗、武宗の兩序あり、其目左の如し。

- 文職衙門、宗人府、吏部、戶部、禮部、兵部、刑部、工部、都察院、通政使司、中書舍人、吏科、戶科、禮科、兵科、刑科、工科、大理寺、太常司、詹事府、左右春坊、司經局、順天府、應天府、光祿寺、太僕寺、鴻臚寺、國子監、翰林院、尙寶司、欽天監、太醫院、上林苑監、五城兵馬指揮司、僧錄司、道錄司、神樂觀、武職衙門、中軍都督府、左軍都督府、右軍都督府、前軍都督府、後軍都督府、五軍都督府、衛事官、錦衣等二十二衛。

南京諸曹は北京諸曹の末に附し、別に條目を立てず、惟、體例北京と異なる者は乃ち之を出す、其官制前後同じからざる者、太常司を改めて太常寺と爲すが如きの類は、則ち其舊名を書し、註に後改めて某官と爲すと曰ふ、又其別に公署を開く者、鴻臚寺のもと儀禮司たりしが如き類は、則ち其新名を書して、註に本某官たりと曰ふ、其戶口貢賦の盈縮、制度科條の改易も、亦相連載し以て變通掇建の由を見はす、大抵洪武二十六年の諸司職掌を以て主と爲し、參ふるに祖訓、大誥、大明令、大明集禮、洪武禮制、禮

儀定式、稽古定制、孝慈錄、教民榜文、大明律、軍法定律、憲綱の十二書を以てし、明一代の典章に於て、尤も賅備たり。

◎明朝典彙二百卷

〔題名、作者〕 彙は類なり茂なり、多く類別して聚むるを彙と云ふ、此書明代の典故を採録したるものなれば、之に名づけしなり、又單に明典彙とも云ふ、明の徐學聚撰す、學聚の傳詳ならず。

〔傳來、體裁〕 此書は洪武より隆慶に至るまでの典故を分類編纂したる者なり、初め學聚此書を編し、幾んど緒に就きて卒せり、其子與稽、與參、之を繼ぎ勅して二百卷となし、馮琦訂正して鈔梓す、凡て朝端大政、吏部、戸部、禮部、兵部、刑部、工部の七門に分ち、每門亦細目(合二百)に分叙せり、其中宗人府都察院以下を以て皆吏部に編し、又禮部の職なる廟號、尊諡、陵寢、巡幸、郊祀、祈禱、祠醮、兵部の職なる較閱、戸部の職なる耕蠶、莊田、勳戚、田土は一切皆朝政大端中に歸入したり。

◎錢通三十二卷(未見)

〔題名、作者〕 錢は貨幣なり、通は書名にして應劭の風俗通、班固の白虎通の通に同じ、此書明代錢法の沿革を記載したるを以て、錢通と名づけしなり、明の胡我琨撰す、我琨字は自玉、其爵里は未だ詳ならず、書中記す所に據れば、明末の人の如し。(四庫提要參考)

〔體裁〕 明代の錢法を論じて古制に及ぼし、門を分ちて十三と爲し、首に正朔一統を紀す、收むる所左の如しといふ。

原、制、象、用、才、行、操、節、分、異、弊、文、闕。

◎武備志二百四十卷

〔作者〕 明の茅元儀撰す、元儀字は止生、防風の人、坤の孫、古文辭を善くし、東南名士の冠たり、此書

稿を萬曆三十五年に起し、天啓元年に至りて成る、年を閱する實に十五年といふ、以て其心力の注ぐ所たるを知るべし。(明詩綜、列朝詩集、卷) (首季維植等序文參考)

〔題名、體裁、傳來〕 當時明室衰亂、内は流賊に擾され、外は外夷に犯さるゝも、朝臣等日に宴安に耽れ武備を講せず、每戦利少なく國家危きこと累卵の如し、元儀之を憂へ此書を著はして武備の忽にすべからざるを示し、又以て武に志す者の津梁となす、故に名づく、凡て、

兵訣評、戰略考、陣練制、軍資乘、占度載。

の五門に分ち、一門又十數目に分たる、凡て歴代の事實論説を代を逐ふて編輯したる者にして、每門の始に總序あり、(我國)には寛文四年鶴飼信之校點して刊行せり。

◎皇明世法要錄九十二卷

〔作者〕 明の陳仁錫撰す、仁錫字は明卿、長洲の人、天啓二年の進士、翰林編修を授かる、後魏忠賢に忤ひ籍を削らる、崇禎元年復召されて右中允より南京國子祭酒に至る、著す所史記者等あり。(明史文苑) (傳參考)

〔題名、體裁〕 此書は太祖より萬曆までの、談訓、禮樂、曆象より、防海、水利又は名臣、元輔のことを收羅せる者にして、萬世の法典といふ意にて名づく、首に自序、及び李模の序あり、其總目左の如し。

維皇建極、懸象設教、法祖垂憲、裕國恤民、制兵勅法、濬河利漕、衝邊嚴備、沿海置防、獎順伐畔、崇文拔武。

每目各、五小目に分つ、凡て五十小目あり。

◎元朝典故編年考十卷

〔作者〕 清の孫承澤撰す、承澤の傳は春明夢餘錄の條に出づ、是書、原本名氏を著さゞれども、大典志に承澤が著す所の元朝典故編年考ありて此本と合するを以て、承澤の作る所なるを知るなり。

〔體裁、傳來〕 是書、元代朝廷の事實を取り、代を分ちて編輯し、正史以外更に元人の文集を採りて之に附益す、其八卷は元史の脱漏を補益せしものにして、其第九卷は、元朝秘史たり、其第十卷は、遼金の遺事を附記せり、小序に謂く、元に秘史十卷續秘史二卷あり、前卷は沙漠始起の事を載せ、續卷は燕京を

下し金を滅亡せし事を載せり、蓋し其國人の編記する所の書にして、禁中に藏めて傳はらず、偶、故家に於て之を見、卷末に録續し以て史の載せざる所を補ふ云々と、蓋し元時の秘史、明初書を修むる者、或は之を録し、流傳して外に在りしを、承澤得て而して之を見しならん、記す所、都て瑣屑細事、且間、荒誕に渉る、然れども元代の舊文、世罕に覩る所、永樂大典載する所より以外、此書の如きは、尤も參訂に資するに足るべき者なり。

欽定大清通禮 五十卷

〔題名、作者〕 通禮の二字は、乾隆帝の命名せしものにして、通は古今に通ずの意なり、乾隆元年の勅撰なり。

〔體裁〕 首に朝廟大典及び欽頒儀式を録し、其餘五禮の序は、悉く周官に従ひ、其體例は儀禮に仿ふ、是書は惟、貴賤の等差節目の先後のみを載せて其沿革に及ばず、又惟、器物の名數陳設の方隅のみを載せて、其形製に及ばず、蓋し沿革は會典則例に具はり、形製は禮器圖式に備はり、各、明文ありて考證に資するに

足るを以て、是には述べざりしならん、其排序は首に御製序あり、次に目錄、奏表、凡例、職名、上諭を列す、其目左の如し。
吉禮、嘉禮、軍禮、賓禮、凶禮。

大清律例 三十卷

〔作者、題名〕 清の乾隆五年、法司官敕を奉じ、廣く廷議を集め、明律を詳譯し、參ふるに清制を以てし、増損劑量して是書を編し、内院の諸臣較訂妥確して之を上る、乃ち名を大清律集解附例と賜ふ、今大清律例と云ふは、其略稱なり。

〔傳來、體裁〕 清初定鼎の時、刑部尚書吳達海等、明律を考へ、其國制を參へ、以て書を成して中外に頒布せり、後、康熙九年、大學士管刑部尚書事對略納等、復詔を奉じ校正考定す、雍正元年に至り、大學士朱軾、尚書查郎阿等、詔を奉じ律令を續成せり、乾隆の朝に至り即ち諸臣に命じて是編を成せり、此に記する者は同十一年の刊本なり、凡て七篇、四百三十六條、附例千〇四十九條あり、其目左の如し。
名例律四十六條、附例百二十二條、吏律二十八條、

附例五十七條、戶律八十二條、附例二百條、禮律二十六條、附例四十九條、兵律七十一條、附例九十九條、刑律七十條、附例四百九十八條、工律十三條、附例二十四條。

卷首には序目の外五刑、獄具等の圖、服制等あり。
〔注解〕 〇大清律箋釋合鈔三十卷清錢之 〇大清律輯注三十卷、律例續增四卷沈天 〇大清律例彙輯備覺四十卷、附錄二卷道光十五年勅撰

欽定續文獻通考 二百五十卷

〔作者、題名〕 清の乾隆十二年嵇璜等勅を奉じて撰す、漢字は尙佐、江蘇長洲の人、雍正七年國子生を以て進士に登り、翰林編修を授けらる、諸官を歴任し、吏部尚書兼翰林院學士より日講起居注に充てられ、文淵閣大學士に進み太子太保を加へらる、乾隆五十九年(二四五四)卒す、(先正考) 文獻の義は文獻通考の條を見よ。

〔傳來、體裁〕 馬端臨の文獻通考は、宋の寧宗嘉定以前に止る、采摭浩博綱領宏該なるも、元以來未だ之を續ぐ者あらず、(明)の王圻始めて續文獻通考二百

五十四卷を作る、然れども體例煩雜見るに堪へず、(清)に至り博く舊籍に徴し洽く故典を纂し此書を作れり、録する所は即ち寧宗嘉定元年より明末に至る、體例馬氏の書に準じ更に精該あり、門目亦馬氏の舊により、但、郊社考を分ちて郊社、群祀二考となし、宗廟考を分ちて宗廟、群廟二考とせしを異なれりとす、合して二十六門、其目左の如し。
田賦考、錢幣考、戶口考、職役考、征權考、市糴考、土貢考、國用考、選舉考、學校考、職官考、郊社考、群祀考、宗廟考、群廟考、王禮考、樂考、兵考、刑考、經籍考、帝系考、封建考、象緯考、物異考、輿地考、四裔考。
卷首には凡例總目、纂修校刊職員姓氏あり。

欽定皇朝文獻通考 二百六十六卷

〔作者、題名、體裁〕 清の乾隆十二年、嵇璜等勅を奉じて撰す、璜の傳は欽定續文獻通考の條に、題名は文獻通考の條に出づ、體例門目續文獻通考に同じ、但、其中子目に復増入する所あり、田賦考に八旗田制を増し、錢幣考に銀色、銀直、回部普兒を増し、

戸口考に八旗壯丁を増し、土貢考に外藩を増し、學校考に八旗官學を増し、宗廟考に崇奉聖容の禮を増し、封建考に蒙古王公を増す、皆清朝に至り創設せし所なり、而して卷首には凡例、總目、纂修校刊職員姓氏あり。

●兩淮鹽法志四十卷 卷首一卷

〔題名、作者〕兩淮は淮水兩岸一帯の地の總稱なり、當地は支那に於ける名高き鹽産地にして、此書は其鹽業に關する沿革を叙述せる者なり、故に名づく、清の吉慶等勅を奉じて撰す、吉慶の傳明かならず、當時官署理巡視兩淮鹽政內務府坐辦堂郎中たり。

〔傳來、體裁〕(明)時、朱延立等初めて兩淮の鹽志を修む、(清)に至り康熙三十二年に修め、次で雍正六年に續補せしも未だ闕漏を免れず、乾隆十三年吉慶等に命じて重ねて之を修め、始めて完きを得たり、即ち今本なり、凡て轉運、課入、場窰、職官、律令、優恤、人物、雜志。

の八門に分ち、毎門亦數目に分叙せり、首には別に

繪圖の外、奏表、凡例あり、卷首一卷は本朝の制詔を收め、歴代制詔を附録せり、卷末には別に附録として原撰本諸氏の序文を載す。

●欽定皇朝禮器圖式二十八卷

〔作者、體裁〕乾隆二十四年の勅撰にして、同三十一年、又廷臣に命じて重校せしむ、首に乾隆帝御製序、進表、職名あり、其目左の如し。

祭器、儀器、冠服、樂器、鹵簿、武備。每器皆圖を右に列し、説を左に系けて、其廣狹長短圍徑の度、金玉瓊貝錦段の質、刻鏤繪畫組織の制を詳にし、以て品數の多寡章采の等差に及び、縷折條分して一一臚載せざるなし。

●欽定大清會典一百卷

〔題名、作者〕此書は清朝の政事故事を記載したる者

なるを以て名づく、乾隆二十九年、傅恒等勅を奉じて撰す、恒の傳は御定平定準噶爾方略の條に出づ。

〔體裁〕首に乾隆帝の御製序あり、次ぎに會典館總裁允禩等の進表、凡例、職名、目錄あり、其目錄左の如し。

宗人府、內閣、吏部、戶部、禮部、樂部、兵部、刑部、工部、盛京戶部禮部兵部刑部工部、理藩院、都察院、通政使司、大理寺、太常寺、翰林院、光祿寺、太僕寺、順天府、奉天府、鴻臚寺、國子監、欽天監、太醫院、內務府、鑾儀衛、領侍衛府、八旗都統、前鋒統領、護軍統領、嚮導、步軍統領、火器營。

〔參考〕○大清會典圖說事例一千一百三十二卷(未)清嘉慶二十三年勅撰 ○欽定大清會典則例一百八十卷(未)乾隆二十九年勅撰

●欽定續通典一六百五十卷

〔作者、題名、體裁〕清の乾隆三十二年稽璜等勅を奉じて撰す、璜の傳は欽定續文獻通考の條に、題名は通典の條に出づ、杜佑の通典は、唐の天寶の末に終れり、是書は即ち其續篇にして唐の肅宗至德元年より

明の崇禎末年に訖り、其篇目は一に杜氏の舊に仿へり、其目左の如し。

食貨、選舉、職官、禮、樂、兵、刑、州郡、邊防。首に職名、總目、凡例十四則あり、杜佑の通典には、兵を以て刑に附記せしが、此は析きて各一篇と爲せり、此書編纂の例に至りては時代により詳略あり、唐代は年祀稍、遠くして、舊典多く亡び、五代及び遼は文獻徴する無く史書太だ略なれば則ち圖籍を旁搜し以て詳を求む、明代は聞見最も近く、雜記實に繁し、故に自ら詳なり、宋金元は其中を得て殊に嚴核なり、上下九百七十八年、典制の源流、政治の得失、此によりて以て其提要を知るに足るべし。

●欽定續通志六百四十卷

〔作者、題名、體裁〕清の乾隆三十二年稽璜等勅を奉じて撰す、璜の傳は欽定續文獻通考の條に、題名は通志の條に出づ、此書は鄭樵の通志の續篇にして、紀傳は唐より始り、元に訖る、明は別に史を編せるを以て録せず、諸略は五代より明に訖る、其目左の如し。本紀七十卷、后妃傳十卷、略百卷、列傳四百六十

卷。

紀傳は正史の文を録するも、其事の法戒に關するなく、人の重輕するに足るなき者は删除し、正史以外に於て正史の闕を補ふ者は摭りて注せり、諸略の目は鄭志と同じ、就中食貨、刑法、災祥諸略は鄭志唐の事に於て備はらざる者多きを以て之を補ひ、藝文略は鄭志は詳書を録するに唯、卷數のみ列せしが、此書は各、撰人の名氏爵里を注し、圖譜略は鄭志は首に索象、原學、明用の三篇を以て其源流を辨じ、次に周秦より北宋に迄るまで記有、記無の二篇を以て其存佚を考へしが、燕雜に失するを以て記有記無二篇中各、區ちて經學、史乘、天文、地理、政典、學術、藝事、物類の八門に分ちて明晰に叙述し、金石略は鄭志粗雜なるを以て之を補ひ、昆蟲草木略は唯、鄭志の未だ載せざる所のものを補ひしのみにして、其鍊石者丹の迂怪に涉る可き類は、概ね續増せず、卷首には別に凡例、總目、纂修校刊職員姓氏あり。

●欽定皇朝通典 一百卷

〔作者、體裁〕 乾隆三十二年勅撰なり、大抵杜氏の通

典に倣ひ、左の九門に分てり。

食貨、選舉、職官、禮、樂、兵、刑、州郡、邊防。

其中條例は、則ち或は革め或は舊に因れり 例へば錢幣を食貨に附し、馬政を軍禮に附し、兵制を刑法に附せしが如し、又理に於て相近く、義に於て取るべき者は、皆舊を更むること無し、然れども古今制を異にせる者は、強て同じくすべからず、食貨典の權酌算繙、禮典の封禪の如き、前代の弊法久しくして清朝の除きし所の者、又地理典に疆界參差名稱舛互せるものあるを以て、大清一統志を以て斷と爲し、其他皇輿表、欽定日下舊聞考、盛京通志、熱河志、滿州源流考、皇輿西域圖志等を參考したり、又杜佑の採りし所の禮は、惟、開元禮のみ詳なりしが、此書は則ち大清通禮、皇朝禮器圖式を用ひ、樂には聖祖の律呂正義、乾隆帝の律呂正義後編を用ひ、刑には大清律例、兵には中樞政考を用ふるが如き、其條目詳明たり。

●欽定皇朝通志 百二十六卷

〔作者、體裁〕 乾隆三十二年勅撰なり、大抵杜氏の通

●南巡盛典 一百二十卷

〔題名、作者〕 清の高宗の江蘇浙江を巡視せし盛典を録したるものなれば名づく、清の高晋撰す、晋の傳詳ならず。

〔體裁〕 是書は乾隆十六年より同三十年に至る、十五年間親しく東南の民物を視、文教武備具に擧り、其鴻恩山川草木に波及せしことを記載せり、首に御製序、次に奏表、凡例、目錄姓名有り、其目左の如し。
恩綸、天章、蠲除、河防、海塘、祀典、褒賞、額後、閱武、程塗、名勝、奏議。

●學政全書 八十六卷

〔作者、題名〕 清の乾隆間、王杰等勅を奉じて撰す、杰字は偉人、惺園又畏堂と號す、韓城の人、乾隆二十六年の進士、修撰より諸官を歴仕し、東閣大學士總理禮部事に至り、太子太傅を加へらる、嘉慶十年(二四六五) 卒す、年八十一、著す所醇閣集、惺園易說あり。
〔先正事略、國朝〕
〔普獻類徵參考〕
〔傳來、體裁〕 初め乾隆三十八年に纂輯して成を告

〔作者、題名〕 清の乾隆三十二年稽璜等勅を奉じて撰す、璜の傳は欽定續文獻通考の條に、題名は通志の條に出づ、是書は通志と稱すれども、其實鄭樵の通志略のみに仿ひしものにして、紀傳年譜は省きて作らず、而して行文叙事通典通考と牀を同じくせり、是鄭氏の通志を別史類に置き、此書を政書類に編みし所以なり。

〔體裁〕 是書、二十略の目は、鄭樵の通志に同じけれども、牀例間、異同あり、都邑略中、樵は帝王侯國の都を代に分ちて具列せるも、此書は興京、盛京、京師に分ち、又鄭志は四裔を兼載せるも此書は妥當ならずとして刪り、諡略中に於て、樵は三等二百十品に分ちしを臆斷なりとして之を更めたり、金石略中樵は泉幣鼎彝の款識を分載し、諸家の碑刻、復時代を按じて之を列するも、未だ雜を免れざるを以て、此書は清の歴代の寶墨、乾隆帝の奎章、及び御定西清古鑑、三希堂帖、淳化軒帖、蘭亭八柱帖の諸刻等古來留遺せる者を録せり、其他天文略、地理略、藝文略、圖譜略、七音略、昆蟲草木略等、皆其闕を補ひ新を附し、蒐羅宏富なり、卷首には別に凡例、總目、纂修校刊職員姓氏あり。

〔後、版片工料を武英殿に移し、嗣で乾隆五十八年に覆行修輯し、十九年を越え、嘉慶十七年に至り全書の成を告ぐ、首に禮部奏摺、職名及び目録あり、其目八十六、一目一卷、即ち左の如し。〕

臨雍事宜、召試事宜、學官事宜、學校條規、崇尚實學、釐正文體、整飭士習、鄉飲酒禮、講約事例、名官鄉賢、承襲奉祀、頒發書籍、採訪遺書、書坊禁例、學政事宜、學政關防、學政按臨、考試事例、考試場規、生童試卷、考試題目、閱卷關防、臨文恭避、取錄經解、默寫經書、發案發落、解卷解刪、磨勘事例、提調事例、考覈教官、約束生監、優恤士子、舉報優劣、季考月課、幫補廩增、錄送科舉、罰贖對讀、學習序班、充補贊禮、挑選僱舞、寄籍入學、清釐籍貫、區別流品、丁憂告假、復姓改名、告給衣頂、開復事例、原名應試、捐復事例、貢監事例(上、下)、貢監應試、童試事例、官學事例(上、下)、旗學事例、駐防事例、順天事例、各省事例、商學事例、衛學事例、土苗事例、書院事例、義學事例、學額總例、八旗學額、十八省各學額、商籍學額、增廣學額。

清朝の學制を稽ふる者は尤も参考に資す可し。

●吾學錄初編 二十四卷

〔作者、題名〕 清の吳榮光撰す、榮光の傳は歷代名人年譜の條に出づ、吾學とは孔子の吾學三周禮云々の語に本づけるなり。

〔體裁〕 大清會典事例圖說、大清通禮、皆卷帙浩繁にして、民間盡く之を見以て率循の準、爲す能はず、道光十二年榮光、黃本驥と與に會典通禮を攷訂論次して此書を爲り、以て通行に便せり、其徵引する所悉く官書を以て綱と爲し、推闡して、互説の説ある所は、謹案の二字を以て逐條の後に附し、官民應に知る可きものは編録特に詳にせり、凡て十有四門、門又目を分ち、目又細目を分つ、今其門を左に示す。
典制、政術、風教、學校、貢舉、戎政、仕進、制度、祀典、賓禮、昏禮、祭禮、喪禮、律例。
首に凡例、自叙あり。

●盛京典制備考 八卷

〔作者、題名、體裁〕 清の光緒中、崇厚撰す、厚は時に官太子少保頭品頂戴署理盛京將軍たり、此書盛京省

の疆域宮殿より官職兵制農田水利等に至る制度を記したるを以て名づく、(卷首)に左に其目を掲ぐ。

輿圖、疆域、城池、宮殿、壇廟、太廟、山陵、附職官、殿閣尊藏、將軍糧庫恭儲、廟寺、祀祠、宗室覺羅事宜、內務府事宜、將軍署分司、恩賞庫事宜、督捕步營二司事宜、馬政處事宜、牧群司事宜、圍場處事宜、捐輸局事宜、官棧局事宜、五職官公署事宜、額設駐劄鎮守、各城旗駐防、將軍管轄各邊、奉天職官、練軍辨兵數目、客軍辨兵數目、各城捕盜營辨兵數目、審理詞訟、旗界官廻避本城、緝捕章程、鹽捐章程、昌圖職官改升增設並學額兵數章程、東邊外開墾升科設官事宜、奏議摺片、上諭一道。

●鹽法議略 二卷

〔作者、體裁〕 清の王守基撰す、守基字は少芳、咸豐二年の進士、戶部主事を授かり、雲南司郎中に轉じ、後山東の司に至り、事を治る者二十年、入曹以外は、終日門を杜ち國故を稽討せりといふ、同治十二年(二五三三)卒す、年六十餘、(卷首)此書は鹽法に關す

る論議にして、古今の史籍奏牘を參酌し、又聞見する所を益し、其首尾を挈ぎ、其利害を權り、條分縷析したる者にして、
長蘆、山東、兩淮、浙江、福建、廣東、四川、雲南。
の九篇に分叙せり。

●通商章程成案彙編 三十卷

〔題名、作者〕 此書は清と各外國との通商條約に關する諸章程を彙輯せる者なり、故に名づく、清の李瀚章撰す、瀚章は安徽合肥の人、鴻章の兄なり、拔貢生を以て會國藩の軍に従ひ、知府を授けらる、後、湖北巡撫より湖廣總督に至り、疾を以て辭し家居せしが、光緒十年復召されて兩江總督となれり。

〔體裁〕 此書は條約章程を以て主となし、奏定章程、通行成案は次に依りて附列せり、條約章程は悉く各國通商年月の前後を以て次となし、奏定章程通行成案は則各事を統論する者を以て前に居き、一事を專指する者を後に居き、其事業等第なき者等は年月の前後を以て次となし、併せて各年月を注明せり、就

中朝鮮は各國の後に附せり、而して各國との條約は、君生大臣號名、訂約之由、換約之地、守約の議、行約の期等凡て纂入標注して完璧を期せり、又新條約の類は別に毎卷末に補へり、凡て
 總類、吏類、戶類、禮類、兵類、刑類、工類。
 に分ち、每類亦數子目に分輯せり、而して其載する所は光緒十一年を以て斷とす。

●中俄界約附注七卷

〔作者、題名、體裁〕 清の錢恂撰す、恂字は念劬、歸安の人、嘗て星使に隨ひて露西亞に行き、又我國に來朝せしことあり、現に生存せり、中は中國即ち支那、俄は俄羅斯即ち露西亞なり、此書は兩國の境界に關する條約を擧げ且つ注したる者故にいふ、自序によれば康熙二十八年より光緒十九年に至るまで、兩國條約を修訂すること凡そ二十五、中に就き専ら界務を主とする者十八約章は全録し、界務に兼及する者三約章は摘録し、専ら商務を主とする者四約章は録せずとあり、凡て東界に屬する者六約章、西界に屬する者十四約章、北界に屬する者二約章なり、以上凡て

六卷、每條注解あり、卷七は中俄界綫簡明説なり。

●通商表四卷

〔作者、傳來、體裁〕 清の李圭輯す、圭字は小池、江寧の人、今人なり、此書は各國との通商に關する精細なる統計表なり、是より先、楊楷通商列表を撰し十二表を作る、光緒元年に起り同十年に訖る、錢恂又中外交渉類要表、光緒通商綜覈表を撰す、其目左の如し。
 各國換訂約章表、江海口岸貿易表、陸路口岸貿易表、使臣出洋分駐表、洋關稅鈔成入表、各關稅鈔分列表、帶徵洋藥釐金表、內地半稅細數表、進出貨價類細表、各國往來貨價表、進口貨價類列表、出口貨價類列表、各國運銷茶數表、俄國運茶另數表、各口運銷洋藥表、進口雜貨表、(一、二) 出口雜貨表、(一、二、三) 附中正紀年周始表。
 每表首に表説を附す、就中各國換訂約章表以下四表は即ち中外交渉類要表にして、洋關稅鈔成入表以下を光緒通商綜覈表とす、共に光緒元年に起り十三年に終る、通商綜覈表は楷の通商列表に加へて特に詳

奏議

●陸宣公奏議二十二卷

〔作者〕 唐の陸贄撰す、贄字は敬輿、吳郡蘇州の人、年十八、進士の第に登り、博學宏辭の科に應じ、鄭縣の尉を授けらる、德宗太子たりし時、召して翰林學士となし、祠部員外より考功郎中に轉ず、朱泚の亂、帝奉天に蒙塵するや、贄また之に従ふ、當時詔詔論皆其草定する所に係る、士卒讀んで感泣起つ、能はざる者ありといふ、賊平ぐの後、諫議大夫、中書舍人に拜せられ、後中書侍郎平章事に進み、國政を總攬す、寛猛中を得、民大に喜ぶ、後人稱して德宗の暗君をして國家を亡はしめざる、贄の力なりといふ、晩に姦人裴延齡の爲に讒せられ、太子賓客より忠州の刺史に貶せられ、永貞元年(四六五)卒す、年五十二(唐書本傳參考)、謚して宣公といふ。

●三 通七百四十八卷

〔題名、體裁〕 唐杜佑の通典、宋鄭樵の通志、馬端臨の文獻通考を總稱して三通と云ふ。

〔參考〕 ○三通序四卷 清康熙 鈞輯

●九 通二千二百三十七卷

〔題名、體裁〕 三通に皇朝文獻通考 清乾隆 纂修、皇朝通志、續通典、續通志、續文獻通考、共二十二年 纂修、共二十二年 纂修を加へたるものなり。

といひ、宋の陳振孫の書錄解題に陸宣公集二十二卷といふ者は、奏草、奏議、制誥を、或は分ち或は合して稱する者にして、四庫提要は之を改めて翰苑集二十二卷と稱し、別集中に収録せり、然れども此書は已に翰苑集の原本に非ず、宜しく原名を稱すべからざるに似たり、故に清の張之洞は其著書目答問に於て直に陸宣公奏議と稱せり、然るに此書の外又陸宣公奏議十二卷本あり、宋の晁公武の讀書志に見ゆる者にして奏草と奏議とを収録し、宋の明暉の注する所なり、是亦今に傳はる、故に現行本には、同じく陸宣公奏議といふ題名にして、(1)奏草と奏議のみを収る者と、(2)これに制誥を合する者、(これは或はと名づくる人もあり、我石川安貞)との二種あり、而して前(寛政二年の版本)の如き是なり)の二種あり、而して前書は前に奏草あり次に奏議あり、後書は終りに制誥あり。

〔注解〕 ○陸宣公奏議注十五卷宋明 ○陸宣公全集釋義陸宣公全集 二十四卷日本石川安貞撰

◎政府奏議二卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の范仲淹撰す、仲淹の傳は文

去刻薄、抑僥倖、慎刑、正刑、明禁、去妖妄、按劾、辦理、民事、寬恤、戒興作、興利、言財利、議兵、議邊、糧道、求退。

の三十一門に分たれ、拯が應詔より官を退くまでの奏議を集めたり、但其九卷中に張田が邊説七篇を進むる状ありて、併せて張田に賜ふ勅書を附載せり。

◎李忠定公奏議 六十九卷 附録 九卷

〔作者〕 宋の李綱撰す、綱字は伯紀、邵武の人、政和二年の進士、欽宗の時、兵部侍郎、尙書右丞を授けられ、高宗の時尙書右僕射、兼中書侍郎に拜せらる、當時宋は金の爲に苦しめられ、常に和を請ひ、割地入貢の恥辱を蒙りたり、綱は痛く之を排して、主戦論を主張し、靖康の難、金軍を襲撃したるが如き、有名なる事實なり、高宗南に渡り、位を繼ぐに及び、和談を斥け、綱を擧げて相とす、綱意を邊防軍政に致し、復た和議論者の爲に斥けられ、紹興十年(一一八〇)卒す、年五十六、諡して忠定といふ、綱は此外に易、論語の解義詳説あり。(宋史本傳參考)

〔傳來、體裁〕 此書舊八十卷と稱す、今六十九卷とい

正集の條に出づ、此書は仲淹慶曆三年、參知政事に拜せられ、同五年罷められて、陝西四路宣撫使と爲るまで、凡て中央政府にある時の奏疏、八十五篇を纂めたる者なり、故に名づく、分ちて

治體、邊事、薦舉、雜奏。の四類と爲す、皇祐五年、韓琦序して始めて世に行はる。

◎包孝肅奏議 十卷

〔作者、傳來、體裁〕 宋の包拯の撰にして、門人張田の編する所なり、拯字は希仁、廬州合肥の人、天聖五年進士に及第し、御史中丞、知開封府を歴官し、禮部侍郎、樞密副使に終る、性峭直、詞色を以て人に假さず、其朝に立つや、貴戚も手を斂めたりといふ、禮部尙書を追贈せられ諡して孝肅といふ。(宋史本傳參考)張田は字を公載といひ、澶州の人、嘉祐中廬州の知事となりしことあり、後入其無識にして爲めに編纂を誤れることを攻撃する者あり、此書は

應詔、致君、任相、言災異、明體、明禮、戒漸、慎命令、論功、論賞、慎差除、選舉、擇官、省官、

ふは、或は併せしか、或は卷を合せしか、詳ならず、附録九卷は

靖康傳信錄、建炎進退志、建炎時政記、擬撰表本、靖康擬詔書、建炎擬詔、擬制、擬詔、擬誥。

を收む、(我國)にては賴山陽抄録して李忠定公奏議選と題し、安政四年刊行せり、又附録中、靖康傳信錄には和版あり。

◎歷代名臣奏議 三百五十卷 目一卷

〔作者〕 明永樂十四年、黃淮、楊士奇等勅を奉じて撰す、士奇名は寓、字を以て行はる、泰和の人、官翰林編修より、兵部尙書を経、少師に進む、正統九年(一一〇四)卒す、年八十、黃淮字は宗豫、永嘉の人、洪武の末進士に及第し、成祖に仕へて、翰林編修より、侍讀に進み、楊士奇等と皇太子の傅たり、中ごろ讒に遭ひ獄に繋がれしが、仁宗位に即くに及び、官を復し、後少保戸部尙書に進み、武英殿大學士を兼ね、正統十四年(一一〇九)卒す、年八十三。(明史本傳參考)

〔體裁、傳來〕 此書殷周より元に至る迄の奏議を輯め

たる者にして、

君徳、聖學、孝親、敬天、郊廟、治道、法祖、儲嗣、內治、宗室、經國、守成、郡邑、封建、仁民、務農、四制、學校、風俗、禮樂、用人、求賢、知人、建官、選舉、考課、去邪、賞罰、勤政、節儉、戒佚欲、慎微、謹名器、求言、聽言、法令、慎刑、赦宥、兵制、宿制、征伐、任將、馬政、荒政、水利、賦役、屯田、漕運、理財、崇儒、經籍、圖讖、國史、律曆、謚號、褒贈、禮臣、巡幸、外戚、寵幸、近習、封禪、災祥、營繕、弭盜、禦邊、夷狄の六十七門に分收せり、然れども區分往々宜きを失ひ、名目も亦繁多なるを免れず、故に張溥は之が刪正に従ひ唐以後大に面目を改めたり、清の紀昀も亦曰く、文王、周公、太公、孔子、管仲、晏嬰、鮑叔、慶鄭、宮子奇、師曠、麥邱邑人諸言の如き、皆一時答問の語、悉く目して奏議と爲す、則ち尙書屬言何ぞ一に採入す可からざらん、亦殊に躋駁倫を失へり、然れども漢より以後は收羅大に備れり、凡そ歴代典制沿革の由、政治得失の故、實に通鑑三通と互に相考證すべしと、以て此書の價值を知るべし。

〔參考〕 ○歴代名臣奏議三百五十卷 明張溥 刪正

●右編四十卷

〔作者、題名〕 明の唐順之撰し、劉曰寧續補す、順之の傳は荆川先生集の條に出づ、曰寧字は幼安、南昌の人、萬曆十七年の進士、庶吉士を授かり累遷して禮部右侍郎協理詹事府に至る、(明史王圖) 右編の名は右史紀言といへるに本づく。

〔傳來、體裁〕 此書は漢より元代までの奏疏論議を分類彙輯せる者なり、初め順之此書を編し未だ成らずして卒す、後、曰寧其稿本を焦竑より得て、類を分ち部を定め、又其遺漏を補入し、朱國禎校讐して、鏤梓す、即ち今本なり、首に曰寧、國禎及び焦竑の序あり、凡て

治總、君、相、將、后、儲、宗、主、戚、宦、侍、姦、亂、鎮、夷、吏、戶、禮、兵、刑、工。

の二十一類に分ち、每類亦數小類に分たる、收むる所の文は凡て時代順に列し、續補は別に補字を加へて原撰と分てり。

〔附記〕 此書録する所は悉く政治上に於ける奏疏論議なれば、文章を以て輯めたる者と異なり、故に特に之に置けり。

●華野疏稿五卷

〔作者、題名、體裁〕 清の郭琇撰す、琇字は華野、山東即墨の人、康熙九年の進士、初め吳江知縣に任せられ、幾もなくして臺省に入り、大學士明珠、余國柱等を彈劾す、聖祖皇帝其政言を嘉みし、擢んで、左都御史と爲す、後湖廣總督に進みしが、紅苗搶掠の一事を以て、職を罷はれ、康熙五十四年(二三七五)卒す、年七十八(香欵類徵先(正事略參考) 此書は在官中、康熙二十七年より、四十一年までの奏疏文、凡て四十四篇を纂めたる者にして、其字をとり華野疏稿と名づく、疏稿とは奏疏の稿本の義なり。

●欽定明臣奏議二十卷(未見)

〔題名、作者〕 明臣とは明の名臣の義なり、故に張之洞の書目答問には明名臣奏議といへり、乾隆四十六年勅して、皇子を以て選録を司らしめ、尙書房入直の諸臣之を繕寫し、一卷成る毎に奉呈して御覽に入れ、以て聖裁を経たりといふ。

●林文忠公政書三十七卷

〔作者、題名〕 清の林則徐撰す、則徐字は元撫、嘉慶十六年の進士、庶吉士に選ばる、累官して江蘇按察使、東河總督、江蘇巡撫に至る、皆治績あり、湖廣總督に擢んでられ、阿片輸入を禁じて英國と戦ひ克たず、伊犁に貶せられ、後陝甘總督に任せられ、晩に家居せしが、咸豐元年(二五一一)欽差大臣に任じ、廣西にゆき洪秀全を討せしめられしが、途に卒せり、文忠と諡す。(先正事(略參考)

〔體裁〕 甲乙丙三集に分ち、各任使地に於ける奏摺を分收せり、其目左の如し。

○甲集九卷、東河凡六摺、江蘇凡三十摺。

○乙集十七卷、湖廣凡十九摺、使粵凡三十摺、兩廣凡二十摺。

○丙集十一卷、陝甘凡五摺、雲貴凡三十摺。

●胡文忠公遺集十卷首一卷

〔作者、題名、體裁〕 清の胡林翼撰す、林翼の傳は大清一統輿圖の條に出づ、文忠は其諡なり、此書は同治中吳中甫の重刊する所なり、録する所奏疏尺牘に

して、皆國家の事に關する者なり、故に特に此に收む、其目左の如し。

奏疏、守黔尺牘(上、下)、撫鄂書牘(一—四)、撫鄂批讀(上、中、下)。

蓋し任地に分ちて録したる者なり、首一卷は年譜本傳を收む、張之洞の書目答問奏議類には胡文忠公集八十八卷を著録し、注に奏議之外書牘皆言「政事」故附「此類」とあるも、未だ見ず、故に之を措く。

●曾文正公奏議三十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の曾國藩撰し、門人李鴻章の編する所なり、國藩の傳は曾文正公全集の條に出づ、文正は其諡なり、此書余が見たる者は、曾文正公全集本にして、年月順に文章を列ねたり、張之洞の書目答問には、十卷、補編二卷と題し、注に薛氏編、蘇州刻本とあり、されば單行本あること明かなるも、未だ見ず。

●左文襄公奏稿六十四卷 謝摺二卷

〔作者、題名〕 清の左宗棠撰す、宗棠は湖南湘陰の人、道光十二年の舉人、知縣となり、長髮賊起るや、曾國藩に従ひ掃蕩して功あり、浙江巡撫より、閩浙總督に、進み績で陝甘總督となり回部を平定せり、光緒七年、兩江總督に轉じ、又福建の軍務を督辦す、十一年(二五四五)卒す、諡して文襄といふ。(中興先正事略參考)

●李肅毅伯奏議十三卷

〔作者、題名〕 清の李鴻章撰す、鴻章字は漸甫、少荃と號す、安徽合肥の人、道光二十七年進士に及第し翰林に入る、文學を以て曾國藩に知られ、遂に之に師事す、長髮賊の亂、國藩に従ひて各地に轉戦し遂に

之を裁定す、功を以て一等肅毅伯を賜ひ太子太保に進み、直隸總督に至る、爾來國家と休戚を共にすること三十餘年、普ねく人の知る所なり、太子太傅文華殿大學士北洋大臣を兼ね晩に兩廣總督に轉せしが、北清事件起るに及び、復起ちて其衝に當り、遂に其職に卒す、時に光緒二十七年(二五六一)、享年七十八、文忠と諡す。(李文忠公事略、欽定本主人の李鴻章等參考)

〔體裁〕 此書は吳汝綸の輯めたる者にして、同治元年四月十八日より、光緒三十四年十月十六日までの奏疏を録せり、予が見たる者は末に吳汝綸自筆の跋あり、蓋し其我國に來遊せる時に書せる者なり、其文にいふ、是編自十三卷以前、皆擇李疏中最關時務之重要者第十三卷則輯自他手之無復審決矣、今李公薨逝、其家將增刻疏稿、不能如「此本之簡約也」とあり、此書編纂の宜しきを得たるを知るべし。

時 令

●歲時廣記四卷

〔題名、作者〕 四時氣候の變遷及び月令節序を記した

るものなるを以て名づく、宋の陳元觀撰す、元觀里貫詳ならず、自ら署して廣寒仙裔と曰ひ、又劉純後序を作りて隱君子と稱すれば、隠れて世に出でざりし人なるべし、其事蹟は固より明ならず。

●月令廣義二十五卷

〔作者〕 明の馮應京撰し、戴任之を續成す、應京字は可大、肝胎の人なり、萬曆二十年の進士、仕へて湖廣按察使に至る。(明史本傳參考)

ふるに歳を以てして總て十二月を約す、其他時令諸篇を作りて二十五卷と爲せり云々と、然らば則ち應京の原書は、止一卷のみにして今本は皆任が増加する所なり、其目左の如し。

月令統紀、歲令、每月令、春令、正月令、二月令、三月令、夏令、四月令、五月令、六月令、土王令、秋令、七月令、八月令、九月令、冬令、十月令、十一月令、十二月令、閏月令、晝夜令、時令。卷首には序由編端圖說あり。

●御定月令輯要二十四卷圖說一卷

〔題名、作者〕 清の聖祖親ら制定し、大學士李光地等勅を奉じて輯要す、依て名づく、光地の傳は榕村語錄の條に出づ。

〔體裁〕 此書は、月令廣義の體例蕪雜にして、民用に適せざるを以て、更に取捨考訂したるものにして、其目左の如し。

圖說、歲令、每月令、春夏秋冬令、土王令、十二月令、閏月令、晝夜令、時刻令。每類、天道、政典、民用、物候、占驗、雜記の六子

目に分ち、毎月令には、六子目の外日次一子目を増し、十二月令閏月令には、六子目の外節序、日次の二子目を増し、各圖籍を援引し出典を明にしたり。

德惟善政、政在養民、水火
金木土穀惟修、正德利用厚
生惟和、九功惟叙、九叙惟
歌、戒之用休、董之用威、
勅之以九歌、俾勿壞。(大禹
謨)

地理

小序

説文に曰く、元氣初めて分れ重濁にして陰なるを地とす、萬物の陳列する所なりと、天に燦然文あるが如く、地も亦一定の條理あり、海陸之によりて凹凸し、山川之によりて登流し、動植の物之に沿ひて生産す、此を地理といふ、古昔先王の民を化するや、地理を察して、以て州域を分ち、山川を定め、物産を條し、貢賦を辨じ、以て民をして其所を得しめ、史官之を誌して爲政の資に備ふ、尙書載する所の禹貢は蓋し其最古の書にして、周禮職方氏亦之に次ぐ、皆先王化民の跡なり、漢初蕭何秦の圖書を得て天下の要害を知るといふ、蓋し列國の書多かりしなる可し、武帝の時書を計りて太史に上る郡國の地誌固より亦在らん、司馬遷記する所但、河渠を述ぶるのみ、其後劉向略は地域を言ふ、丞相張禹、朱貢に屬して風俗を條記せしむ、班固之に因りて地理志を撰す、禹貢職方記すると相同じ、是より載筆の士記録する者多し、隋志收むる所一百三十九部、一千四百三十二卷、一州一國より、山川外域に至るまで、各書有らざる無し、以て其盛大を見る可きなり、而して禹貢以下記する所は、皆、方域、山川、風俗、物産に止まりしが、元和郡縣志に至り古蹟を増し、太平寰宇記は、人物、藝文を増し、遂に州縣志の濫觴と爲り、元明以後牀例相沿ふて改めず、其他一小部に至るまで別に單行記載するに至り、今此等の書を録するに、左の十類に分つ。

- (1) 總志、全國の地誌なり。
- (2) 都府志、首府の地誌なり。
- (3) 地方志、地方の地誌にして全國又は都會に對していふ。

(地理) 小序

- (4) 山川志、専ら山川水道の形勢沿革を記する者なり。
 - (5) 名蹟志、名所古蹟の地誌なり。
 - (6) 外國志、外國の地誌なり。
 - (7) 紀行、旅行記にして、其地理を記せる者なり。
 - (8) 地圖、國內の圖面なり。
 - (9) 地史、州郡沿革史なり。
 - (10) 雜記、専ら風俗、物産等を記する者なり。
- 〔附言〕 歴代の書目、地理を録する者、隋書經籍志を以て始とす、志は之を史部に編入せり、蓋し歴史と密接の關係あるを以てあり、歴代の書目皆之に従ふ、然れども之を史中の一部となすは、やゝ妥當ならざるが如し、故に今特に之を分つ、而して歴代の書目地理を録する未だ別に之を類別せず、其之あるは蓋し四庫提要を始とす、即ち宮殿疏、總志、都會郡縣、河渠、邊防、山川、古蹟、雜記、游記、外紀、と爲し、書目答問は古地志、今地志、水道、邊防、外紀、雜地志に分つ、今は是等を參考して間々別に自ら其目を立つ。

總志

●晋書地道記一卷太康三年地記一卷

〔作者、題名、傳來〕 晋の王隱撰す、隱字は處叔、陳郡陳の人なり、博學多聞、著述を好む、元帝の時著作郎となり、命を奉じて晋史を撰せり、後虞預の爲

に黜けられ、家居して卒す(晉書本傳參考)、地道記とは猶地理志といふが如し、太康三年地記は、太康三年の州縣郡等の所屬を明せし者なり、二書共に亡佚せしが、(清)に至り畢沅諸書中に引用せるものを輯めて一卷とし、黃奭又之を補訂し、漸く世に傳はるに至れり、漢學堂叢書に收むる者即是なり。

●括地志八卷

〔作者、題名〕 唐の濮王泰等撰す、泰字は惠俊、太宗の子なり、始め宣都の王より、魏王に改められ、後漢王に封せらる、士を好み善く文を屬す、太宗因て府に即て文學館を置き、自ら學士を引くことを許るされたり、此書は實に此時になりし者なり、太子に立てられんとせしが、沮む人ありて遂に得ず、高宗の朝に薨せり、年三十五(新唐書太宗諸子傳參考)括地志とは四海を囊括せる地誌即ち一統志といふ義なり。

〔傳來、體裁〕 泰の此書を撰せる、著作郎蕭德言等數人を引いて編修とせり、體例道を分ちて州を計り、編輯疏錄、凡そ五百五十篇、四蕃を歴て成る、詔して秘閣に藏せり、然るに後世散佚の不幸にあひ、遂に世に傳はらず、清に至り孫星衍史傳中其括地志の文を引用せる者を輯めて、八卷となしてより、漸く其一班を知るを得るに至れり、(我國)にては現在書目に著録すれば其渡來の古きを知るべきも僅に一卷のみ、是其合卷本なるか、抑も闕本なるか、今得て知る可からず。

●元和郡縣志四十卷

〔作者〕 唐の李吉甫撰す、吉甫字は宏憲、趙州の人、初の左司禦率府倉曹參軍に補せらる、貞元の初年太常博士となり、後中書侍郎、同中書門下平章事に至る、元和九年(一四七四)卒す、年五十七(唐書本傳參考)

〔題名、體裁、傳來〕 此書唐の元和九年上りたるものにして、當時の郡縣志なり、故に稱す、吉甫の原序に曰く、「謹みて元和郡縣圖志を上る、京兆府に起り隴右道に盡く、凡そ四十七鎮、四十卷を成す、每鎮皆圖篇首に在り、叙事の前に冠す、目錄兩卷を併せ共に四十二卷を成す」と、今本淳熙二年程大昌の跋あり之に據れば當時已に圖亡び、志傳亦闕逸訛誤多しとあり、故に陳振孫の書錄解題より、唯、元和郡縣志といふ、然れども亦完本に非らず、十九、二十、二十三、二十四、三十五、三十六の六卷を闕ぎ、十八卷は其半を、五卷二十五卷は數頁を闕く、南宋の刊版、仍均しく配して四十卷となし、相聯屬せしむ、(清)の乾隆帝四庫館を開くや、史臣に命じて其例を用ひ、重ねて編して四十卷となし、以て循覽に便にし、猶其闕くる所を卷中に註して、以て舊書の面目

を存せり、其目を左に示す。

關内道、河南道、河東道、河北道、山南道、淮南道、江南道、劍南道、嶺南道、隴右道。

此書予が見たる者は、光緒六年金陵書局本にして、卷首に總目、吉甫序、孫星衍序、四庫提要の文、目錄、細目、乾隆四十一年封經周夢棠の附記、卷末に程大昌跋二篇、洪邁、張子顔の跋、次に乾隆乙未孔繼涵の跋、元和郡縣圖志關卷逸文六葉、別に嚴氏補志二卷を附す。

〔參考〕 ○元和郡縣補志九卷隋魏

◎太平寰宇記 二百卷

〔題名、作者〕 此書一に太平寰宇志に作る、猶宇内一統地誌といふが如し、宋の樂史の撰なり、史字は正字、宜黄の人、官太常博士に至る。(宋史樂史)

〔體裁、傳來〕 宋の太宗時、始めて閩越并びに北漢を平ぐ、史因て輿圖隸する所を合せ、始末を考尋し、條分件繫、以て此書を著せり、目を

河南、關西、河東、河北、劍南、江南東、江南西、淮南、山南、隴右、嶺南の十一道及び四夷。

◎元豐九域志 十卷

〔作者、題名〕 宋の王存等勅を奉じて撰す、存字は敬仲、丹陽の人、嘉興主簿より尙書右丞に至る、(宋史本傳) 此書元豐三年成る、故に元豐九域志といふ、九域とは九州(禹の定めたる所)の域内といふ義なり。

〔傳來、體裁〕 初め宋の眞宗祥符中、李宗諤等九域圖を修む、熙寧八年に至り、都官員外郎劉師旦、州縣の名號改易する所多きを以て、重ねて之を修めんことを乞ふ、乃ち館閣校勘會肇、光祿丞李德芻に命じて刪定せしめ王存を以て總裁とす、舊書圖と名づけて、圖なきを以て、改めて志といひ、元豐三年閏九月に至りて書成れり、凡て

四京及び、京東、京西、河北、陝西、河東、淮南、兩浙、江南、荆湖、成都、梓州、利州、夔州、福建、廣南の十五路と、省廢州軍、化外州、羈縻州。とに分ち、又各之を州縣に分ち州縣には赤、畿、望、緊、上、中、下、の名を具し、次に地理を列し、次に戸口を列し、次に土貢を列せり、每縣下又詳

に分ち、每道各州縣に分ち、州縣又細目に分たる、然れども是時幽、嬭、營、檀等、石晋が割いて遼に賂ひし所の十六州、未だ版圖に入らず、史乃ち賈耽が十道志、李吉甫が元和郡縣志の舊に因りて、其名を概列せり、資料極めて繁富にして、列朝の人物は一、之を列し、又古蹟を題詠する詩文を録せり、後世の地誌を作る者、必ず人物藝文を列するは、其躰皆此書に本づくなり、清の紀曉嵐曰く、地理の書、記載是書に至つて、始めて詳に、躰例亦是よりして大に變ずと、此書支那にて闕佚せりと見え、乾隆四庫に録する所は、浙江汪啓淑の進本にして、一百十三卷より一百十九卷迄併せて七卷を缺げり、故に録して百九十三卷とせり、又江西刻本は更に河南道第四の一卷を缺き、併せて七卷を亡佚せり、而して(我國)帝室藏する所の、此書宋槧零本六卷は、一百十三卷より一百十八卷迄の六卷にして、刻して古逸叢書中に在り、二書を合すれば、僅に一百十九の一卷、及び江南道第四の一卷を缺くに過ぎず、但帝室所藏の宋槧本の一百十四卷は、湘卿以下の五縣を缺げるを以て、古逸叢書も亦之に據りて補ふ所無し。

に郷鎮を載せ、而して名山大川の目も亦併せ見る可し、又京師と府縣との里數等を明記せり、地理志中完備せる者なり、而して此書二種あり、一は武英殿聚珍版本にて、四庫に録する者是なり、此は北宋刻本の覆刻にして、明の毛晋の刊する所なり、一は清の馮集梧の刻本にて、乾隆五十三年宋刻本(名を指す)により、江西書局本(江本と略稱す)、浙江書局本(浙本と略稱す)等、數種の書を參考し、卷末毎に異同を比較し、闕誤を補正せり、而して武英版本と、本文と注とともに異なるを見れば、同じく毛晋の刻本によりしものならん。

◎輿地廣記 三十八卷

〔題名、作者、體裁〕 輿地は讀んで字の如し、廣記は廣く漏さず記すの意なり、宋の歐陽恣の撰あり、恣は歐陽修の從孫にして、政和中の作にかゝるといふ、(直齋書錄解題) 此書前四卷は、先づ歴代の疆域を叙して其綱要を提げ、五卷以後は、乃ち宋の郡縣の名を列せり、其前代の州邑にして宋の有する能はざる燕雲十六州の類は各道の末に附し、之を名づけて化外州

といへり。

◎方輿勝覽前集 四十三卷 後集 七卷 續集 二十卷 拾遺 一卷

〔作者、體裁、題名〕 宋の祝穆撰す、穆字は和甫、建陽の人、朱子に従學せり、迪功郎より興化軍涵江書院山長と爲る、(四庫提要)此書は穆の自序に據れば、理宗の嘉熙三年に成りしものなり、故に方輿と名づく。と雖、實に南渡以後の疆域に限れり、書中の牀例、前集四十三卷は、浙江路より起りて海外四州に至り、後集七卷は、淮東路より淮西兩路に至り、續集二十卷は成都路より利西路に至り、拾遺一卷は臨安府より紹興府に至る、府州毎に各數條を補へり、其載する所は、郡名、風俗、形勝、土産、山川、學館、堂院、亭臺、樓閣、軒榭、館驛、橋梁、寺觀、祠墓、古跡、名宦、人物、名賢、題詠、四六等にして、建置、沿革、疆域、道里、田賦、戶口、關塞、險要等他の志乘に詳なる者は、皆之を省略し、而して詩賦序記に載する所、獨、備れり、蓋し登臨題詠する者

の爲に設くるなり、其勝覽といふ亦此に本づく、掌故に裨無しと雖、詩文に益あるを以て、宋元以來操觚家の珍重する所と爲れり、中に就きて其集已に亡佚し、今に在りては纔に此書に頼りて觀る可きもの少からず。

〔傳來〕 此書乾隆四庫に録する所は、前後續拾遺に分たず、唯七十卷と稱すれば、則ち祝穆の原著に非ずして、後人の竄改を経る所のものたり、七十卷本は、祝穆の原著に稱する所の 浙西嚴州を改めて建德府と爲し、浙東路の温州を改めて瑞安府と稱し、廣西路の宜州を改めて慶遠府と稱し、夔州路の忠州を改めて咸淳府と稱するを以て、之を觀れば、咸淳元年以後の竄改に係るものたるを證す可し、(嚴溫宜忠四州を改めて淳元年) 此書の(我國)に渡來せるは、其何朝に在りしや明瞭ならずと雖、碧山日錄應仁戊子正月廿八日の條下に、之を讀みたることを記したれば、足利時代には已に傳來し居りたるを知る可し。

◎大明一統志 九十卷

〔作者、傳來〕 明の李賢等勅を奉じて撰す、賢字は原

◎廣輿記 二十四卷

〔題名、作者〕 廣輿記は廣き輿地記の義なり、明の陸應陽撰す、應陽字は伯生、雲間の人、書に工なり。(廣文堂考) 〔體裁、傳來〕 此書は大要大明一統志に倣ひ、歴代の史、地方の地志を參酌して作りたるものにして、支那簡要地誌なり、之を

北直隸、南直隸、山西、山東、河南、陝西、浙江、江西、湖廣、四川、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、九邊、外夷。

に分ち、各省各府州に分ち、府毎に先づ建置沿革を記し、次に形勝、山川、土産、關梁、祠廟、古蹟、名宦、人物を列記せり、卷首には別に各省の地圖あり、(清)に至り蔡方炳之を増補し、題して增訂廣輿記といふ、卷數相同じ、其改正の大要をあげれば、(1)首に提要を補ひて沿革の大略を總提し、(2)各省には首に總叙を、(3)各府州毎に疆城の廣狹、賦税の多寡を増補し、(4)建置沿革に清を加へ又特に明代を詳叙し、(5)南直隸を改めて江南省となし、(6)名宦人物、原本元に止りしを以て明代を増し、(7)外夷を外譯と改めて

德、鄧の人、宣德八年の進士、官少保華屋殿大學士に進む、成化二年(一一二二)卒す、年五十九(明史本傳) 初め太祖洪武三年、儒臣魏俊等六人に命じて大明志を撰せしめしが、久しからずして亡佚せり、其後成祖天下の郡縣圖經を採り、儒臣に命じて纂輯して一書と爲さしむ、未だ成るに及ばずして中止せり、英宗の時に至り、乃ち賢等に命じて重編せしむ、天順五年四月書成る、帝乃ち大明一統志と名づけ、又親ら序文を製し、之を刊布せしが、復散佚の不幸にあへり、顧炎武の日知錄には此書の誤謬を指摘せる者あり、當時は猶存せしものならんも、乾隆帝の時、四庫に永樂大典中より各條を録出しせるものを收めたる以て其時既に亡佚したるを知るべし、(我國)には足利氏の末僧徒の齎せるもの現存し、元祿十二年、紀藩儒官蔭山元質、京都にて之を翻刻せるを以て却て容易に原本を觀ることを得べし。

〔體裁〕 卷首英宗の御序及び賢等の序、進書表あり、凡て京師、南京、中都、輿都の四大門に分ち、都毎に先づ其地理を叙し、夫より其都に屬する府に就きて、建置沿革より人物に至るまで精密に叙述せり、卷首には地圖あり。

朝鮮を増し、(8)盛京は發祥の地たるを以て、原本之を遼東都指揮使司と題し山東に附せしを取りて九邊の遼東に合し改めて盛京となし、山川名宦人物、新設の府州縣を増補せり、蓋し之を九邊に置くは異ならず。

大清一統志 三百五十六卷

〔題名、作者〕 清朝一統の地誌なり、乾隆八年、陳惠華等勅を奉じて撰す、惠華は直隸安州の人、雍正二年の進士、修選を授けらる、諸官を歴仕し、戸部兵部の尙書に進みしが、革められて、右侍郎となり、次で事を以て褫職せらる、後復召され都察院左副都御史より禮部尙書に至る乾隆四十四年(二四三九)卒す。

〔體裁、傳來〕 卷首に乾隆帝の御序、惠華の奏表、纂修姓氏、目錄あり、凡て

直隸、盛京、江南、山西、山東、河南、陝西、甘肅、浙江、江西、湖北、湖南、四川、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、外藩蒙古、蒙古屬國、朝貢諸國。に大分し、毎省先づ統部を立て、之を

圖、表、分野、建置沿革、形勢、職官、戶口、田

賦、名宦。

の九門に分叙せり、是皆一省を統括する者なり、其諸府及び直隸州は又各、一表を立て、所屬の諸縣を系く、皆之を、

分野、建置沿革、形勢、風俗、城池、學校、戶口、田賦、山川、古蹟、關隘、津梁、堤堰、陵墓、寺觀、名宦、人物、流寓、列女、仙釋、土産。

の二十一門に分ち叙せり、次に蒙古は旗に、朝貢諸國は國に分てり、其後乾隆二十年伊犁を平定するに及び、府縣州の合併改隸、職官の増減移駐多く、舊制と異なるを以て、乃ち溫達等に命じて重修せしめ二十八年に至りて成る、凡て五百卷、嗣いで乾隆二十八年西域諸國相繼で内附し、四十年又兩金川を討定し、版圖大に擴まる、並びに簡編に載入せり、是即ち四庫著錄本にして、現行するものなれども、未だ見ざるを以て、暫く舊撰によれり。

乾隆府廳州縣圖志 五十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の洪亮吉撰す、亮吉の傳は洪北江全集の條に出づ、此書乾隆五十三年に成る、故

都會志

三輔黃圖 六卷

〔作者、題名、體裁〕 作者詳ならず、宋の晁公武は梁陳間の人の作となし、程大昌は唐肅宗以後の人の作となす、後説稍據あるに似たり、其書主として長安の古蹟を記す(まゝ周代の靈臺靈囿及び河間の日華宮、梁の曜華宮諸事に及ぶ)、故に三輔黃圖と稱す、三輔とは京兆(長安以東)、左馮翊(同以北)、右扶風(渭城以西)をいふ、目を

三輔沿革、三輔治所、咸陽故城、宮、漢長安故城、秦漢風俗、都城十二門、長安九市、長安八街九陌、北宮、甘泉宮、苑囿、池沼、臺榭、辟離、明堂、園丘、太學、宗廟、南北郊、社稷、觀、閣、署、庫、倉、廩、園、橋、陵墓、雜錄。の三十六篇に分ち、篇中また數目に分るものあり、記事詳密、考古家必須の書なり。

に建置即ち此年を以て斷となす、其乾隆の二字を冠する、亦こゝに本づく、
順天府、奉天府、直隸布政司、江寧布政司、江蘇布政司、安徽布政司、山西布政司、山東布政司、河南布政司、陝西布政司、甘肅布政司、浙江布政司、江西布政司、湖北布政司、湖南布政司、四川布政司、福建布政司、廣東布政司、廣西布政司、雲南布政司、貴州布政司、牧廠、新疆、外藩、朝貢新國。
に分類し、各首に圖を添ふ、故に圖志といふ。

皇朝輿地韻編 二卷

〔題名、體裁、作者〕 清朝の地名を韻にて排列したる者にして、檢索に便にす、故に韻編といふ、凡そ州府、縣各、其所屬を明にせり、清の李兆洛の著なり、兆洛の傳は歷代地理志韻編の條に出づ。

〔參考〕 ○皇朝輿地韻編校勘記 清馬貞楨撰

●長安志二十卷

〔作者、體裁、傳來〕 宋の宋敏求撰す、敏求字は次道、趙州平棘の人、參知政事毅の子なり、官史館修撰、龍圖閣直學士に至る、元豐二年(一七三九)卒す、年六十一、又大唐詔令集百三十卷を著せり、(宋史本傳)此書は唐の章述が西京記の粗略にして備はらざるを以て、更に博く群籍を參考して作れる者にして、目を總叙、分野、土産、土貢、風俗、四至、管縣、雜制、雍州、京都、京兆尹、府縣官、宮室、唐皇城、唐京城、縣。

の十六に分ち叙せり、凡て長安の城郭、官府、山川、道里、津梁、郵驛より、風俗、物産、宮室、寺院に至るまで、纖悉畢く具り、又其市街の曲折、及び唐の盛時士大夫の第宅の所在、皆一、よく其所在を擧げ、祭として諸を掌に指すが如し、されば司馬光、程大昌等皆其精博宏贍を稱せり。

●景定建康志五十卷(未見)

〔作者、題名〕 宋の周應合撰す、應合は武甯の人、自ら

溪園先生と號す、淳祐の間、進士に擧られ、官實錄院修撰に至る、賈似道を疏劾せるを以て、饒州通判に謫せらる、(四庫提要)是書は景定中、其承直郎を以て江南東路安撫司幹辦公事に差充せられたる時作る所なり、故に景定建康志といふ、建康は今の南京なり。

〔傳來、體裁〕 初め宋の高宗建炎二年、行宮を金陵に建て、改めて建康府と爲し、江南東路安撫使を設け以て之を治め、沿江の重鎮となす、乾道、慶元年間、屢々地志を輯めしが尙闕略する所多し、景定中、實章閣學士江東安撫使知建康府馬光祖、始めて應合に屬して、乾道、慶元二志を取り合して一となし、慶元以後の事を増入し、訂正補闕、別に編して書と成す、首を留郡四卷となし、次を圖表誌傳四十五卷となし、末を拾遺一卷となすといふ、(四庫提要)援據該洽、條理詳明、良地誌と稱す。

●雍錄十卷

〔作者、題名〕 宋の程大昌撰す、大昌字は泰之、徽州休寧の人、紹興二十一年進士に及第し、吳縣の主簿より大平州の教授に進む、後權吏部尚書より出で、

泉州建寧府に知たり、龍圖閣直學士を以て致仕し、慶元元年(一八五五)卒す、年七十三、(宋史本傳)大昌學術湛深、諸經に於て皆論說あり、就中易原八卷、考古編十卷、禹貢論四卷、演繁露十六卷等名高し、此書は關中の事を記したる者にして一の長安志なり、關中は禹の所謂雍州に屬す、故に雍錄といふ。

〔傳來、體裁〕 大昌以爲らく、三輔黃圖、宋敏求の長安志、呂大防の長安圖記等脱略あり、未だ備はれりといふ可らずと、即ち此等の書及び唐六典、紹興祕書省圖を參酌して此書を作れり、予が見たる者は、内閣文庫に藏する者に係り、日本寫本なり、首に序目なく、且つ七卷以下を缺けり、今之をみるに、長安の宮殿、山水、都邑の如き皆圖を附し且つ界說せり、然れども牀例稍、雜に且つ未だ疎漏を免れざる所あり、故に四庫提要には多く其缺點を指摘せり、然れども其蒐羅既に富み、辨證亦詳なり、輿記中に在つて、固より最善の本たるを失はず。

●長安志圖三卷

〔作者、題名〕 元の李好文撰す、好文字は惟中、東明

の人、至治元年の進士、官光祿大夫、河南行省平章政事に至る、致仕して翰林學士を給ふ、著す所、端本堂經訓要義十一卷、歷代帝王故事百六篇あり、(元史本傳)此書は先づ圖をあげて後に解説す故に志圖といふ。

〔體裁、傳來〕 此書は好文が至正四年、復び陝西行臺御史に除せられたる時の作にして、宋の呂大防の長安圖記を本とし、譌駁を芟除し、更に補訂をなしたる者なり、其目左の如し。

- 漢三輔圖、秦元州縣圖、大華圖、漢故長安城圖、唐宮城坊市總圖、唐禁苑圖、唐大明宮圖、唐宮元城圖、城南名勝古跡圖、唐驪山宮圖、咸陽古跡圖、唐昭陵圖、唐建陵圖、唐乾陵圖、唐陵圖說、圖志襍說、涇渠圖說序、涇渠總圖、富平石川既田圖、涇渠圖說、渠堰因革、洪堰制度、用水則例、設立屯田、建言利病、總論。

漢唐に於ける長安の沿革制度備さに具れり、其中にて渠涇圖說、詳備明析、尤も民事に裨あり、此の書(明)に至り西安府知府李經刻して、宋敏求長安志の首に列し、合して一編となせり、然れども好文の是

書、もと敏求の書に因て作らず、今強いて合して一とすは誤れり、(清)の紀昀が是尤も著書の意を失ふといひ、分ちて二書となし、四庫に收めたるは、當を得たりといふべし、此書經訓堂叢書本は畢沅の校正本にして、まゝ按語を加へて訂誤あり。

◎汴京遺蹟志 二十四卷

〔作者、體裁〕 明の李濂撰す、濂字は川父、祥符の人、正徳九年の進士、官山西按察司僉事に至る、著す所、祥符都賢傳八卷、祥符文獻志十七卷あり、(明史文苑傳參考) 是書は歷代都會專志ありて、獨り汴京のみなく、又宋の孟元老の東京夢華錄あるも、蕪穢猥瑣觀るに足るなきを以て、遂に舊聞を摭拾して、編次せしものなり、目を

七京城、宋大内宮室、宋内諸司、宋外諸司、宋明堂、自署、山岳、河渠附京畿畿澗澗、堤開河口澗泊、宮室、臺池園苑、祠廟、洛汴、岡堆坡、關梁、井墓、寺觀、祠廟、庵院、雜志、藝文。

に分ち、每處先づ其位置及び沿革をのべ、次に其關係記事、諸書中より抜きて對照の便に供せり、雜誌

は以上諸門に入らざる者を雜記せるもの、藝文は汴京遺蹟に關する詩文を網羅せるものにして、奏議、記、序、碑、墓誌、神道碑、雜文、賦、五言古詩、七言古詩、五言律詩、七言律詩、五言排律、七言排律、五言絕句、七言絕句、六言、長短句の十九體に分ち、世代の先後を以て序となせり、而して朱儼鎮は汴京城南の古跡なれども、其已に專集ありて世に傳はれるを以て入れず、靖康の變汴京遂に復す可らずして南に渡れるは、此一代の大關係なり、故に雜志中頗る之を詳載せり、而して宋の遺蹟にあらずと雖前代の事に關するものは大抵收載せり。

◎歷代帝王宅京記 二十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の顧炎武撰す、炎武の傳は日知錄の條に出づ、此書は歷代首府の地記なり、宅京とは猶帝都といひ首府といふが如し、上は伏羲に始まり、下は元に訖る、之を、

總序、關中、雒陽、成都、鄴、建康、雲中、晉陽、太原、大名、開封、宋州、臨安、臨潢、幽州、遼陽、大定、會寧、開平。

地方志

◎吳郡圖經續記 三卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の朱長文撰す、長文字は伯原、蘇州の人、未だ冠せずして進士乙科に登第せしが、足疾を以て仕へざりき、後蘇東坡の薦を以て、本州の教授に充て、召さられて太常博士となり、祕書省正字樞密院編修に遷る、(宋史文苑傳參考) 大中祥符中詔して吳郡圖經を修めしも、未だ完からず、長文よりてこれが續篇を作れり、此書是なり、故に續記といふ、元豊七年脱稿せり、凡て

封域、城邑、戶口、坊市、物産、風俗、門名、學校、州宅、南園、倉務、海道、亭館、牧守、人物、橋梁、祠廟、宮觀、寺院、山、水、治水、往迹、園第、冢墓、碑碣、事志、雜錄。の二十八門に分つ、引證該博、敘述簡明、文章爾雅、猶古人の風ありと稱す。

◎吳郡志 五十卷

の諸都に分ち、城郭、宮室、郡邑、寺觀、及び建置年月、沿革に至るまで極めて精細に敘述せり。

◎日下舊聞 四十二卷

〔作者、題名〕 清の朱彝尊撰す、彝尊の傳は經義考の條に出づ、日下とは京師を指していふ、此書は京師の舊聞を網羅せる者なり、故に名づく。

〔體裁、傳來〕 此書は北京に關する舊聞を、諸書より秩序を立て、輯雜せるものにして、

星土、世紀、形勝、宮室、城市、郊坰、京畿、僑治、邊障、戶版、風俗、物産、雜綴、石鼓考。の十四門に分輯せり、每條原書の名を存し、間、按語を加へて己の意見を叙せり、卷首には序目の外別に引用參考書目を附せり、乾隆三十九年に至り、帝史臣に命じ、此書によりて、繁を削り、闕を補ひ、苑囿、宦署二門を増し、石鼓考は宦署國子監の條下に編入して別に門を立てず、凡て百二十卷となせり、然れども、未だ見ず、故に姑く舊撰によれり。

〔作者、傳來〕 宋の范成大撰す、成大の傳は吳船錄の條に出づ、是書は成大の末年に作る所にして、郡人龔頤、滕茂、周南、相與に之を賛成す、時に籍に附さんことを求めて得ざる者あり、會成大歿す、乃謗を放つて謂ふ、成大の手に成らずと、遂に寝めて行はれず、紹定の初、李壽朋始めて之を刊行し、趙汝談序を作つて、成大の爲に宛を雪ぎ、併せて龔頤等三人蒐訪の功を著せり、壽朋此書の紹興三年に止り、其後改移建置少ならず、又遺漏あるを以て、汪泰亨といふ者をして之を補はしむ、然るに泰亨は別に署して續志となさずして、成大の書と混亂せり、是即ち今本なり、(趙汝談の序四 庫提要參考) 故に原本は遂に見る可らず。

〔體裁〕 凡て

沿革、分野、戸口稅租、上貢、風俗、城郭、學校、營寨、官宇、倉庫、坊市、古蹟、封爵、牧守、題名、官吏、祠廟、園亭、山、虎邱、橋梁、川、水利、人物、進士題名、土物、宮觀、府郭寺、郭外寺、縣記、冢墓、仙事、浮屠、方技、奇事、異聞、攷證、雜詠、雜誌。
の三十九門あり。

◎ 咸淳臨安志 九十二卷 (未見)

〔作者、題名、體裁〕 元の潛説友撰す、説友字は君高、處州の人、宋の淳和四年の進士、咸淳六年、中奉大夫權戸部尙書を以て臨安軍府の事を掌どる、此書蓋し當時の作、故に咸淳臨安志と名づく、賈似道に諂ひ、縉雲縣開國男に封せらる、後誤を以て捕へられしが、似道私林して罷め、起して平江の守となす、元兵至る城を棄て、先づ遁る、宋亡び元に降り後殺さる、(萬姓統譜、四 庫提要參考) 其人賤劣此の如きも其書は則ち頗る條理あり、前十五卷を行在所録となす、宮禁曹司の事を記す、十六卷より以下を府志となす、區畫明晰、體例井然、都城紀載の法となす可し、故に清の朱竹垞の如きも其良書たるを稱せりといふ。(四庫提要參考)

◎ 齊 乘 六卷

〔作者、題名、體裁〕 元の于欽撰す、欽字は思容、益都の人、官兵部侍郎に至る、是書は其齊に官せし時の作にして三齊の地志なり、故に齊乘といふ、乘は史乘なり、

◎ 武功縣志 三卷

〔作者、題名、體裁〕 明の康海撰す、海字は德涵、武功の人、宏治十五年の進士、翰林院修撰を授けらる、(明史文苑傳李 嘉陽傳參考) 此書は其古郷なる武功の地志にして、地理、建置、祠祀、田賦、官師、人物、選舉の七篇に分つ、凡そ山川、城郭、古蹟、宅墓は皆地理の部に、官署、學校、津梁、市集は、建置の部に、祠廟、寺觀は祠祀の部に、戸口、物産は田賦の部に録す、藝文は各條の下に散附せり、官師は則ち善惡並び著し、以て勸懲を寓せり、王士禛は文章の簡明、事實の核實を稱し、石邦敏は其義理昭かに、勸懲尤も嚴なりといふ、必ずしも溢美の言に非らず。

◎ 朝邑縣志 一卷

〔作者、題名、體裁〕 明の韓邦靖撰す、邦靖字は汝慶、五泉と號す、朝邑の人、正德三年の進士、官工部員外郎に至る、(明史韓邦 奇傳參考) 是書は其郷里の地誌にして、正德十四年の作に係る。
總志、風俗、物産、田賦、名官、人物、雜記。

◎ 闕里誌 二十四卷

〔作者〕 明の陳鏞撰し、孔允植訂補す、鏞は會稽の人、成化二十三年の進士、官右副都御史に至り、湖廣巡撫たり、(明史本 傳參考) 允植は孔子六十五世の孫なり、(題名、傳來、體裁) 闕里は孔子の廟のある所なり、此書は即ち其沿革志なり、故に闕里志といふ、明の宏治十七年、孔廟を修繕し、李東陽命をうけて祭を致せり、時に鏞、提學副使たりしかば、因て之に屬して此書を編次せしむ、後崇禎中、允植重ねて訂補せり、即ち現行本なり、分つて
圖像、世家、弟子、禮樂、恩典、林廟、山川、古蹟、人物、藝文。
の十志となし、每志また數目に分たる、(我國)にては寛文九年翻刻せり。

沿革、分野、山川、郡邑、古蹟、亭館、風土、人物。
の八門に分つ、叙述簡核、經史を援據して考證し、他の地志の但輿圖に據り空言に憑りて、論斷する者と異なり、卷末には欽の子潜の跋と釋音とを添ふ。

の七篇に分つ、古今第一の畧地志なれども、能く其要を提ぐるを以て、康海の武功縣志と並べて、明代の良志と稱せらる、此書四庫提要には二卷とあり、余が見たるものは、小倉山房叢書本にして一卷なり、蓋し短篇なるを以て合帙せしものなり。

●滇略十卷(未見)

〔題名、作者、體裁〕 雲南の地誌略なり、雲南の地古昔滇といふ、故に滇略と名づく、明の謝肇淛の撰なり、肇淛の傳は五雜俎の條に出づ、四庫提要に曰く是書は肇淛が雲南に官する時作る所にして、分つて十門となす、一を版略といふ、疆域を志す、二を勝略といふ、山川を志す、三を産略といふ、物産を志す、四を俗略といふ、民風を志す、五を績略といふ、名宦を志す、六を獻略といふ、郷賢を志す、七を事略といふ、故實を志す、八を文略といふ、藝文を録す、九を夷略といふ、苗族の志なり、十を雜略といふ、雜記なり、牀例雅潔、叙述法あり、杭世駿稱して遠きに詳かに、近きに略に、博く觀て約に取る、善志と稱す可しと。

●浙江通志五十卷

〔作者〕 清の巡撫浙江都察院右副都御史趙士麟等監修す、士麟字は玉峰、雲南河陽の人、康熙三年進士に登り、貴州平遠推官に補せられ、累遷して吏部左侍郎に至る、同三十八年(二三五九)卒す、年七十一、著す所綵衣全集あり。(附傳集)

〔傳來、體裁〕 (明)の嘉靖中、提學副使薛應旂始めて浙江通志七十七卷を編輯す、(清)に至り康熙二十一年趙士麟等之に因て増修せり、即ち此書なり、凡て沿革、星野附詳異、疆域、城池、公署、山川、形勝、古蹟、關梁、都會、水利、風俗、田賦、後役、戶口、鹽課、物産、學校、祠祀、寺觀、陵墓、文職官、武職官、兵防、帝王附后妃、名宦、選舉、人物、儒林、孝義、文苑、隱逸、寓賢、烈女、方伎、仙釋、藝文、雜記。の三十七門に分ち、卷首には士麟以下の奏序、凡例、纂修姓氏、目錄、圖考あり、此書四庫著錄本は、雍正十一年の重修本にして、二百八十卷、五十四門に分たれ、極めて完備せるものなりといふも、未だ見ず、故に舊志に従ふ。

●山西通志三十二卷

〔作者〕 清の巡撫山西都察院右副都御史穆爾賽等監修す、穆爾賽の傳詳ならず。
〔傳來、體裁〕 山西の通志ある、(明)の成化中、督學僉事胡謐に始まる、後嘉靖中、副使周斯盛、萬曆中、按察使李維禎、皆事を踵いで編纂せり、(清)康熙二十一年に至り、督學道劉梅、又舊本に因て重ねて編し、凡そ五たび稿を易へて始めて成る、巡撫穆爾賽表を具して上る、凡て三十二門に分つ。

圖考、星野、建置沿革、疆域附關隘、山川附河梁、城池、公署、學校、附書院、祠祀、貢賦、屯田、水利、鹽法附錢法、兵防、考場、馬政附驛遞、帝王附后妃、職官、名宦、選舉、人物、孝義、烈女、隱逸、流寓、仙釋附方伎、風俗附土產、古蹟、陵墓、寺觀、雜志、祥異、藝文。
卷首穆爾賽以下の奏序及び舊序、目錄あり、此書四庫著錄本は、雍正七年の重修本にして、凡て二百三十六卷あり六門を増し、考據精該、資料豊富、各省志中の最も完備せりといふも、未だ見ず、故に暫く舊本に従ふ。

●廣西通志四十卷

〔作者〕 清の總督兩廣軍務兵部尚書兼都察院右副都御史吳興祚等監修す、興祚は漢軍正紅旗の人、順治七年貢生を以て、江西萍鄉縣の知を授けられ、累遷して兩廣總督に至る、康熙三十六年(二三五七)歿す。(附漢名臣傳參考)

〔傳來、體裁〕 廣西は古昔桂林象郡の名あり、其地誌の今に存する者、(唐)の莫休符の桂林風土記、段公路の北戸錄、(宋)の范成大の桂海虞衡志、(明)の魏濟の嶠南瑣記、張鳳鳴の桂故桂勝等、皆叙述典雅にして、掌故稽ふ可きも、未だ備れりといふ可らず、嘉靖中、巡撫林富、廣西通志六十卷を撰し稍備はれり、(清)に至り康熙二十二年吳興祚等命を奉じて之を再修して四十卷となし、左の三十五門に分てり。
圖經、繪圖、沿革、分野、氣候、風俗、山川、溝洫、秩官、公署、學校、書院、選舉、財賦、兵防、壇廟、寺觀、仙釋、宮室、臺榭、關梁、古蹟、陵墓、名宦、人物、遷客、流寓、節婦、烈女、土司、安南、朝貢、藝文、雜記、祥異。
卷首には、興祚等の奏序、林富等の舊序及び總目

り、此書四庫著録本は、雍正十一年の重修本にして、凡て百二十八卷あり、未だ見ず、故に暫く舊書に従ふ。

盛京通志三十二卷

〔作者、體裁〕 清の康熙二十三年奉天府尹董秉忠等監修す、秉忠の傳詳ならず、首に秉忠以下の奏序、纂修姓氏及び、地圖あり、凡て、

京城、壇廟、山陵、宮殿、苑囿附各庄、建置沿革、星野附神異、疆域附形勝、山川、城池、關梁附邊門、驛站附舖遞、公署、職官、學校、選舉、戶口、田賦附稅課官庄、風俗、祠祀、物産、古蹟附陵墓、帝王附后妃、名宦、人物、孝義、烈女、隱逸、流寓、方伎、仙釋、藝文。

の三十二門に分つ、此書四庫著録本は、乾隆四十四年の續修本にして、百二十卷あり、未だ見ず、故に暫く舊撰による。

福建通志六十四卷

を授けられ、累遷して江南江西總督に至り、兵部尚書を授け、太子太保を加へらる、康熙五十三年(二三七四)卒す。(滿漢名臣傳參考)

〔傳來、體裁〕 雲南の志は(晋)の常璩に始まり、(唐)の樊綽續書を撰し、(元)に至り李景山誌略四卷を撰す、(明)に至り太祖雲南を平ぐるや、地志六十一卷を撰せしめしも、幾ならずして散佚せり、景泰中陳安簡詔を奉じて纂修し四卷となす、後楊慎李元陽等各纂述する所あり、(清)に至り康熙三十年、承勳等命を奉じ以上諸家の書を本とし、此書をなせり、凡て左の三十門に分つ。

圖政、星野附神異、沿革大事攷、建置郡縣、疆域附勢旅、山川、津梁、風俗、城池附關隘、戶口附屯丁、田賦附屯徵、鹽法附課程、物産、兵防、附武、封建附師命、秩官附公署、學校附書院、選舉附貢院、祠祀、古蹟附家墓、名宦附忠烈、人物附賢、孝義、烈女、流寓、隱逸

附方伎、仙釋、土司附種人、災祥、藝文、雜異附補遺。卷首には承勳等の奏序、元の虞集(李景山の書の序)、明の鄭顛(陳安簡の書の序)楊慎、李元陽(以上自著)の序、纂修姓氏、凡例、目錄あり、此書四庫著録本は乾隆元年の重修本にして、凡て三十卷、三十門に分ち、

〔作者〕 清の福建巡撫兵部右侍郎都察院右副都御史金鉉等監修す、鉉の傳詳ならず。

〔傳來、體裁〕 福建は(宋)の梁克家の三山志以後、輿地を記するもの數十家あるも、たゞ(明)の黃仲昭の八閩通志を以て善本と稱す、而れども闕漏を免れず、(清)に至り康熙二十三年金鉉命を奉じてこれを編修せり、即ち此書なり。

輿圖、星野、建置、山川、疆域、城池附水利津梁、街市、祠典、戶役、田賦附鹽政、學校、兵防附郵傳、公署、封爵、職官、名宦、選舉、人物、方伎、仙釋、遷寓、烈女、十風、物産、郵政、藝文、古蹟附寺觀、雜記、外島。

の二十八類に分つ、卷首には別に鉉等の奏序、目錄、纂修姓氏、凡例あり、此書四庫著録本は、乾隆二年の重修本にして、七十八卷あり、三十類に分たるといふも、未だ見ず、故に暫く舊志に従ふ。

雲南通志三十卷

〔作者〕 清の雲貴總督范承勳等監修す、承勳は漢軍廂黃旗の人、國子監の出身なり、康熙三年工部員外郎

舊志に比し完備せりといふ、未だ見ず、故に舊志に従ふ。

江西通志一百六十二卷 卷首三卷

〔作者、傳來〕 清の江西巡撫都察院右副都御史謝旻等監修す、旻の傳は詳ならず、江西省志は、(明)の嘉靖年間、參政林廷楫始めて之を修む、其後久しくして未だ纂輯せず、舊聞放失せり、(清)の康熙二十二年に至り、巡撫安世鼎始めて之を續修し、同五十九年巡撫白濱又之を増修し、名づけて江西志といふ、其舛例條目、多く舊志に本づくとも雖、廣く蒐め博く訪ひ舛を訂し謬を正せり、故に地記中に在つて善本と稱せらる、雍正七年謝旻等詔を奉じて省志を纂修するや、陶成等を以て編修官となし、大牀白濱の志に本づき、間、折衷を加ふ、是即ち現行本なり。

〔體裁〕 首に旻等の奏序、凡例、纂修姓氏、目錄、地圖あり、卷に入らず、卷首三卷は詔諭を録す、卷一より之を、
星野、沿革、形勝、城池、山川、水利、學校、公署、書院、田賦、名宦、人物、寓賢、烈女、仙釋、

方伎、祥異、祠廟、邱墓、寺觀、藝文、雜記。
の二十二門に分つ。

● 山東通志三十六卷

〔作者〕 清の巡撫山東都察院右副都御史岳濬等監修す、濬は四川成都の人、鍾琪の子なり、初の廕生由り安西同知を授けらる、雍正五年山東布政使に擢でらる、後諸官を經、廣東、雲南の巡撫より鴻臚寺少卿に至り通政使參議に轉ず、乾隆十八年(二四一三)卒す。(國朝著書類)

〔傳來、體裁〕 初め(明)の嘉靖中、山東巡按御史方遠宜、始めて副使陸儀等に屬して、通志四十卷を修む、目五十有二、附目十あり、(清)に至り康熙十二年、巡撫張鳳儀、布政使施天裔重ねて之を修輯せり、然れども僅に十の一二を増せしのみにして、他は皆當文によれり、此本は雍正七年、岳濬等詔を奉じて重修する所にして、乾隆元年に完成せり、専ら編修の任に當りしは、檢討杜詔なり、體例、事實、文章、共に舊書に比し極めて完全なり、凡て
典謨、星野、建置、城池、疆域、山川、形勝、折

封附殿后、古蹟附宮室、附碑碣、巡狩附禁代、附禮、闕里、田賦附糧道、附稅、鹽法、學校、選舉、兵防、驛遞、河防、漕運、海疆、附膠萊、附膠州、附海運、秩祀附寺觀、橋梁、風俗、物産、職官、公署附郵政、附海運、宦績、人物、烈女、仙釋、方伎附流寓、陵墓、五行、經籍、藝文、雜記。
の三十六門に分てり、卷首には濬等の奏序、原序、目錄、纂修姓氏、法敏(總裁)の奏表、凡例、圖考あり。

● 陝西通志 一百卷

〔作者〕 清の署理陝西總督吏部尚書劉於義等監修す、於義は江南武進の人、康熙五十一年の進士、庶吉士を授けらる、乾隆の朝直隸布政司、山西巡撫等を経て、吏部協辦大學士に任せられ、經筵講官に充てらる、乾隆十三年(二四〇八)卒す。(滿漢名臣傳著書類)

〔傳來、體裁〕 初め康熙中、巡撫賈漢復、陝西の通志を修む、當時皆其簡明にして、要を得たるを稱す、然れども年を歴るに従ひ、因革損益、頗る相同じからざるを以て、雍正七年、詔を以て改修す、糧儲道沈青崖主として之に當り、専ら漢復の舊本に因り、

明代馬馮二家の書を參考し、同十年に至て成る、即ち此本なり、凡て三十二門に分つ。

星野、建置、疆域附形勝、山川、城池、公署、關梁、封爵、職官、貢賦、學校、祠祀附寺觀、選舉、兵防、驛傳、屯運、水利、鹽法附錢法、物産、風俗、祥異、帝系、名宦、人物、陵墓、古蹟、經籍、紀事、德音、藝文、拾遺。
就中、建置、疆域、山川、水利の四門には地圖あり、卷首には別に於義等の奏序、凡例、纂修職名、目錄あり。

● 四川通志 四十九卷

〔作者〕 清の總督四川兵部右侍郎兼右副都御史黃廷桂等監修す、廷桂は漢軍廂紅旗の人、内治外征共に功あり、武英殿大學士、騎都尉より、晋んで三等伯に封せらる、乾隆二十四年(二四一九)卒す。(滿漢名臣傳、香翰類微參考)

〔傳來、體裁〕 四川通志は、(明)代に凡そ四たび修められたれど、蕪雜にして見るに足らず、たゞ藝文類のみは楊慎の手に成るを以て、雅贍と稱す、(清)の康熙十二年、總督蔡敏榮、巡撫張德地之を續修せしが、

兵燹の後にして、文献微するものなきを以て、亦脱漏する所多し、是本は雍正七年廷桂等勅を奉じて重修したる者にして、凡て四十九類に分てり。

圖考、星野、建置沿革、疆域、形勢、城池、關隘、戶口、田賦、學校、祀典、名宦、人物、孝友、烈女、忠義、武功、蠲政、水利、鹽法、茶法、錢法、木政、權政、屯田、邊防、土司、西域、兵制、津梁、驛傳附舖遞、山川、古蹟、祠廟、公署、寺觀、陵墓、宮室、帝王、職官、選舉、成均、隱逸、流寓、仙釋、祥異、風俗、物産、藝文。

卷首には上諭、廷桂等の奏序、明代修撰の王士元等の原序、纂修姓氏、凡例、目錄あり。

● 廣東通志 六十四卷

〔作者〕 清の巡撫廣東兵部右侍郎郝玉麟等監修す、玉麟は漢軍廂白旗の人、康熙三十四年に就官してより、文武諸官を歴、大に優遇せられしが、晩に收賄によりて罪を得貶せらる、乾隆十六年(二四一一)卒す。(滿漢名臣傳、國朝著書類微參考)

〔傳來、體裁〕 (明)の時、戴璟、郭棖、謝肇淛、張雲翼

の諸家、廣東の地誌を修めしが、尙闕略する所あり、(清)の康熙二十二年之を續修す、舊本に比して條理具はれり、此書は雍正七年詔を奉じて編む所にして八年六月局を開き、九年五月成る、各省通志中最も早く脱稿せる者なり、凡て三十五門に分つ左の如し。

典謨、星野、輿圖、疆域、沿革、編年、禮樂、海防、山川、城池、水利、學校、公署、坊都、貢賦、兵防、屯田、鹽法、職官、選舉、封蔭、名宦、誦宦、人物、烈女、風俗、物産、古蹟、壇祠、藝墓、仙釋、嶺蠻、外蕃、藝文、雜事。

卷首には玉麟の上書表、目錄、凡例あり、此書間、舊書の文を沿襲して、冗漫に失する者あり、或は體例一ならず、彼此抵牾する所少からず。

●河南通志八十卷

〔作者〕 清の總督河南山東軍務兵部右侍郎王士俊等監修す、士俊は貴州平越の人、康熙六十年の進士、河道總督より、河南總督に至る、皆治績あり、乾隆中上疏して帝意に觸れ、職を免せらる、乾隆二十一年(二

四一六)家に卒す。(滿漢名臣傳、香畹齋徵參考)

〔傳來、體裁〕 河南の名を考ふるに、(宋)代はたゞ洛陽の一郡に屬せり、故に宋敏求河南通志を作る、僅に西都の典故を記するのみにして他州に及ばず、(明)初河南布政司を設けてより、屬する所八府、黃河以北に跨り、封疆古と殊なれり、故に郡邑各偏記ありと雖、未だ統べて一書と爲す者非らざりしが、嘉靖中に至り創めて之を爲れり、されど僅に崖略を具ふるのみ、微引未だ洽からず、考證未だ精確ならざりしかば、(清)の順治十八年、復續修を加へ、條理粗、備はれり、康熙中之を天下に頒ちしが、後郡邑分併し、新制と多く相合はざるを以て、雍正九年、河東總督田文鏡命を承け、乃ち編修孫灝、進士顧棟高等を延いて、蒐討排纂せしむ、文鏡歿し、後王士俊代つて總督となる、乃ち書成りて表上す、古今を商榷し、體例頗る整密なり、たゞ書成るの後、陳許二州陞りて府となり鄭州改めて開封府に隸し、盧氏改めて陝州府に隸し、南召復た縣を立て、治む、刊版已に竣るに因て、皆未だ増改するに及ばずといふ、卷一に聖制をあげ、卷二より、

輿圖、沿革、星野附詳異、疆域附形勢、山川附關津、城

池、禮樂、兵制附州河防、水利、封建、田賦、戶口、漕運、鹽課、郵傳、風俗、物産、職官、公署、倉廩、學校附貢院、書院、義學、社學、選舉、祠祀、陵墓、寺觀、古蹟、帝王附后妃、名宦、人物、理學、儒林、忠烈、孝義、文苑、隱逸、烈女、流寓、仙釋、方伎、辨疑附拾遺。

●湖廣通志百二十卷

〔作者〕 清の總督湖廣等處地方兵部尚書兼都察院右副都御史邁柱等監修す、柱は滿州順藍旗の人、姓は喜塔拉氏、康熙四十八年、國子監助教より、諸官を經、武英殿大學士を授けらる、乾隆三年(二三九八)卒す、年六十九。(滿漢名臣傳、香畹齋徵參考)

〔傳來、體裁〕 湖廣は古の楚地なり、輿地誌の前代に見ゆる者、盛宏の荊州記、庾仲雍の湘州記、漢水記、梁元帝の荊南地誌、郭仲彥の湘州記、湘州副圖記、陶岳の零陵總記、韋宙の零陵錄、范致明の巴陵古今記、吳從政の襄沔記の類、多く湮滅して傳はらず、即

ち傳はる者も亦殘闕して序次なし、魏裳の湖廣通志、廖道南の楚大紀、陳士元の楚故略の如き、(明)代に至り世に出づ、然れども又往、闕漏あり、且つ冗雜にして依據するに足らず、(清)に至り康熙二十三年之を編修せしが、未だ備はらざる所あり、雍正十一年柱等命を奉じて重修せり、湖廣は湖北、湖南合併の總稱なり。

星野附詳異、輿圖、沿革、疆域附形勢、山川、關隘附津梁、城池附公署、戶口、田賦附屯田、物産、水利、學校附貢院、軍政、祀典、附廟、世紀、附后妃、藩封、職官、選舉、附武勳、名宦、鄉賢、人物(理學、行業、文苑、隱逸に分つ)、忠臣、孝子、義士、附義民、烈女、流寓、仙釋附方伎、風俗、古蹟附寺觀、陵墓、藝文、雜記。の三十一門あり、卷首には柱等の奏表、纂修姓氏凡例、目錄及び聖制あり、而して湖南は資料蒐集未だ洽ねからざるを以て、湖北の詳備なるに及ばずといふ。

●畿輔通志一百二十卷

〔題名、作者〕 清朝畿内の通志なり、直隸總督李衛等

監修す、衛は江蘇銅山の人、運河を治めて功あり、乾隆三年(二三九八)卒す。(清漢名臣傳、(清)顧祖禹)

〔傳來、體裁〕 初め康熙十一年、直隸巡撫于成龍、格爾古德等始めて畿輔の地志を爲る、翰林院侍講郭素に屬して、其事を董さしむ、僅に數月にして書成る、而も未だ確實ならず、雍正七年詔して重ねて通志を修め、諸を史館に上りて、一統志の採擇に備へしめらるゝに及び、督臣唐玉もと辰州府の知たりし田易等を引いて、蒐羅纂集す、其後劉於義及び李衛相繼いで代りて其事を領す、雍正十三年に至りて書成る、始に詔諭六卷、宸章四卷あり、卷十一より全く地誌なり、左の三十一門に分たる。

京師、星野、建置沿革、形勝、疆域、山川、城池、公署、學校、戶口、田賦、倉廩、鹽政、兵制、關津、驛站、河渠、水利、營田、陵墓、祠祀、寺觀、古蹟、風俗、物産、封爵、職官、選舉、名官、人物(先哲、名臣、政事、忠節附義烈、儒學、文翰、卓行、高逸、藝術、流寓、仙釋、烈女に分つ)藝文。

卷首には衛等の奏序、凡例、纂修姓氏、原序、畿輔輿地全圖目錄あり。

江南通志二百卷首卷四卷

〔作者〕 清の兩江總督趙宏恩等監修す、宏恩は漢軍鑲紅旗の人、康熙五十一年、湖廣襄陽道に任せられ、諸官を歴仕し、工部尙書に至り、左都御史兼正黃旗漢軍都統に轉ず、乾隆三十三年(二四二八)卒す。(國朝(清)類傳)

〔傳來、體裁〕 康熙二十二年兩江總督于成龍、江蘇巡撫余國柱、安徽巡撫徐國相等と、江南通志七十六卷を編す、雍正七年署兩江總督尹繼善等詔を奉じて重修す、乃ち九年局を江寧に開き、黃之雋等を編輯主任となし、大に釐正する所あり、年を閱みすること五、乾隆元年に至りて成る、乃ち趙宏恩、江蘇巡撫顧琮、安徽巡撫趙國麟等表を具して上る、即ち此書なり、首卷四卷は世祖、聖祖、世宗、乾隆四帝の詔諭と、聖祖の御製(江南に關する者)を録す、凡て

輿地(圖說、建置沿革總表、建置沿革表、星野、疆域、山川、風俗、城池、公署、關津、古都邑、古蹟、壇廟、寺觀に分つ)、河渠(黄河、淮、江、海、運河、水利、水利治績に分つ)、食貨(田賦、戶口、徭役、漕運、關稅、鹽課、鹽法、錢法、蠲賑、

積貯、物産に分つ)、學校(學宮、書院、試院に分つ)、武備(兵制、江防、海防、驛傳に分つ)、職官(文職、武職、名宦に分つ)、選舉(進士、舉人、薦辟に分つ)、人物(名賢、宦績、武功、忠節、孝義、儒林、文苑、隱逸、藝術、流寓、方外、賢淑、義烈、完節、貞孝に分つ)、藝文(經、史、子、集に分つ)、雜類(紀聞、禮祥、撫史紀事、辯訛に分つ)。

の十志に分つ、頗る他通志と體例を異にせり、而して卷首には趙國麟等の序文、趙宏恩の奏表、原序、纂修諸官、凡例、目錄あり。

甘肅通志五十卷(未見)

〔作者、體裁〕 清の巡撫甘肅都察院右副都御史許容等監修す、容は河南虞城の人、甘肅巡撫の後、山西、江蘇布政司より、江蘇、湖北巡撫を經、乾隆十六年(二四一一)卒す。(清漢名臣傳、(清)顧祖禹) 甘肅は明まで陝西省に屬したるを以て、別に志乘なく、許容等新に之を纂修するに就ては、頗る困難を感じたりしが、容を始め、編修官一同力を盡して資料を蒐集し、舊陝西志を本として考核し、訂正増加する者十の六七、雍正

貴州通志四十六卷

〔作者〕 清の大學士鄂爾泰等監修す、鄂爾泰字は毅菴、姓は西林覺羅氏、滿州鑲藍旗の人、康熙三十八年舉人を以て、三等侍衛を授けられ、後累遷して雲貴總督に至り、苗亂を平げて功あり、保和殿大學士兼兵部尙書軍機大臣に任せらる、乾隆十年(二四〇五)卒す。(先正事略、國朝(清)類傳)

〔傳來、體裁〕 此書は初め靖道謨編輯主任となり、後杜全之に代れり、貴州は西南に僻在し、唐宋より以前、羈縻州に屬し、明代始めて布政司を置き、郡縣を分立せし程なれば、古來より記載寥寥として數ふるに足らず、(明)の趙瓚始めて新志を創修し、其後謝東山、郭子章及び、(清)の衛既濟等相繼で増修し、漸く體裁を備へしも、終に文獻徵し難きを以て、脱漏を免れず、たゞ田雯の黔書、筆力頗る奇偉と稱す、然れども意文辭を修飾するに在るを以て、事實に於

ては未だ完く具らず、此書は以上諸家の著述を綜合して作りし者なれば、從來の貴州地志中に於て、最も完備せる者と稱せらる、凡て、

天文(星野、氣候、祥異に分つ)、地理(輿圖、建置、疆域、形勝、山川、關梁、郵傳、風俗、苗蠻、古蹟、邱墓に分つ)、營建(城池、公署、學校、貢院、書院、義學、壇廟、寺觀に分つ)、食貨(戶口、田賦、課程、經費、蠲恤、積貯、物産に分つ)、秩官(官制、職官、名宦、土司に分つ)、武備(兵制、師旅考、苗疆、師旅始末に分つ)、人物(選舉、鄉賢、忠烈、孝義、宦績、文學、隱逸、烈女、流寓、仙釋、方伎に分つ)、藝文(諸體に分てり)、雜記。

の九志に分つ、此書余の見たるものは内閣文庫本にして卷首脱落し、僅に目錄と纂修姓氏の一部のみを有せり。

〔附記〕 四庫提要に曰く、各省の通志、皆總督巡撫を以て其事を董さしむ、然れども纂録する所に非ず、總裁官の領收する者と別あり、某撰と題せずして某監修と題するは其實に従ふなり、監修毎に數官を閱みし、惟、繰進一人を題するは、唐宋以來の舊例なりと、今之に従ふ、而して四庫著録本は

皆雍正乾隆の監修本なれども、我國に其すべては渡來し居らず、已むを得ず半ば康熙の監修本により、蓋し各省とも大抵每朝重修するを以て乾隆以後の監修本も亦少からず、例へば江西通志は曾國藩の重修本あり、廣東通志は李鴻章の重修本あるが如し、而して其最近のものは纔に數省の外未だ我國に渡來せざれば到底同朝間の監本によりて解題する能はず、後日將に其渡來を俟ちて一定せんとするなり。

欽定皇輿西域圖志 五十二卷

〔作者、體裁〕 乾隆二十七年の勅撰なり、其目左の如し。

天章、圖考、列表、晷度、疆域、山、水、官制、兵防附錄、屯政附戶口、貢賦、錢法、學校、封爵、風俗、音樂、服物、土產、藩屬、雜錄。
卷首に御序、次に上諭七則、次に傅恒英廉二人の表文、凡例十六則、開列諸臣名銜、總目あり。

蒙古遊牧記 十六卷

〔作者、體裁〕 清の張穆撰す、穆字は石州、平定の人、道光中に生榮せり、傳記詳ならず、(國朝建國、國朝獻類、同名人)初め穆此書を作り、未だ竟らずして卒す、友人何秋濤遺言を以て、之を増補せり、凡て二十四大部落に分ち、一大部又數小部落に分叙する者あり、蒙古種族遊牧地の形勢目略するが如し、蒙古志を講ずる者缺く可らざる良書なり、左に二十四大部落の目をあぐ。

內蒙古哲里木盟遊牧所在、內蒙古卓索圖盟遊牧所在、內蒙古昭烏達盟遊牧所在、內蒙古錫林郭勒盟遊牧所在、內蒙古烏蘭察布盟遊牧所在、內蒙古伊克昭盟遊牧所在、外蒙古喀爾喀四部總叙、外蒙古喀爾喀汗阿林盟遊牧所在、外蒙古喀爾喀齊齊里克盟遊牧所在、外蒙古喀爾喀魯魯倫巴爾和屯盟遊牧所在、外蒙古喀爾喀札克必拉色欽畢都哩雅諾爾盟遊牧所在、額魯特蒙古總叙、阿拉善額魯特蒙古遊牧所在、青海額魯特蒙古遊牧所在、額魯特蒙古烏蘭固木杜爾伯特部賽音濟雅哈圖盟遊牧所在、額魯特蒙古新舊土爾扈特部總叙、珠勒都斯舊土爾扈特

蒙古烏訥恩素珠克圖盟遊牧所在、珠勒都斯中路和碩特蒙古巴啓色特啓勒圖盟遊牧所在、和博克薩里舊土爾扈特蒙古烏訥恩素珠克圖盟北路遊牧所在、庫爾喀喇烏蘇舊土爾扈特蒙古烏訥恩素珠克圖盟東路遊牧所在、品河舊土爾扈特蒙古烏訥恩素珠克圖盟西路遊牧所在、額濟納舊土爾扈特蒙古遊牧所在、布勒罕河新土爾扈特蒙古青色特啓勒圖盟遊牧所在、哈爾察克新和碩特蒙古遊牧所在。

山川志

水經四十卷

〔作者、傳來〕 水經の名は始めて隋書經籍志に出で、郭璞注三卷、酈善長注四十卷の二本を收録すれども、皆撰人名を言はず、唐の杜佑の通典にも、撰者の名氏を詳にせず、亦何代の書なるかを知らずといへり、然るに舊唐書藝文志に至り、晋の郭璞の作となし、新唐書藝文志には桑欽の作と断せり、これと同時に成れる崇文總目には、たゞ酈注四十卷といふて、撰人の誰たるかを言はざるを見る、新唐志は何に據

りて此の如く断定せしか詳ならず、晁公武之を承けて、漢桑欽撰す、欽は成帝の時の人といひ、陳振孫は後漢の順帝以後の纂序なりといふ、蓋し書中の地名、後漢順帝の頃の改名を用ふればなり、而して桑欽の撰となすは相同じ、清の姚際恆曰く、「漢書儒林傳を按ずるに、古文尙書、塗暉、河南の桑欽君長に授くとあり、是に由れば、欽は成帝の時の人なり、然れども是書固より欽の作と言ふ可らず、然らば即ち郭璞かといふに決して然らず、姚寛の西溪叢語には欽は地理水道に精通せることを載せたり、されば欽は別に水道地理の書あらん、而して此水經は何人の作る所なるかを知らず」と此說従ふ可きに似たり、(魏)の酈道元始めて之に注してより、歷代之を研むる者少なし、(明)に至り朱之臣、朱謀埜等亦之を注し、(清)に至りては沈炳巽以下注釋補遺を作る者多し、而して明代の刻本は經注混淆し舛誤亦多きを以て、清初永樂大典載する所の舊本を以て重ねて校正し、其佚脱せる者二千二百二十八字を補ひ、其妄補する者一千四百四十八字を刪り、其應改せる者三千七百十五字を正せり、是に於て漸く舊本に復せり、後武英殿に刻し武英殿聚珍版全書中に收めたり。

〔題名、體裁〕 此書は水の經流即ち本流を主とし、支流に至るまで一、精密に叙述せし者なり、故に名づく、録する所黄河揚子江以下四十餘川なり、而して此書は五朝小説、漢魏叢書中に收むる者、又は吳瑄、譚元春等の校正本は明人の刻せる者にして依據するに足らざるを以て、武英殿本を以て準とすべし。

〔注釋、參考〕 ○水經注四十卷魏酈道元撰 ○水經注刪八卷明朱之臣撰 ○水經注箋四十卷清沈炳巽撰 ○水經注集釋訂譌四十卷清沈炳巽撰 ○水經注釋四十卷附錄二卷清沈炳巽撰 ○水經注釋地四十卷補遺二卷、水道直指一卷清沈炳巽撰 ○水經注圖說殘稿四卷清沈炳巽撰

◎行水金鑑百七十五卷

〔作者、題名〕 清の傅澤洪撰す、澤洪字は稱君、鑲紅旗の漢軍、官分巡淮揚道按察司副使に至る、(四庫提要)是書は支那の河川志にして、行水とは行流の水といふが如し、雍正三年の刊行なり、全祖望は鄭元慶の墓誌を作り、此書元慶の手に出づとなせり、然れども顯證なし、疑ふらくば元慶は澤洪の幕下に客遊せることあれば或は其時編纂に預りしものか。

〔傳來、體裁〕 支那にて水道を叙する者、禹貢より以下、司馬遷は河渠書を作り、班固は溝洫志を作るも、皆全史の一篇にして、其自ら一書を爲す者は則ち水經を始とす、然れども源流と支派とを叙述するのみにして、未だ疏濬隄防の事に及ばず、其後の著書には漸く治水の法を詳にする者あれども、大抵一部分に限り、古今を綜括し利害を陳ね、前代を統へ今を述べざる者なし、其これあるは實に此書に始まる、首に河水、淮水、漢水、江水、濟水、運河の圖を掲げ、河水六十卷、淮水十卷、漢水江水共十卷、濟水五卷、運河水七十卷、兩河總說八卷、官司、夫役、漕運、漕規共十二卷。

に分叙せり、其例皆諸書の原文を摘録して、時代を以て類次し、各條互に相證明せしめ、首尾一貫せり、其原文未だ備はらざる所ある者は、まゝ己が意を以て考核し、其下に附注せり、後黎世序は續編を作りて之を補へり。

◎水道提綱二十八卷

〔作者、體裁、題名〕 清の齊召南撰す、召南字は次風、

(地理) 山川志

瓊臺と號す、晚に息園と號す、浙江天臺の人、乾隆元年鴻詞科に擧げられ、翰林院編修を授けらる、大清會典、續通考、大清一統志、明鑑綱目等皆其預撰する所なり、後禮部侍郎に至る、同三十三年(二四二八)卒す、年六十六、著述この外歷代帝王年表十卷最も著はる、(先正事略、著)、召南最も地理の學に精し、謂ふ酈注水經西北に明に東南に闕く、且つ域外諸水皆未だ詳ならずと、因て此書を著はせり、卷一は海、卷二は盛京より京東に至る諸水、卷三は直沽に匯ぐる所の諸水、卷四は北運河、卷五は黄河、卷六は其支流、卷七は淮水及び其支流、卷八、九、十は揚子江、卷十一より十四は其支流、卷十五は江南運河等、卷十六は浙江、卷十七は閩江、卷十八より二十は粵江、卷二十一は雲南の諸水、卷二十二は西藏の諸水、卷二十三は漠北阿爾泰以南の水、卷二十四より二十五は黑龍江松花の諸川、卷二十六は東北海朝鮮の諸水、卷二十七は塞北漠南の諸水、卷二十八は西域の諸水をあぐ、其叙する所、都邑を以て分たずしてたゞ巨川を以て綱となして、會する所の衆流を以て目となす、故に提綱といふ、其源流分合、方隅曲折は、則ち統ふるに今日の水道を以て主となし、脣、古

義に附會せず、沿革同異、亦即ち其間に互見せり。

●續行水金鑑百五十六卷 卷首一卷

〔作者、題名〕 清の黎世序監修し潘錫恩之を續ぐ、世序初の名は承惠、湛溪と號す、河南羅山の人、嘉慶元年の進士、官南河總督に至る、著はす所招隱崖詩鈔あり、(國朝正雅)錫恩の傳は詳ならず、此書は傅澤洪の行水金鑑の續編なり、故に名づく。

〔傳來、體裁〕 初め河道提督黎世序此書を編し成らずして卒す、後潘錫恩之を續修せり、傳の書は康熙六十年四月に止るを以て、此書は是より以後の事を録し、嘉慶二十五年を以て斷とす、體例傳書に據ると雖、増減異同あり、而して康熙六十年以前の事と雖、必要の記事は備采し傳書の補となせり、凡て河水五十卷、淮水十四卷、運河水六十八卷、永定河水十三卷、江水十一卷。

に分つ、首に張井、潘錫恩の序、凡例、纂修姓氏等あり、卷首一卷は圖にして凡て二十二あり。

名蹟志

●洛陽伽藍記 五卷

〔作者、體裁〕 後魏の楊街之撰す、唐の劉知幾の史通には羊街之に作り、晁公武の讀書志亦同じ、然れども隋志には楊に作れり、疑ふらくば史通の誤りならん、街之其郷貫詳ならず、書中稱する所によれば、嘗て撫軍司馬に官せしを知るのみ、魏の太和十七年都を洛陽に作りしより、一時佛法を崇び刹廟天下に甲たり、永熙の亂に及んで烏有となる、武定五年街之洛陽に行役し、廢興に感ずる所あり、舊聞を摺拾し、故蹟を追叙し、以て此書を成せり。

城内、城東、城南、城西、城北。の五篇に分ち、地勢より構造沿革に至るまで詳叙せり、體例明晰、文章亦穠麗、酈道元の水經注と雁行して、古代地誌を研究するに缺く可からざる良書なり。

●洛陽名園記 一卷

南山分脈城内勝蹟、北山分脈城内勝蹟、浙江勝蹟の七門に分つ、志餘は南宋の軼聞を摺拾したる者にして、

帝王都會、偏安佚豫、佞倖盤荒、版蕩淒涼、賢達高風、才情雅致、方外交踪、香奩艶語、藝文賞鑒、術技名家、熙朝樂事、委巷叢譚、幽怪傳疑。の十三門に分ちて記載せり。

●古今遊名山記 十七卷 總錄 一卷

〔作者、題名〕 明の何鏜撰す、鏜の傳は漢魏叢書の條に出づ、此書は古今人の名山に遊ぶ記文を收羅せる者なり、故に名づく。

〔體裁、傳來〕 此書首に二京の諸山を、次に各省に及ぶ、然れども近き者は索究の便を得、遐僻なる者は致し難きを以て、近きに詳にして遠きに略なるを免れずと、自ら例言に辨せり、其目左の如し。

- 西苑附北京、金陵附南京、琅琊山附江北、齊雲山附江南、東嶽泰山附山東、中岳嵩山附河南、西嶽華山附陝西、北嶽恒山附山西、南嶽衡山附湖南、雁蕩山附浙江、雪竇山附浙江、匡廬山附江西、武功山附江西、武夷山附福建

〔作者、體裁〕 宋の李格撰す、格非字は文叔、濟南の人、元祐の末、國子博士となり、紹聖の初、禮部郎提點京東刑獄に進む、後黨籍を以て罷めらる(宋史)、是書洛陽の園圃、宮闈以下凡そ十九人の有する所を記せり、其自跋に曰く、「天下の治亂は洛陽の盛衰に候し、洛陽の盛衰は園圃の興廢に候す」と、清の紀昀曰く、當時賢佐名卿の勳業盛隆、よく其樂をうけ、徒に葦樹池館の美を誇るに非らざるを追思して、此語を漏せるなりと、蓋し當れり。

●西湖遊覽志 二十四卷 志餘 二十六卷

〔作者〕 明の田汝成撰す、汝成字は叔禾、錢塘の人、嘉靖五年の進士、官廣西布政司右參議に至る、又炎微紀聞四卷を著はす。(明史文苑)

〔題名、體裁〕 此書名勝に因て附するに事蹟を以てし、細毫も漏すなし、遊覽と名づく雖、實は名勝志なり、以て見聞を廣ふすべく、以て文獻を考ふ可し、其體地志雜史の間に在り、卷首に宋朝京城圖、湖山一覽圖、浙江省城圖あり、目を西湖總叙、十錦塘三堤勝蹟、南山勝蹟、北山勝蹟

山、羅浮山附廣東、諸山泉、隱山附廣西、諸山泉、峩峩山附四川、諸山泉、點蒼山附雲南、諸山泉、天然洞附貴州、諸山泉。

每山時代順に各作家の遊記を列せり、序、論、賦の如きも其山水に關する者は載録せり、作家は漢より今時李于鱗王世貞に至るまでを收む、就中五岳のみは首に總叙を附せり、總録は勝紀、名言、類考に分ち、勝紀、名言は古今人の山川に關する、又は山川に遊びて賞適感遇せし語を、類考は道仙に關する山川の記事を録す、卷首には黃佐、吳炳、王世貞、王穉登、湯顯祖の序、凡例あり、其後無名氏之を續補して、四十六卷とし、名山勝概記と改名せり、無名氏の凡例に據れば其收る所の文、王弇州、李于鱗に止り、近日袁公安、鍾景陵、王山陰諸公に及ばず、故に之を補ふとあり、又體裁を改め、凡て省に分ち、省は郡に分ち、郡は山水に分ち、遊記は人に據りて録す、又序碑書賦の如き主として山水を記せしもの、及び園亭、花木、泉名、讌游、佛寺等の記文も自ら山水と因ある者は皆併録せり、是れ其大要なり、凡て北直隸、南直隸、浙江、江西、湖廣、河南、山東、山西、陝西、福建、廣東、廣西、四川、雲貴の十四省に分てり、每文旁點あり、無名氏の附する

所なり、卷首一卷は名山圖、王世貞、湯顯祖、王穉登三家の序凡例、總目なり、三家の序は原本の序、凡例は無名氏の作なり。

●大明一統名勝志二百八卷目一卷

〔作者、體裁〕 明の曹學佺撰す、學佺の傳は石倉歷代詩選の條に出づ、此書は各省の名勝を府州縣に分ち、史的に叙述せる者にして、其目左の如し。

北直隸十二卷、南直隸二十卷、山西八卷、陝西十三卷、河南十二卷、山東九卷、江西十三卷、浙江十一卷、福建十卷、湖廣十七卷、四川三十五卷、廣東十卷、廣西十卷、雲南二十四卷、貴州四卷。

●關中勝蹟圖誌三十二卷(未見)

〔作者、體裁〕 清の畢沅撰す、沅の傳は續資治通鑑の條に出づ、此書は前に録する所の三輔黃圖、長安志、雍錄、長安志圖等を集めて大成せし者なれば、漢中地志中最も完備せる者なり、躰例は郡縣を以て經となし、地理、名山、大川、古蹟の四章を以て緯となし、

諸圖を以て後に附せりといふ。

●唐兩京城坊考五卷

〔題名、作者、體裁〕 兩京は東京西京なり、城は宮城なり、坊は町なり、唐の東西兩京の城殿町街の位置沿革を叙せし者なり、故にいふ、清の徐松撰す、松の傳は詳ならず、此書卷首に西京外郭城、西京三苑、西京宮城、西京皇城、西京大明宮、西京興慶宮の六圖あり、凡て西京東京に分ち、共に先づ宮城の地勢より殿門苑池に及び、後街坊を叙せり。

外國志

●佛國記一卷

〔作者、題名〕 宋(六朝)の釋法顯撰す、法顯姓は龔、平陽武陽の人なり、晋の隆安三年同學慧景等を長安より天竺に遊び、三十餘國を経、義熙九年海路をとり還りて京に至り、是書を著せり、佛國とは佛の國の義にして印度を指す、書中中國といふは支那に非ず

して印度なり、此書一に法顯傳と名づくといへど、未だ詳ならず、寂する年八十六。(高僧傳(參考))

〔體裁、傳來〕 此書は紀行文體にして、其見聞せる所を紀せるものなり、印度の事を詳記すれども、猶往復せる土地の状態、道程の困難等、殆んど目睹するが如し、夙に大藏經中に收め尊重せらる、(我國)にては現在書目に著録せり。

●釋迦方誌三卷

〔題名、作者〕 印度即ち釋迦の教の本源地方の地誌なり、唐の釋道宣撰す、道宣は丹徒の人、本姓は錢氏、釋智首に従ひて律學を受け、兼ねて禪定を修め、四分律宗を立て、世に名あり、終南山の紆麻蘭若に住し、晩に西明寺に住す、乾封二年(一三二七)寂す、年七十二。(宋高僧傳(參考))

〔體裁、傳來〕 此書は目を封疆、統攝、中邊、遺跡、遊履、通局、時住、教相の八篇に分ち叙せり、中に理想と事實とを混合し又は怪誕の事を記せるもの(封疆、統攝、通局、時住、

四編の如し)あれど、中邊(道里風土の大概を叙す)遺跡(釋迦の遺跡)、(遊履)支那人の印度に遊びたる者(あぐ)、教相(支那の帝王にして熱心に佛教の擴張に従ひし者を列擧し、且つ其効績をのす)の諸篇の如きは、頗る有益なる文字なり、佛國記、大唐西域記と同じく大藏經中に收めらる、(我國)には現在書目に著録せり。

◎大唐西域記 十二卷

〔作者、題名〕唐の釋玄奘譯し辯機撰す、然るに宋晁公武の讀書志には、是書を載せて玄奘撰に作り、辯機に及ばず、鄭樵の通志藝文略には、則ち大唐西域記十二卷玄奘撰、西域記十二卷辯機撰に作り、又分つて兩書となせり、唯、陳振孫の書錄解題に、大唐三藏法師玄奘譯大總持寺僧辯機撰に作り、現行本と合ふ、按ずるに是書卷一の下行に三藏法師玄奘奉詔譯大總持沙門辯機撰と題し卷末に辯機の序あり曰く、玄奘法師以貞觀三年、蒙_レ裳_レ遵_レ路、杖錫遐征、薄言旋_レ軻、謁_レ帝洛陽、肅承_レ明詔、載令宣譯、辯機爲_レ大總持弟子、撰_レ斯方志_レと、則ち陳氏言ふ所其實

を得たるを知るべし、玄奘姓は陳氏、名は禪、漢の大弓の後なり、初め長兄提につぎ、東都淨土寺に於て出家し、貞觀三年西遊し、唯識宗を戒賢論師に受け、同十九年長安に歸り、弘福寺慈恩寺及び玉華宮に住し、諸經論を繙譯す、凡そ七十五部一千三百三十卷なり、麟德元年(一三二四)寂す、年六十五、帝朝を輟むること三日、勅して之を葬る(慈恩寺三藏傳、唐書本傳等參考)其大唐西域といふは、大唐時代の西域の記録をいふ意なるべし。

〔體裁、傳來〕此書は玄奘が印度に行き經る所の百四十一國の事を記せる者にして、凡そ風俗の宜、衣服の制、幅帳の廣隘、物産の豊瘠、悉く其梗概を擧げたり、此書高麗藏經本には、祕書著作佐郎敬播の序文有り、是他本に無き所なり、此書夙に大藏經中に收めらる、(我國)には現在書目に著録すれば、渡來の古きを知るべく、承應二年刊行せり。

◎宣和奉使高麗圖經 四十卷

〔作者、題名、體裁〕宋の徐兢撰す、兢字は明叔、自信居士と號す、甌寧の人、官尙書刑部員外郎に至る、

紹興二十三年(一一一三)卒す、年六十三、此書の末に行狀あり、兢宣和六年國信使として高麗に至り此書を撰す、題に名づくる亦此に本づく。

建國、世次、城邑、門闕、宮殿、冠服、人物、儀物、仗衛、兵器、旗幟、車馬、官府、祠宇、道教、釋氏、民庶、婦人、阜隸、雜俗、節仗、受詔、燕禮、館舍、供張、器皿、舟楫、海道、同文。の二十九篇に分ち、每篇また細目に分つ、高麗の地理、歴史を考覈するもの、缺く可からざる良書なり。

◎諸蕃志 二卷

〔作者、體裁〕宋の趙汝适撰す、汝适は宋の宗室岐王仲忽の元孫なり、事蹟詳ならず、此書は諸蕃國の地理にして、上卷は交趾、占城、賓龍、真臘以下四十一國の地理を記し、下卷は以上諸國の物産を記せり、宋史外國傳と相待つて考據に資すべき良書なり。

◎眞臘風土記 一卷

〔作者、體裁〕元の周達觀撰す、達觀は温州の人なり、成宗元貞元年、使を眞臘に遣はせるとき、達觀隨行して至り、其見聞せる所を記し此書を作れり、

城郭、宮室、服飾、官屬、三教、人物、産婦、室女、奴婢、語言、文字、正朔時序、爭訟、病癩、死亡、耕種、山川、出產、貿易、欲得唐貨、草木、飛鳥、走獸、蔬菜、魚龍、醞釀、鹽醋醬麪、蠶桑、器用、車轎、舟楫、屬郡、村落、取贖、異事、澡浴、流寓、軍馬、國主出入。の三十九項に分叙せり。

◎瀛涯勝覽 一卷

◎星槎勝覽 一卷

〔作者、題名〕瀛涯勝覽は馬歡撰し、星槎勝覽は費信撰す、初め明の成祖永樂三年六月、太監鄭和及び王景弘等をして、舟師を率ゐ、使を南洋諸國に通せしむ、和等偏く諸蕃國を歴、其君長の服せざる者は則

ち武を以て之を備す、還りて復た往くこと、凡て五回餘、馬嶽、費信は共に其通譯官なり、此書は即ち其歴覽する所の風物人物を誌したる者にして、史學上甚だ重要な者なり、瀛涯とは瀛洲(蓬萊瀛州)のほとりといふ意ならん、星槎とは猶全權大使といふが如し、即ち星槎の勝覽の地といふ意なる可し。

〔體裁〕馬嶽の書は永樂十四年に成りし者なれば、同十四年以後出征の諸國は之を載せざるも、費信の書は正統元年に成り、自序にも「隨中使、至海外、經諸蕃國、前後數回、二十餘年」とあれば、歴覽せる諸國は、大抵之を漏さず誌せり、其地域は則ち今のマレー半島以東より、アフリカの東海岸に及べり、即ち瀛涯勝覽は、

占城、瓜哇、舊港、暹羅、滿刺加、暹魯、蘇門答刺附那、黎代、喃勃里、錫蘭、小葛蘭、阿枝、古俚、溜山、祖法兒、阿丹、榜葛刺、忽謨厘。

の十九國を、星槎勝覽は、
占城、靈山、崑崙山、寶童龍、真臘、暹羅、假馬里丁、交楠山、瓜哇、舊港、重迦羅、吉里地岡、滿刺加、麻逸涼、彭坑、東西竺、龍牙門、龍牙加貌、九州山、阿魯、淡洋、蘇門答刺、龍涎嶼、翠

藍嶼、錫蘭山、溜山洋、大葛蘭、阿枝、古里、榜葛刺、卜刺哇、竹步、木骨都東、阿丹、刺撒、佐法兒、忽魯謨斯、天方。

の三十九國を收む。

西洋朝貢典錄三卷

〔作者、題名、體裁〕明の黃省曾撰す、省曾字は勉之、吳縣の人、嘉靖十年の舉人なり、(明史文苑傳文)是書は明に朝貢せる、

占城、真臘、瓜哇、三佛齊國、滿刺加、浮泥、蘇祿、彭亨、琉球、暹羅、阿魯、蘇門答刺、南淳里、溜山、錫蘭山、榜葛刺、小葛蘭、阿枝、古里、祖法兒、忽魯謨斯、阿丹、天方。

の二十三國の記事にして一國毎に論あり、凡そ道里の遠近、風俗の美惡、物産、器用、又は言語衣服の異なるまで、詳に記せり。

東西洋考十二卷

〔作者、題名、體裁〕明の張燮撰す、燮字は紹和、龍

坤輿圖說二卷

〔作者、體裁〕世界圖誌にして、清の南懷仁撰す、懷仁は白耳義人にして、原名を Ferdinandus Verbiest といふ、順治十七年召に應じて北京に來り、曆法を纂修し、康熙八年欽天監監副に擧げられたれども辭して就かず、十七年太常寺卿を加へらる、二十六年(二三四七)卒す、(正教奉)此書上卷は坤輿より人物に至る十五條に分叙し、下卷は海外諸國の道里、山川、民風、物産を載す、分つて五大洲となし、末に西洋七奇圖説を附す、大概職方外紀と互に相出入して、時に詳略異同あり。

中山傳信錄六卷

〔題名、作者、體裁〕中山は琉球の異名なり、清の徐葆光の撰なり、葆光字は亮直、一の字は澄齋、吳江の人、康熙五十一年の進士、官翰林院編修に至る、(四庫提要、詩人微略)此書は同五十七年、琉球國世子尙貞を冊封して國王となせし時、葆光副使として

漢の人、萬曆二十二年の進士、編する所、漢魏六朝七十二家集あり、此書は明と貢市を通せる東西諸國の紀略にして、首に西洋列國考、凡て十五國、附録する者四なり、次に東洋列國考、凡て七國、附録する者十二なり、次に外紀考、日本及び和蘭を記す、蓋し二國は貢市を通せざるを以て、別にこゝに著録する也、次に稅餉考(水編、陸編)、職官、公署の四目に分つ)、次に舟師考(内港水程、二洋針路等七日に分つ)、次に稅墾考、次に藝文考、次に逸事考あり。

職方外紀五卷

〔題名、作者、體裁〕世界地誌なり、周官大司馬に九州の外を職といふとあり、方は四方の義なり、明の艾儒略撰す、儒略は以太利人にして、原名を Matteo Ricci といふ、天啓三年召に應じて京に至る、(正教奉)此書は亞細亞、歐羅巴、利未亞、亞墨利加、墨瓦蠟尼加に分ち、各篇總説あり、後各國に分ち叙せり、又首に五大洲總論解、次に四海總説を附せり、或は四海總説を一巻となし凡て六卷となす本もあり。

其國に至り、事實によりて見聞を録せしものなり、(我國)にては明和三年版行せり。

◎琉球國志略 十六卷

〔作者、體裁、傳來〕 清の周煌撰す、煌は四川涪州の人、乾隆二年の進士、山東郷試副考官より、提督浙江學政、兵部尙書を経て、四川總督に至る、乾隆五十年(二四四五)卒す、(滿漢名臣傳、香畹類稿參考)此書首に、御書、詔勅、諭祭文、圖繪を掲げ、後、

星野、國統、封貢、輿地、風俗、山川、府署、祠廟、勝蹟、爵秩、賦役、典禮、兵刑、人物、物産、藝文、志餘。

の十七篇に分叙せり、(我國)にては天保二年刊行せり。

紀行

◎吳船錄 二卷

〔作者、題名〕 宋の范成大撰す、成大字は致能、石湖

居士と號す、吳郡の人、紹興二十四年の進士、孝宗の時權吏部尙書參知政事となり、資政殿大學士に進む、紹興四年(一一八五)卒す、年六十八、著はす所此外に吳郡志、桂海虞衡志、騷鸞錄、石湖詩集等あり、(宋史本傳參考)此書は、淳熙四年、成大が四川制置使より召還されし時、水路を取りて臨安(首府)に赴く紀行なり、吳船錄とは吳へ船にて行く日録をいふ義なり、又一に出蜀記と名づく、四川は古の蜀なり、故にいふ。

〔體裁、傳來〕 日記體にして道程より山水の形勢寺觀樓閣の觀に至るまで詳記せり、以下録する所の騷鸞、入蜀諸日記皆同躰例なり、(我國)にては寛政五年松本忠山刊行せり。

◎騷鸞錄 一卷

〔作者、題名〕 此書は宋の范成大が、乾道八年中書舍人より、出で、靜江府の知となりし時、赴任の途中見聞する所を記したる者にして、其騷鸞といふは、韓退之の詩に、遠勝登仙去、飛鸞不暇騷の句といへるに本づく、成大の傳は吳船錄の條に出づ。

◎入蜀記 六卷

〔作者、題名、傳來〕 宋の陸游撰す、游の傳は渭南文集の條に出づ、此書は游が、乾道五年十二月、夔州の通判に任せられ、翌年夏初、郷を辭し、蜀に入るの紀行文なり、故に入蜀記といふ、范成大の吳船錄と相並べて世に稱せらる、(我國)にては天明年中柴野栗山之を翻刻せり、後大槻誠之注釋を施せり。

〔註解〕 ○入蜀記注釋二卷 日本大槻誠之撰

◎西使記 一卷

〔作者、體裁、傳來〕 元の劉郁撰す、郁は眞定の人なり、是書は元憲宗の皇弟常德西使錫里庫が命を奉じて西域諸國を征する時、隨行して軍中の往返、道途の見る所を記したる者にして、中統四年三月の作なり、舊、王惲の玉堂雜記中に在りしを、後抜きて單行せる者なりといふ、說郛、古今說海、百川學海、學津討源、學海類編、榕園叢書等に收むる所皆同じ、但時に文字の小異あるのみ。

◎使西域記 一卷

〔作者、題名〕 明の陳誠撰す、誠は吉水の人、洪武二十七年の進士、永樂中吏部員外郎に至る、(四庫提要、明史藝文志)に西域行程記とあり。

〔體裁、傳來〕 永樂八九年の頃、誠等中使李達の副となり西域諸國に使し、同十一年返命せり、此書は其使せる諸國の山川、風俗、物産等を叙述し、歸朝の際上りたる者にして凡て十七國なり、左の如し。

哈烈、撒馬兒罕、別矢八里、俺都淮、八答商、失迭里迷、沙鹿海牙、寒藍、渴石、馬哈麻、火州、柳城、土魯番、鹽澤、哈密、達矢干、ト花兒罕。

是明外史ト花兒傳及び四庫提要にいふ所なり、余が見たる者は學海類編本にして、曹溶の序にいふ所亦十七國なるも、書中録する所は十六國にして別矢八里を闕げり、何故なるやを知らず、又ト花兒傳に永樂十三年陳誠等西域より還る云々とあり、卷末沈德符の跋に、誠は十年返命し、後復使命を奉じて行きたることを記すれば十三年は再度の返命年にして、此書の成れるは初度の返命の時なれば、ト花兒傳に言ふ所は初再兩度を混淆したる者たるを知るべし。

地圖

◎ 歷代地理指掌圖一卷

〔作者、傳來〕 舊本宋の蘇軾撰と題す、按ずるに費衰の梁溪漫志に、「今世傳ふる所の地理指掌圖何人の作る所なるを知らず、其考究精詳詮次法あり、上下數千百年一覽して盡く、博學洽聞の者に非らざれば爲くる能はず」と、陳振孫の書錄解題又地理指掌圖一卷を載せ、「蜀人稅安禮撰す、元符中之を朝に上らんと欲し未だ及ばずして卒す、書肆刊する所皆名氏を著せず、亦頗る闕けて備らず、此蜀本涪右任愷の序あり之を言ふ頗る詳なり」といへり、是に由りて之を觀れば、衰が見たる者は陳氏所録の本と同じく、陳氏も蜀本に據りて漸く安禮の著たるを知りしなり、然らば此書は安禮の著なるも蜀本は極めて稀にして、世人之を知らず、其他の刊本は名氏を著せず、且つ闕誤あるを以て、狡賈軾の盛名を奇價とし、其名を冠し且つ序文を偽作し、闕誤を補作したる者ならん、序及び圖說中に軾歿後、改升の府縣を記せるは蓋し是が爲なり、胡安國の春秋傳を撰する其列

國一圖を取りて卷首に置き、題して東坡といふより見る、當時世人の此書を以て軾の著と信せるを知るべし、爾來絶えず流布せり、(清)に至り乾隆帝の時四庫提要を撰する斷じて偽作としてより、漸く世の迷夢を醒せり、然れども書中取る可き者少なからず、(我國)には字槐記抄に、仁平元年宋商劉文冲東坡先生指掌圖を獻納せしこと見ゆ、まさに此書なるべし。

〔題名、體裁〕 此書は帝嚳より宋代に至るまでの地圖にして、天下の形勢之を掌に指すが如しといふ意にて名づく、圖凡て四十四、每圖叙説あり、其目左の如し。

古今華夷總括附註、古今山水名號、帝嚳九州、舜十有二州、禹迹、商九有、周職方、春秋列國附註、七國壤地、秦郡縣天下、劉項中分、西漢郡國、西漢異姓八王、西漢吳楚七國、東漢郡國、三國鼎峙、西晉郡國、東晉中興江左、劉宋南國、蕭齊南國、蕭梁南國、陳氏南國、元魏北國、高齊北國、後周北國、隋氏有國、唐十道、唐郡名、唐十五採訪使、唐藩鎮疆界、朱梁及十國、後唐及五國、石晉及七國、劉漢及六國、郭周及七國、天象分野、

二十八舍辰次分野、唐一行山河兩戒、雜標地名、宋朝太祖肇造、宋朝太宗統一、元豐頒行九域、宋朝化外州郡、宋朝升改廢置州郡。

◎ 皇明職方地圖三卷

〔作者、題名〕 明の陳組綬撰す、組綬字は伯玉、延陵の人、崇禎七年の進士、官主事に至る、(明詩綜、復社)職方の義は職方外紀の條に出づ。
〔體裁〕 上卷は内地の圖なり、首に禹貢、周禮職方を載す、其目左の如し。

皇明大一統圖、皇明職方地圖大序、北京地圖、南京地圖、山西地圖、陝西地圖、山東地圖、河南地圖、江西地圖、湖廣地圖、四川地圖、浙江地圖、福建地圖、廣東地圖、廣西地圖、貴州地圖、雲南地圖。

皇明大一統圖には建置表、總論あり、北京地圖以下皆職官表、叙説あり、中卷は邊鎮の圖なり、其目左の如し。

邊鎮圖表序、大九邊凡例、薊州邊鎮圖、內三關圖附邊表、全邊邊鎮圖、大寧邊圖、寧虜異同表附

◎ 皇朝一統輿圖一卷

〔作者、體裁〕 清の李兆洛撰す、兆洛の傳は歷代地理志韻編の條に出づ、此書は清朝の地圖にして、初めに總圖あり、後各省の圖あり。

● 印を附する者には形勢邊表、論あり、下卷は山水等の諸雜圖なり、其目左の如し。
川海地圖小序、江山圖附圖解、河嶽圖附圖解、弱水圖附圖解、黑水圖附圖解、漕黃治蹟圖附圖解、海運圖附圖解、五海、江防圖附圖解、海防圖附圖解、日本入寇圖附圖解、太僕牧馬地圖附圖解、周禮馬政圖附圖解、朝鮮地圖附圖解、安南地圖附圖解、西域地圖、朔漠地圖、二祖清漢始末圖、皇明貢夷圖、皇明貢夷年表。

● 大清一統輿圖三十一卷

〔作者、傳來、體裁〕 清の胡林翼等撰す、林翼字は旣生、潤芝と號す、湖南益陽の人、道光十五年の進士、庶吉士に選まれ、編修を授けらる、文宗の初、黎平府の知となる、長髮賊の起るや、主として力をこれが賦定に盡し、功績曾國藩に亞ぐ、咸豐十一年(二五二一) 疾を得、軍中に卒す、年五十、詔して太子太保を加へらる、著書に讀史兵略四十卷、奏議遺集八十六卷あり(中興名臣 事畧參考)初め林翼此書を撰し、未だ成らずして卒す、河南巡撫嚴樹森之を續修せり、即ち現行本なり、此書は緯度を以て中、南、北に分ち、中一卷は三十九度より三十八度までの地を、南十卷は南緯三十五度より十八度に至る迄の地を、北二十卷は北緯四十一度より七十八度に至るまでの地を收む。

● 歷代地理沿革圖一卷

〔作者、傳來、體裁〕 清の馬徵麟撰す、徵麟字は素臣、懷寧の人、同治中に生榮せり、(自序 參序)初め江陰の六

氏歴史地志沿革圖ありしが、兵燹にかゝりて傳本極めて稀なり、儀徵の厲伯符之を得て禹貢、爾雅職方及び五代各圖を補ひて刊せり、然れども脱漏舛誤多きを以て徵麟之を補訂し、每圖各、謬論を後に加へ、李鴻章刊刻せり、光緒中馬貞楡校勘を加へて重刊せり、即ち予が見たる者なり、其目左の如し。

禹貢九州圖、殷九有圖、職方九州圖、爾雅釋地圖、春秋列國圖、戰國七雄圖、秦三十六郡圖、漢地理志圖、東漢郡國志圖、三國疆域圖、晉地理志圖、南宋州郡志圖、南齊州郡志圖、北魏地形志圖、隋地理志圖、唐地理志圖、五代職方考圖、宋地理志圖、遼地理志圖、金地理志圖、元地理志圖、明地理志圖。

の二十二に分れ、各圖謬論あり、卷首に貞楡の校勘を附せり、(我國)にては明治十三年李氏の刻本を翻刻せり、此本は卷末に清朝の地圖を附せり。

地史

● 天下郡國利病書百二十卷

〔作者、體裁、題名〕 清の顧炎武撰す、炎武の傳は日知錄の條に出づ、此書首に輿地山川總論あり、次に各省に及び、省終りて、邊備、河套、西域、交趾、海外、諸蕃、海外諸蕃入貢互市の七日あり各省は別に細目に分たる、凡て天下府州縣志書及び、歷代奏疏文集竝に明代の實錄より、民生の利害に關する者を隨録す、故に利病書といふ、四庫提要に「其中舊文を採掇し、同異兼ね收め、間、矛盾の處あり、編次亦絶えて體例なし、蓋し未成の稿本なり」といへり。

の最も精しき者に謂へらく、天下の形勢は建都に見ゆ、故に邊と腹と定所なし、此に在つて要害と爲り、彼にて散地となり、彼に在つて散地となり、此に要害となる者ありと、又謂ふ根本の地あり、起事の地あり、本を立つる者は、必ず天下の勢を審にし、而して事を起すは常に地を擇ばずと、魏叔子推稱して、數千百年絶えてなくして、僅に有るの書となせりと。(先正事畧、參、獻類微參考)

〔體裁〕 凡て

歷代州域形勢九卷、直隸九卷、江南十一卷、山東九卷、山西七卷(蒙古等の地之に附す)、河南六卷、陝西十四卷(甘肅、洛密等の地之に附す)、四川九卷、湖廣八卷、江西六卷、浙江六卷、福建五卷、廣東六卷、廣西七卷(安南等之に附す)、雲南七卷、貴州四卷、川瀆六卷、分野一卷。

とす、各省毎に先づ封域、山川險要を叙し、次に各府に分叙せり、地名は凡て今名を用ひ、以て其變遷を詳述せり。

● 讀史方輿紀要百三十卷

〔題名、作者〕 支那の歴史地理志なり、清の顧祖禹撰す、祖禹字は景范、無錫の人、學者宛溪先生と稱す、經濟の學に長せり、李元度曰く景范爲人奇貧にして廉介、樸厚にして名を求めず、諸史を貫穿し、出すに獨り見る所を以てし、此書を著はせり、正史に據つて地理を考訂し、山川の形勢險要、古今用兵、戰守、攻取、成敗、得失の跡、皆折衷する所あり、荒僻幽仄の地と雖、皆目見て身之を履むが如し、其論

● 欽定滿洲源流考二十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の乾隆四十三年、阿桂等勅を奉じて撰す、桂字は廣廷、雲巖と號す、雍正十三年拔貢生に選ばれ、累進して武英殿大學士に至る、嘉慶二年(二四五七)卒す、年八十一、(先正事略、考)此書は滿洲の地誌にして、其沿革を詳叙す、故に源流考といふ、凡て四門に分つ、左の如し。

部族、疆域、山川、國俗。

卷首に上諭、桂等の奏摺、凡例、纂修姓氏、目錄あり、其體例毎門清朝を以て綱となし、次に列朝を詳述せり、滿洲を研究する者は、缺く可らざる良書なり。

● 歷代地理志韻編二十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の李兆洛撰す、兆洛字は申耆、江蘇武進の人、嘉慶十年の進士、庶吉士に選らばれ、改めて鳳臺縣に知たり、著す所皇朝一統輿圖、養一齋詩話、養一齋文集等あり、(先正事略、考)是書は漢書、續漢書、晉書、宋書、南齊書、北魏書、隋書、新唐書、新五代史、宋史、遼史、金史、元史、明史、地理志中の、地名を韻にて排列し、小注を設け、

時代の前後を以て次となし、郡は其屬する所の州郡を詳にし、縣は其屬する所の州郡を詳にし、最後に今の何れに屬するかを示せり、韻編とは韻を以て排列するよりいふ。

〔参考〕 ○ 地志韻編唐志補闕正誤異一卷 清馬貞楡撰

● 朔方備乘卷六十八卷 卷首十二卷

凡例目錄二卷

〔作者、題名〕 清の何秋濤撰す、秋濤字は景源、願船と號す、福建光澤の人、道光二十五年の進士、官刑部主事に至る、著す所一燈書舍詩草等あり(國朝正雅集、考)此書は康熙乾隆欽定の書及び正史により、旁ら古今名家の著述を參考して作りたる者にして、北方諸國の事を詳記せり、魯國と關係の如きは、此によりて始めて詳細に知ることを得べし、朔方備乘とは文宗皇帝の命名せられたる者にして、朔地の詳備せる志乘といふ御意ならん。

〔體裁〕 此書は地誌、雜史の間に在る者なり、卷首十二卷は之を、

帥傳、國朝北徵用兵將帥傳。

○ 紀事本末二卷

俄羅斯互市始末、土爾扈特歸附始末

○ 記二卷

俄羅斯進呈書籍記、俄羅斯叢記。

○ 考訂諸書十五卷

考訂職方外紀、考訂使俄羅斯行程錄、考訂異域錄、考訂龍沙紀略、考訂綏服紀略、考訂俄羅斯佐領考、考訂俄羅斯事輯、考訂俄羅斯事補輯、考訂序齋籤記、考訂俄羅斯國總記、考訂俄羅斯盟聘記、考訂海國圖志、考訂元代北方疆域考、考訂唐轡紀行。

○ 辨正諸書五卷

辨正西域聞見錄、辨正齋曝雜記、辨正癸巳存稿、辨正瀛環志略、群書正誤。

○ 表七卷

北徵事蹟表、北徵沿革表、北徵地名異同表、俄羅斯境內分部表、北徵世次表、北徵頭目表。

○ 圖說一卷

圖說一卷、冠卷には、上諭、李鴻章の序あり。

聖訓三卷、聖藻一卷、欽定書八卷(平定羅刹方略四卷、欽定大清一統志、欽定皇朝通典、欽定皇朝文獻通考、欽定大清會典各一卷に分つ)。

○ 聖武述略六卷。

東海諸部内屬述略、索倫諸部内屬述略、喀爾喀内屬述略、準噶爾蕩平述略、烏梁海内屬述略、哈薩克内屬述略。

○ 考二十四卷

北徵星度考、北徵界碑考、北徵條例考、北徵喀倫考、北徵形勢考、俄羅斯館考、俄羅斯學考、雅克薩城考、尼布楚城考、波羅的等路疆域考、錫伯利等路疆域考、俄羅斯亞美里加屬地考、北徵城垣考、北徵邑居考、長維窩集考、庫葉附近諸島考、北徵山脈考、長維諸水考、色楞格河源流考、額爾齊斯河源流考、北徵水道考、北徵教門考、北徵方物考、烏孫部族考。

○ 傳六卷

漢魏北徵諸國傳、周齊隋唐北徵諸國傳、遼金元北徵諸國傳、元代北徵諸王傳、歷代北徵用兵將

雜記

◎南方草木狀三卷

〔作者、題名、體裁〕 晋の嵇含撰す、合字は君道、毫斤子と號す、學を好み文を能くす、惠帝の朝、累官して中書侍郎に至る、(晉書嵇紹傳參考) 此書は江南地方の草木地誌にして、草、木、果、竹の四類に分てり。

◎荊楚歲時記一卷

〔作者、體裁、題名、傳來〕 梁の宗懷撰す、或は晋人とする者あるは誤なり、懷は元帝に仕へ、吏部尚書に至れり、傳記詳ならず、此書は荊楚歲時の風物故事、元日より除日に至る凡そ二十餘事を録せり、故に歲時記といふ、(我國) には現在書目に著録すれば、其渡來の古きを知るべし、元文二年翻刻せり。

◎北戸錄三卷

〔作者、體裁、題名〕 唐の段公路撰す、一に公璐字は

之譌に作る、懿宗の時の人、事蹟明ならず、此書は嶺南の風土記なり、北戸又北戸に作る、題名不詳。

◎益部方物略記一卷

〔作者、體裁、題名〕 宋の宋祁撰す、祁の傳は新唐書の條に出づ、此書は益州の動植物を記せり、益部とは益州の一部といふ意ならん。

◎桂海虞衡志一卷

〔作者、題名〕 宋の范成大撰す、成大の傳は吳船錄の條に出づ、此書は成大が廣右より蜀に入る道中、見物する所の風土物産を記せしものにして、其道中の重なる地名をとりて題に名づけたり。

〔體裁、傳來〕 凡て 巖洞、金石、香、酒、器、禽、獸、蟲魚、花、果、草木、雜志、蠻。

の十三篇に分つ、(我國) にては文化九年窪木俊の校刊本あり。

◎嶺外代答十卷

〔作者、題名〕 宋の周去非撰す、去非字は直夫、永嘉の人、隆興元年の進士、(四庫提要參考) 此本は増補桂海虞衡志ともいふ可きものなり、去非人の嶺外の事を問ふものあるに因りて應酬に倦み、此を書して之を示す、故に代答といふ。

〔體裁〕 凡て

地理、邊帥、外國(上下)、風土、法制、財計、器用、服用、食用、香、樂器、寶貨、金石、花木、禽獸、蟲魚、古跡、蠻俗、志異。

の十九篇あり、各篇また細目に分たる、就中外國篇と風土篇との間の、沿邊兵より僧道に至る十二條は(知不足齋叢書本による)、別に屬す可き者なるも、其篇名を佚せし爲に外國篇と混せり、故に凡て二十篇と知るべし、而して文献通考には十卷と爲し、今本と同じきも、永樂大典は併せて二卷と爲せり、蓋し其舊に非ず。

◎歲華紀麗譜一卷 紙譜一卷 蜀錦譜

(地理) 雜記

一卷

〔作者、體裁、題名〕 元の費著撰す、著は華陽の人、嘗て進士に擧げられ、國子監助教を授けらる、官重慶府總管に至る、(四庫提要參考) 此書は蜀の成都の毎月の祭禮儀式節日等の風俗を記したるものにして、此等は年中最も華麗なる遊なれば、歲華紀麗と名づくるなり、紙と錦とは昔より蜀の名産なり、紙錦二譜は即ち其起源沿革を記せる者なり。

◎閩中海錯疏三卷

〔作者、體裁、題名〕 明の屠本峻撰す、本峻字は田叔、郵縣の人、官福建鹽運司に至る、(四庫提要參考) 此書は閩海の水族を記せる者なり、海錯とは海中に混殖せるものといふの義ならん。

◎絕域紀略一卷

〔作者、體裁、題名〕 清の方拱乾撰す、拱乾字は坦菴、甌菴と號す、桐城の人、明の崇禎二年の進士、清に

仕へ太僕寺卿に至る、(國朝名人尺牘小)拱乾嘗て罪を得て寧古塔に謫せられしが、金を出して還るを得たり、此書は即ち寧古塔にて見聞せる所を録したるものにして、地理、風俗等よく叙述せり、其人は下劣此の如きも、其書は採るべし、寧古塔は絶域に在り、故に絶域紀略といふ。

寧古塔紀略 一卷

〔作者、體裁〕 清の吳振臣撰す、振臣字は南榮、吳江の人、傳記詳ならず、順治十五年の秋、振臣の父、漢棧、罪を以て寧古塔に竄せらる、翌年冬振臣往いて父を省し、其見聞する所を條録す、即ち此書なり、形勢より風俗物産に至るまでを叙せり、附録に漢棧の詩を載す。

臺海使槎錄 八卷

〔作者、題名、體裁〕 清の黃叔瓚撰す、叔瓚字は玉圃、篤齋と號す、安徽歙縣の人、康熙四十八年の進士、太常博士より御史に至る、其學朱子を奉じ、篤行を

以て稱せらる、近思錄集註、慎終約編等の著あり、乾隆元年(二二九六)卒す、年七十七、(先正事畧)此書は叔瓚が康熙六十一年、命を奉じて臺灣を巡視せしとき作りし書なり、故に使槎を以て名となす。赤嵌筆談、番俗六考、番俗雜記。の三篇に分つ。

番社采風圖考 一卷

〔作者、題名、體裁〕 清の六十七撰す、六十七博學洽聞、意を絶俗殊風に留め、嘗て臺灣に往き、諸蕃族の風俗を見、畫工に命じて其圖を畫かしめ、自ら詞を題してこれが考を作れり、番社は即ち諸蕃社會といふが如し、采風は風俗を采る義、猶探詩の如し、後圖佚し、今は考のみ存せり、收めて昭代叢書、藝海珠塵の中に在り、六十七字は居魯、滿州の旗人、官吏科給事中に至る。(香齋類) (徵參考)

龍沙紀略 一卷

〔作者〕 清の方式濟撰す、式濟字は屋源、沃園と號す、を録したる者にして、其目左の如し。
新疆紀略(上下)、外藩列傳(上下)、西陲紀事本末(上下)、回疆風土記、軍臺道里表。
卷首には別に輿圖あり、(我國)にては寛政十三年翻刻せり。

江南桐城の人、康熙四十八年の進士、官中書舍人に至る。(國朝詩別) (裁集參考)
〔體裁、傳來〕 是書は式濟の父澄際、黑龍江に謫居せる時、式濟往いて之を訪ひ、因りて見聞する所に據り、古蹟を考核し、方隅、山川、經制、時令、風俗、飲食、貢賦、物産、屋宇。の九篇に分叙し、總名して龍沙紀略といふ、龍沙とは蓋しゴビの沙漠を指す、後詩家等之を塞外の通稱に用ひたり、式濟東北の事を記し、龍沙を以て書名と爲すは、舊文の故を沿用して、別に事實を考覈せざりし者なるべしといふ。

西域見聞錄 八卷

〔作者、題名〕 清の七十一撰す、傳記詳ならざるも卷首に乾隆四十二年の自序あるより見れば、其頃生榮せし者なるを知るべし、(國朝香齋類) (徵參考) 此書は其西域に在住の時、見聞せる所地を總稱せるに本づく。

大司徒之職、掌建邦之土地之圖、與其人民之數、以佐王安擾邦國、以天下土地之圖、周知九州之地域廣輪之數、辨其山林川澤丘陵墳衍原隰之名物、而辨其邦國都鄙之數、制其畿疆而溝封之、設其社稷之壇、而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野、以土會之法、辨五地之物生。(周禮地官)

金石

小序

金石とは金屬石屬の義にして、古代に於ける金石屬にて造れる器物、又は彫刻せる文字繪畫等を研究するを金石の學といひ、之を叙述する者を金石の書といふ、夏の禹王九州の金を集めて鼎を鑄るといひ、周の宣王の時石鼓に刻すといひ、秦始皇が嶧山に碑を立つるといふ皆著名の事實に屬す、其裏めて一書と爲すは、梁(六朝)元帝の碑英百二十卷を以て始とす、然れども今傳はらず、其存する者は宋の歐陽修の集古錄を最古とす、宋代より漸く攻究の緒を開き、清に至りて盛を極む、今之を四種に分ちて収録す。

- (1) 題說。金石の目錄及び解説せる書をいふ。
- (2) 圖象。圖象にて解説せる書をいふ。
- (3) 文字。金石に刻せる文字を解説攻證せる書をいふ。
- (4) 義例。金石の形式より刻文の體例法式を説明せる書をいふ。

〔附記〕 漢書藝文志、隋書經籍志、唐書藝文志及び崇文總目等皆金石の書を收めず、陳振孫の書錄解題始めて之を收めて史部目錄類にあり、文獻通考、宋志、四庫提要皆之に従ふ、元志は史部簿錄類に收めたり、孫星衍の孫氏祠堂書目は別に金石の部を設け、張之洞の書目答問は史部に金石の類を設けて收め、目錄、圖象、文字、義例の四子目に分類せり、今は孫氏に従ひて之を一部となし類目は張氏に従へり。

題說

●集古錄跋尾十卷

〔作者〕 宋の歐陽修撰す、修の傳は文忠公全集の條に出づ。

〔傳來、題名、體裁〕 (梁)の元帝始めて碑刻の文を集録して、碑英百二十卷を作る、是金石文字の祖なり、然れども傳はらず、(宋)に至り修始めて秦より五代に至る佚遺を探り積みて千卷に至る、其大要なる者を取り之が説をなし、嘉祐治平間に至り又各、其卷尾に跋す、故に跋尾といふ、即ち此書なり、又單に集古錄ともいふ、集古とは古碑刻文を集むる義なり、而して其碑刻の數、修の自らいふ所は四百餘にして、書錄解題に稱する所は三百五十、修の子棐の記する所は二百九十六にして、何れが是なるかを知らず、予が見たるものは三長物齋叢書本にして、修の二十七世の孫衡原の校訂する所、凡て四百二十二條あり、修の言と殆ど相合す、恐らくは原本ならん。

●集古錄目五卷

〔作者、題名〕 宋の歐陽棐撰す、棐字は叔弼、修の子なり、此書は父命を奉じて撰する所にして、集古錄の目錄なり、故にいふ。

〔傳來、體裁〕 原本十卷ありしが、後遂に亡闕せり、(清)に至り黃本驥之を輯めて五百十六碑目を得、立碑の時代年月を按して、五卷と爲せり、即ち今本なり、碑目毎に撰人の名氏及び官位事實と、立碑の年月とを記す、卷首には修の序、棐の記あり。

〔附記〕 上述の如く、集古錄と、集古錄目とは全く別の者なるを、後人修の集を編する者、錄目の別に一書たるを知らず、遂に錄目の序を以て移して以て集古錄の首に冠し、且つ修自ら集古錄跋尾を稱して集古錄目と爲すといへるが如きは誤の甚だしき者なり。

●金石錄三十卷

〔作者〕 宋の趙明誠撰す、明誠字は德父、密州諸城の人、歴官して湖州軍州に知たり、建炎三年(一七八九)

歿す、年四十九。(四庫提要)

〔體裁、傳來〕 是書は、三代より五季に至る鍾鼎彝器碑碣の目及び撰人年月を記し、ものにして、歐陽修の集古録に仿ひて排比せり、前の十卷は皆時代を以て次と爲す、目に著す所の碑凡て二千なり、每碑の下に年月撰書の人名を註せり、後の二十卷は辨證を爲す、凡て跋尾五百二篇あり、中邢義李證義興茶舍般舟和尚の四碑は、目錄中其名を列せず、此書は紹興中、明誠の妻李清照、表して朝に上れり、初め龍舒に鑲版し、開禧元年、趙不譚又之を重刻す、然れども(宋)末に至り、後人の補入する所となり、(明)以來は鈔録するに各、意を以て改易し、或は删除し或は竄亂し、第十一卷より以下每卷の細目遂に佚し、卷末の後序は、誤謬を沿て益、其眞を失へり、(清)初傳ふる所の本、數種あれども揚州刻本を以て尤も佳と爲す。

● 輿地碑記目四卷

〔作者〕 宋の王象之撰す、象之字は儀父、金華の人、慶元二年の進士、嘗て江寧縣に知たり。(敬鄉錄、四庫提要參考)
〔題名、傳來、體裁〕 象之輿地紀勝二百卷を撰し、沿

革に起り四六に迄る、凡そ十二目に分叙せり、然るに後世に至り散佚し、存する者は闕卷又は鈔本過ぎず、故に四庫にも著録せず、此書は其十二目中の碑記の目なり故に名づく、後人の摘録して單行せる者なり、當時の府州に現存せる碑記を擧げ、其建碑年月日、撰文者等を注せり、原刻誤舛多きを以て、(清)の伍崇曜諸書を參酌し、補訂して粵雅堂叢書中に收めたり、精確にして信據するに足る。

● 寶刻叢篇二十卷(未見)

〔作者、題名〕 宋の陳思撰す、思の傳は兩宋名賢小集の條に出づ、此書は古碑を輯録せる者、重寶すべき刻といふ意にて名づく。

〔體裁、傳來〕 四庫全書提要の記する所に據れば、此書は元豐九域志の京府州縣を以て綱と爲し、其石刻地理の考ふ可きものは各路に記し、其所在の詳ならざるものは卷末に附し、兼ねて諸家の辨證審定の語を採り、具に下に著せるものなり、然るに元豐九域志及び宋史地理志を以て互に相參核すれば、其中地名を改めて往々畫一せず、即ち卷内載する所と目錄

題する所と亦相合はざるものありといふ、予未だ之を見ざれば其然る所以を究むる能はず、抑も宋時地を志し兼ねて碑刻を志せるは、王象之の輿地碑目より詳なるは莫きも、河淮以北は概ね闕如せるに、是書は則ち諸道郡邑に於て綱を分ち目を析き沿革釐然たりといへば、象之の書に較ぶるに賅備せるものあらむ、是書流傳鈔本は、第四卷京東北路、九卷京兆府、十一卷秦鳳路、河東路、十二卷淮南東路西路、十六卷荆湖南路北路、十七卷成都路、共に闕佚し、十五卷江南東路饒州以下江南西路に至る亦其半を佚し、十八卷梓州利川路惟、渠巴文三州有りて京東西路に錯入し、其餘亦錯簡多きを以て清初一其闕卷を釐正し其舊に従へりといふ。

● 寶刻類編八卷

〔題名、作者〕 是書は周より五代に至る古刻を類別して記載しあるを以て之に名づく、而して撰人の氏名詳ならず、然れども書中に宣和靖康の年號あり、又筠州を改めて瑞州と爲すあるを以て考ふれば、蓋し南宋理宗以後の人の作りしものならん。

〔體裁、傳來〕 此書は上周秦に起りて、下五季に迄ぶ、書撰の人を取りて九類に分てり。

帝王、太子、諸王、國主、名臣、釋氏、道士、婦人、姓名殘闕。

每類人名を以て綱と爲し、其書する所の碑目を載せ、下に各年月地名を係く、且つ名臣類に於ては、歴官先後の石刻に見ゆる者を取り、姓氏の下に臚載せり、其間書碑篆額の二手より出づる者は、兩ながら其人に系く、但歐陽詢を唐に系け、郭忠恕を五季に係けしが如き、體例に於て未だ混淆あるを免れず、然れども鄭樵の金石略、王象之の輿地碑記目等に視るに蒐探賅博、叙述詳明にして増廣すること殆ど數倍に至れり、(清)の道光中劉喜海之が序を製し、伍崇曜之を粵雅堂叢書中に收めたり。

● 金石史二卷

〔作者〕 明の郭宗昌撰す、宗昌字は允伯、華州の人、平生喜みて金石の文を談す、居る所の沚園、白厓湖上に在り、嘗て一亭を構ふ、柱礎城礪、皆款識銘贊あり、手書して自ら之を刻す、凡三十年にして成ら

ざりしといふ、蓋し迂僻好異の士なり。(四庫提要參考)

〔體裁〕 上卷は周に起り、隋唐に迄び二十四碑あり、下卷は唐碑二十八、其中宋の絳州夫子廟記一篇を雜ふ、題して史といふと雖論書を以て主と爲して甚だ史事を考究せず。

●金石錄補二十七卷續跋七卷

〔作者、體裁〕 清の葉奕苞撰す、奕苞字は九來、平湖の人、魏禧と友たり(名人尺牘小傳、兩浙遺賢錄參考)此書は金石錄の補遺にして、卷一に古器物を録し、卷二より

夏周秦漢(夏周秦合し、五のみ)蜀、魏、吳、晉、宋、梁、後魏、東魏、北齊、北周、隋、唐、後梁、吳越、後唐、後晉、後周、南唐、南漢、北漢。

の碑像瓦等を録せり、前は時代順なるも、終は混淆せり、就中唐最も多く十三卷以上あり、以上凡て二十四卷、以下三卷は集異、傳疑、襟記各一卷なり、每碑解説あり、此書の特長は碑額の有無、撰人及び鐫字人を記せることにして、漢碑は趙氏の補遺たるのみならず、又洪氏の隸釋の補遺なり、續跋は其補遺なり。

●寰宇訪碑錄十二卷

〔作者、題名〕 清の孫星衍等輯む、星衍の傳は孔子集語の條に出づ、寰宇は宇宙なり、宇宙間に存在せる碑を訪査して録するの義なり。

〔體裁、傳來〕 此書は清國各省に在る歷代の碑石の名目のみを輯め、各碑の下に書體年月所在地を記したるものなれば、某地に某々の碑有るを一目の下に搜索するを得可し、然れども未だ盡くさざる所あるを以て、趙之謙は其補を作り、楊守敬も亦補續し、羅振玉も亦再續せり。

●金石萃編一百六十卷

〔作者、題名〕 清の王昶撰す、昶の傳は湖海文傳の條に出づ、此書は歷代の金石文を萃めたるを以て名づく。

〔體裁、傳來〕 此書は歷代金石文の點畫を萃し、加ふるに訓釋を以てせり、其碑制の長短寬博に至りては、漢の建初庶僞尺度を取り、以て分寸行字を記し、古人の説を列舉し、其未だ及ばざる所は、各按語を爲

り以て己が意見を開陳せり、頗る博洽たり、首に嘉慶十年昶の自序、朱文藻、錢侗の二跋及び目錄あり、其目左の如し。

周一卷、夏、殷共一卷、周一卷、秦一卷、漢十八卷、魏、吳共二卷、晉、秦共二卷、梁一卷、北魏三卷、東魏、西魏共三卷、北齊三卷、北周二卷、隋三卷、唐七十八卷、五代四卷附十國、宋三十卷、遼一卷、金六卷、外國、南詔、大理共一卷。後、殿可均續編を撰し、其及ばざる所を補へり。

●兩漢金石記二十二卷

〔作者、體裁〕 清の翁方綱撰す、方綱の傳は石洲詩話の條に出づ、此書は兩漢の金石文に關する雜記にして、其目左の如し。

年月表附考、石經、古器物文、碑、隸續補、洪氏急就章注、隸八分攷、補遺、班馬字類附記。

●補寰宇訪碑錄 五卷

〔作者、題名〕 清の趙之謙撰す、之謙は會稽の人、同

治中に生榮せり、此書は孫星衍の寰宇訪碑錄の補遺なり、故に名づく。

〔體裁、傳來〕 此書首に無年月古碑を擧げ、夫より秦、漢、蜀漢、魏、吳、晉、宋、齊、梁、陳共一卷、後魏、西魏、東魏、北齊、北周、隋共一卷、唐一卷、後梁、後唐、後晉、後漢、後周、吳越、蜀、後蜀、北宋、南宋共一卷、遼、西夏、金、僞齊、元共一卷。

の順序に碑を列せり、一碑毎に書體、建碑地、藏碑版家を注し、建碑年月沿革の分明なる者は悉く之を掲ぐ、卷末に失編を附録とす、蓋し續補なり、體例相同じ、光緒中、羅振玉其舛誤を正し刊誤一卷を著せり、近時朱記榮の行素堂金石叢書中に收むる者には此を附刊せり。

〔參考〕 ○補寰宇訪碑錄刊誤一卷清羅振玉撰

圖象

●考古圖十卷

〔作者、題名〕 宋の呂大防撰す、大防字は微中、汲郡

の人、進士に及第して馮翊の主簿となり、諸官を歴任し、元祐の初、尙書左僕射と爲り、范純仁と心を同じくして政を輔く、凡そ八年、張商英等の爲に擠せられ、紹聖四年舒州團練副使に貶せられ、虔州信豐に至りて卒す、(宋史本傳)考古圖とは古代の圖象を考ふといふ意ならん。

〔體裁〕 首に元祐七年呂大臨の記、大德三年陳才子、陳翼の二序、考古圖所藏姓氏有り、其目左の如し。
鼎屬一卷、鬲、甗、鬻一卷、簋屬一卷、彝、卣、尊、壺、罍一卷、爵屬一卷、豆屬、雜食器二卷、鐘、磬、鐃一卷、玉器一卷、秦漢器二卷。

●博古圖三十卷

〔作者〕 宋の王黼撰す、黼字は將明、開封祥符の人、初の名は甫、後東漢宦官と同じきを以て名を黼と賜ふ、徽宗の朝尙書左丞中書侍郎と爲り、特に少宰に進む、欽宗の初、官籍を貶せられ盜の爲めに殺さる。
(宋史本傳)
〔體裁〕 此書は古器物の圖を擧げ且つ之を説明考證したる者なり、其目左の如し。

り、識は陽字をいふ是提出する者なり、王黼曰く款は外に在り識は内に在りと、然らば款は圖象文字の凹刻せる者識は凸刻せるをいふなり。

〔傳來、體裁〕 此書(宋)時石刻有り、故に法帖の名あり、(明)萬曆間硃印刊本有りしが、訛舛多くして跋語全からず、唯、崇禎間に朱謀聖の刻する所は尙功の原本に較べて稍、幾かりしが、板本並びに佚して傳寫滋、誤れり、(清)の嘉慶中に至り阮元、吳門袁廷樞の影鈔舊本及び元の所藏舊鈔宋時の石刻本と互に相校勘補正して此本を鐫る、即ち今記す所の者なり、其目左の如し。

夏器一卷、商器四卷、周器十二卷、秦器一卷、漢器二卷。

●西清古鑑四十卷附錄錢錄十六卷

〔作者〕 清の乾隆十四年梁詩正等勅を奉じて撰す、詩正字は養仲、蕪林と號す、錢塘の人、雍正八年の進士、官東閣大學士に至る、書に工に、著す所矢音集あり。
(名人尺牘小傳)
(浙西軒錄等參考)

〔傳來、體裁〕 三代以上古器の圖式、宣和博古圖、呂

- 鼎 商二十六器周八十一
- 尊 商十器周十
- 彝 商十器周十
- 卣 商十器周十
- 罍 商十器周十
- 壺 商十器周十
- 罍 商十器周十
- 爵 商十器周十
- 豆 商十器周十
- 雜食器 商十器周十
- 鐘 商十器周十
- 磬 商十器周十
- 鐃 商十器周十
- 玉器 商十器周十
- 秦漢器 商十器周十
- 銅 商十器周十
- 鐵 商十器周十
- 石 商十器周十
- 陶 商十器周十
- 瓦 商十器周十
- 布 商十器周十
- 幣 商十器周十
- 符 商十器周十
- 契 商十器周十
- 書 商十器周十
- 器 商十器周十
- 車 商十器周十
- 馬 商十器周十
- 牛 商十器周十
- 羊 商十器周十
- 猪 商十器周十
- 狗 商十器周十
- 雞 商十器周十
- 魚 商十器周十
- 鳥 商十器周十
- 獸 商十器周十
- 蟲 商十器周十
- 魚 商十器周十
- 鳥 商十器周十
- 獸 商十器周十
- 蟲 商十器周十

●鐘鼎款識二十卷

〔作者、題名〕 宋の薛尚功撰す、尙功字は用敏、錢塘の人なり、紹興中に通直郎と爲り、又僉書定江軍節度判官廳事と爲る、古篆を善くし尤も鐘鼎を好む、著す所此書の外に鐘鼎篆韻七卷有り、今已に傳はらず、(舊史會要、文獻通考)鐘鼎は金屬の重なる者なれば之を擧げて他を括するなり、漢書郊祀志に曰く、鼎細小有款識、顔師古曰く款は刻なり識は記なり、張世南曰く、款は陰字をいふ、是凹入する者なり、

氏の考古圖より外、其記載極めて寂寥なり、乾隆帝内府儲藏の古器を表章せんと欲し、梁詩正、蔣溥、汪由敦等に命じ、博古圖の遺式に倣ひ、三代より唐に至る古器の形模を精繪し、款識を備奉し、以て此書を成す、首に乾隆十四年の上諭職名總目有り、每卷の首に細目を載す、其目左の如し。

- 鼎 商二十六器周八十一
- 尊 商十器周十
- 彝 商十器周十
- 卣 商十器周十
- 罍 商十器周十
- 壺 商十器周十
- 罍 商十器周十
- 爵 商十器周十
- 豆 商十器周十
- 雜食器 商十器周十
- 鐘 商十器周十
- 磬 商十器周十
- 鐃 商十器周十
- 玉器 商十器周十
- 秦漢器 商十器周十
- 銅 商十器周十
- 鐵 商十器周十
- 石 商十器周十
- 陶 商十器周十
- 瓦 商十器周十
- 布 商十器周十
- 幣 商十器周十
- 符 商十器周十
- 契 商十器周十
- 書 商十器周十
- 器 商十器周十
- 車 商十器周十
- 馬 商十器周十
- 牛 商十器周十
- 羊 商十器周十
- 猪 商十器周十
- 狗 商十器周十
- 雞 商十器周十
- 魚 商十器周十
- 鳥 商十器周十
- 獸 商十器周十
- 蟲 商十器周十
- 魚 商十器周十
- 鳥 商十器周十
- 獸 商十器周十
- 蟲 商十器周十

六十有七枚を輯め、其輪郭肉好廣狹長短の制を摹し、之を繪畫に形はし、其眞篆籀分楷行草一に本文に肖せたり、首に梁詩正等の序、總目あり。

伏羲氏至舜一卷、周、漢、新、後漢、宋至後周、隋、唐、後唐各、一卷、宋二卷、遼、金共一卷、元、明共一卷、外域諸品、撒帳吉語諸品、厭勝諸品各、一卷。

●金石契 無卷數附石鼓文釋存 一卷

〔作者、題名〕 清の張燕昌撰す、燕昌字は芑堂、一字は文魚、仲魚又金粟山人と號す、海鹽の人、乾隆四十二年の優貢生、嘉慶元年孝廉方正に薦められ、同十九年(二四七四)卒す、年七十有七、著す所三吳古輒錄あり、書畫鐵筆に工なり、(卷末劉世珩の跋、湖海詩傳、畫史彙傳參考) 燕昌金石の學を研め、此書を著す、題して金石契といふ、蓋し其金石を網羅する夙契ありといふ義なり。

〔傳來、體裁〕 此書錄する所は、前代諸家の金石の書に載せざる所の者のみにして、弱冠の頃刊刻せしが、研攷未だ及ばず、舛譌亦多きを以て、四十歳の頃重ねて刪定を加へ、石鼓文釋存を附録として刊行せり、是即ち今本にして、余が見たる者は光緒二十二年の

重刊なり、凡て卷帙を分たす、五音字を以て分冊せり、載する所の器物は略、類を以て擧げ、其形圖を摸し、後に自己の解説を載せ、或は諸家の攷證を兼采し、問々題詠に及ぶ、而して錄する所時代を限らず、近製をも兼收せり、古輒は三吳古輒錄に詳載するを以て、茲には悉く載せず、又款識の大小は悉く形質に依肖し、寛大なる者のみは縮本を用ひ、全く款識なき者は後に附録して以て參考に備ふ、其目左の如し。
○金五十三。區一、金鐸一、洗四、鼎一、鑑斗一、鑑一、符二、泉母八、泉十五、漢鑑一、銅尺二、帳構銅一、造象一、官印三、鐵券一、龍簡一、舍利塔二、銅牌四、銅爵一、書鎮一、鐵如意一。
○石二十二。輒八、瓦七、剝一、硯六。
○附録。金三(泉母、劍、鐵彈)、石一(書象輒)。
○續録。戈一、戟一。
卷首には別に高宗の題錢氏鐵券詩を載す、石鼓文釋存は石鼓文の存在せる文字を解釋せる者にして、末に釋存補注を附せり。

●金石索 十二卷

〔作者〕 清の馮雲鵬等輯す、雲鵬字は晏海、江蘇通州の人、著す所掃紅亭吟藁あり。(國朝正雅 集參考)

〔體裁〕 此書記す所、商より元に至る各代の金石圖を示し、各、其尺寸容量、銘文、發掘地等を考證したるものにして、好古家の尤も參考と爲すべき良書なり、其開鐫は道光元年にして、前に諸家の序及び自序、闕里廟廷周範銅器十種あり、今其總目を左に示す。

- 金索。鐘鼎の屬商至元、戈戟の屬商至後梁、量度の屬秦至元、雜器の屬漢至元、泉刀の屬三皇至元、璽印の屬秦至元、鏡鑑の屬漢至元、瓦甌の屬周至唐。
- 石索。碑碣の屬三代至元、瓦甌の屬周至唐。

文字

●隸 釋 二十七卷

〔題名、作者〕 隸は程邈の作りしものにして、漢代通用の文字なり、是書漢隸を以て書したる碑碣を集め、疏通説明したるものなるを以て隸釋と名づく、宋の洪适撰す、适字は景伯、饒州鄞陽の人、紹興十二年、博學鴻詞の科に中り、官尙書左僕射同中書門下平章

事に至る、淳熙十一年(一八四四)年六十有七にして卒す。(宋史本 傳參考)
〔體裁、傳來〕 前の十九卷は、漢碑一百八十九を收め、皆其全文を錄し、假借通用の字に於て、一一疏通辨證し、其中史事に關する所のものは、亦一一異同を辨訂す、後の八卷は、諸家の碑目を彙載したるものなり、是書乾道二年に成り、其明年之を刻す、适の弟邁、婁機の漢隸字原に序して云く、吾兄文惠公、漢隸を區別して五種書と爲せり、曰く釋、曰く續、曰く韻、曰く圖、曰く續、四者備はりて惟、韻書成らずと、又適自ら隸續に跋して云く、隸釋に續あり、凡て漢の隸碑碣二百八十有五と、又淳熙隸釋後に跋して云く、淳熙隸釋目錄五十卷は、乾道中、書始めて萌芽し、十餘年間拾遺補闕し、一再添刻して凡て碑版二百五十有八とあり、然れども洪邁は又乾道三年之に跋して一百八十九碑二十七卷と云ひ、又喻良能の跋にも、漢隸正に是書と其數を異にせざれば、适の自跋に淳熙隸釋と曰ふ者は、乃ち後の續する所を兼ねて一編と爲し、ものなるべし、而して其本今已に傳はらず、傳はる者は、仍隸釋、隸續各、自ら書を成せるものなり。

● 隸 續二十一卷

〔題名、作者〕 宋の洪适撰す、題に名づくる義と适の傳とは隸釋の條に出づ。

〔體裁、傳來〕 收むる所の諸碑は、前例に依りて之を釋けり、是書乾道四年、始めて十卷を刻し、其弟邁之に跋し、淳熙四年范成大、又蜀に於て四卷を刻し、同六年、李彥穎又越に於て五卷を増刻し、喻良能之に跋し、其明年、尤袤又江東に於て二卷を刻す、是に於て前後合して二十一卷と爲る、後、久しく佚して傳はらざりしが、(清)初に至り、朱彝尊諸家の殘帙を合し、參校訂正して編を成し、後、揚州に於て刊板す、今行はるゝ者は即ち是なり。

● 法帖刊誤二卷

〔作者〕 宋の董伯思撰す、伯思字は長睿、雲林子と號す、昭武の人、官秘書郎に至り、政和八年(一七七八)卒す年四十、李綱曰く、經史百家の書、天官地理律曆卜筮の説、精詣せざる無し、又古文奇字鐘鼎彝器款式體製を好み、悉く能く了達し辨正して著す

所、法帖刊誤二卷、古器說四百二十六篇ありと、以て其考古に淹通せしを知るべし。(宋史文苑傳)

〔題名、體裁〕 帖は版なり、法帖は金石版文の法とすべきものをいふ、初め米芾淳化閣帖を取り、一一其眞偽を評す、然れども多く意を以て斷じ考證する所なきを以て、伯思乃ち之を訂正せり、依りて刊誤の二字を附せり、凡て十條あり。

〔參考〕 ○淳化秘閣法帖考正十二卷清王澐撰

● 法帖釋文十卷

〔作者〕 宋の劉次莊撰す、次莊字は中叟、長沙の人、崇甯中仕へて御史に官す、書名あり、淦水の濱に卜築し戲魚堂といふ、古帖を臨摹し其眞を得たりといふ。(書史會要、佩文韻府、書譜諸書參考)

〔體裁、傳來〕 曹士冕の法帖譜系に云く、臨江の戲魚堂帖は、元祐間、劉次莊家藏の淳化閣帖十卷を以て、其上を摹刻し、卷尾の篆題を除去して釋文を増入せしものなりと、又會敏行の獨醒雜志に云ふ、劉次莊、幼より書を好み、嘗て新淦に寓し、居る所の民屋の窗牖牆壁に題寫して殆と徧し、臨江郡庫に法帖十卷

みに止まらず、各種の文體を記して論説を附し梗概を包括せり。

● 蘭亭考十二卷

〔作者、題名〕 舊本宋の桑世昌撰すと題す、世昌は淮海の人、世、天臺に居る、陸游の甥なり、(四庫提要、要參考) 蘭亭は會稽山陰に在り、晋の王羲之が同志と宴集せし所に於て、羲之自ら序を爲り以て其志を申べしものを、後人帖に作り之を重寶と爲せり、是書は即ち其帖を考定論議せしものなり、故に陳振孫は蘭亭博議とも題せり。

〔體裁〕 今記す所は、知不足齋叢書本にして、首に嘉定元年高文虎、同十七年高似孫の二序、目錄あり、卷尾に群公帖跋を載す、凡て十二目、即ち左の如し。蘭亭、容賞、紀原、永字八法、臨摹、審定(上下)、推評、法習、詠贊、傳刻、釋禊。

● 金薤琳琅二十卷

〔作者、題名〕 明の都穆撰す、穆字は元敬、吳郡南溧の

あり、釋するに小楷を以てす、他の法帖の無き所なりと、二番の記す所を觀るに、次莊の法帖釋文を作るや、本、石刻の中に附註し、未だ嘗て別に一集を爲さざりしなり、然らば則ち今本は後人の戲魚堂帖中より鈔出し、合して帙を成し、仍つて閣本の原第を以て之を編せる者ならん。

〔參考〕 ○欽定校正淳化閣帖釋文十卷清乾隆三十四年校正

● 籀史一卷

〔題名、作者〕 籀とは周の太史史籀の作りし大篆を云ふ、是書は金石の遺文を採摭したるものにして、其諸體の中、籀文最古なるを以て之を擧げ、其餘を總括して籀史と名づけしなり、宋の翟耆年撰す、耆年字は伯壽、潤州丹陽の人、參政汝文の子なり、別に黃鶴山人と號す、篆八分に工なり。(書史會要、四庫全書提要、要參考、佩文韻府諸書參考) 〔體裁、傳來〕 是書は南宋の初に作りし所にして、秦梁無錫志に據れば上下二卷ありしが、後、佚して(清)初惟、嘉興の曹溶の家に鈔本を存せるのみ、然れども、僅に上卷のみにして、下卷に卒に得る能はず、今本は首に宣和博古圖を載す、其錄する所は籀文の

人、官太僕少卿に至る、嘉靖四年(二二八五)卒す、年六十八(萬世統譜、列朝詩集等參考)、雅は簞なり琳瑯は美玉なり、貴重(朝詩集)の書といふ意味よりかく名づく。

〔傳來、體裁〕 此書は隸釋の例に仿ひ、金石文字を取り蒐輯編次して各、辨證を爲したるものにして、凡て凡て五十八碑なり、皆原文を録し其剝落全からざる者は則ち洪适の隸釋を取りて補へり、是四庫に著録する者なれども、盧文弨の刻する所はこれと異なり、其序に據れば、乾隆六年蔣川の宋振譽、其友胡子道より此書を假り、鈔録して二十卷六十三碑を得、并に家藏舊榻四種を出し讐校補刻せり、四十三年余(盧文弨)復所藏の石刻を取り獵碣より下、字字比較して此書を成すとあり、然らば是は補續本なり、首に乾隆四十三年盧文弨の序、目錄、尾に乾隆六年宋振譽の跋有り、其目左の如し。

周刻二、秦刻六、漢刻二十三、唐刻二十七。
凡て五十八碑なり、皆原文を録し其剝落全からざる者は則ち洪适の隸釋を取りて補へり、是四庫に著録する者なれども、盧文弨の刻する所はこれと異なり、其序に據れば、乾隆六年蔣川の宋振譽、其友胡子道より此書を假り、鈔録して二十卷六十三碑を得、并に家藏舊榻四種を出し讐校補刻せり、四十三年余(盧文弨)復所藏の石刻を取り獵碣より下、字字比較して此書を成すとあり、然らば是は補續本なり、首に乾隆四十三年盧文弨の序、目錄、尾に乾隆六年宋振譽の跋有り、其目左の如し。
周刻二、秦刻六、漢刻三十、隋刻四、唐刻二十八。外に補遺一卷あり、五碑を収む、合して七十五碑あり。

● 石墨鐫華 六卷 附錄 二卷

〔作者、題名〕 明の趙頤撰す、頤字は子函、一字は屏國、西安熱屋の人、萬曆四十四年の舉人(明詩綜、佩文韻府、朝詩集)、題名は劉勰の語を取りて名づく。

〔傳來、體裁〕 趙頤の居、周秦漢唐の故都に近し、故に金石の遺文多し、搜訪殆ど三十年、石墨の跋語を刻し以て此書を爲る、初め萬曆四十六年に刊し、後二百餘年を経て原刻已に漫漶し、流傳亦尠し、(清)の乾隆三十九年鮑廷博、何琪と共に校讐重刊せり、即ち今本なり、首に萬曆四十六年康萬民の序、同年趙頤の自序、目錄、尾に乾隆三十四年何琪、同三十九年趙衡陽、同年鮑廷博の三跋有り、其目左の如し。
夏、周、秦、漢、魏、晉、後魏、後周、隋(跋合三、唐跋合百三、宋跋合四、宋、金、元跋合四、十六首、十一首)、附錄は記三首、詩三十二首あり。

● 金石文字記 六卷

〔題名、作者〕 是書金石文字の異同を摘録したるものなるを以て之に名づく、清の顧炎武撰す、炎武の傳

は、日知錄の條に出づ。

〔體裁〕 録する所の金石文三百餘種、各、綴るに跋を以てし、跋なき者は、亦年月姓名を列す、集古録金石錄に比するに稍、精核たり、其自序に謂ふ、史傳を扶別し、經典を發揮し、頗る歐陽、趙氏二錄の未だ具はざる所の者ありと、實に夸語にあらざるなり。

● 觀妙齋金石文考略 十六卷

〔作者、題名〕 清の李光暎撰す、暎字は子中、嘉興の人なり、(四庫提要)觀妙齋は其書室の名ならん。

〔體裁〕 是編採る所の金石の書、凡て四十種、地志文集說部の類、又六十種あり、多くは朱彝尊の家に藏せし所の金石刻の光暎に歸したる者にして、諸家の説を集録して此書を成し、なり、惟、品題書蹟を以て主と爲し、舊聞を考訂するを以て主と爲さず、趙洪諸家の體例と其撰を異にす、而して此書の尤も他書と異なる所は、其字體凡て行書を以て梓行したるに在り。

● 秦漢瓦當圖 一卷

〔作者、題名〕 清の畢沅撰す、沅の傳は續資治通鑑の條に出づ、此書は秦漢の瓦當の圖のみを載、故に名づく、瓦當に二説有り、畢沅は相如の所謂壁璫なりといひ、我國の松崎復は瓦の檐端に當る所、即ち衲襦衣を以て之を解けり。

〔傳來、體裁〕 畢沅尊古の士を廉訪し、此圖を作り繋ぐるに贊詞を以てし、乾隆八年之を刻す、(我國)長崎の高木道介、寛政享和の頃清商より得、天保九年館機之を刻せり、凡そ瓦當の數四十、其文左の如し。
衛、狼千萬延、大萬樂當、甘林、蘭池宮當、上林、嬰樓、桃傳傳舍、八風壽存當、延年、都司空風、右空、大、甲天下、宗正宮當、右將、拜豊、維天降靈延元萬年天下康寧、與天無極、長樂萬歲、延年益壽、永受嘉福、長樂未央、永奉無疆、宜宮貴千金當、延壽萬歲、千秋萬歲、仁義自成、萬有豈億年無疆、長生未央、萬物咸成、長生無極、平樂阿宮、黃山、上林農官、高安萬世、便、甘泉上林、長母相忘、金。

◎金石存十卷

〔作者、題名、體裁〕 卷端清の鈍根老人編と題す、李雨村の序に鈍根老人は趙摺の別號なり、王利氏の言に據れば摺は氏と同郷の博學鴻詞なりといふとあり(補は江蘇清浦の人なり)此書は商より宋に至る金石文の現存せる者を集む、故に名づく、凡て篆文隸文各五卷、每卷時代順に碑版文を擧げ後解説考證せり。

〔附記〕 此書予が見たる者は、李雨村の函海に収むる者なり、張之洞の書目答問には十六卷吳玉摺撰と題し道光刻本あることを記せり、此書と異なる者の如し、然れども未だ見ず故に之を措く。

◎古誌石華三十卷

〔作者、題名〕 清の黃本驥編す、本驥の傳は避諱錄の條に出づ、題名は劉彥和の石墨鐫華の義に取れり。
〔體裁〕 黃本驥金石文字を藏むること頗る多く、漢より元に至る百餘紙有り、其中已に石毀れ其紙存する者有り、故に其佚を恐れ、朋友の所藏及び金石家著錄の確なる者を取り、彙録し帙を爲して三十卷と成

す、首に道光八年の自序、例言、目錄有り、其目左の如し。

漢、晉、宋、齊、梁共一卷、北魏一卷、東魏、北齊、北周共一卷、隋一卷、唐二十卷、後梁、後唐、後晉共一卷、後周、宋、金、元、附錄共五卷。(後周、金、元、附錄は一卷に滿たす)

◎金石聚十六卷

〔作者、題名〕 清の張德容撰す、德容字は少微、衢州の人、潘曾瑩の弟子なり、曾瑩は世恩の子にして、山水花卉を善くせり、此書は金石の刻文を聚羅せる者なり故に名づく。

〔體裁〕 皆全文を撫摸し一字を残さず、録する所は碑碣を以て主とし、殘碑斷碣と雖遺さず、畫象も題字ある者は録し、無き者は取らず、古泉古鏡磚瓦印章の類は皆取らず、法帖の如きは多く後人の摹勒に由り、古人の眞跡に非ざるを以て收めず、偽物にして古來眞と誤らるゝ者も亦皆斷じて録せず、復刻せる者は其復刻の時代を按じ、唐人の復刻は唐に、宋人の復刻は宋に列し、古人の眞跡と相混せず、而し

て金石と稱すと雖、金は極めて少く、且つ鐘鼎款識考古圖、宣和博古圖自ら專書たり、又三代の器銘の字は神に通するに非ざれば鈎摹し難きを以て、但其所藏中に就て略其大概を見はすに止めたり、是其纂輯の大要なり、凡て時代を以て録す、其目左の如し。

周三、秦二、西漢六、東漢九十四、魏九、吳五、晉九、李蜀二、苻秦二、姚秦一、宋二、南齊一、梁十一。

合して百四十有七、先づ碑版の原文字を全録し、後跋語を係けて考證し、又古人の意見ある者は之を列舉し、妥當ならざる者は按語を加へて考證論辨せり、又碑版の高廣尺寸より行字の數に至るまで細記せり、又目錄には其碑版の存在所より、古人の書にて著録せる者は其書名を列舉せり、卷首には論略あり。

義例

◎金石例十卷

〔作者、體裁、傳來〕 元の潘昂霄撰す、昂霄字は景梁、

蒼崖と號す、濟南の人、雄文博學、時に推重せらる、官翰林侍讀學士通奉大夫に至る、著す所蒼崖類稿あり、(楊本の序及び濟南府志參考)此書は碑碣の制、始作の本、銘志の式、辭義の要を説明せる者にして、卷一より五までは銘志の始を述べ、貴賤品級、瑩墓、羊虎、德政、神道、家庶、賜碑の制度に於ては必ず辨明せり、卷六より八までは韓愈の銘誌の括例を述べ、家世、宗族、職名、妻子、死葬月日の筆削に於ては特に詳にせり、卷九は文の體式に關する古人の語を載せ、又作文の法に就きての論あり、卷十は史院纂修凡例なり、凡て條目を設け後之を説明せり、此書言ふ所未だ盡くさるる者多きを以て、後世訂補する者多し、以下解題する所の諸書を見て知るべし、(我國)にては墓銘舉例、金石要例と合せて寛政九年官板に附せり。

◎墓銘舉例四卷

〔作者、體裁〕 明の王行撰す、行字は止仲、長洲の人、元末郷に在り教授を以て業と爲す、名士多く來り集れり、洪武の初、有司延きて學校の師と爲せしが、間も無くして謝し去りて石湖に隱る、後歸玉の家に寓

す、玉數、之を太祖に薦め帝亦召見せり、玉誅せらるや行亦坐して死す、(明史文苑傳參考)此書は墓誌銘の書法凡十三例を挙げ、諸家の墓誌銘(神道碑も入る)を取り其目を録し、其例を各題の下に挙げ解説を加へたり、取る所の文は韓愈を以て主とし、柳宗元、李翱、歐陽修、尹洙、曾鞏、王安石、蘇軾、朱熹、陳師道、黃庭堅、陳瓘、晁無咎、張耒、呂祖謙より、其尤なる者を抜き、以て韓文の例を廣めたり、蓋し行は愈を以て文章の正宗と爲すを以てなり。

◎金石要例 一卷

〔作者、體裁〕 清の黃宗義撰す、宗義の傳は明儒學案の條に出づ、此書は潘耒の金石例の未だ盡さざる所あり、稍雜に失するを病み、其要領を摘みて詳正を加へ、以て其缺を補ひたる者にして、例題を挙げ後解説あり、末に論文管見數條を附せり。

◎漢魏六朝墓銘纂例 四卷

〔作者、體裁〕 清の李富孫撰す、富孫字は既沔、香干

と號す、嘉興の人、乾隆中に生榮せり、著す所易經異文釋、詩經異文釋、春秋三傳異文釋あり、(國朝正雅集參考)此書は漢魏六朝の墓銘の例式を纂めたる者にして、凡て建碑年月順に碑名を列し、其體例を記載し且つ考證せり。

◎碑版文廣例 十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の王芑孫撰す、芑孫の傳は讀賦卮言の條に出づ、此書は金石例、墓銘舉例の補續にして、二書に擧ぐる者は之を擧げず、版とは金石の版なり、収むる所は

秦(一例)漢六卷、三國、晉、梁、北魏、東魏、北齊、周、隋、唐共一卷、唐三卷。

にして毎條解説あり、次に其文を列す、文は韓愈、歐陽修の碑版文を以て標例と爲して撰擇せり、蓋し芑孫は二人を以て文章の正統と爲せばなり。

◎誌銘廣例 二卷

〔作者、題名、體裁〕 清の梁玉繩撰す、玉繩字は昭北、

諫庵と號す、錢塘の人、貢生たり、名門に生れ、家學を承け、乾隆四十八年史記志疑を著す、其平生の述作を皖藁といふ、(史記志疑、碑傳集、作者紀略等參考)誌銘は事歴を石又は金に刻して壙中に収むる者なり、廣例は變例を廣むる義なり、此書は金石例、墓銘舉例、金石要例の標采雜錯、兼ねて漏略多く、覽者之を病むを以て玉繩耳目の及ぶ所に據り、其類を別ち其遺を補ひ、舊を摘み新を増し、次して二卷と爲す、即ち此書なり、凡て體式六十五例、書法二十三例あり。

◎金石綜例 四卷

〔作者、題名、體裁〕 清の馮登府撰す、登府字は雲伯、柳東と號す、浙江嘉興の人、嘉慶二十五年の進士、寧波府教授に官す、著す所石經閣詩略、十三經詁答問、三家詩異文疏證、漢魏唐、蜀、宋、國朝の石經攷異あり、(國朝正雅集參考)此書は金石例、墓銘舉例、金石要例の三書に據り、其缺を補ひ其誤を削り、更めて條分類聚したる者にして、綜例とは諸例を綜ぶる義なり、凡て題を設けて解説し、三書と互に證す可き者は之を參し、其已に言ふ所の者は之を略せり。

◎金石例補 二卷

〔作者、體裁〕 清の郭慶撰す、慶字は祥伯、頻伽と號す、吳江の人、詩文及び畫を能くす、嘉慶中に生榮せり、著す所靈芬館集あり、(詩人徵畧、湖海詩傳、藝林今話、國朝正雅集等參考)此書は金石例、墓銘舉例、金石要例の續補なり、三書唐以下に詳にして以前に略せり、且つ碑誌は東漢より始まるを以て此書は洪适の隸釋、隸續を取りて條分縷析し、間、後人祖述の繇を後に附識せり、魏晉六朝は上漢氏を承け下唐人を啓く者なるを以て、其采るべき者亦皆篇に著せり、體例金石要例と相同じ。

◎漢魏六朝志墓金石例 三卷 附唐人

志墓諸例 一卷

〔作者、體裁〕 清の吳鎬撰す、鎬字は荆石、鎮洋の人、嘉慶中に生榮せり、凡て時代順に志墓の題目を掲げ、其書例を解説考證せり、末一卷は志墓文體式にして體例相同じ、唐人志墓諸例は漢魏六朝未だ有らざる

所の例と、金石例に載せざる所の例を、覽る所に就きて條列したる者なり、末に附論數條あり。

●漢石例六卷

〔作者、體裁〕 清の劉寶楠撰す、寶楠字は楚楨、江蘇寶應の人、道光二十年の進士、直隸三河縣知縣に官す、著す所韞山樓詩鈔、論語正義あり、(國朝正雅 集參考)此書は漢代に於ける碑銘の諸例を纂めたる者にして、凡て

墓碑例、廟碑例、德政碑例、墓闕例、雜例、總例。に分ち、每例亦各條目あり、每條原名を擧げ、又原文を摘録し、後に解説せり、卷首には緒言數則あり。

●金石稱例四卷續一卷

〔作者、題名、體裁〕 清の梁廷枏撰す、廷枏は順德の人、此書は古來金石文に刻せる稱號の例を纂めたる者なり、故に名づく、正編は商周より五代に至るまでを録す、凡て

國制、官屬、姻戚、喪葬、文義、時日、二氏。

の七類に分ち、每類亦條目に分つ、每條ハづ大意を標げ、證するに原文數語を以てし、泐する者は之を缺き、他書考ふ可き者は之を補ひ、中に證發明するある者は按語を以て之を別てり、續編は宋元を録し、遼金を附録とす、體裁正編と同じ。

●金石訂例四卷

〔作者、題名、體裁〕 清の鮑振方撰す、振方字は芳谷、常熟の人、道光中に生榮せり、此書は金石例は援摭該博なるも駁に過ぎ、金石要例は考核精當なるも隘に過ぐるを以て、兩書を合して訂補したる者なり、故に名づく、凡て

碑誌訂始、金石文訂始、金石訂例、金石推例、附學文訂例。の五目に分ち、每目亦數十條に分ち、條例を擧げて解説せり、而して二書の原文は先づ書名を掲げて之を列し、己の意見は按語を加へて之を別てり。

目録

小序

目とは條件なり要目なり、録はしるすなり、目録とは條件又は要目の記録の義なり、古は史官典籍を司るや、必ず目録あり、以て綱紀と爲せり、然れども體製湮滅して復知る可からず、漢時劉向の別録、劉歆の七略、條流を剖析し事迹を推尋す、疑ふらくば則ち古制ならん、二書は史書に見はれたる目録書の嚆矢にして、又解題の權輿たり、其後王儉の七志、阮孝緒の七錄あり、然れども皆亡佚存せず、其今に傳はる者、宋の崇文總目、晁公武の讀書志皆解題を附す、鄭樵通志藝文略を作り、始めて詮釋する所なく、併せて建議して崇文總目の解題を廢して、尤袤の遂初堂書目之に因る、是より兩體並び行はれて以て今に及べり。

〔附記〕 漢志目録の設なし、隋志に至りこれが目を設けて史部に收む、歷代相沿ひて改めず、而して宋志は特に金石文を合收し、四庫提要も亦之に従へり、今は全く舊例を廢し、史部より振きて一門と爲し、金石は新に門を設けて之を收む。

●崇文總目五卷附錄一卷

〔作者、題名〕 宋の王堯臣等勅を奉じて撰す、堯臣字は伯庸、應天府虞城の人、進士第一に登り、監將と爲りて湖州に通判たり、歴官して翰林院學士に至り、

後、涇原五州を鎮撫し諫議大夫と爲る、嘉祐元年(一七一六)卒す年七十、(宋史本 傳參考)宋の制、照文、史館、集賢を以て三館と爲す、太平興國三年、左升龍門の東北に於て、崇文院を建て、より、之を三館と謂ひて新に書院を修めり、端拱元年、詔して三館の書萬餘卷

を分ちて別に書庫を爲り、名づけて祕閣と曰ひ、以て別に禁中の籍を貯ふ、三館と合して四館と稱す、景祐元年閏六月、三館及び祕閣藏する所或は謬濫全からざるを以て、翰林學士張觀等、命を奉じ其存廢を定め差謬を補ひ、王堯臣等條目を校正し、討論撰次して三萬六百六十九卷を定著し、六十六卷を編類し、慶曆元年十二月、名を崇文總目と賜ふ、崇文とは崇文院の名を採り、總目とは、四館所藏の總書目を纂めたるを以てなり、後、神宗の時、崇文院を改めて祕書省と爲し、かば、徽宗の時に至り、是書を祕書總目と稱したり、然るに南宋以來の諸書の引く所、大抵崇文總目と謂ひて、其舊に従へり。

〔體裁、傳來〕 是書、傳へ來るに従ひて其卷數を異にし、或は逸し或は脱し、諸志の紀す所一ならず、通鑑長編に崇文總目六十卷とあり、麟臺故事此に同じ、中興書目に六十六卷、事實類苑に六十七卷、文獻通考に六十四卷、宋史藝文志に六十六卷とあり、以上諸說互に相出入す、原本は毎條の下に論説を附記したりしが、(南宋)の鄭樵通志を作り、是書の繁文なるを厭ひ、遂に妄に其序釋を刪去せり、故に晁公武の讀書志、陳振孫の書錄解題、俱に是書を著録して

一卷と爲し、は、序釋を刪除せし後なるを以てなり、又托克托が宋史藝文志を作りて、諸正史志中に於て、最も謬濫を極めたるも、鄭志の刪序釋の流弊なりといふ、此の如く是書は存するが若く亡するが若く、幾ど湮滅に陥らんとせしが、(清)初に至り、朱彝尊、范欽の天一閣所藏本を鈔して之を傳へ、始めて稍、世に見はれたり、後、嘉慶間に錢侗、其家藏の天一閣鈔本と、四庫館新定本との異同を勘し、總べて原叙三十篇、原釋九百八十條、引證四百二十條を得、共に三千四百四十五部、三萬六百六十九卷を五卷に釐め、其傳鈔の脱佚せしものは、補遺一卷と爲して末に附す、即ち今本なり、首に原叙、嘉慶四年、錢侗の作りし輯釋、小引、及び原目錄を列す、凡て左の類に分つ。

易、書、詩、禮、樂、春秋、孝經、論語、小學(以上經部)、正史、編年、實錄、雜史二、僞史、職官、儀注、刑法、地理、氏族、歲時、傳記二、目錄(以上史部)、儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、小說二、兵家、類書二、算術、藝術、醫書五、卜筮、天文占書、曆數、五行三、道書九、釋書三(以上子部)、總集二、別集七、

文史。(以上集部)

郡齋讀書志 四卷後志二卷考異一卷

附志一卷

〔題名、作者〕 宋の晁公武、其任地の郡衙所藏書の目を作る、故に名づく、郡齋讀書志四卷は、晁公武編し、後志二卷は、公武の撰にして趙希辨重編す、附志一卷は、則ち希辨の續補する所なり、公武字は子止、鉅野の人、官敷文閣直學士臨安少尹に至る、世昭德先生と號す、希辨は袁州の人、宋の宗室の子、自稱して江西漕貢進士と云ふ、蓋し太祖の九世の孫なり。(尙友錄四庫提要參考)

〔體裁〕 此書經史子集四部分ち、一部又數類に分つ、其目左の如し。

- 經部。易、書、詩、禮、樂、春秋、孝經、論語、經解、小學。
- 史部。正史、編年、實錄、雜史、僞史、史評、職官、儀注、刑法、地理、傳記、譜牒、目錄。
- 子部。儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫、

雜家、農家、小説、天文曆算、兵家、類家、雜藝、醫書、神仙、釋書。

○集部。楚辭、別集、總集。

各部の首に總叙を記し、各書には、卷數撰人の氏名及び其大略を解題せり。

遂初堂書目 一卷

〔作者、題名〕 宋の尤袤撰す、袤字は延之、無錫の人、紹興十八年の進士、官、禮部尙書に至り、年七十にして卒す、其著す所内外制三十卷あり、(宋史本傳參考)遂初堂は其藏書の室なり。

〔體裁、傳來〕 經史子集の四部分ち、凡て四十四類あり、其目左の如し。

- 經部九類。總經、周易、尙書、詩、禮、樂、春秋、論語孝經孟子、小學。
- 史部十八類。正史、編年、雜史、故事、雜傳、僞史、國史、本朝雜史、本朝故事、本朝雜傳、實錄、職官、儀注、刑法、姓氏、史學、目錄、地理。
- 子部十二類。儒家、雜家、道家、釋家、農家、兵家、數術家、小説家、雜藝、譜牒、書、醫書。

○集部五類。別集、章奏、總集、文史、樂典。是書、體例略、正史の志と同じけれども、惟、一書にして數本を兼載したるは、少しく異なり、又文獻通考經籍考に一條をも表説を引きしことなきを見れば、解題なかりしならん、今本卷數及撰人の名氏を載せざるは、疑ふらくば傳寫する者の刪去せしなるべし、説郛、海山仙館叢書本、竝に首に毛辨平仲の序を冠す。

●子略四卷目錄一卷

〔題名、作者〕 是書は、經史子集の中、子部のみを記載したるを以て子略と名づく、宋の高似孫撰す、似孫字は續古、疎寮と號す、餘姚の人、高熙十一年の進士、校書郎に歴官し、出で、徽州に倅となり、遷りて處州に守たり。(四庫提要)

〔傳來、體裁〕 首に目錄を冠し、漢志、隋志、唐志、及び庾仲容の子鈔、馬總の意林、鄭樵の通志藝文略等の載する所の者を列記し、其門類を削りて其書名を存し、撰人卷數は下に註し、又一書にして諸家の註ある者は、則ち惟、本書を列し、而して註家は細字

にて附録せり、馬端臨の通考、多く之を引きて頗る考證する所あり。

●直齋書錄解題二十二卷

〔作者〕 宋の陳振孫撰す、振孫字は伯玉、直齋と號す、安吉の人、初の州郡に仕へ、後、侍郎に終る。(四庫提要)

〔體裁〕 是書、經史子集の四部目を擧げざれども、其列する所自ら四部に別てり、凡て五十三類、其目左の如し。

易、書、詩、禮、春秋、孝經、論語、經解、讖緯、小學、正史、別史、編年、起居注、詔令、僞史、雜史、典故、職官、禮注、時令、傳記、法令、譜牒、目錄、地理、儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫家、農家、雜家、小說家、神仙、釋氏、兵書、曆象、陰陽家、卜筮、形法、醫書、音樂、雜藝、類書、楚辭、總集、別集、詩集、歌詞、章奏、文史。

〔傳來〕 文獻通考經籍考は、此書及び讀書志を引きて編を成せり、而して此書久しく佚して傳はらざりしが、僅に永樂大典に載するありて、略、其舊を窺ふに

足る、然れども卷帙割裂して全本と云ふを得ず、(清)に至り眞偽を辨じ、異同を核し、二十二卷と爲せり。

●文淵閣書目二十卷

〔作者、題名〕 明の楊士奇撰す、楊士奇の傳は、歷代名臣奏議の條に出づ、此書文淵閣所藏の書目なるを以て之に名づく。

〔傳來、體裁〕 是書、撰人の姓氏を載せず、又冊數ありて卷數なく、たゞ若干部は一樹たり、若干部は一號たりと略記せるのみにして、二十五號五十樹より成る、號は千字文を以て排次し、天字より往字に至れり、千頃堂書目に十四卷に作り、四庫著錄本は四卷なりども、今言す所は讀畫齋叢書本にして二十卷本なり、首に士奇等の題本、及び四庫の提要を冠らし、次に總目を列し末に鮑廷博の跋文あり。

●菴竹堂書目六卷

〔作者、題名〕 明の葉盛撰す、盛字は與中、崑山の人、玉峰と號す、正統十年の進士、官、吏部左侍郎に至る、

(明史本傳參考) 此書は其自撰の書目にして、菴竹堂は其書室の名なり。

〔體裁〕 四庫提要に據れば「是書首卷は制(官職各書類)第二卷は經、第三卷は史、第四卷は子、第五卷は集、第六卷は後錄、後錄は則ち其家の刊する所、及び自著を載せたるものなり、又別に新書目一卷を後に附記したるは、其子孫の續入せしものにして、盛の手に成りしにあらざるなり、其體例は、大抵馬端臨の經籍考に仿ひしものなれども、其集部に於て、別に舉業類を出して詩集類なきは他書と大に異なる所なり」とあり、予が見たる者は邦人の寫本にして何板に據りしかを知らざるも體裁四庫にいふ所と異なり、左に其目を示す。

聖製、易經、書經、詩經、春秋、三禮、儀禮、禮記、禮書、樂書、諸經總錄、四書、性理、經濟、史記總鑑、子書、子雜家、文集、詩詞集、類書、韻書、姓氏、法帖、畫譜、政書、刑書、兵法、算法、醫書、農圃、古今通志、陰陽卜筮書、道書、佛書。

首に自序、末に五世孫恭煥、七世孫國華の跋あり、後錄又は新書目なし。

古今書刻二編

〔作者、題名、體裁〕 明の周弘祖撰す、弘祖は麻城の人、嘉靖二十四年の進士、官御史に至る、(明史本傳參考) 上編は内府、禮部、兵部、工部、都察院、國子監、欽天監、太醫院、隆福寺、南京國子監、南京提學察院、及び北直隸、南直隸、浙江、江西、福建、湖廣、河南、山東、山西、陝西、四川、廣東、廣西、雲南、貴州、十五省の布政司按察司各府に於ける刻書を記し、下編は十五省の各府に於ける石刻を記したるものなり、故に古今書刻といふ。

國史經籍志五卷附錄一卷

〔作者、題名〕 明の焦竑撰す、竑字は弱侯、南京江寧の人、萬曆十七年、殿試第一人を以て翰林修撰に官す、尋で東講讀官に遷り、後、福寧州に謫せらる、是より朝廷召せども起たず、萬曆四十八年(二二〇八)卒す年八十、(明史文苑傳參考) 著す所老莊翼等數種あり、

り、是書は、明代の經籍を記したるものにして、其國史の二字を冠らしたるは、蓋し萬曆間、陳子陸、國史を修めんと欲して焦竑を召し、専ら其事を領せしめしに、書未だ成らずして罷め、惟、是志のみ成りしを以てなり。

〔體裁〕 此書制書、經、史、子、集の五類に分ち一類又數部に分つ、其目左の如し。

- 制書類。御製、中宮御製、勅修、記注時政。
- 經類。易、書、詩、春秋、禮、樂、孝經、論語、孟子、經總解、小學。
- 史類。正史、編年、霸史、雜史、起居注、故事、職官、時令、食貨、儀注、法令、傳記、地理、譜牒、簿錄。
- 子類。儒家、道家、釋家、墨家、名家、法家、縱橫家、雜家、農家、小說家、兵家、天文家、五行家、醫家、藝術家、類家。
- 集類。制詔、表奏、賦頌、別集、總集、詩文評。附錄一卷は糾繆にして、漢書、隋書、唐書、宋史の諸藝文志及び四庫書目、崇文總目、鄭樵の藝文略、馬端臨の經籍考、晁公武の讀書志、諸家分門の誤を駁正せり、熱れども是書は舊目を叢鈔して、考核する

所なく、又存亡を論せず、率爾濫載して一も憑みと爲すに足らざるなり。

授經圖二十卷

〔題名、作者〕 是書、經學家の學系、列傳、及び歷代經解名目卷數等を記載し、以て之が圖を作りしものなり、故に名づく、明の朱陸樞撰す、陸樞字は灌甫、周定王六世の孫なり、萬曆五年宗正に擧げられ、宗學事を領す、年七十にして卒す、著す所五經稽疑、中州人物志等あり。(明史儒林傳參考)

〔傳來、體裁〕 初め(宋)の章俊嘗て經學の宗派に溯り經傳授受の圖を爲りしが未だ完備する能はず、頗る舛誤あり、陸樞乃ち章氏の舊圖によりて之を増定す、萬曆二年子勤葉之を刻せしが幾くもなく傳本絶えしと見え、四庫提要には「此書舊刊本なく惟、黃虞稷の家に寫本あり云々」といへり、康熙中、虞稷、龔翔等と與に増訂し且つ體裁を變更して刻板せり、即ち現行本なり、易、書、詩、禮、春秋に分ち、每經、義例、系圖、諸儒列傳、歷代經解名目卷數に分叙せり、就中易は復古を以て先と爲し、書は今文を以て首と

爲せり、作者一千四百二十六人(舊一千一百七十一人)、經解二千五百三十九種(舊一千七百九十八種)、二万七千二百八十九卷(舊二万一千〇七十一卷)あり、錄する所は周漢より明に及べり。

千頃堂書目三十二卷(未見)

〔作者、題名〕 清の黃虞稷撰す、虞稷字は愈部、先世は泉州の人なり、崇禎の末上元に流寓す、諸生と爲りて鴻博に薦められ、未だ試みられずして憂に丁る、後、明史館に入り七品俸を食む、(昭代名人尺牘小傳參考) 千頃堂は虞稷の父居中の藏書室にして、是書は即ち其藏書目録なり。

〔體裁〕 是書録する所、明一代の書にして、經を十一門、史を十八門、子を十二門、集を八門に別ち、凡て四十九門あり、大抵他の書目に同じけれども經部に四書を以て一類と爲し、又論語孟子を以て一類と爲し、又大學中庸を説く者を以て三禮類中に入れたるが如き頗る意を用ひたるが如し、又史部の簿錄一門は、遂初堂書目の例に仿ひて、錢譜蟹錄の属を收めしは當を得たれども、典故以外に又食貨、刑政二門を立

てたるは、贅に近し、子部に於ては、墨家、名家、法家、縦横家を合して一類と爲し、名づくるに雑家を以てせり、集部に於ては其別集の順序を朝代科分を以て先後と爲し、科分なき者は則ち各朝の末に附し、又制誥を史部より移して別集の後に次きしなど、古の書目と異なる所多しといふ。(四庫提要参考)

●絳雲樓書目四卷

〔題名、作者〕清の錢謙益の藏書室を絳雲樓と名づく、是書は其書目録なり、謙益の傳は列朝詩集の條に出づ。

〔體裁〕今記する所のものは、粵雅堂叢書本にして、左に其目を擧ぐ。

經總類、易、書、詩、禮、樂、春秋、孝經、論語、孟子、大學、中庸、小學、爾雅、經解、緯書、正史、編年、雜史、史傳記、故事、刑法、譜牒、史學、書目、地誌、子總類、子儒家、道學、子名家、子法家、子墨家、子類家、縦横書、子農家、子兵家、子釋家、子道家、小説、雜藝、天文、曆算、地理、星命、卜筮、相法、壬遁、道藏、道書、醫

●經義考三百卷

書、天主教、類書、偽書、六朝文書、唐文集、唐詩、詩總集、宋文集、金元文集、國朝文集、文集總類、騷賦、金石、論策、奏議、文說、詩話、本朝制書實錄、本朝實錄、本朝國紀、傳紀、典故、雜記。

〔題名、作者〕是書は經書に關する諸說沿革存亡を細大漏らさず記載したる者なり、初め經義存亡考といひしが、後改めて單に經義考と云ふ、清の朱彝尊撰す、彝尊字は錫鬯、竹垞と號す、秀水の人、康熙十八年、博學鴻詞の科に應じて檢討に除せらる、王士禛、顧炎武、閻若璩と聲價相齊しく、康熙四十八年(二二六九)卒す、年八十有一、其著す所は此書の外日下舊聞、曝書亭全集、明詩綜、五代史補注、瀛洲道古錄、禾錄、詞綜等あり。(國朝先正事略卷獻類微參考)

〔體裁、傳來〕此書は左の二十九類に分録せり。

御註救撰、易、書、詩、周禮、儀禮、禮記、通禮、樂、春秋、論語、孝經、孟子、爾雅、群經、四書、逸經、楚緯、擬經、承師、宣講、立學、刊石、書

壁、鏤版、著錄、通說、家學、自述。

右の中、宣講、立學、家學、自述の四類は、皆録ありて書無し、し未だ竟へざりしならん、每一書の前には、撰人の姓氏書名卷數を列し、其卷數にして異同ある者は、則ち某書には幾卷と註し、次に存、佚、闕、未見の字を列し、次に原書の序跋、諸儒の論說及び其人の爵里を記載せり、又彝尊の考正する所の者あれば、則ち案語を附し、惟、序跋諸篇本書と發明する所なき者は、篇を連ねたり、附志の著録は、凡全經の内、専ら一篇を説く者は、全經を説く者と通じて先後に叙したりしが、是書は乃ち専ら一篇を説く者を以て、全經の末に附録し、遂に時代をして參錯せしめたり、上下二千年の間、經書の存佚沿革一之によりて稽ふることを得べし、誠に善書たるを失はず、乾隆帝は其功績を賞し御製の序を冠し、刊行せしめらる、後翁方綱は、其補正を撰べり。

〔參考〕○經義考補正十二卷清翁方綱撰

●讀書敏求記四卷

〔作者、題名〕清の錢曾撰す、曾字は遊王、自ら也是翁

と號す、常熟の人、家圖籍に富み、多く舊笈を蓄へり(國朝詩別裁集、敏求は猶便覽といふが如し。詩人微著參考)

〔體裁〕是書は劃然四部分たすと雖、自ら四部分録せるを見る、其目左の如し。
經、禮樂、字學、韻書、書、數書、小學、(以上經部)
史、時令、器用、食經、種藝、叢養、傳記、譜牒、科第、地理輿圖、別志、(以上史部)子、雜家、農家、兵家、天文、五行、六壬、奇門、曆法、卜筮、星命、相法、宅經、葬書、醫家、鍼灸、本草、方書、傷寒、攝生、藝術、類家、(以上子部)集、詩集、總集、詩文評、詞。(以上集部)

其中五經を併せて一と爲し、字學韻書小學は乃ち岐ちて三と爲し、紀傳編年雜史の類を併せて一と爲し、器用食經の如きは、乃ち多く子目を立て、儒家道家縦横家墨家を併せて一と爲し、雜家、農家、兵家以下、又多く分析せり、書法數書は、本藝術なるに之を經類に編み、種藝叢養は、本農家なるに之を史に入れしが如き、其他編列其當を失へる者少からず、其中多く繕寫刊刻の工拙を編して、書籍の眞偽の考證に於ては、甚だ意を留めず。

●述古堂書目四卷

〔題名、作者〕 是書は清の錢曾の藏書總目にして、述古堂は其別號ならん、曾の傳は讀書敏求記の條に出づ。

〔體裁〕 四庫提要に是書門類を別つこと煩碎、諸書を列すること顛倒、殆ど古を師とせず、敏求記に比するに更に條理無しといへり、其門類左の如し。

經、易、書、詩、春秋、禮、禮樂、易數、儒學、六書、金石、韻學、史、雜史、傳記、編年、年譜、雜編、姓氏、譜牒、政刑、文獻、女史、較書、子、子雜、文集、詩集、詞、詩文評、四六、詩話、類書、小說家、儀注、職官、科第、兵家、疏諫、天文、占驗、六壬、太乙、奇門、曆法、軍占、地理、總志、輿圖、名勝、山志、游覽、別志、人物志、外夷、釋部、神仙、醫書、卜筮、星命、相法、形家、農家、營造、文房、器玩、歲時、博古、清賞、服食、書畫、花木、鳥獸、數術、藝術、書目、國朝、掌故。

卷首別に宋版書目あり、また數門に分類せり。

●也是園藏書目十卷

〔題名、作者、體裁〕 是書は清の錢曾の藏書目にして、也是は其號なり、曾の傳は讀書敏求記の條に出づ、體例は四部に分ち、惟、書名卷數のみを擧げて、撰人の氏名を記載せず。

●古今僞書考一卷

〔題名、作者〕 是書は、古今書籍の僞作なる者及び眞僞相雜はるものを擧げ、考證したるを以て名づく、清の姚際恒撰す、際恒字は首源、新安の人。(卷首參考)

〔體裁、傳來〕 經史子の三類に分ち、一書の首に前人辨論の精確なるものを載せ、尾に自説を附して斷案と爲せり、凡て

經類十九書、史類十三書、子類三十八書。

あり、以上は僞書なり、其他眞書に僞書を雜へしもの八書、又本僞書にあらずして後人妄に其人の名に託せしもの六書、又兩人一書名を共にし、今傳はるもの何人の作たるを知らざるもの一書、又書僞にあらずして書名の僞なるもの二書、又未だ著書の人を

定む可からざるもの四書等あり、凡て九十一書を收む、(我國) 文政五年の官板あり。

●浙江採集遺書總錄十卷

〔題名、作者〕 是書は、江浙督撫及び兩淮鹽政使等、遺書を購求し、朝に上りし所の目錄なるを以て名づく、清の乾隆三十八年の敕撰なり。

〔體裁〕 十千を以て十卷に別ち、四部の分類は四庫提要と大差無し、惟、各條下に刊本成は寫本の別を識せり。

●欽定天祿琳琅書目十卷

〔作者、題名〕 清の乾隆四十年の勅撰、初め乾隆九年内直の諸臣命を奉じて祕府の藏書を檢閲し、其善本を擇びて奉呈せしかば、名を天祿琳琅と賜ふ、後、三十餘歳を経て、祕書益、富み珍籍愈、蒐れり、是に於て又命を奉じて其善本を擧げ、重ねて整比を加へて目錄を作れり、祿は賜ふなり、琳は玉名なり、琅は石の珠に似たるを云ふ、琳琅は祕書珍籍に譬ふ、蓋

●也是園藏書目十卷

〔題名、作者、體裁〕 是書は清の錢曾の藏書目にして、也是は其號なり、曾の傳は讀書敏求記の條に出づ、體例は四部に分ち、惟、書名卷數のみを擧げて、撰人の氏名を記載せず。

●古今僞書考一卷

〔題名、作者〕 是書は、古今書籍の僞作なる者及び眞僞相雜はるものを擧げ、考證したるを以て名づく、清の姚際恒撰す、際恒字は首源、新安の人。(卷首參考)

〔體裁、傳來〕 經史子の三類に分ち、一書の首に前人辨論の精確なるものを載せ、尾に自説を附して斷案と爲せり、凡て

經類十九書、史類十三書、子類三十八書。

あり、以上は僞書なり、其他眞書に僞書を雜へしもの八書、又本僞書にあらずして後人妄に其人の名に託せしもの六書、又兩人一書名を共にし、今傳はるもの何人の作たるを知らざるもの一書、又書僞にあらずして書名の僞なるもの二書、又未だ著書の人を

し祕府の藏書は天より賜はりたる珍書と云ふの意にて名づけしなり。

●違碍書目一卷

〔作者、題名〕 清の乾隆四十三年の動撰、朝旨に違戾せる書は一切存留なからしめんが爲め、書目を制し各省の督撫をして查繳せしめたり、由りてかくいふ。
〔傳來、體裁〕 此書目惟、獨浙江一省に成書有り、嘗て姚觀元といふ者之を訪求せしが、四川湖北には絶えて知る者無く、廣東拱北樓に此書の藏版有りしことを耆老に聞きしが、已に咸豐十年英佛の軍に燬かれ前に録せり。

たり、後、其弟凱元京師に於て搜訪し一編を得たり、後に河南布政使榮柱敬榮と題せり、此を以て四庫館本浙江本に較ぶるに互に詳略有り、乃ち刻し銷燬抽燬二書目と並せて思進齋叢書に收めたり、首に光緒八年姚觀元の書目總跋、乾隆四十三年十一月の上諭一道有り、左の二類に分つ。

應繼遠得書籍各種名目(明陳組綬の職方地圖より王錫侯徐述夔程嘉燧三家の逆書に至る七百五部)、續奉應禁書目(寧鄉陶燿の國朝詩的より興化李驊の讀易應譚に至る五十部)。

●銷燬書目一卷

●抽燬書目一卷

〔作者〕 清の乾隆四十五年、紀昀等敕を奉じて撰す、紀昀の傳は四庫全書提要の條に出づ。
〔題名、體裁〕 初め四庫全書提要を作るや、盡く鈔謄を行ふ可きもの有り、僅に名目を存じ必ず全書を繕寫せざるもの有り、其存目書は各省の藏書家に發還せり、其發還するに當り、明代以後各書の内に詞義

違礙のもの有り、由りて公同商酌し、銷燬を行ふ可き書一百四十六部、(原奏に一百四十四部に作る)酌量抽燬(謬妄偏駁なる各條を抽出して燬却するをいふ)す可き書一百八十一部を出す、乃ち各、其書目を作る、前者は、即ち銷燬書目にして、首に原奏二篇有り、惠潮兵紀四本(明顧開人所撰、不著姓名)より思勉齋集二本(明徐允)に至る一百四十六部を載す、後者は即ち抽燬書目にして、宗聖志五本(明呂光)より蠟衣生晋草二本(明郭子)に至るまで一百八十一部を載す。

●四庫全書總目提要二百卷

〔題名、作者〕 四庫は經史子集四部の書庫にして、四庫全書とは、清の高宗が蒐輯したる一大叢書の名なり、是書は其總目を記し、各書の條下に於て其大要を提げて解題したるものなり、故に名づく、清の乾隆四十七年紀昀等敕を奉じて撰す、昀字は曉嵐、一字は春帆、晚に石雲と號す、河間の人、乾隆十九年の進士、二十八年侍讀學士を授けられ、三十八年四庫全書總纂官に擢でらる、其體例皆昀の定むる所なり、後累官して兵部尚書より協辦大學士を拜し、太子少

保、加へられ國子監事を管す、嘉慶十年(二四六五)卒す、年八十二。(國朝先正事略國朝書目類考)

〔體裁〕 卷首に聖諭、表文、職名、凡例を列し、次に總目錄を列す、即ち左の如し。

- 經部。易類、書類、詩類、禮類、春秋類、孝經類、五經總義類、四書類、樂類、小學類。
 - 史部。正史類、編年類、紀事本末類、別史類、雜史類、詔令奏議類、傳記類、史鈔類、載記類、時令類、地理類、職官類、政書類、目錄類、史評類。
 - 子部。儒家類、兵家類、法家類、農家類、醫家類、天文算法類、術數類、藝術類、譜錄類、雜家類、類書類、小說家類、釋家類、道家類。
 - 集部。楚辭類、別集類、總集類、詩文評類、詞曲類。
- 每類必ず著錄存目の二大分類を爲せり、著錄本は四庫館に聚まりし書籍の全文を著録したるものにして、存目は單に其名目のみを記載して、其書の全部を羅收せざるものなり、今更に全書の著録と存目とを類別すれば左の如し。

著錄

經 六百九十三部、

存目 一千〇八十部、

(目錄)

- 史 一萬〇二百六十卷、 一萬〇百六十九卷、 五百六十四部、 一千五百六十四部、
- 子 二萬九千九百五十二卷、 一萬六千三百四十二卷、 九百二十四部、 一千九百九十五部、
- 集 一萬七千八百卅二卷、 四萬一千三百八十七卷、 一千二百七十六部、 二千二百二十七部、

右總計一萬〇二百廿三部、拾七萬二千六百二十六卷なり、其各書を解題するや、先づ各部に就きて總叙を記し、以て其沿革と概略と、分類せし所以とを録し、次に各類の總論を施し、次に各書の大要を提げたり、其大要とは、先づ書名卷數を記し、其下に内府藏本、某家藏本、或は某官探進本、通行本等を細註し、次に撰人の氏名爵里小傳及び其書の沿革大意を載せ、終に之が評論を記述せしものなり。

〔傳來〕 是書の沿革を記さんとせば、先づ四庫全書の大略を述べざるべからず、四庫全書は前述の如く、乾隆帝の聚集せしものにして、其着手は乾隆三十七年より始まりと雖も、書籍搜訪のことは、已に康熙時代に其端緒を開きたり、是書蒐むる所の原本に六種あり、即ち第一勅撰本、第二内府藏本、第三

永樂大典本、第四各省採進本、第五私人進獻本、第六通行本是なり、依て乾隆三十八年より同四十七年に至る十年間、四庫全書館を置き、翰林院を辦理處と爲し、武英殿を繕寫處と爲し、正總裁、副總裁、總閱官、總纂官、總校官、武英殿提調官、以下十四官、總て三百六十餘人を用ひたり、其中總纂官の孫士毅、陸錫熊、紀昀の三人尤も其任に當りて力を盡したるものなり、初め乾隆帝は一書を奏進する毎に、四庫全書館の各員をして其書の要旨を括叙して卷首に附せしめたり、後、其括叙したるものを修補纂録して、乃ち此の總目提要を作れり、是書今本と武英殿版大字本と、其文章の異なりたる所あるは、後に修正せしが爲なり、今本とは揚州小字本、廣州小字本にして、現今尤も行はるゝ所のものなり、(我國)にては文化二年其總目のみを官刻せり、又天保九年石坂宗哲は其子部醫學類を抜きて翻刻せり。

〔作者〕 乾隆三十九年于敏中等勅を奉じて撰す、敏中

四庫全書簡明目録二十卷

〔作者〕 乾隆三十九年于敏中等勅を奉じて撰す、敏中

字は叔子、耐圃と號す、江蘇金壇縣の人、乾隆二年の進士、官大學士に至る、著す所素餘堂集あり。

〔國朝正雅集參考〕

〔題名、體裁、傳來〕 是書は總目提要の浩漭に過ぎて閱覽に便ならざるを以て、敏中等、論旨を奉じて其存目を省き、某書若干卷某朝某人撰すと記して、其人の爵里を録せず、又其書の沿革大意を簡明に述べたる者なり、故に名づく、部類子目は總目提要と異なる所無し唯其存目を録せざると間、提要と説を異にする所あるとを異なれりとす、(我國)にては其經部のみを刊せり。

〔附記〕 提要は乾隆三十七年より起稿し、此書は三十九年より起稿す、蓋し一書の提要成るに従ひ其簡明目録を作りし者の如し、而して其脱稿年月は提要は四十七年なれば、此書も亦同年なる可きか、詳ならず、故に暫く起稿年月を擧げて、之を提要の次に列す

禁書總目一卷

〔作者、題名〕 清の乾隆五十三年の敕撰、此書は發賣

禁止の書の目録なり、故に名づく。

〔傳來、體裁〕 江蘇、江西、浙江の三省は、由來人文の藪と稱せらる、故に民間の書籍頗る繁多なり、其中風俗人心に害有りて又應に禁すべき者多し、由りて乾隆三十九年より同四十六年に至るまで、搜查辨繳して五百三十八種、一萬三千八百六十二部を出せり、而して浙江省未だ奏繳を経ざるを以て、五十一年覺羅琅が赴任の後、終に奏繳し以て民間に存留するものと勿らしめたり、此書は其目なり、首に原奏三篇有り、其目左の如し。

軍機處奏准全燬書目、軍機處奏准抽燬書目、錢謙益、屈大均、全堡、呂留良、王錫侯、徐述夔等著作の應燬書、應燬專按查辦各書、應燬石刻、甘肅省續查出尹嘉銓著作各書、山西省續查出石刻詩文、浙江省查辦奏繳應燬書目、外省移咨應燬各種書目、世祖章皇帝諭宏覺師數條應行收繳。

四庫未收書目提要五卷

〔題名、作者〕 清の阮元撰す、元の傳は聖經室集の條に出づ、此書は元が浙江に在りしとき、四庫に未だ收

めざりし古書を購得し、四庫提要の式に仿ひ、内府に進呈せるものなり、故に名づく。

〔體裁〕 每書の解題、四庫提要の式の如くなれども、經史子集の四部に別たす、收むる所の書、凡て一百七十四なり。

天一閣書目四卷碑目一卷續增一卷

〔作者、題名〕 此書は寧波范氏の天一閣に藏する書目碑目にして、嘉慶八九年間、阮元范氏に命じ編せしむる所なり。

〔傳來、體裁〕 范氏は明以來の舊家にして、藏書の富殆ど全國に冠たり、乾隆帝の四庫全書を輯むる、多く其藏書中より謄寫せしめきといふ、此書收むる所皆明の天啓以前の舊本にして、清の阮元之を刊行す、首に嘉慶十三年阮元の序、黃宗羲の記、聖諭、藏書總目あり、其目左の如し。

○經部。易、詩、禮、春秋、經總、四書、樂、小學。
○史部。正史、編年、紀事本末、別史、雜史、詔令奏議、傳記、史鈔、載記、時令、職官、政書、目録、史評。

○子部。儒家、兵家、法家、農家、醫家、天文、術數、藝術、譜錄、雜家、類書、小說、釋家、道家。

○集部。楚辭、別集、總集、雜著、詩文評、詞曲、補遺、范氏著作。

四部各一卷にして經史子三部は二小卷に集部は四小卷に分つ、碑目は首に乾隆五十二年錢大昕の序有り、周より元に至る碑目を列舉し、年月撰者字様を記せり、續増一卷は其補遺なり。

●孫氏祠堂書目內篇三卷

〔題名、作者〕 清の孫星衍の藏書目なるを以て名づく、星衍の傳は、孔子集語の條に出づ。

〔體裁〕 凡て十類四十一子目に分てり、左の如し。

○經學。易、書、詩、禮、樂、春秋、孝經、論語、爾雅、孟子、經義。

○小學。字書、音學。

○諸子。儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、兵家。

○天文。天部、算法、五行術數。

○地理。總論、分編。

○醫律。醫學、律學。

○史學。正史、編年、紀事、雜史、傳記、故事、史論、史鈔。

○金石。

○類書。事類、姓類、書目。

○詞賦。總集。

是書惟、書名卷數撰人の氏名及び刊本寫本の別を記し、のみにして、其解題に至りては之を略せり。

●愛日精廬藏書志三十六卷

〔作者、題名〕 清の張金吾撰す、金吾字は慎旃、又月宵といふ、常塾の人、黃廷鑑に従ひ、攷據の學を修む、年二十博士の弟子員に補せらる、省試して一たび售れず、即ち棄去せり、郷の先輩毛晉、錢曾を慕ひ、古籍を購訪し、積んで數萬卷に至る、其最も古く且つ珍奇なる者を選び其大端を記す、本書是なり、年四十三にして卒す、嘉慶より道光にかけて生榮せり、著書多し、此外、金文最、兩漢五經博士考、詒經堂續經解等並も名有り、(第六編漢文抄卷一啓文集、兩漢五經博士考卷首參考) 愛日精

廬は其書樓なり。

〔體裁〕 是書載する所は、宋元の舊票及び鈔帙の實學に關するありて世に傳本鮮なき者を取れり、又明以後に於ても其尤も秘なる者は間、數種を録せり、經史子集の四部に分ち、其四類も略、四庫提要と大差なきを以て之を略す、惟、提要の如く存目を設けず、又史部に於て史鈔、時令の二類無く、子部に於て農家類無く、集部に於て詞曲類を樂府類と爲せるを異なれりとす。

●彙刻書目十冊

〔題名、作者〕 彙は類なり叢なり、刻は板刻にして書籍なり、故に彙刻は猶叢書の如し、是書は叢書の書目を列記したるを以て名づく、清の顧修撰す、修は桐川の人、棗厓と號す。(卷首參考)

〔體裁、傳來〕 第一冊の首に自叙あり、次に總目を記す、他は毎冊の首に總目を擧ぐ、收むる所二百六十有一種あり、其細目に於ては撰人の氏名を録するあり録せざるあり、又卷數刻本を記すあり記さざるあり、然れども是書は一見して叢書の細目を知悉し得

●續彙刻書目十二卷

〔作者〕 清の傅雲龍撰す、雲龍字は懋元、德清の人なり、(卷首參考) 曾て我國に來遊せり。

〔體裁〕 是書は顧修の彙刻書目の續篇なり、經史子集の四部に分ち、自叙總目を卷首に列す、其他は凡て彙刻書目の例の如し、收むる所五百種に及ぶ。

●開有益齋讀書志六卷續志一卷

〔題名、作者〕 清の朱緒曾撰す、緒曾字は述之、上元の人、著す所經說等有、開有益齋は其書室の名なり。

〔傳來、體裁〕 緒曾著す所の開有益齋集、都て十餘萬

言有りしが、兵火に遇ひて其大半を佚す、此讀書志六卷、金石文字記一卷は、蓋し全集の三分の一にして、嘉興の王福祥之を寧波に得て其嗣子朱桂模に致ししものなり、是書は光緒十六年の刊本にして、首に汪士鐸の序、及び目録あり、終に桂模の跋あり、其總目左の如し。

○經部。五經、四書、小學。

○史部。正史、別史、奏議、傳記、史鈔、載記、時令、地理、山水、古迹、雜記、游記、異域、職官、政書、目錄。

○子部。法家、醫家、天算、雜家、類書、小説、道家。

○集部。別集、總集、詩文評、附金石文字記。

續志一卷は同里の甘元煥の得て桂模に附したるものにして、緒言の研漁筆記内に於て按語を加へたるものなり、經五條、史五條、子四條、集十三條、金石文字三條を收め、終りに光緒四年甘元煥、桂模の二跋あり。

○南宋樓藏書志 一百二十卷

〔題名、作者〕 清の陸心源、書を採摭すること十餘年、其得る所凡て十五萬卷の多きに達し、之を其爾宋樓中に儲ふ、是書は即ち其藏書目錄なり、心源字は剛甫、歸安の人、潛菴と號す、嘗て官し兵を總べ又闕の隙を總べしことあり、生平好んで珍本古籍を購ひ、樂めりといふ、此書の成れるは光緒八年なり。(李宗運序参考)

〔體裁〕 是書は、張金吾の愛日精廬藏書志の例に仿ひ、宋元刊本及び名人の手鈔本校本を載せ、解題を附して流別を識す、惟、張氏は元を以て斷と爲ししが、此は則ち明に及び、其習見の書は概ね登載せず、序跋は元人に斷じ、惟、明人の罕に見る所の者は間、一二を録し、宋元刊本は、備に行款を載せて考核に便せり、此書四部の分類四庫提要と大差なきを以て、今茲に掲ぐることを略す。

○書目答問 無卷數

〔題名、作者〕 是書は後學者の問に對し、古今の善本にして必讀すべき書目を列記したる者なるを以て名づく、清の張之洞の作と稱すれども、康有爲の言によれば實は繆荃孫の著にして、之洞之を購ひし者なりといふ、果して然るや否を知らず。

〔體裁〕 是書四部に分てども、其子目に至りては四庫提要と差、異なる所あり、即ち經部にては樂類を禮類の次に置き、爾雅を五經總義の前に列し、史部にては、別に古史類を設け、逸周書、竹書紀年、國語、戰國策等を偏歸して時令類を置かず、子部にては、類書類を道釋家類の後に列し、集部にては詞曲類を設けざる等なり、其每書の下解題せずして、惟、撰人の氏名と刻本種題とを細註せり、而して卷首に略例、別錄、清朝著述家の姓名略、目錄、古今人著述合刻叢書目等を列載せり。

○日本訪書志 十六卷

〔作者、題名〕 清の揚守敬撰す、守敬は今人なり、是書は守敬が我國に來りて、支那の古書類を訪求し後、其解題を著せし者なり、故に訪書志といふ、光緒二十七年の刊本なり。

〔體裁〕 此書明に類別せざれども、卷一より四までは經類にして、七經一種、易經三種、尚書三種、詩、周禮、儀禮各一種、春秋七種、論語四種、中庸二種、

孝經三種、爾雅四種、及び小學書類三十三種を收め、卷五、六は史類にして、國語二種、晉書、五代史、史略、帝範、臣軌各一種、政書四種、地理書六種、雜史六種を收め、卷七より十一までは子類にして、諸子九種、隨筆六種、數字書二種、書畫書二種、靈棋經一種、小説九種、醫書二十八種、類書十七種を收め、卷十二より十四までは集類にして、楚辭一種、文選四種、其他總集二十三種、別集二十九種を收め、卷十五、十六は雜書類にして、大藏經以下十六種を收む、願る文字の異同、版式の差異等に於て考證辨明せり、正平版を以て我國論語刊行の最古の者と爲すが加き、往往にして差謬無きに非すと雖も學者に資する所多し。

小學

小序

小學とは大學に對する名稱にして、上古の學問所なり、禮記王制に小學在公宮南之左と見ゆ、即ち虎闈師保の學にして、書計等の小藝を學ぶ所なり、大戴禮の保傅、漢書の食貨志に見て之を證すべし、後、漢書藝文志に至りて、直に史籀倉頡凡將急就の諸字書を目して小學といへり、是より後歷代の書大概此例に倣へり、されば後世の小學とは訓詁音韻の學なり、分類上、經史子集の外宜く正に一門を設くべし、然れども小學の經典に於ける密接の關係あり、且つ爾雅の如きは周公の述作といふを以て、古より之を經に列し、凡ての小學書類を之に附せり、故に攻學家の便に従ひ、爾雅のみは經部に收め、其他の書類は別に小學の一門を設けて收録す、分ちて三種と爲す。

- (1) 訓詁。義を以て相比する者をいふ。
- (2) 字書。形を以て相比する者をいふ。
- (3) 韻書。音を以て相比する者をいふ。

〔附記〕 宋志以下朱子の小學書、呂本中の童蒙訓等を小學類に收むる者有り、是朱子が禮樂を以て小學と爲すといへる解釋に據り、小學の意義を誤解したる者にして毫も信據すべからず、歷代の諸志目小學を收むる別に類を分たず、四庫提要に至り訓詁、字書、音韻に分つ、今之に従ふ。

訓詁

方言十二卷

〔題名〕 方言とは、地方語の義なり、舊本題して輶軒使者絶代語釋別國方言といふ、其文冗贅なるを以て、後略して單に方言といふ、唐書藝文志に別國方言といふ亦此書なり、又普通に揚子方言といふは揚雄の著と稱すればなり。

〔作者、傳來〕 舊本漢の揚雄撰と題す、雄の傳は法言の條に出づ、按ずるに漢書揚雄傳及び藝文志に、雄の著述を列舉せるも未だ此書に及ばず、(後漢)に至り許慎、說文解字を作り、注する所の字義此書と相同じき者多きも、皆揚雄方言の名を標せず、故に馬融、鄭玄の諸儒未だ嘗て稱述せず、後漢の末、應劭風俗通義を作り、序文に於て始めて此書の雄の自著たることをいへり、其言に曰く「周秦晉以歳八月、遣轅軒之使、求異代方言、還奏籍之、藏於祕室、及嬴氏之亡、遺脫漏棄、無見之者、蜀人嚴君平有千餘言、林閻翁孺才有梗概之法、揚雄好之、天下孝廉衛卒、交會周章、質問以次注、續二十七年、爾乃治正、凡九千

字云々」又其漢書を注する、此書を引き、皆雄の名を署せり、(晉)に至り郭璞これが注解を作りて、劭の説を援く、是より學者皆雄の著と爲して疑はず、(宋)に至り洪邁、漢書に考證して、此書を以て雄の作に非ずとし、又卷末に載する(或は卷首に載するものあり)劉歆と往復の書より論證して、漢魏間好事者の僞撰なりと斷せり、(容齋隨筆)然れども其説は根據考證、極めて薄弱にして到底劭の説を破るに足らず、(四庫考參)其後又之を僞撰といふ者なし、今劭の序を見るに方言九千字と稱し、今本は乃ち一萬一千九百餘字ありて、殆んど三千餘字を増せり、雄が劉歆と往復の書、皆方言十五卷と稱し、郭璞の序亦三五之篇と稱す、而るに隋志唐志は乃ち並びに十三卷となし、今本と同じ、かく字數、卷數ともに、原本と合はざるは何故なるや、清の紀昀考證して曰く「雄が歆に答ふる書を考ふるに、語言或交錯相反、方復論思詳悉集之、々々可且寬暇延期、必不取有愛云々、と稱せり、疑ふらくは雄も此未成の書あり、歆借觀せんとして未だ得ず、故に七略に載せず、漢志亦著録せざるなり、後或は侯芭の流、其殘稿を收め、私に相傳述せるならんも、時を閱みすること既に久しく、輾轉

附益すること、徐鉉が説文を増すが如きを免れず、故に字、前より多きなり、厥後其學を傳ふる者、漢志に方言の名なきを以て、疑竇を滋さんことを恐る、而して小學家別字十三篇あり、撰人の名氏を著さず、以て假借影附、其實雄に出づと證すべし、遂に併せて十三卷となし、以て其數を就す、故に卷昔より減するか、反覆して其真偽を推求するも、皆顯據なし、姑く舊本に従ひて雄の名を顯す云々」と、其說頗る妥當なれば、姑くこれに従ふ、(我國)に傳來せるは佐世の書目に收むれば、其平安朝の初め頃に在るを知る可し。

〔體裁〕 凡て一萬一千九百餘字あり、體例は左に其一二條を擧ぐ、以て其一班を知るべし。
 黨、曉、哲知也、楚謂之黨、或曰曉齊、宋間之謂之哲。
 娥、嬀好也、秦曰娥、宋、魏之間謂之嬀、秦、晉之間、凡好而輕者謂之娥、自關而東河濟之間謂之嬀、或謂之嬀、趙魏燕代之間曰嬀、或曰嬀、自關而西秦晉之故都曰嬀、好其通語也。
 別に門目を分けず、卷末(或は卷首にあるものもあり)に、劉歆と雄と此書に關する往復の書あり。

自叙に曰く、「名之與實各有義類、百姓日稱而不_レ知其所以然之意、故撰天地、陰陽、四時、邦國、都鄙、車服、喪紀、及民庶應用之器、論叙指歸、謂之名」と、以て名を命するの意を知るべし、又逸雅といふは、明の郎奎金是書及び爾雅、小爾雅、廣雅、埤雅を取りて合刻し、名づて五雅といふ、四書皆雅の名ありて此書にはなし、故に題を逸雅を改め、以て類に従ひたるに始まる。

〔體裁、傳來〕 此書は

釋天、釋地、釋山、釋水、釋丘、釋道、釋州國、釋形體、釋委容、釋長幼、釋親屬、釋言語、釋飲食、釋采帛、釋首飾、釋衣服、釋宮室、釋牀帳、釋書契、釋典藝、釋用器、釋樂器、釋兵、釋車、釋船、釋疾病、釋喪制。

の二十七類に分ち、各其類に屬する物名を訓釋せり、(吳)に至り韋昭辨釋名一卷を作りたれど、今は存せず、説文玉篇の如く、後人に混亂せられず、今日に傳はれるは至幸といふべし、(清)に至り江聲は疏證八卷を作り、又續篇を撰せり、(我國)に傳はれるは、隋唐交通の際なることは、佐世の書目に收むるにて知るべし。

〔注解、參考〕 ○釋名疏證八卷補遺一卷續釋名一卷

(小學) 訓詁

〔注解、參考〕 ○方言疏證十三卷清鉉 ○方言箋疏四本錢坫 ○續方言二卷杭世駿 ○續方言補證一卷程際

釋名八卷

〔作者、題名〕 後漢の劉熙撰す、熙字は成國、北海の人、後漢書に於て傳なし、三國志程秉薛綜二傳に附見す、一に云、後亂を交州に避け劉熙と大義を考論すと、一に云、地を交州に避け劉熙に従ひて學ぶと、以て熙の嘗て交州に居りし事を知る可し、其或は官し或は遊び或は教授せしかは詳ならず、隋書經籍志に大戴禮記十三卷の下の注に云、梁有諡法三卷、後漢安南郡なし、惟漢陽郡の注秦州記を引いて云、中平五年南安郡を分置すと、則ち安南或は南安の誤ならん」と、焦循孟子正義「綜傳を引き以て其相傳へて安南の太守と爲す者は、亦其交州に在るを以て譌れるなり、南安の誤に非ず」と此說妥なるが如し、又晉の李石の續博物志には漢博士劉熙といひ、宋の陳振孫の書錄解題には漢の徵士北海劉熙といへば、徵士を以て博士に拜せられたるなるべし、(孟子劉熙注馬)

撰聲

小爾雅一卷

〔作者、傳來〕 舊本漢の孔鮒撰と題す、按ずるに、漢書藝文志孝經家に小爾雅一篇ありて撰人名氏なし、隋志唐志竝に李軌注小爾雅一卷を載するも、其書は久しく佚し、今傳はる所は則ち孔叢子第十一篇より鈔出せる者なり、孔叢子の作者に就きては已に同書傳來作者の項に叙述せり、漢儒の經を説く此書を援及せざるも、杜預左傳を注する迨び始めて稍々徵引せるを見る、以て此書の漢末の晩出にして晋に至りて始めて行はれ、漢志稱する所の舊本に非ざるを知るべし、況んや孝經家に列して小學家に列せざるをや、隋唐志に錄する所は此書なるや否やは今得て詳にする能はざるなり、されば孔鮒の原撰ならんも或は家に藏して世に出さざりしか、或は未定稿なりしを孔季彥補正して孔叢子中に收めたるならん、鮒字は子魚、孔子九世の孫なり、孔叢子に曰く秦六國を并す、鮒を召して魯國文通君と爲し、少傅に拜す、始皇三十四年、丞相斯議して書を燔かしむ、鮒遺典の滅亡

凡て百二十七條にして、皆史記漢書等の字義字音、及び俗語相承の異を論せり、(我國) には明和七年翻刻せり。

●群經音辨七卷

〔作者、題名〕 群經の中、一字にして訓を異にし、音從ひて異なるものを集めて、之を辨釋す、故に名づく、宋の賈昌朝撰す、昌朝字は子明、獲鹿の人、天禧の初、進士出身を賜ひ、慶曆中同中書門下平章事と爲り、英宗の初、左僕射を加へらる、治平二年(一七二五) 卒す、年六十八、(宋史本傳參考)

〔體裁〕 此書分ちて四門と爲す、即ち左の如し。
辨字同音異、辨字音清濁、辨彼此異音、辨字音疑混。

凡て六卷なり、末一卷は附録にして辨字訓得失とす。

●埤雅二十卷

〔作者、題名〕 宋の陸佃撰す、佃字は農師、越州山陰の人、少にして王安石に従ひ、熙寧三年、進士に及

第し、蔡州推官を授けられ、鄆州の教授、國子監直講を経て、左丞に至る、後罷められて、中大夫と爲り、出で、亳州の知事と爲り、崇寧元年(一七六二) 卒す、年六十一、佃、禮家名數の學に精しく、禮象、春秋後傳等の著ありといへども皆散佚せり、(宋史本傳參考) 此書の首に其子宰の序あり、曰く「佃神宗の時召對せられ、言物性に及ぶ、因て説魚、説木二篇を進む、後乃ち竝に筆削を加ふ、初め物性門類と名づく、後爾雅を注し終り、更に此書を修め、名を埤雅と易ふ、爾雅の輔たるを言ふなり(埤はたすくるなり)」と、以て此書を作れる理由と、其題に命するの意とを知るべし。

〔體裁〕 此書は

釋魚、釋獸、釋鳥、釋蟲、釋馬、釋木、釋草、釋天。

に分つ、現刊本、釋天の末注後、闕字有れば、此書また佚脱ありて完本に非ざるを知るべし、其諸物を説く大抵形狀に略して、名義に詳に、偏旁を尋究し、形聲に比附し、務めて其名を得たる所以を求めたり、又推して諸經を通貫し、曲證旁稽、物理を假りて、以て其義を明にせり、大旨安石の字説に本づき、往

々穿鑿を免れざれども、而も引據博洽にして、精確なるものあり、自ら廢す可からず。

〔參考〕 ○埤雅廣要四十二卷明牛哀撰

●駢雅七卷

〔作者、體裁、題名〕 明の朱謀瑋撰す、謀瑋字は爵儀、寧獻王七世の孫なり、萬曆二十二年中尉を以て石城王府の事を攝せり、好學敦行、著す所、百十二種、就中此書及び周易象通等尤も名あり、(明史太祖諸子傳參考) 此書は爾雅の體例に依り、章を分ちて訓釋したる者にして、

釋詁、釋訓、釋名稱、釋宮、釋服食、釋器、釋天、釋地、釋草、釋木、釋蟲魚、釋鳥、釋獸。

凡て十三篇なり、其説にいふ、聯二爲一、駢異爲同、故に名づけて駢雅といふ、謀瑋典籍に淹通す、徵引詳博頗る條理を具ふ、また善書たるを失はざるなり。

●五雅四十一卷

〔作者、題名、體裁〕 明の郎奎金、爾雅、小爾雅、逸雅(釋名なり)、埤雅、廣雅を合刻して五雅といひたるに始まる、奎金の傳は詳ならず。

●駢字類編二百四十卷

〔題名、作者〕 清の康熙五十八年の勅撰、其駢字類編といふは、採る所の諸書の詞藻皆二字を駢べ、分類隸屬したるを以てなり。

〔題裁〕 此書は舊文を考索するに首字を以てし、佩文韻府の尾字を以てすると相經緯せり、每條引く所、經史子集を以て次と爲すこと佩文韻府と同じ、而して引く所必ず其篇名を著し、詩文を引けば必ず其原題を著し、或は一題にして數首のもの必ず其第幾首を著し、體例更に精密たり、學者此編と佩文韻府とを以て故文を検すれば、一舉手にして其徵據を尋知す可し、凡て十有三門、即ち左の如し。
天地、時令、山水、居處、珍寶、數目、方隅、采色、器物、草木、鳥獸、蟲魚、附補遺。
以上隸屬する所の標首の字一千六百有四。

分類字錦六十四卷

〔作者、題名〕 清の康熙六十年何焯等敎を奉じて纂す、焯の傳は義門讀書記の條に出づ、是書は二字三字四字の成語を對偶し、天地禮樂等に分類したるを以て分類字錦といふ、錦は美稱にして、御製の序に云へるあり、日星の輝耀、雲霞の綺駁は天の錦なり、山川の峙流、草樹の葱鬱は地の錦なり、觀文察理、禮定樂興は帝王の錦なりと、以て錦字の義を知る可し。

〔體裁〕 凡て三十九門に分つ、左の如し。

天文、節令、地理、山水、帝后、藩戚、倫常、肢體、人物、佩服、飲饌、宮室、器用、禮儀、音樂、職官、政教、文事、武備、技藝、境遇、釋道、菽粟、布帛、珍寶、果木、花卉、鳥獸、蟲魚、數目、卦名、采色、巧對、借對、雙聲、疊韻、偶字、通用、祥瑞。

各條下に原書を註し、又二字三字四字の成對備用の標目を掲げ、其中又平仄の別を爲し、體例尤も其宜しきを得たり。

字貫四十卷

〔作者、題名〕 清の王錫侯撰す、錫侯字は韓伯、昌王の人、此書を刊せるは乾隆四十年なり、然るに錫侯此書を作りて罪を得、燬棄されて出版發賣を禁せられたり、(禁書總目、上) 自序にいふ、字は猶散錢の如し、義以て之を貫く、故に字貫と名づく。

〔體裁〕 此書は爾雅の體に仿ひ、四類四十部に分ち字の音義相同じき者を一所に會萃し、其音と義とを下に注せり其類部は左の如し。

○天文類。天文、時令數目。

○地理類。地理(上中下)。

○人事類。身體(上下)、性情、德器(上下)、悖戾、言語、手持、行止、君統、臣道、倫紀、事理(上下)、疾病、神鬼。

○物類。穀蔬、飲食、宮室、財貨、服飾、器用(上下)、舟車、文具、武具、音樂、木竹、草花、藥物、飛禽、走獸、畜産、鱗介、蟲豸。

每部千字文に配し天より霜に至る、卷首には、自序、凡例、諱字、總目、自跋と索引とあり、索引は畫引と辨似の外、康熙字典によりて檢するの法あり、字典の

索引は字典の分部に遵ひて其總字を列し、每字本書の何門(千字文の配字)何字目に在あるかを注せり、此書は本字典の誤謬を駁正する意を以て著されたるものなり。

字書

急就篇四卷

〔作者、體裁〕 漢の史游撰す、游は元帝の時の黃門令なり、事蹟明ならず、此書は凡て三十四章に分ち、萬物の名、及び人の姓字を列叙し、之を解釋したるものにして、其字略、類を以て從ひ、別に門目を立てず、蓋し童蒙簡牘を學ぶものゝ爲に作りたるなり。

〔題名〕 急は疾なり、就は成なり、所謂速成、又は便覽といふが如く、不明の名字等之を見れば直に分明なりといふ意を以て名づく、隋唐志には急就章といふ、後單に急就ともいふ。

〔傳來〕 此書(隋)の曹壽以下、注する者甚だ多きも、今は唯、唐の顏師古の注のみ存せり、(宋)の王應麟、師古の注を補ひ、釐めて四卷とせり、即ち現行本なり。

說文解字三十卷

〔作者、題名〕 漢の許慎撰す、慎字は叔重、汝南召陵の人、性淳篤、少時より博く經籍を學べり、馬融の如き亦之を推敬せりといふ、時人之が爲に語りて曰く、「五經無雙許叔重」と、孝廉に擧げられ、官太尉、南閣祭酒に至る、又五經異義の著あり、(後漢書儒林傳) 此書は文字の意義を解説せるものなり、自序に曰く、「蒼頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、文者物象之本、字者言孳乳而寔多也」(傳來部)と以て文字の義を知るべく又以て書に命せる所以を知るべし、此書後漢書許慎傳、唐書藝文志、日本國見在書目錄、皆說文解字に作る、唯隋志には單に說文といへり、略稱せるものなるべし。

〔體裁〕 支那に於ける文字の起原は何時なる

〔傳來、體裁〕 支那に於ける文字の起原は何時なる

富有之謂大業、日新之謂盛德、以及序卦一篇、皆轉注也、其餘各散見九經與諸子傳下迄漢以來儒者注釋箋疏中、如宮謂之室、室謂之宮、羅謂之離、離謂之羅、明明屬々、屬々明々、迹々屑々、屑々迹々、鳥乎吁嗟也、吁嗟鳥乎也、遊亦豫也、豫亦遊也之類、特其顯著者耳、自羅離以下又皆諧聲、是轉注又通乎諧聲矣。

(二) 使用法と爲す説

張有曰く、轉注者、展轉其聲、注釋他字之用也、如其無少長之類、又曰く、假借者、因其聲一借其義、轉注者、轉其聲、注其義。

毛晃曰く、周禮六書轉注、謂一字數義、展轉注釋而後可通。

趙古則曰く、轉注展轉其聲、注釋爲他字之用者也、有因其意義而轉者、有但轉其聲而無意義者、有再轉爲三聲用者、有三轉爲四聲用者、至於八九轉者、亦有之云々。

楊慎曰く、六書以十分計之、象形居其一、象事居其二、象意居其三、象聲居其四、假借借此四者也、轉注注此四者也、四象以爲經、假借轉注以爲緯云々。

後釋經謂之注、出於此、謂引其義、使有所歸、如水之有所注也。

江聲曰く、六書之中、象形會意諧聲三者是其正、指事轉注假借三者是其貳、指事統于形、轉注統于意、假借統于聲、何言乎指事統于形也、指事之説曰、視而可識、察而見意、則指事者指其形也、蓋依形而製字爲象形、因字而生形爲指事云々、轉注統于意、何謂也、轉注之説曰、同意相受、則轉注者轉其意也、蓋合兩字以成一誼者爲會意、取一意以概數字者爲轉注云々、假借統于聲、何謂也、假借之説曰、依聲託事、則假借者循聲而借也、蓋諧聲者定厥所、從而後配以聲、聲在字後者也、假借則取彼成文、而即仍其聲、聲在字先者也云々、凡古人造字之指、具在于斯云々。

狩谷棧齋曰く、轉注は轉運灌注の義にて、文字の本義をめぐらし使ふをいふなり、又曰く、指事象形此二つを文といふ、形聲會意此二つを字といふ云々、轉注假借の二つは文字を使用する法なり、文と字との本義のみにては用を成すこと能はざるにより、轉注して本義を活用し、文字

王應電曰く、轉注者、聲出於天、或有餘焉、或不足焉、聲之有餘也、一義而合爲一聲、不能聲爲之制字也、故以一字轉爲數聲、轉注之、謂之轉注。

張位曰く、轉注謂一字數義、展轉注釋可通用也。吳元滿曰く、轉注者、假借不足、故轉聲演義、因形事意聲四體、展轉聲音、注釋爲他義之用、故曰轉注。

甘雨曰く、假借非本字也、轉注非本音也、古韻某字轉音某、自本音而翻得之、即轉注之義、或本韻一字有二三出者、轉音不同、取義亦別、故不厭重複。

潘耒曰く、一字而具數音、或有異義、或無異義、此即轉注假借之法。

戴震曰く、於用數字、共一用者、如初哉首基之皆爲始、印吾台予之皆爲我、其義轉相爲注、曰轉注。

段玉裁曰く、轉注猶言互訓也、注者灌也、數字展轉互相爲訓、如諸水相爲灌注、交輸互受也、轉注者、所以用指事象形形聲會意四種文字者也、數字同義、則用此字、可用彼字、可、漢以

なきをば、同音の文字を假借して、これに充て用を成すことを得、故に文字ありと雖、此二法なければ語書を成すこと能はず、此二法を以て文字を使用すれば事として辨すべからざるはなし、故に此二つを併せて六書と云ふなり。

山梨稻川曰く、指事、象形、會意、象聲、四者爲經、所以紀名物、行言語、皆望而可知者也、轉注注是四者也、假借借此四者也、二者爲緯、緯者錯綜是經者也、知經不知緯、九千文有下足者、知經知緯、縱橫關紐、九千文用之有餘。

蓋し使用法とする方確説たるが如し、今六書の定義を下さんに、指事とは、視て識る可く察して意を見るべきもの、上下の如きをいふ、象形とは直に諸物の形に象りて、之を畫成せる者、即ち日月の如きをいふ、形聲とは事を以て名と爲し、譬を取りて相成すもの、江河の水を以て形と爲し、工可を以て聲と爲すが如きをいふ、會意とは人意を會合、類を比べ義を合せ、以て指搦を見すもの、日月を合して明と爲し、止或を分して武と爲すの類をいふ、轉注とは類を建て、首を一にし、文意相受け、左右相

注するもの、考毫の如きをいふ、假借とは本其字無く、聲によりて事を托するもの、狀字はもと犬の形狀を表するものなるに、之を借りて諸物の形狀と爲し、初字は本と裁衣の始めなるに、之を假りて諸物の初と爲すが如きをいふ、宣王の時に至り、太史の籀といふ者大篆十五篇、(大篆と名づくるは、上は蒼頡の舊文に分ち、下は李斯の小篆に分たんが爲なり)を著す、周以前の古文と異れり、後人之を略稱して史籀といふ、秦の始皇、天下を一統し、李斯其相と爲るに及びて、戦國の圖籍を一致に歸せしめんとし、籀の大家を取りて、點畫を省略し、名づけて小篆といふ、乃ち斯は蒼頡篇七章を作り、中車府令趙高は爰曆篇六章を作り、太史令胡毋敬は博學篇七章を作り、以て之を明にせり、世に之を三蒼と併稱す、凡て三千三百字有り、漢に至り、武帝の時、司馬相如は凡將篇を作り、元帝の時、史游は急就章を作り、成帝の時、李長は元尚篇を作り、揚雄又博く天下の字を取りて訓纂篇を作る、凡て二千四百字有り、後漢に至り賈訪は滂喜篇を作りて之れに續く、是より李斯、趙高、胡毋敬三人の書を上卷と爲し、揚雄の書の中卷とし、賈訪の書を下卷とし、亦總稱して三蒼といふ、合して

七千三百八十字有り、然れども是より先き秦の始皇の獄吏程邈といふ者、隸書を作り簡易を主としたるを以て、作字の本源に反したるものあるに拘らず、漢初より之を便として用ひ、次第に盛になりたれば、三蒼の學は遂に衰微の淵に沈みぬ、(漢書藝文志、籀書解字序、蔡邕) 是に於て許慎は深く之を愛ひ、古籀(史籀の聖書篇參考) 小篆及び三蒼を參考して、此書を作り、更に一千九百七十三字を増せり、凡て十四篇、目錄一篇を合し、十五篇と爲し、一部に始り、亥部に終る、凡て五百四十部、録する所の文字、合して九千三百五十三、重字(同一文字にして書) 千六百六十三、注解の字數十三萬三千四百四十一字なり(許慎の序) 其體列は、部毎に先づ部字(一、示、王、艸の如し) の定義及び結構を示し、後其部に屬する諸文字を擧げ、各其意義を解けり、慎及び其子冲の序は、目錄と共に卷末に在り、慎此書を作るの後、鄭玄、晋灼の經史を注する、多く其文を引據せり、以て當時に重んぜられしことを知るべし、其後嚴粲(吳) 江式(北魏) 等其學を攻めたり、又(晋) の呂忱の字林を撰し、梁の顧野王の玉篇を撰する、亦此書に本づきて文字を増廣せり、(唐) の大厯中、李陽冰といふ者、篆書に

工なるを以て名有り、此書を寫定したるも、所謂自己流の筆法を以て書きたれば、大に原本の面目を失へり、然るに學者多く之に信據したれば、遂に甚しき譌異を生ずるに至れり、是に於て(宋) の太宗雍熙三年、徐鉉等に詔して之を校訂せしむ、鉉等は乃ち諸異書を蒐集して、詳に考察を加へ、(1) 許慎の注義序例中に載する所の文字にして、諸部に見えざる者は、悉く之を補録し、(2) 經典に相承けて傳寫せる文字、及び時俗要用の文字にして、此書に載せざる者は之を増加し、別に題して新附字といひ、(3) 此書に正體有りて俗に譌變に書く文字は、之を注中に辨じ、(4) 其義理の六書に違背せる者は、別に卷末に列し、(5) 或は注義未だ備はらざる者は、更に補釋とし、(6) 鉉等案」の語を加へて之を別ち、(6) 孫愔の唐韻に依りて字毎に反切を示し、改めて三十卷と爲し以て之を刊行せり、即ち現行本なり、是に於て許慎の原本遂に見る可からず、鉉又說文篆韻譜を作り、便覽の爲め、一東二冬の韻によりて、之を分ちたれば、益々其舊觀を失へり、是より先き、鉉の弟にて南唐に事へたる徐鉉は、說文繁傳を作りて之を解説せり、是れ蓋し此書注解の最古のものなり、爾來說文の學を攻む

る者少し、(清) 初に至り顧炎武、音學を究め、且つ古文字研究の必要を認め、慎の功績を稱揚した(日知錄武又同書に此書の誤謬を指摘したれど、) 然れども、說文の研究其却て誤謬に陥れるは四庫提要に辨せり) には未だ着手せず、乾隆の朝、惠棟出で、大に之が研究の必要を唱へ、弟子戴震に至り益々之を鼓吹せしかば、其門下には段玉裁の如き說文専門の學者を生ずるに至り、是より說文の學大に振ふ、(我國) には、佐世の書目に著録すれば、其傳來の舊きを知り、且つ許慎の原本たることを知るべし、而して徐鉉の増修本は、何時頃渡來せるものなるか明ならず、從ひて此書を攻むる學者無し、文化の頃に至り、狩谷棧齋始めて立ちて、大に之が研究の必要を唱へたり、轉注說以て其一斑のを見を窺ふべし、同時に山梨稻川あり、說文に深く、其功を述べて曰く、「六經百家語出於秦以前者皆古文也、唐宋以下、不目三階古文、故其說多妄、說文說古文者也、古文六書也云々」と即ち說文緯三十卷を作れり、棧齋の門下に小島成齋有り、亦盛に之を唱道す、是に於て說文の學大に開く、而して其翻刻は寛文十年夏川元朴の校點本(増修本) 最も古き者なるべし。

〔注解、參考〕 ○說文繁傳四十卷 附校勘記三卷 南唐徐鉉撰、清

校 ○說文字原一卷六書正義五卷明周伯 ○轉注古義考一卷清曹仁 ○說文繫傳考異四卷附錄一卷汪澂 ○惠氏讀說文記十四卷惠棟 ○汲古閣說文訂一卷說文解字段氏注三十卷六書音韻表二卷段玉裁 ○說文段注訂八卷段承 文新附考六卷續考一卷鈕樹玉 ○說文段注匡謬八卷餘承 ○說文解字考異十四卷說文校議三十卷說文聲系表十四卷姚文田撰、校 ○說文繫傳校錄三十卷說文釋例二十卷說文均同撰 ○說文正俗辨字八卷李富孫撰 ○說文翼十六卷說文聲類二卷均撰 ○說文聲讀表七卷說文聲訂二卷苗夔撰 ○說文通訓定聲十八卷朱駿聲撰 ○六書說一卷江聲撰 ○六書轉注說一卷吳所撰 ○說文引經考證八卷陳瑒撰 ○說文古語考二卷程際撰 ○說文義證五十卷桂馥撰 ○說文群經正字二十八卷邵瑛撰 ○六書轉注錄十卷洪亮吉撰 ○轉注說一卷日本符谷 ○說文緯三十卷見山梨

●玉篇三十卷

〔作者、題名〕 梁の顧野王撰す、野王字は希馮、吳郡の人、七歳にして五經を讀み、九歳にして能く文を屬し、天文、地理、卜筮家録に至るまで通ぜざる所無し。梁に仕へて黃門侍郎兼大學博士たり、後陳に仕

へ、左將軍と爲る、此書の外又輿地志を著せり、太建十三年（二二四）卒す、年六十三（陳書本）此書は其梁に在る時の作にして、大同九年に成れり、初め唯玉篇とのみいひしが宋の陳彭年等、詔を奉じて重修するに及び、大廣益會玉篇と改む、後また單に重修玉篇ともいふ、（傳來の）大廣益會は字の如く大に廣め増益會集すといふ意ならん。

〔傳來〕 野王此書を撰する後、幾ならずして、蕭愷等之を繁雜なりとし改刪して世に行へり、（陳書蕭愷）唐に至り更に増損する者數家あり、上元元年孫強の増字せるもの（之を上元本と稱す）及び某氏の玉篇抄十三卷（日本國現在）の如き是なり、此時より野王の原本は遂に亡佚し、増損本のみ存せり、（宋）の眞宗大中祥符六年、陳彭年等詔を奉じ、上元本によりて重修し、字數を増せり、是に於て上元本も亦其舊體を失ふ、是即ち現行本なり、而して又現行本に三種あり、一は張士俊の刊するもの之を張本といふ、（朱彞尊之上元本といふ、其誤）一は曹寅の刊するもの、之を曹本といふ、一は明の内府に刊する者、之を内府本といふ、前二本は序跋等に稍異あるのみにして他は凡て同じきも、内府本は之に比し毎部の中、次序

同じからず、注稍略なり、就中最も普通に行はるゝ者は張本にして、小學彙函中收むる者是なり、（我國）には隋唐と交通の際渡來したることは、佐世の書目に著録せるを以て知るべし、此野王の原本にして、全く蕭愷以下の増損を経ざる者なり、滄桑の變其全部を見る能はざるも、其一部分は近江の石山寺、京都の高大寺、奈良の東大寺、京都福井氏の崇蘭館、及び佐々木宗四郎、故久邇宮親王等の文庫に存せり、（正齊書新考、經籍訪古志、）清の黎庶昌我國に全權公使たる時、拾綴して三卷半とし、古逸叢書に收む、是に於て千有餘年亡佚せりと稱せるもの、再び世に出づるに至れり、次に重修本は我國に現存する者、宋槧本元槧本各二部あれば、其渡來は北條氏の末世より、足利氏の中世に在るなるべし、慶長九年始めて開板す、後慶安二年、天保五年又翻刻せり。

〔體裁〕 此書は說文によりて、増廣せる者なれば、同じく一部に始めて亥部に終れり、注訓は博く經傳を引き、馬融、鄭玄、包咸、孔安國、賈逵、杜預、王逸、郭璞等數家の說に及び、其自ら己の意を下す者は、即ち野王案の語を加ふ、以上は原本の體例なるが、重修本は正字を増加し、甚だしく注文を刪去せり、

●千祿字書一卷

〔作者〕 唐の顏元孫撰す、元孫字は韋修、師古の孫なり、嗣聖の初、進士に擧げられ、太子舍人より、滌沂二州の刺史に遷り、後朝散大夫上柱國に至る、安祿

故に野王案等の語は毫も見ざる可らず、（四庫提要に重修比し、繁多なるが如く、いはるは、原本を見ざるが爲にして、一の脱脱に過ぎざれば信すべからず）前に野王の啓と、大中祥符勅牒あり、後に僧神珙の反紐圖、及び分毫字樣あり、勅牒の後に、凡五百四十二部、舊一十五萬八千六百四十一言、新五萬一千一百二十九言、新舊總二十萬九千七百七十言、（注四十万七千とあり、其注に四十萬云々といへるは野王原本の字數にして、舊とは孫強等が注文を刪除し、正字を増加せるもの、即ち上元本をいひ、新とは彭年等が増加せる正字、及び自撰の注文の數をいひ、新舊總とは重修本總べての字數をいふ、）古逸叢書玉篇考本、試に左に一字を取りて、原本と重修本とを比較すべし。

山の亂に勤王黨の發頭たりし泉卿は、實に其子にして、眞卿には諸父に當れり。(滋陽縣志參考)

〔體裁、題名、傳來〕 此書は韻に由りて字を排し、字毎に正、俗、通の三體に分ち(譬へば虫蟲圖商商の如き、上は俗字にして、下は正字、良貌、非非の通用すといふが如し)以て天子に上書し、又は進士、舉人の試験を受くる者の便に供す、蓋し譌字俗字を書けば不敬にあたり、祿を干めんとしても、干むる能はざるに至るを以て、此書を見て字體を辨する時は、其過を免るゝを得て、祿を干るにも甚だ便利なりといふ意なり、故に干祿と名づく、(我國)にては現在書目に干祿字様一卷とありて撰者を擧げず、當に此書なるべし、寶永四年、文化十四年並に翻刻せり。

●汗簡三卷 叙略一卷

〔作者、題名〕 宋の郭忠恕撰す、忠恕字は恕先、洛陽の人、七歳能く書を誦し文を屬す、童子に擧げられ及第せり、尤も篆籀に工なり、周の廣順中、召して宗正丞兼國子書學博士と爲す、宋の太宗位に即くや國史監主簿を授け、歴代の字書を刊定せしむ、放縱

なるを以て帝之を惡み、登州に流す道にて卒せり、又佩觿を著せり、(宋史本傳及び郭若虛見雜記參考)古、青を殺ぐ者は、火を以て簡を炙り汗せしめて其青を取れば書し易くして益せず、之を汗簡といふ、蓋し意を不朽に取りにて此書に名づけたるなり。

〔傳來、體裁〕 宋史藝文志に此書と佩觿とを並べ載せて、晁公武、陳振孫諸家の書目に皆著録せざれば、則ち宋代に在りて亦見る罕なりしことを知るに足る、現本は乃ち宋の李建中之を秘府に得、大中祥符五年李直方之を建中に得たる者なり、初め撰人の名字なし、建中字下注文に臣忠恕の字あるを以て、證するに徐鉉の言ふ所を以てし、定めて忠恕の作る所と爲せりといふ、此書其分部は説文の舊に従ひ、諸屬の字は隸を以て書し、注は眞書し又出處を注せり、徵引する所、古文尙書に始り玄徳觀碑に終る凡て七十一家あり、毎卷上下に分つ、叙略は文字の沿革にして古人の記事を時代順に列せる者なり、予が見たる者は康熙年間の刊行にして、卷首に刊序、目錄あり、卷末に李直方の後序あり。

●佩觿三卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の郭忠恕撰す、忠恕の傳は汗簡の條に出づ、佩觿は詩の童子佩觿の句に本づく、蓋し初學者必須の書なるよりいふ、又佩觿集と名づく、上卷は形聲譌變の由を、造字、四聲、傳寫の三に分ちて論じ、中下二卷は、字畫疑似の者を取り、四聲を以て十段に分録せり、十段は左の如し。

平聲自相對、平聲上聲相對、平聲去聲相對、平聲入聲相對、上聲自相對、上聲去聲相對、上聲入聲相對、去聲自相對、去聲入聲相對、入聲自相對。

末に篇韻音義と異なる者十五字を附し、又舛誤を辨證する者一百十九字を附し、名字を署せず、何人の加ふる所なるを知らずと雖、其考證に資すべきを以て並び存して行はるといふ、予が見たる者は鐵華館叢書本にして、清の張士俊の校讎する所なり、末に忠恕の事蹟を諸書に録する者を附録せり。

●類篇四十五卷

〔作者〕 舊本宋の司馬光撰と題す、按ずるに、仁宗寶

元二年十一月、翰林院學士丁度等奏していふ、今集韻を修む(集韻の添字既に多く、願野王の玉篇と相參協せず、乞ふ修韻官に委し、新韻をとりて添入し、別に類篇と爲し、集韻と相副へて施行せんと欲す)、時に修韻官は獨り史館檢討王洙職に在るのみ、乃ち洙に詔して纂修せしむ、之を久ふして洙卒す、嘉祐二年九月、翰林學士胡宿を以て之に代ふ、三年四月、宿奏して光祿卿直祕閣掌禹錫、大理寺丞張次立の二人を以て同じく校正に加へんことを乞ふ、同六年九月、宿樞密副使に遷り、又翰林學士范鎮を以て之に代ふ、治平三年二月、鎮出で、陳州を鎮す、又龍圖閣直學士司馬光を以て之に代ふ、時已に書成り、繕寫未だ畢らざるのみ、四年十二月に至り之を上る、故に光は此書に於て特に繕寫奏進するのみにて、傳へて光の纂修となすは、其實に非らず、洙は宋城の人、翰林院學士に至る、博學多聞、著はす所易傳十卷等あり、宿字は武平、晉陵の人、氣宇高爽、議論清新、嘗て後進に語て曰く、富貴貧賤命に有らざるは無し、士まさに己を修めて命を俟つべし、造物者の爲に嗤はるゝ勿れと、又曰く吾平生誠を以て主に事ふ、今は白首なるも、敢て絲髮を以て君を欺かず

と、官樞密副使に至る、禹錫字は唐卿、鄆城の人、官尙書工部侍郎に言る、著す所郡國手鑑、周易集解等あり、鎮字は景仁、華陽の人、官戸部侍郎に至る、道徳風流、一世に師表たり、司馬光も自ら勇決景仁に如かずといへり、著はす所文集あり、(宋史本)次立は其傳詳ならず。

〔體裁〕 此書凡て十五卷、每卷各、上中下に分つ、故に四十五卷と稱す、第十五卷は目録なり、五百四十四部に分ち、一部に始まり亥部に終る、其編纂の例、九あり、一に曰く、同音而異形者皆兩見、二に曰く、同意而異聲者皆一見、三に曰く、古意之不可知者從其故、四に曰く、變古而有異義者皆從今、五に曰く、變古而失其真者皆從古、六に曰く、字之後出而無據者、皆不特見、七に曰く、字之失故而遂然者、皆明其由、八に曰く、集韻之所遺者皆載、九に曰く、字之無部分者、皆以類相聚と、字數凡て三万一千三百十九、重字二万一千八百四十六、合して五万三千六百五十五字なり。

● 六書故三十三卷

の意を知る可し。
〔體裁、傳來〕 此書偏、旁を以て部を分ち、部首の字は四聲を以て序と爲し、各部の字復た四聲の序を以て列し、毎字の下必ず詳に正俗今古の諸體を擧げたり、録する所の字數、凡て二万六千四百三十餘字、注十六萬三千百七十餘字、說文玉篇の外に於て搜輯する所多く、佛經に用ひられたる文字の如き、皆之を網羅せり、此書(我國)にて翻刻せり、其年月詳ならずと雖、恐らくは足利時代の末ならん。

● 字鑑五卷

〔題名、作者〕 文字の鑑別といふ意より名づく、元の李文仲撰す、文仲は長州の人、自ら署して吳郡學生といへり、其事蹟明ならず。
〔傳來、體裁〕 文仲の從父に世英といふ者あり、以爲らく書に六體ありて、たゞ假借のみ明にし難し、假借明なれば則ち六書明なり、六書明なれば則ち經典始めて明なり、故に凡そ古音の今の四聲と協はざる者あるは、皆假借の明ならざるによると、乃ち經傳、子史、百家の書より四聲に渉る文字を彙集し、

〔題名〕 六書を以て字義を明にするを主とす、故に六書故と名づく、六書の名義は說文解字傳來の條に在り、故とは其指義に通ずるをいふ。

〔作者〕 宋の戴侗撰す、侗字は仲達、永嘉の人、淳祐中進士に及第し、國子監簿より、出でて臺州に守たり、徳祐の初秘書郎より、軍器少監に遷されしが、疾を以て辭せり、其終る所を詳にせず。(萬姓統緒四) (庫提要參考)

〔體裁〕 此書は數、天文、地理、人、動物、植物、工事、雜、疑の九大部に分ちて諸部(人、口、土、女等を含む)を括し、始めて說文玉篇の例を變せり、其文は鐘鼎を用ひ、其注は既に隸書を用ひ、又皆改めて篆體に從ふ、今に非らず、古に非らず、字書の舛例を變亂するの始なり。

● 龍龕手鑑四卷

〔作者、題名〕 遼の僧行均撰す、行均字は廣濟、俗姓は于氏、(四庫提要)卷首に釋智光の序あり、中に曰く、「以新音、偏於龍龕、猶手持於鸞鏡、形容斯鑿妍醜是分、故目之曰龍龕手鑑」と、以て題に命ずる

十年にして成る、名づけて類韻といふ、凡て二十卷、字を以て本と爲し、音を幹と爲し、義訓を枝葉と爲し、一よりして二、秩序井然として紊れず、然れども猶誤脱あり、文仲因て點畫を辨正し、俗謬を刊除し、以て此書と爲せり、凡て千二百五十餘字を、二百六部の韻に依りて排列し、註訓には先づ反切を擧げ、次に說文等の諸書を引きて意義を示し、終に省字、俗字を擧げたり。

● 字彙十二集 首末二卷

〔作者、題名〕 明の梅膺祚撰す、膺祚字は誕生、宣城の人、梅鼎祚の從弟なり、其事蹟未だ詳ならず、彙は類なり、此書は字畫を以て分類せり、故に名づく。
〔體裁、傳來〕 前に梅鼎祚の序、次に凡例及び目録、次に首卷及び末卷あり、首卷は運筆、从古、逆時、古今通用、檢字を記し、末卷は辨似、醒誤、韻法直圖、韻法橫圖を載す、此書凡て十二集に分ち、十二子を以て各集に題し、一畫より十七畫に至るまで二百十有四部を列し、三萬三千一百七十九字を統ぶ、

其字は大抵正韻を宗とし、増すに説文を以てし、參ふるに韻會を以てし、皆經史に本づき、怪僻の字は都て録せず、每集首に一圖を爲り、檢閱に便ならしめ、其音釋を記すに先づ音切を以て其聲を辨じ、次に訓詁を以て其義に通じ、末に説文制字の旨を採れり、(清)に至り吳任臣は續補を撰せり、(我國)にては寛文十二年翻刻せり、字書に於て畫を以て字を搜り檢閱に便にしたるは實に此書より始まる。

〔註解、參考〕 ○續字彙補十二集 正韻字體辨微一卷清吳任臣撰 ○字彙數求聲十二卷吳德升撰 ○增註校正頭書字彙十二集日本館 首末二卷補遺一卷室增註

◎正字通十二卷

〔作者、題名〕 明の張自烈撰す、自烈字は爾公、南昌の人なり、舊本或は題して明張自烈撰す、或は清の廖文英撰す、或は自烈英文英全輯すと爲せり、實は自烈の作、英文衡州に在りて金を以て之を購ひ、掩て己が有と爲し南康にて授梓したるなり、(吳源起序參考) 正字は讀みて字の如し、通は白虎通風俗通の通の如く書名なり。

〔傳來、體裁〕 首に吳源起の序あり、次に康熙九年廖文英の自序ありて曰く、梅誕生の字彙、世に行はる、然れども正韻韻會二編を墨守して折衷する所罕なり又未だ嘗て經史と字學とに淹通し相發明すると無く、或は似て眞を亂し、或は略して未だ備らず、學者以て從ふ所を定むる無し、因て六書の善本歷代の字學を蒐集し、校正釐定し以て南康の白鹿洞に版行し、名づけて正字通と曰ふと、以て成書の一斑を知るべし、次に凡例十則、次に廖綸璣の十二字頭引、次に十二字頭、(滿字源) 次に引證書目、次に總目、次に字彙舊本首卷を載す、以下を十二支に分ち一支を一集と爲し、一集を又上中下に細別したり。

◎康熙字典四十二卷

〔題名、作者〕 清の聖祖康熙四十九年、張玉書、陳廷敬

等勅を奉じて撰す、故に康熙字典と名づく、典は堯典(尙書牀裁の部を見よ)の典と同じ、玉書字は素存、江南丹徒の人、順治十八年の進士、庶吉士に選まれ、累進して文華殿大學士兼戶部尙書に至る、康熙五十年(二三七〇)卒す、年七十、廷敬字は子端、悅殿と號す、山西澤州の人、順治十五年の進士、庶吉士より、累進して、文淵閣大學士兼吏部尙書に至る、康熙五十一年(二三七一)卒す。(先正事略考)

〔體裁、傳來〕 卷首に聖祖御製の序あり、之によれば字書の今に存する者の中、説文玉篇最も古しと雖、説文は書體篆籀を用ふるを以て、施行に便ならず、玉篇は字に次序無く、檢閱に不便なり、類篇以下の諸書は、好古家に用ひられて、世に通用せず、通用する者は字彙、正字通なれども、字彙は疎舛多く、正字通は蕪雜なれば、共に據るに足らず、依て儒臣に命じて、此二書を本とし、諸書を校合して、此書を纂せしむとあり、十二集(十二子に配せり)に分ち每集三子卷に分ち、凡て百十九部とす、卷首に總目、檢字、辨似、等韻各一卷あり、卷末に補遺備考各一卷あり、部首の字、部中の字、共に畫順に列し、每字の下、先づ唐韻、廣韻、集韻、韻會、正韻の音

韻書

◎廣韻五卷

を列し、次に其義を訓釋し、次に別音、別義を列し、次に古音を列し、均く舊典を引證して、其始末を詳にし、攷辨する所有れば、案語を加へて注末に附せり、又每字必ず古體、及び重文を載せ、別牀俗書諸字は皆注後に綴り、其字の偏旁に従ひて別に諸部に附せり、又増入の字は(増)の印を挿入し、各々字畫の多寡に依りて其數の末に列せり、補遺一卷は稍僻字を收め、備考一卷は施用す可からざるの字を收む、總べて四萬〇五百四十五字なり、康熙五十五年刊行し、道光七年再版に附せり、(我國)には寶曆四年(康熙五十五年)を距る三十餘年、刊行の隨緣道人の血籍概見に此書を著録すれば、吉宗將軍の中葉頃渡來せるものか、安永七年、都賀庭鐘等之を翻刻し別に索引一卷を添ふ、後渡部温此書の考異正誤を作れり。
〔參考〕 ○字典考證十二卷清王引之撰 ○字典琢屑一卷日本都賀庭鐘撰 ○康熙字典考異正誤二卷温撰

〔作者、傳來〕 隋の陸法言等撰す、法言は爽の子、顯徽學を好む、高祖に仕へ承奉郎となり、開皇二十年、太子廢せらるゝ時坐して除名せらる、(隋書陸爽傳) 是より先き、音韻を論ずる者數十家、呂靜等最も著る、然れども各乖互あるを以て、開皇の初、法言主任となり、劉臻、顔之推、魏淵、盧思道、李若、蕭該、辛德源、薛道衡八人と、靜以下六家の韻書に據り、討論刪定すること十數年、仁壽元年に至りて成る、名づけて切韻といひ、分ちて五卷となす、(唐)の高宗の儀鳳二年、長孫訥言之が注を作り、後郭知玄等朱箋す、玄宗の天寶十載、孫愐、字を増加し、改めて唐韻と名づく、此に至りて切韻廢して唐韻行はる、(宋)の眞宗景德四年、舊本偏旁差譌傳寫漏落し、又注解未だ備はらざるを以て、陳彭年(宋史)に命じて増廣せしむ、大中祥符元年書成る、改めて名を大宋重修廣韻と賜ふ、此重修本の卷首に、陸法言以下撰注箋者の名を列し、後に關亮、薛昫、王仁煦、祝尙丘、孫愐、嚴實文、裴務齊、陳道固、増加字とあり、按ずるに、日本現在書目に、孫愐の外、王仁煦、祝尙丘、裴務齊、陳道固の切韻各、五卷を著し、郭忠恕の佩觿上篇に、裴務齊が切韻序を引けるを見れば、關氏以下

七氏各自に成書ありしならん、而して孫愐の書最も廣く行はれたるを以て、之を本とし七氏の書によりて増訂修補したる者ならん、然れども重修と題するより見れば、此より先き唐韻を修めし者ありしなるべし、(次條附記の條に考) 爾來廣韻尤も廣く行はれ、唐韻遂に廢して行はれず、然れども繁略當を失ふ者あるを以て、景祐四年丁度は勅を奉じ、此に本づきて集韻十卷を撰せり、是より兩書並び行はる、(我國)には見在書目録に、陸の原本、長孫の注本、郭の朱箋本、孫の補修本を著録すれば、其傳來の原きを知る可し、二中歴にも亦唐韻五卷を著録せり、其後著録する者なきを以て見れば散佚せるなるべし、重修本の傳來は鎌倉時代なるべし、宋槧元槧以下皆現存す、天保二年に翻刻せり。

〔體裁〕 此書は二百六韻に分ちて文字を排録し、每字音訓を注解せる者なり、前述の如く陸孫二氏の原本は遂に見る可からざれば、重修本により其體例を述ぶべし、此に記する所は、古逸叢書に收むる覆宋本(我國に存せる宋版)にして、極めて古く且つ確實なる者なり、首に景德四年、太中祥符元年の牒文、孫愐の原序あり、又陸法言以下撰注箋増加者の姓名を列せ

り、各卷の首に目錄あり、每韻其反切及び獨用同用を注せり、又卷末に雙聲疊韻法、六書、八書、辯字五音法、辯十四聲例法、辯四聲輕清重濁法を附す、何人の加ふる所なるを知らず、收むる所の字、凡て二萬六千一百九十四、注文二十九萬一千六百九十二字、唐の封演の聞見記に、陸法言韻凡一萬二千一百五十八字といへば、則ち増す所一萬四千三十六字なるを知るべし、注文は孫愐既に四萬二千三百八十三字を増し、本書亦著しく之を増加せるも、其數は明ならず。
〔附記〕 古逸叢書中に收むる所、重修本の外に廣韻一本あり元槧の翻刻なり、重修の字を冠せず、泰定乙丑菊節圓沙書院刊行とあり、泰定は英宗の年號にして、乙丑は二年、即ち我後醍醐天皇正中二年に當れり、たゞ孫愐の序のみあり、目次の每卷首に冠するも、每韻單に獨用同用を注して反切を附せず、每字注文簡單にして、重修本に比し同じき者あるも、亦甚が少くして半にも満たざる者あり、卷末に附録なし、四庫提要に重修本の外此本を著録し、韻字より考證して重修以前の書たることを證し、次に曰く、「考ふるに、唐志宋志皆陸法言廣韻五卷を載す、則ち法言の切韻亦唐韻を兼

ぬるの名なり、又孫愐以後陳彭年等以前、唐韻を修むる者、尙、嚴實文、裴務齊、陳道固三家あり、重修本中皆其名氏を列す、郭忠恕の佩觿上篇に、裴務齊切韻の序を引き、其老考二字左回右轉の譌を辨せり、三家の書、宋初に尙存せるを知る、此本は蓋し即ち三家の一ならん、故に彭年等定むる所の本、新修といはずして重修と曰ふ、先づ此廣韻あるを明すなり、又景德四年の勅牒に舊本注解未だ明かならずと稱せり、先づ此註文簡約の廣韻あるを明かすなり」と、按ずるに唐志に陸法言の廣韻なし、恐らくば誤ならん、宋志、陸法言廣韻と記したるは疑ふべし、蓋し通行重修本によりて誤りたるならん、孫愐の序、既に陸生切韻といひ、見在書目亦同じ、加之、隋の煬帝諱は廣、後に廣雅を改めて博雅と爲すに至る、是書たとひ煬帝以前の撰たりとも、隋代盛行の書に廣諱を犯すべからず、是以て左證とすべし、又嚴裴陳三氏を孫愐以後の人と爲すは、孫愐の後に其名を列するを以て斷じたる者なり、されば關氏以下四氏は孫愐の上の名を列すれば、愐より以前の人にして、愐の唐韻は此等の人々の著をも參考して補ひたる者とな

さざる可からず、牽強に近かるならんか、況んや、我見在書目に陳道固切韻五卷より以下に、郭知玄の朱箋本を列し、孫愔の次に長孫訥言の注本を列するを見る、以て其説の信すべからざるを證すべきなり、然れども其重修本以前に廣韻を修むる者あり、故に新修といはずして重修といふは確言なり、唐志を見るに孫愔の廣韻五卷を著録せり、是に由りて之を觀れば、愔以後唐韻を補修する者あり、改めて廣韻といひ、己の名を署せず、猶愔の序を冠し世に行ひし者、故に録して愔の著と爲すか、恐らくば此書なるべし、而して陳彭年等は此書を本とし、七氏の書を參考して重修したる者ならんか、暫く記して考を竣つ、朱竹垞は張士俊刊する所の重修廣韻に序し、此書を以て明の内府刊版の刪る所と爲すは、未だ元初の刻板を見ざる言にして、以て論するに足らざるなり。

●一切經音義 一百卷

〔作者、題名〕 唐の釋慧琳撰す、慧琳姓は裴氏、疎勒國の人、夙に儒術に通じ、弱冠にして釋氏に歸し、

高僧傳に稱す、此書は貞元四載に起り、元和五載に迄びて方に筆を絶つことを得、其本を西明の藏中に貯ふ、後大中五年に至り、奏請して大藏に入れ流行す、近ごろ海中の高麗國は、三韓の夷族なりと雖、偏に釋門を尙べるを以て、周(五代)の顯德中、使を遣し、金を齎し、浙中に入りて慧琳の經音義を求む、時に此本無し、故に闕如することあり云々と、此によれば此書は宋代已に絶えて傳はらざりしなり、然るに高麗國、後又之を異邦に求め得て、梓に鋳して之を海印寺に置きたりといふ、(是れ蓋し契丹藏本ならん) (我國)源義滿、嘗て大藏を朝鮮に請ひしことありしが、義政の時に至り、請の如く送達し來れり、(善隣國寶) 即ち建仁寺の大藏經是なり、慧琳の音義亦藏中に在りて同時に來りしものなりといふ、是より先き、三韓より渡來せし所の琳の音義は、安藝の宮島、近江の北野寺等に在りしと雖、皆闕卷にして蠹蝕漫滅尤多し、元文以前に於て其完本と呼ばれたるは、建仁寺及び武蔵の綠山寺の高麗本等なりといふ、後幾もなく、洛東の獅谷白蓮社、之を翻刻してより、大に世に流布するに至れり、而して朝鮮の海仰寺藏本、嘗て兵燹に罹りて散亡したりと云へば、我國の刻本亦以て奇寶

不空三藏に師事し、京師の西明寺に住す、印度の聲明、支那の詰訓、精奧ならずと云ふことなし、嘗て謂へり、梵を翻し華と成す、華は皆典故あり、典故は則西乾の細語なりと、遂に字林、字統、聲類、三蒼、切韻、玉篇、諸經雜史を引用し、佛意を參合し、是非を詳察して此書を撰す、元和十五年(一四八〇)寂す、年八十四、(宋高僧傳)一切とは盡と云ふ意なり、史記李斯傳に「一切逐客」とあるより始まる、佛氏の諸經を盡く蒐羅したるを以て一切經といふ、音義とは其諸經の音と義とを審明するを以て名づく。

〔體裁、傳來〕 首に元文二年榮譚の紀事あり、次に開成五年處士顧齊之の序及び試太常寺奉禮郎景審の序あり、此書は大般若經に始まり、小乘記傳に終る、書中困難の文字を擇びて其聲を審にし其音を辨じ、喉唇齒齒唇吻、宮商角徵羽等の音は之を曉すに輕重を以てし、之を別つに清濁を以てす、而して四聲遞に發し、五音迭に用ひ、其間雙聲、疊韻、循環、反覆、互に首尾を爲し、其訓は則ち古書を援據し、極めて該博にして而も要を失はず、昭々乎々し、掌に指すが如し、琳に先ちて、玄應、雲公、慧苑、基師等の音義ありしが、琳に至り集めて之を大成せり、

と爲さざる可からざるなり。

〔參考〕 ○一切經音義二十六卷 唐釋元 ○續一切經音義十卷 釋希

●韻鏡 一卷

〔作者、題名〕 此書の作者未だ詳ならず、鏡は景なり、此書は音韻の圖を作り、以て其開轉清濁四聲七音等を鏡の景を示すが如くせり、因て名づく、宋代之を韻鑑といひしは、太祖の父(諱は敬敏)の諱を避けたるなり、而して宋の張麟之の識語に據れば、本來は指玄韻鏡と稱せしものなるを知る。

〔體裁〕 其圖は第一轉に始り、第四十三轉に終り、每轉字音の開と合との別を立て、其圖の横の左方に二百六韻を配當し、豎の上方に唇舌牙齒喉及半舌半齒の標及び清、次清、濁、清濁の標を示せり、之を緋く者は開轉合轉の別、十六通攝、四聲、七音、四等の差別、清濁の不同、三十六字母、二百六韻母、空圍等の辨別を知るを要す。

〔傳來〕 此書は蓋し唐末の作なるべし、何となれば僧の空海が唐の徳宗の時に入唐し、音韻を學び歸朝し

て後、文鏡秘府論を作り、四聲の事を詳論したるも、七音三十六字母の説無きに見れば、恐らくは徳宗以後の作たる可し、而して其宋初國諱を憚りて、韻鏡を韻鑑と改めたるに見れば、亦其宋朝の作に非ざるを知る、乃ち之を唐末の撰述と爲すの大過無きを斷す可し、然るに此書支那には久しく佚して傳はらず、諸家の書目並に之を録せず、又他の書中にも其名を見ること極めて罕なり、惟鄭樵の通志六書略に、今の七音韻鑑を觀るに西域より出づといひ、其藝文略に三十六字母圖一卷は、僧守溫撰すといひ、又宋史藝文志に、釋元冲の五音韻鏡一卷を載せ、(明)の王圻の續文獻通考經籍考中に、崔敦詩韻鑑を著すといひ、又同書書目中に、宋の吳恭、七音韻鏡を著すといへり、然れども今皆傳はらず、從ひて異同を校覈し、其關係を詳にする能はず、韻鏡の(我國)に傳來したるものは、南宋の張麟之の傳本にして、慶元三年の重刊本なり、當時其用法を知るもの無く、徒に之を高閣に束ねたり、龜山天皇文永年中に、南都傳經院の律師、其唐本の文庫中に此書を得たれども、亦其用法を知らず、時に明了房信範といふ者、能く悉曇に通ず、因て之に和點を加へて世に傳へたり、其後

後奈良天皇^聖祿元年に、清原宣賢之を覆刻して世に公にせり、爾後慶長安永年間に至るまで、此書の刻本數十部の多きに及べり、然れども皆陋本俗本にして誤謬多し、惟享祿本永祿本のみ稱して良本と爲す、寛永五年板始て此書に十六通攝を載せ、其後寛文二年の刻本又之を載せてより、以來悉く之を載せざる者無きに至れり、次で僧文雄、華音に通せるを以て磨光韻鏡を著して大に世に行はるゝに至りたるも、假字用格を知らざりし爲、其法則正しきを得ず、此に於て本居宣長、漢字三音考及び字音かなづかひを著して之を正したり、然れども宣長も亦母字の影喩の四等は也行の定位なる事を曉らず、間、誤謬あり、太田方、之を發明し以て殆と韻學を完備するに至れり、方と同時に僧義門は、十六通攝に依りて、撥韻のんむ二韻の別を知ること論せり。

〔注解、參考〕 ○韻鏡開卷六卷日本釋 ○韻鏡袖中秘傳抄八卷訂正 ○韻鏡秘訣袖中抄五卷韻鏡袖中抄人名以切續編愚蒙記二卷 ○韻鏡諸抄大成七卷馬場信 ○新增韻鏡易解大全四卷字子大全一卷 ○韻鑑古義標註二卷補遺一卷 ○磨光韻鏡二卷後編二卷 ○餘論三卷磨光韻鏡字庫二卷 ○韻鏡發揮一卷大澤養 ○韻

●集 韻十卷

鏡藤氏傳二卷宮藤一 ○字音假字用格一卷本居宣 ○漢吳音圖一卷漢吳音徵一卷 ○漢吳圖說一卷吾見所三ありる者勝れる ○音圖口義一卷音徵不盡一卷 ○同窠音圖一卷太田方撰 ○男信三卷釋義 ○音韻假字用例三卷白井寛

〔作者〕 宋の丁度等敕を奉じて撰す、度字は公雅、仁宗の朝、翰林學士たること十年、上呼びて學士と爲し名いはず、端明殿學士に遷り、後參政と爲る、其刑部郎中知制誥たり、時、此書を修め、未だ成らずして卒す、實に皇祐五年(一一七三)なり、年六十四、著す所邇英要覽十卷あり、(宋史本傳參考)

〔傳來、體裁〕 司馬光の切韻指掌圖の序に據るに、仁宗皇帝景祐四年、丁度等敕を承け此書の編纂を始め、英宗治平四年、司馬光旨を得て其職を繼ぎ、書成りて之を上りしなり、故に此書は司馬光の手に成りて盡く丁度等に出でしに非ず、凡て平聲四卷、上聲去聲入聲各二卷、共に五萬三千五百二十五字あり、之を廣韻に視ぶるに二萬七千三百三十一字多し、舊韻平聲を上下に分つ、此書は一三三四に作れり、廣韻多

●禮部韻略五卷

〔作者〕 舊本撰人氏名を題せず、晁公武の讀書志に云ふ丁度撰すと、今其併す所の舊韻十三部を考ふるに、度作る所の集韻と合ふ、當に度の手に出づるなるべし、度の傳は集韻の條に出づ。

〔題名、體裁〕 此書は禮部の科試に應ずる者の爲に聲韻の要略を示したる者なるを以て名づく、予が見たる者は、元の元統乙亥(三年即ち至元元年)孟冬、呂氏會文堂の刊版にして、内閣文庫に藏する者なり、每卷或は文場備用排字禮部韻略といひ或は善本排字禮部韻略といひて一定せず、又韻略を韻注とする卷もあり、卷首に聖朝頒降貢舉三試程式、口試卷不考例、廻避諱字例、文場備用禮部韻注分毫點畫正誤字樣あり、每卷首に目錄あり、每韻獨用同用を注し、

每字大抵反切訓詁を注す、注は一二字或は三四字にして極めて簡單なり、墨圈あり、蓋し別體別音ある字にして以て他と分つなり、然るに四庫著録本は、卷數相同じきも、附釋文互注禮部韻略と稱す、提要にいふ「當時の官本今已に見る可からず、其今に傳はる者は題して附釋文互注禮部韻略といふ、毎字の下皆官注を前に列し、其附する所の互注は、則ち一釋字を題して之と別つ、二本あり、一本は康熙丙戌曹寅の刻する所なりとす、冠するに余文煇の序、及び郭守正の重修の序、重修條例十則を以てす、文煇の序は歐陽德隆の押韻釋疑の序にして、守正の序條例は、同書重修の際作りし者なり、書肆版行の際誤りて此書に冠したる者ならん、一本は常熟錢孫保の家の影鈔本にして、前五卷は曹本と同じく但、首に序文條例なくして、末に貢舉條式一卷を附す、凡そ五十三頁、載する所、上は元祐五年に起り、下は紹熙五年に至る、凡そ一切増刪の韻字、廟諱祝諱、書寫の試卷格式より、以て考校章程に及ぶまで、具載せざるはなく、史志の未だ備はらざる所多し、猶一代の典制を考へ見るべし、曹本に視て特に精善となす、惟、每卷の末に、各、當時避諱不收の字を以て一頁を附録

す、跋に據れば乃ち孫保の加ふる所にして、原書の有る所に非ず云々」と、以て予が見る所と全く異本たるを知る可し、想ふに予が見る所の者は官本の覆刻なるか、暫く記して疑を存す。

〔傳來〕 是書收字太だ狭きを以て、(宋)の毛晃は典籍より蒐採し、韻に依り増附せり、又是書の例、凡そ字別體別音ある者は、皆墨圈を以て其四圍を圍するも、亦往々舛漏あり、晃併せて釐定を爲し、音義字畫の誤に於ては皆一々辨證せり、凡て二千六百五十五字を増し、圈二千六百九十一字を増し、四百八十五字を訂正せり、其子居正續で遺す所を拾ひ、復一千四百二字を増し、校勘して世に行ふ、題して増修互注禮部韻略といふ、所謂増韻は其略稱なり、是より、二書並び行はる、(我國)には通憲入道藏書目錄に、禮部韻一帖を録せり、當に是書なるべし。

〔參考〕 ○増修互注禮部韻略五卷 宋毛晃增注毛居正校勘重增

● 韻 補 五 卷

〔作者、題名〕 宋の吳棫撰す、棫字は才老、武夷の人、王明清の揮塵三錄に舒州の人と爲し、圖書及び尙友

録には建安の人と爲せり、宣和六年、進士に第し、就職の命ありしが辭して就かず、紹興中、太常丞となり、孟仁仲が爲に表を草し、秦檜に忤ふを以て、出されて泉州の通判となり、以て終ふ、著す所、書碑傳、詩補音、論語指掌考異續解、楚辭釋音あるも今皆佚せり、(徐蔵の序及び圖、書、尙友錄參考) 此書は古韻を明にせる者にして、補といふは、前代の韻書を補ふといふ意なるも、實は謙辭なり。

〔體裁、傳來〕 此書は上平、下平、上、去、入各一卷に分ち、尙書より、宋の蘇轍の文集に至るまで五十種の書より、古韻語を取りて注したる者にして、其用韻の已に集韻諸書に見る者は皆載せず、韻書に見ると雖訓義同じからず、或は諸書に當に此に作りて續むべしといひて、注釋未だ收らざる者は之を載せ、又字一義あれば即ち一條を以て證となし、或は二義三義なれば即ち二三條を以て證となせり、抑も周顒、沈約、陸法言、孫愔等の韻書出で、より、世古音を識る者なく殆んど滅絶に庶幾らんとす、棫始めて復古に志し、此書を著して以て頽瀾を既倒に挽回す、是に於て世始めて古音あるを識るに至り、遂に楊慎、顧炎武等を出すに至る、其功豈少小ならんや、然れども

舛誤なき能はず、故に顧炎武は韻補正を著して之を正せり、此書傳本稀なり、清の張穆重刊して漸く世に弘まる、予が見たる者は即ち此重刊本にして、連筠篔叢書中に收むる者なり、卷首に穆の重刊の序、徐蔵の原序、韻補書目、卷末に顧炎武の韻補正、謝啓昆小學考中、棫の毛詩補音、楚詞釋音、韻補の解題、何秋濤の跋文あり。

〔參考〕 ○韻補正一卷 清顧炎武撰

● 五 音 集 韻 十 五 卷

〔作者、題名〕 金の韓道昭撰す、道昭字は伯暉、真定松水の人なり、傳記詳ならず、此書は五音を以て定則と爲し韻をあつむ、故に名づく。

〔傳來、體裁〕 初め(金)の皇統年間、洪川の荆璞字は彦寶といふ者、聲韻の學に通ず、三十六字母を取りて韻中に添入し以て一書を作る、然れども未だ善を盡くさず、韓孝彦増訂して五音篇十五卷を作る、泰和八年、其子道昭重編改補して此書となせり、收むる所の字は、大抵廣韻を以て藍本と爲し、増入の字は集韻を以て藍本と爲せり、其註は三十三萬五千八百

四十言、廣韻に比するに多きこと十四萬四千一百四十八字なり、又二百六韻を改めて百六十韻と爲し、舊韻の字紐を改め、三十六字母を以て各四等に分ち、諸字の前後に排比せり、是古例を變亂するの始めなり、余が見たる者は萬曆十七年板にして、卷首には崇慶元年韓道昇の序、至元二十七年重刻の序、孫愐の原序あり、蓋し廣韻を以て藍本とせるを以てなり、次に目錄あり、卷末には雙聲疊韻法あり。

● 中原音韻二卷

〔作者、題名〕 元の周德清撰す、德清字は挺齋、高安の人、(四庫提要) 元の世祖中原を一統してより、北曲(曲は音曲にして南支那、北支那ともいふ) 盛に行はる、此書は即ち北曲の爲に作りし者なり、故に中原音韻の名を命せり。

〔體裁、傳來〕 此書は 東韻、江陽、支思、齊微、角模、皆來、真文、寒山、桓歡、先天、蕭豪、歌戈、家麻、車遮、庚青、尤侯、侵尋、監咸、廉纖。の十九部に分ち、每部、平(陰、陽)、上、去の三聲に

分ち、入聲を以てこれに配隸せり、(明)に至り、王文璧、洪武正韻に依りて、字畫を改正し、翻切圈注、亦悉くこれに従ひ、舊本に在りて正韻に無きものは、之を闕き、正韻に在りて舊本に少なき者は之を補へり、每韻〇印を設けて、主音字を挙げ、後それより出でし同音字を列し、増補の文字は×印を設けて之を區別せり、字同じく義同じく或は兩見する者は各其字下に注し、反切同じからざるもの及び、其中にて字同じくして義同じからざるものは、各韻に隨ひて分注し、又一字にして二三韻に收入する者に各、用ふる所あるを以て並に之を存せり。

〔附記〕 現行本は文璧の改正本にして、兼以疑の較正に係れり、就中喫字の如き、正韻は而宣切とあり、此書には口專切とあり、これ口は日の誤にして、同じくゼンの音を發す、其歸一なりと雖、反切字同じからざるを以て、讀者注意せざる可らず。

● 古今韻會舉要三十卷

〔作者、題名〕 元の熊忠撰す、忠字は子中、昭武の人、楊慎の丹鉛錄に黃公紹の作といへるは誤なり、傳記

詳ならず、古今韻を會め其要を擧ぐといふ意にて名づく。

〔體裁、傳來〕 此書字紐は韓道昭の五音集韻の例に仿ひ、部分は劉淵の例(南宋の劉淵、淳祐中、禮部韻略を刊し、り)を用ひ、以て二家變ずる所を兼用せり、每韻獨用通用を注し、每字反切を擧げ、發音聲を示し、本作、通作、古作、或作に分ちて、字の異同變遷を明にす、其註文は援引浩博にして、一字一句必本づく所を擧げたり、卷首には嘉靖十五年張鯤の序の外、韻例、音例、字例、義例あり、其編纂の大意を示せり。

● 韻府群玉二十卷

〔作者、題名〕 元の陰時夫編輯し、其兄陰中夫注す、時夫、自序及び千頃堂書目には時遇に作る、字は勁莖、奉新の人、宋の寶祐中九經科に登り、元に入りて仕へず、中夫自序には幼遠とあり、字は復春、韻は天地の元聲なり、玉は天地の元精なり、府は書なり、群は衆なり、此書は韻書中に於て元精を聚めたるものなりとして群玉と題せしなり。

〔體裁、傳來〕 初め、陰竹筵凡例を製し、其子時夫、中

夫二人に授け、此書を成さしむ、首に陳文燭、滕賓、姚雲三家の序、趙孟頫の題言、陰竹筵の序、及び陰復春、陰勁莖の自序、凡例九則、續五則、目錄、事類總目あり、目錄は四聲百六韻に分ち、事類總目は事自、類目に分てり、摘る所の事は緊切の字々以て主と爲し、詳に平仄韻の下に繋げ、一事にして或は數出するものは、略載して註に某韻に詳なりといへり、又事類備要等の書の元、門類無き者、即ち身體、顔色、喜怒、言笑等を事は、皆之を附益せり、又經史子集を引き、神語の大略を記し、又姓氏人名の切用なるものを載せて、間々其事を略述せり、夫れ韻を以て事を隸するは、顏真卿の韻海鏡源を以て祖と爲すも今傳はらず、故に現存のものに在りては此書を以て最古とす、今世通行する所の韻は、皆此書より録出せるものなり。

● 洪武正韻十六卷

〔作者、題名〕 明の洪武中、樂韶鳳等敕を奉じて撰す、韶鳳は全椒の人、洪武の初、太祖に従ひ江を渡り、起居注を授けられ、累進して兵部尚書に至り、後祭酒に陞り、諸弟俱に名を知らる、(萬世統) 此書は洪武中に

成り、古韻を正したりといふより名づけしなり。

〔體裁〕 平上去三聲を併せて各二十二部と爲し、入聲を十部と爲し、全く古法を變じ、二百六部を七十有六部に約したり、其注釋は一に毛晃の増韻を以て原本と爲し、稍他書を以て之を損益せり、蓋し歷代韻書の一大變遷なり、(我國)にては寛文九年之を刊行せり。

◎五車韻瑞 一百六十卷

〔作者、題名〕 明の凌稚隆編す、稚隆字は以棟、吳興の人、萬姓統譜の作者凌迪知の弟なり、萬曆四年史記評林を撰べり、(史記評林)五車は書の多きをいふ、莊子天下篇に「惠施多方其書五車」といへるに本づく、瑞は美稱なり、此書は群籍を網羅し、各韻の下に群するを以て故に名づく。

〔體裁、傳來〕 首に陳文燭、謝肇の二序あり、次に目錄及び洪武正韻目錄あり、此書の體例は陰時夫の韻府群玉の跡に原づけり、然るに群玉は子に詳にして經を遺し、集に富みて史を遺すが故に、其遺漏を補ひ且事を徵引すること亦倍す、又各字を標出し承くるに篆字を以てし、經史子集賦の五部に分ちて、毎

部二字三字四字の熟字を列し、一一其出典を明にしたり、(我國)にては菊池東句校點して刊行せり。

◎西儒耳目資 無卷數

〔作者、名題〕 佛蘭西の Nicolas Trigault 撰す、シエシエツト派の宣教師にして、明の萬曆三十七年より、崇禎二年まで(二二六九—二二八九)支那に居住せり、其支那に在るや名を金尼閣といふ、著す所此外數種有り、(M. N. Bouillet's Dictionnaire universel d'Histoire et de Geographie 參照) 但し B 氏の此書小誤有るが如し) 西儒とは西洋の儒者の義、耳目資とは耳目の資料の意にして、此書あれば漢字音を見聞きし得るを以て、名づく。

〔體裁〕 此書は、英漢字典の如きものにして、注解等皆漢文なれども、發音は英語にて示せり、凡て三韻に分てり、譯引首、列音韻二譜は、アルハベツト順に、漢字を排列し、列邊正譜は、畫引にして英語の音を示せり、其説にいふ、元音二十九あり、自ら鳴る者五、曰く、了、額、依、阿、午、同じく鳴る者二十、曰く、則、測、者、堵、格、克、百、魄、德、忒、日、物、弗、額、勒、麥、擲、色、石、黑、字

◎音 論 三卷

〔作者、體裁〕 清の顧炎武撰す、炎武の傳は日知錄の條に出づ、此書は其著音學五書の一なり(五書とは、音易音、唐韻正、古音表をいふ、就中詩本音、易音は毛詩、周易の注解參考書中に収めたり、) 其目左の如し。古曰音今日韻、韻書之始、唐宋韻譜異同、古人韻緩不煩改字、古詩無叶音、四聲之始、古人四聲一貫、入爲閏聲、近代入聲之誤、六書轉註之解、先儒兩聲各義之說不盡然、反切之始、南北朝反語、反切之名、讀若某。以上凡て十五篇、皆古人の説に據り、以て相證驗し、俗學の譌を訂せり、蓋し五書の綱領なり。

◎唐韻正 二十卷

〔作者、題名、體裁〕 清の顧炎武撰す、炎武の傳は日知錄の條に出づ、此書は音學五書の四なり、唐韻出で、古音亡ぶ、此書は古音を以て唐音の偽を正せり、故に名づく、二百六韻により、每字古音を注し、今音と古音と同じきものは注せず、其同じからざるものは乃ち譜韻相傳の誤なる時は則ち注して古音某と

なきもの四、自ら鳴る者は萬音の始たり、字なきものは支那にて用ひざる所たり、故にたゞ則測より石黒に至る二十字を以て字父と爲せり、其列音、一了、二額、三衣、四阿、五年、六愛、七澳、八益、九安、十歐、十一硬、十二恩、十三鴉、十四葉、十五藥、十六魚、十七應、十八音、十九阿荅切、二十阿德切、二十一瓦、二十二五石切、二十三尾、二十四屋、二十五而、二十六翁、二十七より二十九に至る支那に無き音と爲せり、みな英語にて音を示して切無し、三十隘、三十一幾、三十二陽、三十三有、三十四烟、三十五月、三十六用、三十七雲、三十八阿蓋切、三十九無切、四十阿剛切、四十一阿于切、四十二阿根切、四十三歪、四十四威、四十五王、四十六變、四十七五庚切、四十八溫、四十九碗、五十遠、皆之を字母といふ、其父母より生ずる音を子孫、曾孫の三に分ち、また皆清、濁、上、去、入の五聲に分ち、五聲又各、甚次あり、本聲と三となす、大抵所謂字父は支那の字母、所謂字母は韻部、所謂清濁は陰平陽平、所謂甚次は輕重、所謂子孫は三合四合等に當れり。

いひ、並びに經傳の文を引きて之を證す、其一韻皆同じくして中に數字の誤ある者は、則ち止、數字に就きて之を註し、一韻皆誤れば每字之を註し、同じき者半し同じからざる者半する時は、則ち同じき者は略註し、同じからざる者は詳註せり、此其大要なり。

◎古音表二卷

〔作者、體裁〕 清の顧炎武撰す、炎武の傳は日知錄の條に出づ、此書は音學五書の五なり。

東冬鍾江第一、支脂之微齊佳皆灰哈第二、魚虞模第三、眞諄臻文殷元魂痕寒桓刪山先仙第四、蕭宵肴豪幽第五、歌戈第六、陽唐第七、耕青第八、蒸登第九、侵覃談鹽添咸銜嚴第十。

に分つ、皆平聲を以て部首と爲して三聲之に隨ふ、其移入の字と割併の部とは即ち其中に附見せり。

◎古今韻略五卷

〔作者〕 清の邵長蘅撰す、長蘅字は子湘、青門と號す、

奉じて纂修す、之が彙閱、纂修、校勘、校録、監造の諸職に任ずるもの張玉書、陳廷敬、李光地等を始として、氏名を卷端に列するもの凡七十六人あり、題名は聖祖の命じ給ふ所にして、佩は釋名に倍なりとあり、増益の意なり、此書は従前の韻書大抵簡略疎漏にして且つ舛誤を免れざるを以て、典籍を蒐羅し、訂正増益して編を成せり、故に名づく。

〔傳來、體裁〕 首に聖祖の御製序ありて稱す、「韻府群玉、五車韻瑞諸書の引據は、誤多きを以て、博く衆籍を稽へ全書を爲らん」と、是に於て右二書を基礎と爲し、康熙四十三年六月、内直翰林諸臣と親しく考訂を加へ、其訛舛を證し其脱漏を増し、十月復閣部の大臣に命じ、更に蒐采を加へ、以て之を裒益す、十二月局を武英殿に開き、翰林諸臣を集めて詳勘せしめ、逐日進覽して梓人に施授し、五十年十月に至り始めて全書の成を告ぐ、共に一百零六卷、一萬八千餘頁、實に古今韻書中の巨擘なり、乾隆の朝、其篇頁繁重なるを以て、分ちて四百四十四卷と爲せり、其體は每字皆先づ音訓の隸する事を標し、凡て韻府群玉、五車韻瑞已に採りし所のものは之を〔韻藻〕といひて前に列し、兩書未だ採らざりしものは別に、

江蘇武進の人、經史に潛心し、文章を能くす、朱竹垞王阮亭等と友とし善し、試に應じ官に就くを欲せざりしが、友人強ひて太學に入れ吏部に試みらる、第一科に登り、州官を授けられしが辭せり、卒する時六十八、著す所青門賸稿あり。(先正事略考)

〔體裁、傳來〕 首に宋學の序あり、次に例言及び目錄あり、其例言に今韻古韻を論じ、又宋元の韻書を評して七則を掲ぐ、以て古來韻書變遷の大概を窺ふべし、

此書今韻は陰氏の韻府群玉に依り、其訛復なるもの五十餘字を刪正し、七百八十餘字を増收し、以て毛劉諸家の大凡を存せり、古韻は吳棫の韻補に依り、其復字を省き、僅に益すに楊慎の古音を以てせり、凡て古韻二百六韻、今韻百六韻あり、各韻に獨用同用の字を注するは、唐韻の部分に係る、又廣韻禮韻と異同あるものは、韻目に附見せり、每字反切、訓詁正俗異同を注し、増入の字は増字を加へて別てり、(我國)にては文化二年官板にて刊行せり。

◎佩文韻府四百四十四卷

〔作者、題名〕 清の聖祖皇帝御定し、翰林の諸臣敎

〔増〕字を標して後に列し、皆兩字、三字、四字の語を以て相從ふ、每語注するに各經史子集を以て次と爲し、其一語にして諸書に見ゆるものは、則ち先づ最初の書を引き、其餘は次を以て下に註す、又別に對語摘句を以て其末に附せり、其刻本に大本小本數種有り、(我國)にては明治に至りて之を印行せり。

〔參考〕 ○韻府拾遺一百十二卷康熙五十五年御定 (近來此書を以て本に於て全) ○佩文韻府約編清高宗御定 ○韻府一隅十六卷 功勳

◎欽定同文韻統六卷

〔題名、作者〕 滿、漢、梵の對照字書なり、同文韻を統括して示す、故に名づく、清の乾隆十四年、章嘉胡士克圖等命を奉じて撰す、章嘉胡士克圖の傳は詳ならず。

〔體裁〕 卷首に御製序及び此書編撰の奏議あり、卷一を天竺字母譜とす、前に天竺字母說、後に同後說あり、譜は上段に梵字を列し、次に唐蕃の字、次に滿州字、次に漢字を列し、漢字の下に反切及び發音の印を示せり、凡て音韻十六字、翻切三十四字なり、卷二を天竺音韻翻切配合十二譜とす、前に天竺音韻翻切配

合字譜說、後に同後説あり、終に國書爲華梵字母權衡説あり、譜は字母音韻十六字と、翻切三十四字と、錯綜相配して一千二百十二字と爲るを十二表に分ちて示せるものなり、卷三を西蕃字母配合十四譜とす、前に西蕃字母説、後に同後説あり、譜は先づ西蕃字母三十字を列し、其中天竺字母と同じき二十四字と、其配合して生ずる所の亦天竺と同じき者とは之を除き、其餘の錯綜配合せるものを十三譜に分ち示せり、卷四を天竺西蕃陰陽字二譜とす、前に天竺西蕃字分陰陽説あり、譜は天竺音韻十六字、天竺翻切三十四字、西蕃字母三十字に分ち、各文字を陰字、陽字、可陰可陽字、可陽可陰字の四に分ちて排列せり、卷五を大藏經字母同異譜とす、前に字母同異説、譯經高僧傳略、後に字母同異後説あり、譜は欽定の天竺字母を以て經と爲し、僧伽波羅等十二家譯する所の字母を以て緯として、以て互に其分合増減を證せり、卷六を華梵字母合璧譜とす、前に華梵字母合璧説、華言三十六字母、舊傳三十六字母、梅膺祚三十二字母、後に華梵合璧譜韻生聲十二譜、華梵字母合璧後説あり、譜は西域、天竺、支那の諸音新舊諸法を、一々對照條貫して示せるものにして、其西域に是音

ありて支那に是字なき者は、悉く合聲の法を以て之を取り、二合の者は即ち二字を以て、三合の者は即ち三字を以て並書し、前に發聲あり後に餘聲ある者は即ち其字を以て疊書せり、其中にて音に輕重ある者は、重き者は大書し、輕き者は細書し、併せて翻切及び發音を詳注せり。

●五方元音二卷

〔作者、題名〕 清の樊騰鳳撰す、騰鳳字は凌虛、堯山の人なり、此書は地方の元聲を純用し、古義に據らざるを以てかく名づけしなり。

〔體裁〕 此書は堯允恭が增補したるものにして、同治十二年の重鐫本なり、首に雍正五年允恭の叙あり、次に韻目、字母、韻釋、韻略あり、韻目は凡て十二韻、天、人、龍、羊、牛、麋、虎、駝、蛇、馬、豹、地とす、字母は凡て二十字、柳、匏、木、風、斗、土、鳥、雷、竹、蟲、石、日、翦、鵠、系、雲、金、橋、火、蛙とす、韻釋は五音の大要を摘み、反切要法、取字法を概説し、韻略は各韻と字母とを對照せり、其本文に入りては、前の六韻は輕清なるを以て天に

象り、入聲の字音を混せず、惟各韻に於て上平、下平、上、去の四聲のみに分ち、後の六韻は重濁なるを以て地に象り、入聲の字音を採りて五聲を具備せり、而して其字義を釋くに、俗の某、今の某、某の良、某の名等の如く、尤簡略にして古訓を參考せざるものゝ如し。

●古韻標準四卷

〔作者、題名〕 清の江永撰す、永の傳は群經補義の條に出づ、永以爲らく、「古人詩歌箴銘を爲くる、宮商相調ひ、里諺童謠、口を衝きて韻を爲すも、固より韻書といふものなし、蓋し其時の方音即ち韻なれば、婦子小兒も猶能く之を知るなり、然れども時に古今あり、地に南北あれば、音も流變を免るゝ能はず、音既に變じ、文人學士、才を馳せ意に任じ、又從ひて之を亂す、是に於て古音益、淆訛するに至れり、詩三百篇は、古音の淵藪にして、亦百世用韻の標準なり」と、乃ち此書を著し、詩を主とし、以て古韻の標準を示せり、題に命するの意亦こゝに本づく。

〔體裁〕 卷首、例言數條の外、詩韻舉例あり、二十二類

に分ち、詩三百篇の用韻法を説明せり、本書に入り、詩韻(詩三百篇に用ひられたる韻)、補考(周秦以下音の古に近きもの)の二つに分ち、其韻は四聲に分ち、一聲一卷なり、平上去聲は各十三部、入聲は八部なり、每部の首に先づ韻目を列し、其一韻にて兩部に分るゝものは分三某韻といひ、韻もと通せずして字當に此部に入るべき者あれば別收三某韻といひ、四聲異なる者は別收三某韻某聲といへり、每韻の下先づ反切を擧げ、後、注を下せり、每部の末には總論ありて、韻の分合等を詳論せり。

●四聲切韻表 一卷

〔作者、體裁〕 清の江永撰す、永の傳は、群經補義の條に出づ、此書は文字の音を、圖を以て調ふる法なり、體裁韻鏡と略、相似たり、字音には、大略開口呼、合口呼の別を立て、之を四等に分てり、一等は洪大なる音、二等は之に次ぐ大なる音、三等は細なる音、四等はまた之に次ぐ微細なる音なり、其圖、等に由つて開、合を別ち、右方に七音の標及び四聲の首字を擧げ、上段に三十六母の位(一二等十九位、

三四等二十二位)を設け、其下に、之と、四聲と、七音の標に配合して、文字を列舉せり、卷首に凡例六十二條、卷末に切韻母位用字の表あり。

◎ 聲類四卷

〔作者、題名〕 清の錢大昕撰す、大昕の傳は潛研堂文集の條に出づ、此書は古音聲を類別して輯めたる者なるを以て名づく、或はいふ李登の聲類の名を襲ふと。

〔傳來、體裁〕 此書潛研堂叢書中に収めず、世知る者少かりしが、汪芝亭、其稿本を得、之を浣江に刻し漸く世に出でたり、然るに版木散佚して傳本頗る稀なり、道光五年陳士安覆刻し、咸豐二年伍崇曜三刻して、粵雅堂叢書に収めてより、普ねく行はる、左に其目を擧ぐ。

釋詁、釋言、釋訓、釋語、釋天、釋地、釋器、釋草、釋鳥、釋蟲、釋獸、讀之異者、文之異者、方言、名號之異、姓之異者、古韻、音譌、同音通用、音近通用、形聲俱遠、字形相涉之譌。
各篇每字古韻を示し、後其出處を注明せり。

◎ 初學檢韻二卷

〔作者、題名〕 清の姚文登撰す文登字は松陰、澄海の人、嘉慶四年此書を著せり(卷首)初學者の爲に韻字を検するに便ならしむ、故に名づく。

〔體裁、傳來〕 此書は總べての韻字を畫引にて檢する法なり、一字にして數韻に見ゆる者は、每韻必ず字様を疊寫し、韻字同くして義異なる者は、翁覃溪の韻字辨同に依りて其義を注明し、間、未だ備はらざるあれば、悉く佩文韻府により音切を注明し、字異にして義同きものは、部次により先づ本韻を列し、其別部義同の字に於ては、止だ註に某部某字を見よと云ふのみ、又字同義同の字は、韻部の先後を以て序と爲せり、首には錢大昕の序、自序及び例言あり、大昕曰く、「此書其同聲異部同字異韻の別に於て、之を辨するこゝ密にして、之を守ること約、洵に詩賦家の圭臬と爲すべし、詎ぞ獨初學の益のみならんや」と、決して過贊に非ざるなり、(我國)にては弘化三年、貫名海屋校訂して刊行せり。

◎ 聲韻考四卷

〔作者、題名〕 四聲音韻に對する考を述べしものなり、故にいふ、清の戴震撰す、震字は東原、休寧の人、乾隆二十七年の舉人、四庫館纂修官に充てられ、後翰林院庶吉士を授けらる、少より江永に従ひ、禮經、制度、名物より、經傳小學に至るまで、精通せざる所なし、同四十二年(二四三七)卒す、年五十五、著す所、毛鄭詩考正、尙書義考、東原文集、方言疏證、聲類表等十數部あり。(先正事略考)
(獻類微考)

〔體裁〕 此書は反切之始、韻書之始、四聲之始、隋陸法言切韻、祥宋符廣韻、攷定廣韻獨用同用四聲表、宋景惠韻略、宋景祐禮部韻略、宋寶元集韻、古音、以下附錄書玉篇卷末聲論反紐圖後、書劉鑑切韻指南後、顧氏音論跋、書廣傳講所藏舊本廣韻後、答江慎修先生論小學書、論韻書中字義答樂尙書。
に分てり考證極めて精核なり。

◎ 詩韻含英十八卷

〔作者、題名〕 清の劉文蔚輯す、文蔚字は豹君、一字は伊重、梅亭と號す、浙江山陰の人、優貢生なり、著す所、石颯山人詩集あり、(國朝正雅)含英は贊稱なり。

〔體裁、傳來〕 首に乾隆二十三年自作の例言五則及び目錄あり、其體は大抵佩文詩韻の例に遵ひ、每韻の下に於て各字義典要を附し、以て吟覽に便にせり、諸韻中、一字にして兩收及び三四收するものあり、字同じく音別なるあり、又義異なるあり、此の如き類は、已に前に載する時は、後は惟、註して某韻を見よといふのみ、又古韻通轉は、邵長蘅の韻略を附して參用に備へり、此書の尤長所たる所は、簡約にして携帶に便なるに在り、故に詩人墨客之を袖珍として其檢韻の煩を省くことを得可し、後裘師軾、異同辨を作れり、(我國)にては夙に翻刻あり。
〔參考〕 ○詩韻含英異同辨十八卷 清裘師軾稿

◎ 韻府萃音十二集

〔作者〕 清の龍柏纂す、柏號を青霽子といひ、書屋を榕蔭幽齋といふ、長洲の人、乾隆年間に生れ、家貧にして師に従ふの資無く、自ら字書を攻索して經史を讀む、其手録する所積みて此書を成せり、時に嘉慶十五年、其年殆七十に近かりきといふ。(自序)

〔題名、體裁〕 此書は佩文詩韻を以て綱と爲し、字通、字彙、字林、字樣、九經文字、許氏說文、干祿字書、佩觿集、海篇大成、文房心鏡、五音篇海、龍龜手鑑、搜真玉鏡、問奇一覽、洪武正韻等の字書より、同音の字を萃めて目と爲す、始め青霽音類と名げ、後今の名に改む、首に嘉慶十五年授刊の自序、及び同九年に作りし自序を載す、全部を十二支集に分ち、子集は但、凡例二十二則、詩韻類綱のみを録す、丑集より戌集に至るまでは、四聲一百〇六韻を排す、其中、上聲二十八琰を儉と改めたるは、嘉慶帝の諱を避けしなり、各韻の下、佩文詩韻より採りし字は硃書し、他の字書より引く所は墨書す、佩文詩韻には同音同切なるもの、異音同韻なるもの、韻中に散漫すれども、此書は皆次第類編して一も混淆の失無く、頗る閱覽に便なり、末卷の亥集は、字備偏旁點畫類、字體相似類攷、字書不收世俗常用類攷、常用字而音韻

不諧訓未備考、譌字類、有音無義類攷、有義無音類攷、音義俱未詳類攷、詹敦仁答奇字詩、單單辨、詩韻切訛辨を載す、此書元より音韻を主とせるを以て字義は簡單に説明し、他の字書の如く訓詁を詳にせず、又各字に就きて、其出典を記入せず、然れども、亥集中有義無音類攷に至りては、概ね其出處を録す、又常用類攷、其他諸類攷中には康熙字典に収録せざる文字頗多く、特に周則天武氏時代の新字を攷究するに資あり。

◎ 經籍纂詁並補遺 百六卷

〔題名、作者〕 纂は饌なり、擇び集むる義なり、經籍の詁訓を集む、故に名づく、清の阮元が館閣に在るの日、孫淵如、朱少白、馬魯陳と相約して群經を抄撮し、未だ半に及ばずして中絶し、其後出で、浙江に督學たる時、官暇に凡例を手定し、臧鏞堂兄弟を以て總纂と爲し、浙江の秀才嚴杰等數十人を徴し、各經を分擔して纂集し、後また其遺を補ふ所のもの即ち此書なり、嘉慶三年四月に着手し、八月に至りて成る、凡て五ヶ月を閲せり、阮元の傳は經室集の條に出

づ。

〔體裁、傳來〕 經子史(兩漢)中の本文の字を佩文韻府の韻次に依りて排列し、韻府に載せざる所の字は廣韻に據り、廣韻載せざる所は集韻に據りて補録し、諸家(唐初)の注解を網羅せり、此外(1)經傳本文詁訓あるもの、即ち孟子梁惠王篇下の畜君者好君也等の如き、(2)諸家の注解中に經文の字を解し、此字は他の某字と同じ、猶某字の如し、古某といひ今某といひ或は某に作る、誤て某に作る、或は音某に近しいふ類の如き、(3)詁訓を以て正文に代ふる者、史記五帝本紀に堯典の克明俊德を引きて、能明馴德に作るが如き、皆襲入せり、詁訓(即ち諸家)は各々本義を最初に擧げ、其引伸の義、展轉相訓する者之に次ぎ、名物象數又之に次ぎ、其詁訓繁多にして名物叢積する者は、先後の次、大抵爾雅十九篇の目に依れり、其引用する所の經書は、陸德明が經典釋文の次に倣ひて易、書、詩を先にし、次には周禮、儀禮、禮記、次には左氏、公羊、穀梁、次には孝經、論語等とし、又字書は爾雅を先にし、方言、廣雅の類を次にしたり、補遺は各韻毎に正編の次に列せり、體裁同じ、此書は初の木板を用ひて印行せしが、近來に至

り石印小字本有りて行はる。

自音韻訖漢初、書經五變、一曰古文、即音韻所作、二曰大篆、周宣王時史籀所作、三曰小篆、秦時李斯所作、四曰隸書程邈所作、五曰草書、漢初作、秦世既廢古文、始用八體、有大篆小篆刻符篆印篆書隸書及書隸書、漢時以六體教學童、有古文奇字篆書隸書總篆隸鳥井篆書楷書懸針垂露飛白等二十餘種之勢、皆出於上六書、因事生變也。(隋書經籍志)

修辭

小序

辭は文辭なり、修は修飾なり、文辭を修飾するなり、孔子曰く辭達而已矣、又曰く修辭立其誠と、蓋し辭は文に於て最も必要なる者にして、辭修らざれば意達し難きを以て此言あるなり、文章は西漢より盛なる無し、渾渾灑灑、文成りて法立ち、格律の拘ふ可きなし、建安黃初に至り、體裁漸く備はる、故に修辭の説出づ、魏文帝の典論は其首なり、其勸して一書と爲し今に傳はる者は、梁の劉勰の文心彫龍、鍾嶸の詩品を以て最古とす、彫龍は文體の源流を究めて其工拙を評し、詩品は作者の甲乙を第して其師承に溯り、例たる各殊なり、唐僧皎然の詩式(今傳はる者は爲詩法なり、此に此に解題せず)に至りて法律を備し、孟棻の本事詩旁ら故事を採り、司空圖の詩品は美の要素を論じ、歐陽修の六一詩話、劉攽の中山詩話、又體說部を兼ね、後の論著する者、此六例の中を出でず、今は四種に分ちて收む。

- (1) 詩話。詩に關する論說記事法則の書をいふ。
 - (2) 文話。文に關する論說記事法則の書をいふ。
 - (3) 詩文話。詩文に關する論說記事法則の書をいふ。
 - (4) 文典。言語文章を組織解剖して論せる書をいふ。
- 〔附記〕 修辭の書、隋志は集部總集の内に附し、唐志以下集部文史類に收む、四庫提要は改めて詩文評類と爲し、書目答問亦之による、皆別に子目を分たず、今は集部より抜きて、一類と爲し、之を四種に分つこと以上の如し、たゞ詩話中一二文に渉るものは之を詩話中に收め、文話中一二詩に及ぶものは之を文話中に收む、是蓋し其主とする所を取りたるなり。

詩話

◎ 詩品三卷

〔作者、題名〕 梁の鍾嶸撰す、嶸字は仲偉、潁川長社の人、兄岷弟嶸と、共に學を好み詞藻に長せり、又周易に深し、晋の安王の記室たり、(梁書文苑傳參考)此書は漢魏以下百廿二人の五言古詩を、上中下の三品に分ち批評したる者なり、故に詩品と名づく。

〔體裁〕 此書一品一卷にして、每品總序あり、上品には漢の古詩(十九首)と、
 李陵、班婕妤(以上漢)、曹植、劉楨、王粲(以上魏)、阮籍、陸機、潘岳、張協、左思(以上晋)、謝靈運(宋)。

の十一人あり、中品には、
 秦嘉、嘉の妻徐淑(漢)、文帝、何晏、應璩(以上魏)、嵇康、張華、孫楚、王贊、張翰、潘尼、陸雲、石崇、曹摅、何劭、劉琨、劉湛、郭璞、袁宏、郭泰機、顧愷之(以上晋)、謝世基、顧邁、戴凱、陶潛、顏延之、謝瞻、謝混、袁淑、王微、王僧達、謝惠連、鮑照(以上宋)、謝朓、江淹(以上齊)、范

雲、邱遲、任昉、沈約(以上梁)。

の三十九人あり、下品には、
 班固、酈炎、趙壹(以上漢)、武帝、明帝、白馬王彪、徐幹、阮瑀(以上魏)、歐陽建、應璩、嵇含、阮侃、嵇紹、張載、傅玄、傅咸、繆襲、夏侯湛、王濟、杜預、孫綽、許詢、戴逵、殷仲文、(以上晋)、傅亮、何長瑜、羊曜藩、范曄、孝武帝、南平王铨、建平王宏、謝莊、蘇寶生、陵修之、任曇緒、戴法興、區惠恭(以上宋)、釋惠休、釋道猷、釋寶月、高帝、張永、王文憲、謝超宗、邱靈鞠、劉祥、檀超、鍾憲、顏則、顧則心、毛伯成、吳邁遠、許謠之、鮑令暉、韓蘭英、張融、孔稚桂、王融、劉繪、江祐、王巾、卞彬、卞錄、袁淑、張欣泰(以上齊)、范縝、陸厥、虞羲、江洪、鮑行卿、孫綽(以上梁)。

の七十二人あり、合して百二十二二人なり、上品は一人毎に就きて評すれども中下品は數人を合して評する者あり、此書五朝小説、漢魏叢書、百川學海、津逮秘書、學津討原、龍威秘書等に收むる所皆同じ、然るに陳氏の書錄解題に言ふを見るに、上中二品は相同じきも、下品は六十九人にして三人少

し、又四庫提要には毎品の人数を示さざるも、總計百〇三人とありて十九人少し、疑ふらくは異本ならんも、今知るに由なし、故に列擧して考證する能はず。

〔評論〕各家の詩を通して之を品等するもの此書を以て嚆矢と爲す、其曹植、阮籍、左思、謝靈運を推して上品に置くは識有りと謂ふ可し、然れども陶潛、劉琨の如き何ぞ此四家に遜らむや、而るに中品に在り、曹操に至りては魄力雄大、氣象高邁、殆と後に來者を絶つもの、然るに下品に在り、凡そ此類其品等權衡を失へるもの猶少からざるに似たり、豈其各家の篇什當時に存せるもの今已に傳はらず而して一は佳什佚して蕪吟存し、一は蕪吟佚して佳什存し、從ひて傑の見る所と今の見る所と同じからざるに由りて此差を生ずるか、平心にして之を論ずれば歴代諸家の詩話中に在りては上游に位するものたり。

●樂府古題要解二卷

〔題名、作者、體裁〕樂府の古題の概要を解説したる者なり、故に要解といふ、樂府の義は樂府詩集の條

に説明せり、唐の吳兢撰す、兢の傳は貞觀政要の條に出づ、古樂府の題名を擧げ、其由來題意を解けり。

相和歌、拂舞歌、白紵歌、饒歌、橫吹曲、清商曲、雜題、琴曲、及び某(類名なし恐らくは闕)の九類に分ち、凡て百餘題あり、終りに名數等の解説あるは、恐らくは後世の竄入なるべし。

〔傳來〕(宋)郭茂倩の樂府詩集解題の條に、多く兢の語を引けり、此書の名を載せずと雖、引く所の語、此書と同じきを見れば、此書より取りたるものなるや明なり、四庫提要に、兢の此書佚し、後人樂府詩集より、兢の言を招撫したる者、即此書にして、全く偽撰なりと斷せるも、論據極めて薄弱にして、信を措くに足らず、想ふに現行本は、もと兢の著たる疑なきも、滄桑の變、闕佚竄入の不幸に遇ひたるものならん、(我國)にては享保十七年之を刊行せり。

〔評論〕樂府の聲を失へるや久し、此に於て崔豹の徒は義を以て名を説く有り、兢は則ち事を以て目を解す、蓋し已むを得ざるに出づ、然れども歲月の久しき名目も亦已に知る可からざるに至れば、兢の此書の如き大に裨補する所無しとせず、其闕佚竄入の如き

何ぞ多く病むに足らんや、要は唯學者の之を識別するに在るのみ。

●本事詩一卷

〔作者、題名〕唐の孟棻撰す、棻、唐志に啟に作るは誤なり、字は初中、爵里詳ならず、是書前に光啟二年の自序あれば、僖宗興元に幸する時に作りし者にして、併せて其時代に生榮せしを知る可し、皆歷代詞人縁情の作を採りて、其本事を叙す、故に本事詩といふ。

〔體裁、傳來〕此書は情感、事感、高逸、怨憤、微異、微啟、嘲戲の七類に分ち、記す所たゞ樂昌公主、宋武帝二條のみ六朝の事に係り、餘は皆唐人の事なり、(我國)にては徳川氏の時刊行せり。

〔評論〕此書は大抵皆記事の言、議論に涉らず、又法則を説かず、實に宋人詩話の濫觴を爲せるものたり。

●詩品一卷

(修辭) 詩話

〔作者、體裁、傳來〕唐の司空圖撰す、圖の傳は司空表聖文集の條に出づ、此書は

雄渾、冲淡、纖穠、沈著、高古、典雅、洗鍊、勁健、綺麗、自然、含蓄、豪放、精神、縝密、疎野、清奇、委曲、實境、悲慨、形容、超詣、飄逸、曠達、流動。

の二十四品に分ち、每品皆四言の韻語を用ふ、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕詩趣を剖析すること頗る精緻なり、議論を用ひず詩語を用ひたるを以て津津として餘味有り、後人の詩品或は詞品を作る大概之に胚胎せざる無し。

●六一詩話一卷

〔作者、題名〕宋の歐陽修撰す、修の傳は文忠公全集の條に出づ、此書は修が熙寧四年致仕後の作にして、其晚年最後の筆なり、六一は其號なり、詩話とは詩に關する談話の義にして、此書は即ち其嚆矢なり。

〔體裁、傳來〕此書記する所、同時の人多く、まゝ唐

人に及ぶ者あり、又まゝ文を論ずるものあり、本事を記する者あり、爾來詩話を作る者、多く體例を此に取れり、(我國)にては續詩話、中山詩話と合せて、宋三家詩話と題し、文化十三年刊行せり。

〔評論〕 宋人の詩話は大抵皆説話の類に屬し、能く詩趣を精評するもの絶えて少し、而して修が詩話は實に其備を作るものなり、然れども韓愈の詩を論ずる條下の如きは猶是具眼の言たり。

續詩話 一卷

〔作者、體裁〕 六一詩話の續編にして、宋の司馬光の撰なり、光の傳は資治通鑑の條に出づ、體例は六一詩話と同じく、同時の人の詩を評記すれども、まゝ唐人に及べり、又時に小説を參ふ、詩話にして小説を參ふる、此書を以て始とすといふ、就中梅堯臣病死の一條は尤も詩話、關係なし、恐らくは、涑水紀聞中に入る可き者を誤りて此に録せるならんといふ。

〔評論〕 此書も亦六一詩話の流亞なり、然れども品詩の語往々精密なるもの有り、林逋の疎影橫斜水清淺、

暗香浮動月黃昏、魏野の數聲離岸櫓、幾點別州山、韓琦の花去曉叢胡蝶亂、雨餘春圃結棹間、耿仙芝の草色引開盤馬地、簫聲吹暖賣饅天、寇準の江南春の詩、陳堯佐の吳江の詩等、今に相傳誦する、皆光より始めて之を表出せるなり、其魏野杜甫の詩を説く所も亦妙に理解に中れり。

中山詩話 一卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の劉攽撰す、攽の傳は彭城集の條に出づ、此書もと、題名なく、たゞ劉貢父詩話と稱す、其中山といふは後人其郡望を以て追題せる者なるべし、論ずる所北宋人の詩にして、まゝ唐人に及ぶ。

〔評論〕 此書は嘲諷多く、記事猥雜にして歐陽司馬二氏の書に及ばず、然れども、攽は元祐諸人の中に在りて學問最も根底あり、故に其考證論、尙取るべきもの多く、江湖末派の字句に鉤棘して、空談を以て詩を説く者の比に非ず。

後山詩話 一卷

〔作者、題名〕 舊本宋の陳師道撰すと題す、師道の傳は後山集の條に出づ、後山は其別號なり。

〔傳來、體裁〕 此書、文獻通考には二卷に作り、今本一卷なるは、後人の合する所なる可しといふ、陸游の老學庵筆記に師道の撰に非ざるを疑へり、蓋し書中蘇軾、黃庭堅、秦觀に於て、俱に不滿の詞あるが如き、毫も師道の語に類せず、且つ師道没後、名を得たる雷大使の事を記するが如き、其偽書たること知る可し、然れども、持論多く、師道の見と出入するものあり、亦宵紫の語少からず、疑ふらくば師道もと詩話ありしを、南渡後散逸して好事者意を以て之を補ひしものならん、凡て七十九條あり、唐宋人の詩を論せり、時に六朝に渉るものあり、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 此書流傳久しきも、所論見る可き者甚だ少し、唯、其詩文寧ろ拙なるも巧なる母れ、寧ろ朴なるも華なる母れ、寧ろ粗なるも弱なる母れ、寧ろ僻なるも俗なる母れといひ、又善く文を爲くる者は、事に因りて以て奇を出す、江河の行くや、順下するのみ、

其山に觸れ谷に赴き、風搏ち物激するに至りて、然して後、天下の變を盡すといふが如き、問、取る可きあり。

臨漢隱居詩話 一卷

〔作者、題名〕 宋の魏泰撰す、泰字は道輔、襄陽の人、文章を善くし、臨漢隱居集、東軒筆錄を著す、嘗て襄陽の形勝を賦し識者之を偉とせり、章惇之を官せんとせしが、辭して就かず、晩歲に至りて漢上に卜居し詩話を著せり、即ち此書なり、故に名づく。(尙友延博識)

〔體裁、傳來〕 此書上半は主として唐人を、下半は宋人の詩を評したる者にして、凡て七十餘條あり、(我國)にては、近藤南州刻して螢雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 泰は會布の婦の弟なれば、王安石の學派なり、故に其派の人は稱し、歐陽修等の一派は之を貶せり、固より門戸の私を免れざれども、其中自ら取る可き者少からず、韋應物、白居易、楊億、劉筠の諸詩を評し、王維詩中顛倒の字を考へ、梅堯臣、劉禹錫の

詩を議する等の如き即ち是なり。

◎優古堂詩話 一卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の吳并撰す、并字は正仲、滁州の人、紹聖四年宏詞の科に中り、靖康中翰林に官す、旨を承けて耿南仲と割地の議を主とし、卒に國事を誤れり、又金人の爲に往來し、張邦昌を立て、之に事ふ、建炎の後竄謫せられて死せり、(四庫提要)優古堂は其書室の名ならん、此書凡て百五十四條、多く北宋人の詩を論じ、亦まゝ唐人に及べり、卷末楊萬里の一條は、時代甚だ間隔すれば後人の竄入なる可し、書中考證に涉る者少く、多く詩家の用字鍊句相承變化の由來を論せり。

〔評論〕 諸家の詩を作る、胎を奪ひて骨を換へ、案を翻して奇を出だす、必ずしも盡く本づく所なきに非ずと雖、實は則ち無心に開合する者亦多し、此書の如く、一句一字、其出所を摘發するは、未だ劍を求めて舟に刻するの恐を免れず、然れども、古人の意の異同と遺詞の巧拙とを觀るには、亦益無しと爲さず。

◎詩話總龜前集四十八卷 後集五十卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の阮閱撰す、閱字は閑休、舒城の人、建炎元年、中大夫を以て袁州の知と爲り、治績あり、晩に隱居して吟咏自適せりといふ、(尚友錄)又彬江百詠一卷の著あり、此書もと詩總と名づく、其今名に改むるは誰なるか詳ならず、總龜とは美稱にして聚めて知らざる所なきの義なり、顏真卿の殷踐猷墓碑に、顏元孫、韋述、賀知章、陸象先、踐猷と凡五人相聚る、故に五總龜といふ、龜は千年に五たび聚り問ふ、知らざる無きをいふなり、此書は漢魏六朝より、北宋までの詩話を集めたるものにして、多く雜事を附載せり、前集は四十六門、後集は六十一門に分てり、而して此書宣和五年に成る、是時蘇黃の文藝方に嚴なり、故に元祐の諸家の詩話は悉く之を録せず。

〔評論〕 此書、資料極めて富むを以て、考證に資するに足る者多しと雖、體裁極めて冗雜なり、李易の序に曰く「阮子の舊集頗る雜なり、月窓條して之を約にす、彙次義あり、禁結尋ぬべし」と、然らば則ち

此書已に改竄を經、其舊目に非ず。

◎彥周詩話 一卷

〔作者、題名、體裁、傳來〕 宋の許頴撰す、頴は襄陽の人、彥周は其字なり、宣和中生榮せり、始末考ふ可き無し、此書は多く北宋人の詩を論じ、まゝ漢魏六朝より唐の諸家に及べり、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に収めたり。

〔評論〕 此書引述する所、蘇軾、黃庭堅、陳師道の語多し、以て其宗旨を見る可し、其議論多く根柢あり、品題亦具に別裁あり、宋人詩話中の善本と稱すべし、たい間、神怪の説を參ふるのみ。

◎紫微詩話 一卷

〔作者、題名〕 宋の呂本中撰す、本中の傳は童蒙訓の條に出づ、本中、中書舍人に歴官し、權りに學士院に直たり、故に詩家稱して呂紫微といふ、因りて作る所の詩話、亦紫微を以て名と爲せり、此書論する所北宋人の詩にして、凡て八十餘條、たゞ李鼎祚易

解諸條偶、經義に涉り、秦觀黃樓賦諸條頗る雜文に及び、吳儂倒語の諸條、亦間、諧謔を雜ふ、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に収めたり。

〔評論〕 本中の學、黃庭堅に出づ、嘗て江西宗派圖を作り、庭堅を以て祖と爲し、陳師道等二十四人を以て、下に序列せり、宋詩の門戸を分つは實に此より始る、然れども其論する所は頗る公平にして、一家に偏せず、一格を主とせず、毫も門戸の見無し、人をして殆んど別人なるかの疑を起さしむ。

◎珊瑚鉤詩話 三卷

〔作者、題名〕 宋の張表臣撰す、表臣字は正民、鄉貫詳ならず、右承議郎に官し、常州軍州に通判たり、紹興中司農丞に終れり、(四庫提要)是書珊瑚鉤と名づくるは、杜甫の文采珊瑚鉤の句に取るなり。

〔體裁、傳來〕 論する所六十九條、六朝より北宋に及べり、就中雜文又は瑣事に及ぶ者多し、故に名は詩話なれども實は盡く詩を論するに非ず、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に収めたり。

〔評論〕 其論旨偏頗なる者多し、好みて自ら其詩を載

せ、務めて所長を表すが如き、器量甚だ淺狭なり、然れども往々元祐諸學者の餘緒を得る者あり、また参考に供するに足る。

●石林詩話一卷

〔作者、題名〕 宋の葉夢得撰す、夢得の傳は石林燕語の條に出づ、石林は其號なり。

〔體裁、傳來〕 此書論ずる所、六朝より北宋の元豐年中に及ぶ、凡て八十條あり、(我國) には近藤南州刻して笠雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 夢得は蔡京の門下に出で、京は王安石の股肱たり、故に此書は安石の詩を稱揚すること甚だしく、爲に後人の指駁を免れざれども、其所論往々冝紫を得たる者あり、精を取りて、粗を舍つれば可ならん。

●藏海詩話一卷

〔作者、題名、傳來〕 此書はもと永樂大典中に載せられたれども、著者名を記さず、且つ明より以來、諸書

目に著録せざれば、其何人の作なることを知る能はず、同大典中に、宋の吳可の藏海居士集あれば、此書も吳可の著なるべしと傳ふ、可の傳は明ならず、藏海は蓋し其號ならん、此書は此の如く著れざりしが、(清)の乾隆帝の時、大典より録出して、別本と爲し、漸く世に傳はれり、(我國) には享和二年刊行せり。

〔體裁〕 凡て九十餘條あり、主として北宋の熙寧、元豐間の諸家を論じ、唐人に及ぶものは少し。

〔評論〕 其詩を論ずる毎に、故らに不丁丁の語を爲す、禪家の機鋒に似て頗る習氣を免れず、但問、其品評考證の取る可き者あるのみ。

●歲寒堂詩話二卷

〔作者、題名〕 宋の張戒撰す、讀書敏求記に張戒傳に作るは誤なり、戒は正平の人、紹興五年、趙鼎の薦にて國子監丞と爲り、累進して、司農少卿に至る、鯁亮を以て名あり、秦檜が己を屈して和を金に求めんとするを沮み、卒に逐はれ、晩に佐宣教郎を以て、台州の崇道觀を主管せり、(宋史趙鼎傳) 歲寒堂は其居名

ひる可し。

〔傳來、體裁〕 此書は清の錢曾の讀書敏求記に著録すれども、世に傳本なかりしが、乾隆帝の時、永樂大典より録出し、始めて行はる、古今の詩人を通論し、下は蘇軾黃庭堅より、上は漢魏風騷に溯り、凡て七十餘條あり。

〔評論〕 大旨は李白、杜甫を尊び、陶潛、阮籍を推し、始は言志の義を明にして、之を終るに無邪の旨を以てせり。

●庚溪詩話二卷

〔作者、題名〕 宋の陳巖肖撰す、巖肖字は子象、金華の人、紹興八年宏詞の科に中り、仕へて兵部侍郎に至る、(四庫提要) 庚溪は其號なり。

〔體裁、傳來〕 卷首先づ宋の累朝の御製を載せ、次に漢の高祖、武帝、魏の武帝、文帝、唐の高祖の詩を批評せり、後、唐宋の詩家を歴叙し、各評騭を爲せり、就中元祐の諸家に於ては、徵引する所尤も多し、(我國) には近藤南州刻して笠雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 巖肖は元祐諸家と時代相接するを以て、能く

其緒餘を得たり、故に論ずる所具さに矩矱あり、間、舛誤なきに非ざれども、大旨正に詭らず、其山谷詩派を論ずる一條、深く當時學者の未だ其妙を得ずして、但聲韻をして拗振に、詞語をして艱澁ならしめ、以て江西の格と爲すを斥くるは尤も其病に切中せり。

●韻語陽秋二十卷

〔作者、體裁、題名〕 宋の葛立方撰す、立方は丹徒の人、事蹟詳ならず、(尙友錄) 是書は諸家の詩を雜評したる者にして、甚だ句格の工拙を論せずして、多く意旨の是非を論せり、故に陽秋といふ、陽秋とは春秋なり、孔子の春秋に擬するなり、蓋し晉人春を諱み春秋を改めて陽秋といふ、立方宋人を以て直に之を襲ふ、無識の甚しき者なり。

〔評論〕 此書は虛誕偏駁附會舛誤等頗多し、然れども持論嚴正にして、其精確の處亦未だ盡く没す可からず。

◎碧溪詩話十卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の黃徹撰す、徹字は常明、莆田の人、宣和六年の進士、辰州辰縣の丞を授けられ、後沅州の軍事判官より、鄂州嘉魚の令と爲る、後權貴に忤ひ、自ら官をすて、興化の碧溪に起臥し以て終ふ、此書此時に成る、故に碧溪を以て名づく、(四庫提要詩話序) 漢より宋に至るまでの詩人を論せり。(敗參考)

〔評論〕 其詩を論する風教を以て本と爲し、彫華を尙ばず、然れども大致風人の旨を失はず。

◎唐詩紀事八十一卷

〔作者、體裁、題名〕 宋の計有功撰す、有功字は敏夫、安仁の人、紹興中右承議郎たり、(建炎以來繫年要錄參考) 此書は唐一代の詩人に於て、或は名篇を録し、或は本末を紀し、兼ねて其世系爵里を詳にせり、録する所、凡て一千百五十家、唐人の詩集世に傳はらざるもの又は師承の關係等は多く此書に頼りて一端を窺ふを得るなり。

◎竹坡詩話三卷

〔作者、題名〕 宋の周紫芝撰す、紫芝は宣城の人、紹興中進士の第に登り、樞密院編修官より、後出で、興國中軍に知たり、著す所太倉稊米集七十卷あり、(尙友錄參考) 竹坡は其號なり。

〔體裁、傳來〕 此書論する所、唐、宋二代に涉り、凡て八十條あり、(我國) にては近藤南州刻して笠雪軒叢書中に収めたり。

〔評論〕 此書、綠沈金鎖を解するの疎失なると、刑天舞干戚の句を論じて曾絃の説を勦襲せると、譙國集を論せるとの誤見に出づるは、宋代に在りて周必大已に之をいへり、又王維が李嘉祐の詩を沿襲せりと爲すが如き頗る史事に疎なるを見る、然れども嘲解睡の韓愈の作に非ざるを辨せる、留春不住詞は王安石の作に非ざるを辨せる、韓愈調張籍の詩は元稹の爲に作るに非ざるを辨せるが如きは、皆特見あり、唯其詩趣を解する未だ淺近を免れず、點化を以て詩中の三昧と爲すが如きは論の至れるものに非ざるなり。

◎茗溪漁隱叢話前集六十卷

後集四十卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の胡仔撰す、仔の傳は孔子編年の條に出づ、茗溪漁隱は其自號なり、此書は阮閱の詩話總龜の補續にして、同じく漢魏六朝より北宋までの詩話を擧げ、而して閱の書に載せざるもののみを取れり、故に此二書にて、北宋以前の詩話は大略備はれり、前集は先づ國風、漢魏六朝を擧げ、夫より陶潛、李白、杜甫、韓愈、柳宗元、白居易、歐陽脩、梅聖俞、王安石、蘇軾、黃庭堅、秦觀の如く、能く一家を爲す者は、一卷以上に涉り、其他諸家は數人を合して一卷中に列ね、瑣聞逸句は或は類を設け、或は時代雜記の下に網羅せり、而して其順序は作者の先後に由れり、後集は其補遺にして體例相同じ、たゞ一家をなす者の中にて、白居易、梅聖俞、秦觀の三人を缺き、柳宗元は之を諸家と同卷中に收めたり。

〔評論〕 此書閱の書の補續なりと雖、閱の書は多く雜事を録し小説に近きも、此書は則ち文を論じ義を考

(修辭) 詩話

七二九

◎二老堂詩話一卷

〔作者、題名〕 宋の周必大撰す、必大の傳は文忠集の條に出づ、二老堂は其居の名なり。
〔體裁、傳來〕 此書唐宋諸家の詩(まゝ陶淵明に及ぶ) 又は詩句、詩作の熟語等を論じたる者にして、凡て四十六條あり、(我國) にては近藤南州刊して笠雪軒叢書中に收めたり。
〔評論〕 必大、學問博洽にして、又掌故に熟す、故に所論多く考證を主とす。

◎誠齋詩話一卷

〔作者、題名〕 宋の楊萬里撰す、萬里の傳は誠齋集の

ふる者多く、取捨も亦稍嚴なり、閱の書は體例雜を免れざれども、此書は較、明晰なり、閱の書はたゞ舊文を採摭して考正する所なきも、此書は則ち多く辨證の語を附し、尤も參訂に資あり、故に閱の書は甚だ世に重んぜられずして、此書のみ獨り用ひらる、蓋し宋人詩話中に在りては優なるものなり。

條に出づ、誠齋は其號なり。

〔體裁、傳來〕 此書凡て六十餘條、主として宋人の詩を論じ時に唐に及ぶ、然れども文を論ずる語亦甚だ多し、又諧謔雜事に及ぶ者あり、蓋し宋人の詩話は是の如きもの往々あれば、此書も亦其一たるを知るべし、(我國)にては享和二年刊行せり。

〔評論〕 萬里本と詩を以て名あり、故に論ずる所往々理に中れり、萬里詩を爲る好んで文句及び俚語を用ふ、故に李師中の山如仁者壽、水似鼎之精を以て善く經を用ふと爲し、蘇軾の遊訪詩尋醫、畏病酒入務と、僧顯萬の探支春色墻頭朶、闌入風光竹外梢とを以て、善く字を用ふと爲す、自ら其立岸風大壯、還舟鏡小明的詩篇の名を以て、易卦に對する者と稱す、均しく定論に非ず、其他李商隱の夜半宴歸宮漏水、薛王沈醉壽王醒の二句、國惡を暴揚し至て無禮なるも、萬里以て微婉顯晦盡きて汗尤ならずとなすが如き、亦誤れりといふ可し。

◎ 滄浪詩話 一卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の嚴羽撰す、羽の傳及び、滄

浪の義は滄浪集の條に出づ、此書一に滄浪吟卷とも稱す、凡て

詩辨、詩體、詩法、詩評、詩證。
の五門に分ち、末に吳景偃に與へて詩を論ずる書を附せり。

〔評論、傳來〕 大旨盛唐を取りて宗と爲し、妙悟を主とせり、故に空中音の如く、象中色の如く、鏡中花の如く、水中月の如く、羚羊の挂角迹の尋ぬ可きなきを以て詩家の極則と爲せり、(明)の胡應麟之を遂摩の西來して獨り禪宗を闢くに比し、馮班は詆りて嘖語と爲すに至る、要するに其時宋代の詩統ひて宗を論ずるに涉り、又四靈の派方に盛にして、世皆晚唐を以て相高ぶる、故に此一家の言を爲し以て一時の弊を救ひしなり、後人輾轉流を承け、漸く浮光掠影して以て待たりとなすに至るも、是羽の闢り知る所に非ず、今平心にして之を論ずれば、蓋し宋元人詩話中に在りて眞に能く正法眼藏を具するものは此書を以て第一と爲さざる可からず、故に(清)に至り王士禎の如きも亦其説を宗と爲せり、(我國)にては享保十一年談藝錄、藝圃擷餘と共に刊行せり。

〔參考〕 ○滄浪詩話糾謬 一卷 明馮

◎ 詩人玉屑 二十卷

〔作者、題名〕 宋の魏慶之撰す、慶之字は醇甫、菊莊と號す、建安の人、仕へず、郷里に住せり、事蹟詳ならず、玉屑とは美稱なり、魏志衛凱傳に、昔漢武神仙の道を信じて求め謂ふ、當に雲表の露を得以て玉屑を餐すべしと、故に仙掌を立て以て高露を承くとあるに本づけるならん。

〔體裁、傳來〕 此書は

詩辨、詩法、詩評、詩體、句法、警聯、口訣、初學蹊徑、命意、造語、下字、用字、壓韻、屬對、煅煉、沿襲、奪胎換骨、點化、托物、諷興規戒、白戰、含蓄、興趣、思致、體用、風調、圓熟、平淡、閑適、變態、詞勝綺麗、富貴寒乞、知音、詩病害理、考證、品藻古今人物、古詩律詩、絕句、三百篇、楚辭、兩漢、建安、兩晉、六代、盛唐、開元天寶已後、晚唐、西崑、本朝、中興諸賢、禪林、方外、閨秀、靈異、詩餘、中興詞話。

の五十六門に分ち、諸家の詩話をあつめたる者なり、(我國)にては寛永十六年版行せり。

〔評論〕 宋人喜びて詩話を爲る、哀集して編を成す者至りて多し、其今に傳はる者、惟、阮閱の詩話總編、蔡正孫の詩林廣記、胡仔の茗溪漁隱叢話、及び慶之の此書、卷帙最も富めり、然れども總編は蕪雜、廣記は挂漏、均しく胡魏二家の書に及ばず、仔の書は高宗の時に作りしものなれば、録する所北宋人の語多く、此書は度宗の時に作りしものなれば、録する所南宋人の語多し、因て二書を通觀すれば、宋人論詩の梗概を知ることを得べし。

◎ 娛書堂詩話 一卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の趙興鷗す、興鷗は太祖十世の孫にして、寧宗以後に生榮せり、事蹟詳ならず、娛書堂は其書室の名なり、論する所多く宋代の人に於て、まゝ前代に及ぶ、凡て六十餘條あり。

〔評論〕 其詩を論ずる江西を宗とし、兼ねて江湖派に涉れり、故に取る所、或は庸腐に涉るものあれども、名章雋句、軼事遺文も亦少からず、未だ其蕪雜を以て、併せて其菁華を棄つ可からざるなり。

◎後村詩話前集二卷 後集二卷

續集四卷 新集六卷

〔作者、題名、體裁〕 宋の劉克莊撰す、克莊字は潛夫、莆田の人、真徳秀に學び、官龍圖閣直學士に至る、後村集五十卷の著あり、(尙友錄)後村は其號なり、此書前後二集は、六十歳より七十歳までの作にして、續集は八十歳、新集は八十二歳の作なり、前後續の三集は、漢魏以下を統論す、就中唐宋人の詩を論ずるもの特に多し、新集は唐人の詩を詳論せり、皆菁華を採り、優劣を品し、往々全篇を連録する者あり、他家の詩話の兼ねて考證に渉る者と、其例を殊にせり、載する所の宋代の諸詩、其集今に傳はらざる者、十の五六、亦皆此書に賴りて以て存す、善本と稱すべし。

〔評論〕 其詩を論ずるや條理あり、往々疎漏に失し矛盾に陥れりと雖、亦精核の者無きに非ず、南宋諸家詩話の中に在りては第二以下に下らざるものたり。

るは、時潮に移動せられざるものと謂ふ可し。

◎詩林廣記前集十卷 後集十卷

〔作者、題名〕 宋の蔡正孫撰す、正孫字は粹然、蒙齋野逸と號す、宋末の人なり、(四庫提要)詩雅の林のこを廣く記すの義なり。

〔體裁、傳來〕 前集は

陶淵明、杜工部、李太白、韋蘇州、劉禹錫、韓昌黎、柳柳州、王摩詰、李義山、王建、杜牧之、孟東野、賈閔仙、孟浩然、盧玉川、鄭谷、李長吉、唐彦謙、韓致堯、杜荀鶴、陸龜蒙、(附薛能、王白樂天、元微之、王播、韓翃、張翥、李涉、)の二十三人、附録八人、合して三十一人を載せ、後集は

歐陽公、王荊公、蘇東坡、蘇穎濱、黃山谷、陳後山、梅聖俞、蘇子美、石曼卿、張文潛、秦少游、郭功甫、陳簡齋、韓子蒼、陳希夷、魏清逸、林和靖、王黃州、寇萊公、張垂厓、楊文公、晏元獻、司馬溫公、范文正公、賀方回、謝無逸、胡少汲、劉貢父。

(修辭) 詩話

◎草堂詩話二卷

〔作者、體裁、題名〕 宋の蔡夢弼撰す、夢弼は建安の人、傳記明ならず、此書は宋人の詩話語錄文集等より、杜甫の詩を評論する者二百餘條を集めるたるものにして、頗る參考に資するに足る、草堂は甫が蜀に客たりし時居る所、故に以て此書に名づく。

◎對牀夜話五卷

〔作者、體裁、題名、傳來〕 宋の范希文撰す、希文字は景文、葑莊と號す、錢塘の人、大學生なり、咸淳二年、上書して賈似道を劾し、瓊州に竄せらる、元の世祖の時、程鉅夫、希文を朝に薦めしが、辭して出でず、無錫に流寓して終る、(無錫流寓)是書は宋の景定中の作にして、漢より宋に至るまでの詩を論せり、皆夜牀に對して話せし語といふ意にて名づけしならん、(我國)にては近藤南州刊して螢雪軒叢書中に収めたり。

〔評論〕 品評或は當り、或は當らず、瑕瑜互に見はる、唯其宋末に當りて、力めて四靈晚唐の二派を排斥せ

二十八人を載す、皆先づ詩を擧げ、後に詩話を載せたり、故に總集詩話折衷の如き觀あり、此書明の陳繼儒の校訂せる秘笈本は前後合して四卷有り、(我國)にては前集は字都宮由的、後集は鶴侖眞昌校點して刊行せり。

◎白石道人詩說一卷

〔作者、題名〕 宋の姜夔撰す、夔字は堯章、鄞陽の人、武康に寓居し、白石洞天と號たり、潘轉翁之を號して白石道人といふ、夔詩を作りて、これに答へて曰く、南山仙人何所食、夜夜山中煮白石、世人喚作白石仙、一生費齒不費錢、仙人食罷腹便便、七十二峰生三肺肝云々と當時名公鉅卿みな其人と爲りを愛せりといふ。(尙友錄、齊東野語參考)

〔體裁、傳來〕 此書詩體詩法を雜論し、古を評するものは僅に二條のみ、凡て三十條あり、(我國)にては近藤南州刻して螢雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 其詩法を説き或は古人を評する、心得の言多し、白石詩を作るに工に深く箇中の辛苦を知る、故に自然に此の如きを致せり、兩宋人詩話中に在りて

は滄浪詩話の外指を此書に屈せざる可からず。

●梅磻詩話三卷

〔作者、題名〕 宋の章居安撰す、居安は吳興の人、景定間の進士なり、事蹟詳ならず、梅磻は其號なり。

〔體裁、評論〕 此書論ずる所、南宋の時の人の作多く、まゝ六朝より唐、北宋に及ぶものあり、阮元評して「名篇警句、往々是に在り、采掇また謹嚴なり」といへり、必しも阿好の言に非ず。

●淳南詩話三卷

〔作者、題名〕 金の王若虛撰す、若虛字は從之、瑛城の人、承安二年の進士、官膠州録事より、直學士に至る、金亡ぶる後、黃峴峰に隠れ、宋の淳祐三年(一九〇三)歿す、年七十、(金史本傳參考)藁城は直隸省正定府に在りて滹沱河の南に位するを以て此書に名づくるなり。

〔體裁、傳來〕 此書は多く熙寧元豐諸家の詩話、又は

詩にしてまゝ唐詩に及ぶものあり、就中蘇軾、黃庭堅の語を引くこと最も多し、凡て八十餘條あり、(我國)にては近藤南州刊して笠雪軒叢書中に收めたり。

●歸田詩話三卷

〔作者、題名〕 明の瞿佑撰す、佑字は宗吉、錢塘の人、洪武中、仁和、臨安、宜陽の訓導を歴、周府の右長史と爲る、永樂中罪を得、獄に下されしが、幾くもなく許されて家に歸りて卒せり、年八十七、(列朝詩話參考)此書は、佑が永樂中、事を以て囚へられ、保安に成たり、洪熙元年赦されて、田里に歸るを得たる時の作なり、故に歐陽修歸田錄の例に倣ひ、歸田を以て名と爲すなり、これを存齋詩話といふは、後人の題する所に於て、存齋は佑の號なり。

〔體裁、傳來〕 凡て百二十條、師友の言論する所、及び四方に遊びて見聞する所を録せる者にして、各、題を設け、論評、解説、記事等に涉れり、所論の範圍は唐より明初に及べり、(我國)にては近藤南州刊して笠雪軒叢書中に收めたり。

●懷麓堂詩話一卷

〔作者、題名〕 明の李東陽撰す、東陽の傳は懷麓堂全集の條に出づ、懷麓堂は其書室の名なり。

〔體裁、傳來〕 此書は詩體を論ずる者あり、歴代の詩を論ずる者あり、各人に就て論ずる者あり、(我國)にては近藤南州刊して笠雪軒叢書中に收めたり。

〔評論〕 東陽詩を論ずる法度音調を主として、極めて剽竊摸擬の非を論せり、其言味ふ可きもの多し、要するに深く甘苦を知れるものたり、故に當時奉じて以て宗となせしが、後何景明、李夢陽出づるに至り、始めて其體を變せり、然れども賈古の病、其詆訶する所に適中す、故に後人多く彼を抑へて此を伸す。

●詩話十二卷補遺三卷

〔作者、體裁、評論〕 明の楊慎撰す、慎の傳は丹鉛總錄の條に出づ、此書論ずる所、姬周に始まり、歴代に涉るも、倫次無し、凡て題を設け、或は其詩體を解説論評するあり、各人の詩及詩題に就きて批評す

るあり、又は用字用韻法に論及するあり、或は詩話の評、故事の説明等あり、補遺は其雲南に謫せられたる時の作に係る、邊地にて書少く、たゞ記憶によるを以て、舛謬を免れざれども、他の同時の人の詩話に比せば、遙に其上に在り、體裁は相同じ。

●唐音癸籤三十三卷

〔作者、題名〕 明の胡震亨撰す、震亨字は孝轄、才識通敏、經濟を以て自負す、固城の教諭より、合肥縣の知と爲り、後兵部職方司員外郎に至る、(嘉興府志參考)震亨、唐音統籤十集を撰し、十干を以て記と爲す、此書は其十集なり、故に癸籤といふ、籤はくぢなり、猶帙といふが如し、何の籤には何を收むるといふ意より名づく。

〔體裁〕 此書は唐詩に關する詩話を録したる者にして、凡て七大目に分つ、一を體凡といふ、詩體を論ず、二を法微といふ、二十四目に細別し、格律及び字句聲調を論ず、三を評彙といふ、諸家の評論を集む、四を樂通といふ、樂府を論ず、五を詁箋といふ、名物典故を訓釋す、六を談叢といふ、逸事を録す、

七を集録といふ、唐人の別集の卷數、總集又は選本、金石、墨蹟を録せり。

◎談藝錄一卷

〔作者、題名〕 明の徐禎卿撰す、禎卿字は昌穀、吳縣の人、弘治十八年の進士、大理左寺副を授けられ、後事を以て國子博士に貶せらる、詩を善くし李夢陽、何景明と交遊せり、正徳六年(二一七一)卒す、年僅に三十有(明史文苑傳參考)。談藝とは猶文藝談といふが如し。

〔體裁、傳來〕 凡て二十餘條ありて詩格を論せるもの多し、就中詩と性情との關係に及ぶものあり、(我國)にては享保十一年之を刊行せり。

〔評論〕 其論頗る粹美深至なり、歴代の詩話を通覽するに真に能く詩趣を解するものは滄浪詩話の後、此書を推して最と爲さる可からず、王陽明之を斥くは未だ偏見を免れざるなり。

◎藝苑卮言六卷

〔題名、作者〕 卮言の字は、莊子に卮言を以て曼衍と國)にては享保十一年之を刊行せり。

◎四溟詩話四卷

〔作者、題名〕 明の謝榛撰す、榛の傳は四明集の條に出づ、四溟は其號なり。

◎詩藪内編六卷 外編六卷 雜編六卷

(修辭) 詩話

爲し、重言を以て真と爲すとあるに出づ、題して藝苑の卮言といふは即ち謙辭なるを知るべし、明の王世貞撰す、世貞の傳は弇山堂四部稿の部に出づ。

◎藝圃擷餘一卷

〔題名、作者、體裁、傳來〕 文藝の苑圃の花木の擷れる餘といふ義なり、明の王世懋撰す、世懋字は敬美、太倉の人、王世貞の弟なり、嘉靖三十八年進士に及第し、官南京禮部主事より、太常少卿に至る、萬曆十六年(二二四八)歿す、年五十三、(明史文苑傳參考)。此書は詩格を雜論せる者にして、凡て三十餘條あり、(我國)にては延享三年版行せり。

續編 二卷

〔作者、題名〕 明の胡應麟撰す、應麟の傳は筆叢の條に出づ、此書は古今の詩を評隲せる者なり、詩藪とは詩談の林藪の義なり。

◎小草齋詩話 五卷

〔作者、題名〕 明の謝肇淛撰す、肇淛の傳は、五雜俎の條に出づ、小草齋は其書室の名なり。

論じ、外雜二篇は主に唐宋より明までの詩を論ず、逸話の如きもの亦多し、其明詩を崇びて往、杜詩を駁するが如き、偏見無きに非ずと雖、而も亦心得の言有り。

●秋星閣詩話 一卷

〔作者、題名、體裁〕 明の李沂撰す、沂字は彦山、昭陽の人、秋星閣は其書室の名ならん、此書は八字訣、勸虚心、審趨向、指陋習、戒輕梓、勉讀書。の六項に分ち、作詩法を論せる者なり。

●歷代詩話八十卷

〔作者、體裁〕 清の吳景旭撰す、景旭字は且生、歸安の人、(四庫提要)此書分ちて十集と爲し、十子を以て目と爲す、甲集六卷は詩三百篇を論じ、乙集六卷は楚詞を論じ、丙集九卷は賦を論じ、丁集六卷は古樂府を論じ、戊集六卷は漢魏六朝の詩を論じ、己集十二卷、前九卷は杜詩を論じ、後三卷は杜陵譜系たり、

庚集九卷は唐詩を論じ、辛集七卷は詩宋を論じ、壬集十卷は金元の詩を論じ、癸集九卷は明詩を論ず、都べて毎條各、標題を立て、先づ舊説を列し、次に諸書を雜引して、以て互に相考證し、其舊説無くして、景旭自ら論を立つる者は、本詩を前に列し、己の意を後に附せり。

〔評論〕 此書材を詩話説部より採れども、盡く原書に根柢せず、又博を嗜み多きを貪り、往往題を借る曼衍蕪雜に失す、然れども材を取る繁富、能く衆説を以て、互に相鉤貫し、以て其得失を參考するを得、古人を以て之を較すれば、蒼溪漁隱叢話の亞たるを失はず。

●帶經堂詩話三十卷

〔題名、作者〕 清の王士禛の詩話を輯めたる者なり、帶經堂は其書室の名なり、士禛の傳は精華錄の條に出づ、輯者は張宗柎といふ、字は汝棟、海鹽の人、鄒山に起臥し、文詩に耽り、一生を送れり、吟廬小稿、度香詞の著あり、乾隆三十年(二四二五)歿す、年七十二。(帶經堂詩話 卷尾參考)

〔體裁〕 此書は士禛の著、漁洋文十四卷以下十七種中より詩に關する論評談話をあつめ、

綜論(源流、體裁、品藻、推較、摘瑕、評駁の六類に分つ)、縣解(行興、入神、要旨、真訣、微喻、清言の六類に分つ)、總集(纂輯、刪訂、序論、題識、家學、自述の六類に分つ)、衆妙(標舉、指數、合作、佳句、賦物、押韻の六類に分つ)、考證(典故、遺蹟、氏籍、品誼、襲故、近似、句意、字義、音訓、名物、注家、用事、稱謂、異同、辨析、校勘の十六類に分つ)、記載(節義、棲隱、博雅、武人、閨閣、禪林、蒐逸、采風、古器、書畫、警悟、裁正、破邪、軼聞、韻事、異徵の十六類に分つ)、叢譚(俗砭、笑枋、談諧、瑣綴の四類に分つ)、外紀(答問、評杜の二類に分つ)。の八門に分ち録せり、卷首別に御筆、應制の二類あり、士禛在官の時見聞せる御製の詩、及び諸臣應制の記事を輯めたるものなり、節録せる諸條、必ず皆本書の名を標し、其前後の文と關係ある者は、別に附録と細書して、前後の文を録し、他家の意見、又は宗柎の考は、附識、又は某按と細書して、これと別てり。

〔評論〕 士禛、詩を説くに神韻を以て宗旨と爲し、又古詩に平仄有るを説く、是皆古人未だ多く發せざる所なり、其他古今の諸家を評する大抵皆首肯するに足れり、而も其論の源流を推尋すれば實に唐の司空圖、宋の嚴羽より來り、明人に於て亦負ふ所少からず、古詩の聲調に於ては是より先、馮鈍吟其萌芽を發し、錢謙益、程孟陽、吳偉業等之に和せる有り、雖、猶未だ精ならず、士禛に至りて始めて見る可きものあり、之を要するに、此書は清人詩話中に在りては、推して魁楚と爲さざる可からず。

●師友詩傳錄一卷續錄一卷

〔作者〕 師友詩傳錄は郎庭槐、續錄は劉大勤の撰する所なり、二人共に清人にして王士禛の弟子なり。〔體裁、題名〕 此書は庭槐が詩に關する疑問に對し、王士禛、張歷友、(名は)鄒蕭亭(名は)賀居の三人が答へたるものなり、士禛は其師にして、二氏は其友なれば、師友詩傳錄と名づけしなり、續錄は大勤と士禛との問答のみを録せり。

●全閩詩話十二卷

〔作者、題名、體裁〕 清の鄭方坤撰す、方坤の傳は經稗の條に出づ、此書は閩人の詩話、及び他詩の閩に關係ある者を輯録す、故に全閩詩話といふ、六朝、唐、五代、宋、元、明、清に分ち、附録として、無名氏、宮闈、方外、神仙、鬼怪、雜綴あり、參考書類凡て四百三十八種に及べり。

●五代詩話十卷

〔作者、題名〕 清の鄭方坤撰す、方坤の傳は經稗の條に出づ、此書は五代の詩話を輯めたる者、故に名づく、五代は五代史の五代と同じ。

〔傳來、體裁〕 初め清の王士禎、五代詩話を作らんと欲して、僅に稿を起し、未だ成らずして卒せり、然るに門人師を尊ぶの餘り、未成稿たるに拘らず、傳鈔して世に傳へしかば、宋弼は之を憂ひ、嘗て其闕遺を補ひて、之を刊行せり、然れども未だ完備に至らず、方坤由て士禎の殘稿により諸書より採録して、重ねて補正せり、原本六百四十二條の中より、二百

十六條を刪り、七百八十九條を増補せり、これは別に補の字を加へたれば、士禎の原撰とは一目して分つことを得べし、凡て

國主宗室、中朝、南唐、前蜀後蜀、吳越南唐、閩、楚荆南、宮闈仙鬼細流、羽士鬼怪、雜綴に分つ。

●榕城詩話三卷

〔作者、題名、體裁、評論〕 清の杭世駿撰す、世駿字は大、董甫と號す、仁和の人、雍正二年の舉人、乾隆元年鴻博に擧げられ、編修を授けらる、後監察御史に任せられしが、直言を以て忌諱に觸れ罷められて歸る、禮例、續禮記集說、續方言、石經考異、諸史然疑等の著あり、(先正事、略參考)此書は雍正十年舉人を以て、福建の考官に充てられたる時の作なり、故に榕城を以て名づく、榕城は閩城の異名なり、(閩城には榕樹多きより榕城といふなり)、書中論ずる所、清朝の人多く、まゝ明に涉たる者あり、又山川の奇險、者舊の遺事を記する者あり、而して其詩を論ずる王漁洋を以て宗と爲せり。

●聲調譜一卷

〔作者、題名、體裁〕 清の趙執信撰す、執信の傳は怡山堂文集の條に出づ、此書、卷首に聲調論例あり、後、聲調前譜、後譜に分ち、唐宋人の詩の聲調に合ふものを録し、これを解剖批評したるものにして、題名亦此に本づく、前譜の目左の如し。
五言古詩、七言古詩、樂詞五言、律詩。
後譜の目は左の如し。

五言古詩、七言古詩、齊梁體、半格詩、五言律詩、五言絕句、七言絕句。

大抵古體詩は、五言は第三字を重しとし、七言は第五字を重しとし、上下の二字を以て之を消息す、大抵三平を以て正格とし、四平切脚、兩平切脚の如きは之を落調といふ、律詩は本句平仄相救ふものを雙拗と爲せり、卷末に續譜あり、門人の妄増に係れりといふ、(我國)にては安政中、貫名海屋、詩法纂要を著し、續譜と談龍録とを記載せり。
〔評論〕 執信は士禎に於て後輩たれども意滿たざる所有り、故に務めて士禎と其説を異にせり、此書も

亦其門人の言に徴すれば、直に馮鈍吟に胚胎せるもの、如し、然れども實に大致士禎と其所見を同じくす、豈悉く異を立つる能はざるもの有りて存するか。

●談龍錄一卷

〔作者、題名〕 清の趙執信撰す、執信の傳は怡山堂文集の條に出づ、王士禎、嘗て門人と詩を論じていふ、「當に雲中の龍の時に一鱗一爪を露すが如くなるべし」と、執信もと士禎と得ず、故に此書を著して之を排斥せり、題して談龍といふは、即ち士禎が龍を以て詩に喩へたるに本づく。

〔體裁、評論〕 凡て三十餘條、或は詩體より、或は格調より、或は近世の名家と比較して、士禎を批評したり、而も其言未だ門戸の見たるを免れざる可し。

●蓮坡詩話三卷

〔作者、題名、體裁〕 清の查爲仁撰す、爲仁字は心毅

宛平の人、康熙五十年、鄉試に擧げらる、事を以て罪を得、獄裡に在ること數年、赦免後、鄉里に起臥し、文を作り詩を賦し、一生を終れり、蔗塘詩集を著す、(本朝名家詩 鈔小傳參考)運坡は其號にして、從遊せる先輩及び友人との贈答倡酬の詩を擧げ、其人の字號鄉貫、逸事嗜好、又は己との關係を述べたる書なり、而して方外、閨秀、雜流の句に至るまで、已に關する者は皆之を附入せり。

●宋詩紀事一百卷

〔作者、體裁、題名〕清の厲鶚撰す、鶚の傳は樊榭山房集の條に出づ、此書は宋三千八百一十二家の詩を選録し、先づ作者の小傳を擧げ、後各詩家の其詩に對する評あれば必ず之を擧げ、無きものは詩のみ載せ、體例甚だ蕪雜なり、錄する所先づ列朝帝王に始まり、後諸家に及び、終りに閨秀、釋家、神仙より、諸體、雜語を錄せり、唐詩記事の如く、事によりて詩を錄する故、宋詩紀事といふ。

〔評論〕昔し唐の孟榮本事詩を作る、錄する所の篇章成故實あり、後、劉攽、呂居仁等の諸詩話、或は僅

に佚事を載せて必ず皆詩のみならず、詩敏夫の唐詩紀事、或は佚詩を附録として必ず事あらず、此書詩話を哀輯し、亦紀事を以て名となして、多く無事の詩を收む、全く總集の如くにして旁ら無詩の事に涉り、竟に說家に類す、未だ斷限を失ふを免れず、又概括する所多し、然れども網羅賅備、用力亦至れり、有宋一代の詩話を考ふる者、終に是書を以て淵海と爲す、胡仔諸家の能く長短を比較する所に非ざるなり。

●說詩碎語二卷

〔作者、題名、體裁〕清の沈德潛撰す、德潛の傳は唐宋八大家文讀本の條に出づ、此書は其亦白陽山の詩に寓する時の作にして、筆に隨ひて記せし者なり、自序に「命曰碎語、擬之試兒碎盤遇、物襍陳、略無詮次也」といへるにて、題に命する意を知る可く、詩體、詩格、詩法等を論じ、又三百篇以下明に至る詩人を批隣せり。

〔評論〕德潛、歷代の詩を選抄して書を成す、故に其盛衰及び作者の短長に於て知悉する所あり、此書は

則ち詩の小史にして、頗る簡明たり、其立論の根柢を審察すれば、則ち實に王士禛に出づ。

●隨園詩話十六卷補遺十卷

〔作者、題名、體裁〕清の袁枚撰す、枚字は子才、簡齋と號す、錢塘の人、乾隆四年の進士、庶吉士に選まれ、出で、溧水、江浦、沐陽、江寧等の諸縣に知となり、皆治績あり、後辭して江寧に住し、園を小倉山下に作り、名づけて隨園といふ、四方の名士來り集り、名聲一時に盛なり、世に隨園先生と稱す、嘉慶二年(二四五七)卒す、年八十二、著す所小倉山房集、隨園隨筆等あり、(先正事 略參考)此書は詩に關する論說記事を、筆に隨ひて記したるものにして、毫も倫次なし、同時の人の事を錄したる者十の八九を占む、まゝ古人に論及するあり、己の意見を記する者あり、吳文溥の南野堂筆記及び(我國)の五山堂詩話(菊池五山著)、詩聖堂詩話(大窪天民著)、詩山堂詩話(小畑行簡著)の如き、皆此書の體裁に倣ひたる者なり。

●石洲詩話八卷

〔作者、題名、體裁〕清の翁方綱撰す、方綱字は正三、覃溪と號す、順天大興の人、年二十進士に第し、乾隆十七年庶吉士に選まれ、累遷して廣東、江西、山東の學政に至る、嘉慶四年(二四五九)卒す、年八十六、著す所、經義考補正、復初齋全集等あり、(先正事 略參考)石洲は其號ならん、此書五卷までは唐宋人の詩を評論し、卷六は漁洋評杜摘記、卷七は元遺山論詩三十首、卷八は王文簡戲仿元遺山論詩絕句三十五首にして、先づ各原文及び原詩を擧げ、後之を批評考證せり。

〔評論〕其言觀る可きものあり、清人詩話中に在りて第二流以下に下らず。

●小石帆亭著錄五卷

〔作者、題名、體裁〕清の翁方綱撰す、方綱の傳は石洲詩話の條に出づ、小石帆亭は其書室の名なり、此書は其書室に藏する集中、殊に王漁洋、趙秋谷二家の詩論撰詩を著録し批評したる者なり、故に名づく、